資料0

岐阜県道路メンテナンス会議　規約（案）

（名　称）

第１条　本会は、「岐阜県道路メンテナンス会議」（以下、「会議」という。）と称する。

（目　的）

第２条　会議は、道路法第２８条の２の規定に基づき設置するもので、各道路管理者等が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

（協議事項）

第３条　会議は、第２条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

（１）　道路インフラの維持管理等に係る意見調整・情報共有に関すること。

（２）　道路インフラの点検、修繕計画等の把握・調整・発注支援に関すること。

（３）　道路インフラのメンテナンス技術者の育成等に関すること。

（４）　道路インフラの損傷事例や技術基準等の共有に関すること。

（５）　その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

（組　織）

第４条　会議は、第２条の目的を達成するため、岐阜県内における高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の各道路管理者及び会議が必要と認めるもので組織する。

２　会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長、副会長は岐阜県県土整備部道路維持課長及び中日本高速道路会社名古屋支社羽島保全・サービスセンター所長とする。

３　会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。

４　会議の構成は「別表－１」のとおりとする。ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。

５　会長は、個別課題等についての検討・調整を行うための「専門部会」を設置することができるものとする。

６　会議には、高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の各道路管理者等からなる幹事会を置くものとし、構成は「別表－２」のとおりとする。

７　会議に、道路インフラ等の不具合発生時等における技術的な助言・専門的な研究機関等への技術相談の窓口として、「長寿命化推進室」を設置するものとし、国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所の管理第二課に置く。

（幹事会）

第５条　幹事会は、会長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

（１）　会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整

（２）　会議における協議議題の調整

（３）　規約の策定・改正・廃止等に係る調整

（４）　その他、会議の運営に際し必要となる事項の調整

なお、会員相互の連絡調整のみを目的として幹事会を開催する場合は、必要に応じて地

域を選択して招集することができるものとする。

（事務局）

第６条　会議の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置く。

２　事務局は、国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所管理第二課及び岐阜県県土整備部道路維持課並びに中日本高速道路株式会社名古屋支社羽島保全・サービスセンター工務担当課が担うものとする。

（規約の改正）

第７条　本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

（その他）

第８条　本規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

（附則）

本規約は、平成２６年　４月２５日から施行する。
本規約は、平成２７年１２月２４日から改正する。
本規約は、平成３０年１０月２４日から改正する。
本規約は、令和元年１１月１１日から改正する。
本規約は、令和２年１１月２５日から改正する。
本規約は、令和３年　７月２７日から改正する。
本規約は、令和４年１０月　７日から改正する。
本規約は、令和５年１０月１０日から改正する。
本規約は、令和６年　８月２９日から改正する。

別表－１

令和６年度

岐阜県道路メンテナンス会議　名簿

	所　属	役　職
会　長	国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所長
副会長	岐阜県県土整備部	道路維持課長
副会長	中日本高速道路株式会社名古屋支社	羽島保全・サービスセンター所長
	国土交通省中部地方整備局	多治見砂防国道事務所長
	〃	高山国道事務所長
	〃	中部道路メンテナンスセンター長
	〃	道路部　道路保全企画官
	〃	道路部　地域道路課長
	中日本高速道路株式会社名古屋支社	岐阜保全・サービスセンター所長
	〃	多治見保全・サービスセンター所長
	〃	高山保全・サービスセンター所長
	〃	飯田保全・サービスセンター所長
	〃	彦根保全・サービスセンター所長
	〃	保全・サービス事業部 企画統括課長
	岐阜市	基盤整備部長
	大垣市	建設部長
	高山市	建設部長
	多治見市	建設部長
	関市	基盤整備部長
	中津川市	建設部長
	美濃市	建設部長
	瑞浪市	建設部長
	羽島市	建設部長
	恵那市	建設部長

	所　属	役　職
	美濃加茂市	建設水道部長
	土岐市	建設水道部長
	各務原市	都市建設部長
	可児市	建設部長
	山県市	建設課長
	瑞穂市	都市整備部長
	飛騨市	基盤整備部長
	本巣市	都市建設部長
	郡上市	建設部長
	下呂市	建設部長
	海津市	都市建設部長
	岐南町	土木部長
	笠松町	建設部長
	養老町	産業建設部長
	垂井町	建設課長
	関ヶ原町	産業建設課長
	神戸町	産業建設部長
	輪之内町	建設課長
	安八町	まちづくり推進課長
	揖斐川町	産業建設部長
	大野町	産業建設部長
	池田町	建設部長
	北方町	都市環境課長
	坂祝町	産業建設課長
	富加町	建設課長

	所　属	役　職
	川辺町	基盤整備課長
	七宗町	建設課長
	八百津町	建設課長
	白川町	建設環境課長
	東白川村	建設環境課長
	御嵩町	建設部長
	白川村	建設課長
	公益財団法人岐阜県建設研究センター	常務理事

事務局	国土交通省中部地方整備局　岐阜国道事務所　管理第二課
	岐阜県　県土整備部　道路維持課
	中日本高速道路株式会社名古屋支社　羽島保全・サービスセンター工務担当課

別表－２

岐阜県道路メンテナンス会議　幹事会　名簿

	所　属	役　職
幹事長	国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所　総括保全対策官
副幹事長	岐阜県県土整備部	道路維持課　道路管理企画監
副幹事長	中日本高速道路株式会社名古屋支社	羽島保全・サービスセンター　工務担当課長
	国土交通省中部地方整備局	多治見砂防国道事務所　副所長
	〃	高山国道事務所　副所長
	〃	中部道路メンテナンスセンター 事業対策官
	〃	道路部　道路構造保全官
	〃	道路部　地域道路課　課長補佐
	中日本高速道路株式会社名古屋支社	岐阜保全・サービスセンター 工務担当課長
	〃	多治見保全・サービスセンター 工務担当課長
	〃	高山保全・サービスセンター 工務担当課長
	〃	飯田保全・サービスセンター 工務担当課長
	〃	彦根保全・サービスセンター 工務担当課長
	〃	保全・サービス事業部 企画統括課　課長代理
	岐阜市	道路維持課長
	大垣市	道路課長
	高山市	建設課長
	多治見市	道路河川課長
	関市	土木課長
	中津川市	建設課長
	美濃市	土木課長
	瑞浪市	土木課長
	羽島市	土木監理課長
	恵那市	建設課長

	所　属	役　職
	美濃加茂市	土木課長
	土岐市	土木課長
	各務原市	道路課長
	可児市	土木課長
	山県市	建設課長
	瑞穂市	都市管理課長
	飛騨市	建設課長
	本巣市	都市建設部　対策監
	郡上市	建設工務課長
	下呂市	建設課長
	海津市	建設都市計画課長 兼東海環状推進室長
	岐南町	土木課長
	笠松町	建設課長
	養老町	建設課長
	垂井町	建設課長
	関ヶ原町	産業建設課長
	神戸町	建設課長
	輪之内町	建設課長
	安八町	まちづくり推進課長
	揖斐川町	建設課長
	大野町	建設課長
	池田町	建設課長
	北方町	主幹
	坂祝町	産業建設課長
	富加町	建設課長

	所　属	役　職
	川辺町	基盤整備課長
	七宗町	建設課長
	八百津町	建設課長
	白川町	建設環境課長
	東白川村	建設環境課長
	御嵩町	建設課長
	白川村	建設課長
	公益財団法人岐阜県建設研究センター	インフラマネジメントセンター長

事務局	国土交通省中部地方整備局　岐阜国道事務所　管理第二課
	岐阜県　県土整備部　道路維持課
	中日本高速道路株式会社名古屋支社　羽島保全・サービスセンター工務担当課

＜参考＞　岐阜県道路メンテナンス会議規約改定箇所一覧

別紙－１　　年度

改　　定　　前	改　　訂　　後	備　　考
令和５年度	令和６年度	

別紙－１　　岐阜県メンテナンス会議　名簿

所　　属	役　　職		備　　考
	改　　定　　前	改　　訂　　後	
本巣市	産業建設部長	都市建設部長	
海津市	建設水道部長	都市建設部長	
神戸町	産業建設部 調整監兼建設課長	産業建設部長	
安八町	建設課長	まちづくり推進課長	
池田町	総括部長	建設部長	

別紙－１　　岐阜県道路メンテナンス会議　幹事会　名簿

所　　属	役　　職		備　　考
	改　　定　　前	改　　訂　　後	
国土交通省中部地方整備局	中部メンテナンスセンター　技術第一課長	中部メンテナンスセンター　事業対策官	
土岐市	建設水道部調整監兼土木課長	土木課長	R5改訂漏れ
本巣市	産業建設部　技監	都市建設部　対策監	
海津市	建設課長	建設都市計画課長 兼東海環状推進室長	
神戸町	産業建設部 調整監兼建設課長	建設課長	
安八町	建設課長	まちづくり推進課長	
北方町	都市環境課長補佐	主幹	

資料1

Press Release

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

同時発表：総務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、環境省、防衛省

令和６年５月１０日
大臣官房公共事業調査室
総合政策局公共事業企画調整課

第８回「インフラメンテナンス大賞」募集を開始します

国土交通省は、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、防衛省とともに「第８回インフラメンテナンス大賞」の募集を開始します。

インフラメンテナンス大賞は、日本国内の社会資本のメンテナンス（以下「インフラメンテナンス」という。）に係る優れた取組や技術開発を表彰するものです。表彰により、好事例として広く紹介することで、我が国のインフラメンテナンスに関わる事業者、団体、研究者等の取組を促進し、メンテナンス産業の活性化を図るとともに、インフラメンテナンスの理念の普及を図ることを目的として実施するものです。

国土交通省、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、防衛省が所管する施設について、以下の各部門における優れた取組や技術開発を行った方に対して、有識者による審査を経て、内閣総理大臣賞、各省大臣賞、特別賞、優秀賞を決定します。

ア： メンテナンス実施現場における工夫部門
イ： メンテナンスを支える活動部門
ウ： 技術開発部門


第７回表彰式（令和６年１月１８日）
受賞者と岸田総理の記念撮影

＜第８回インフラメンテナンス大賞 募集概要＞

※詳細は、「応募要領」（別添）をご確認ください。

応 募 期 間 ：令和６年５月１０日（金）～令和６年７月１２日（金）
応 募 方 法 ：WEB フォームで提出
応募ページはこちらから ⇒ https://www.im-award-form.jp/index.html
（応募様式（エクセル形式）もダウンロードいただけます）
今後の予定：令和６年冬頃 受賞者発表・表彰式実施

以下 HP にて、過去の受賞者の取組概要や第８回応募要領等をご覧頂けます。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03_award.html

＜問い合わせ先＞
総合政策局公共事業企画調整課 二宮、倉田
TEL：03-5253-8111（内線24514、24554）03-5253-8912（直通）
大臣官房公共事業調査室 舘小路、片岡
TEL：03-5253-8111（内線 24294、24298）03-5253-8258（直通）

別添

第８回インフラメンテナンス大賞

応募要領

令和６年５月

1　インフラメンテナンス大賞の趣旨

国民生活やあらゆる社会経済活動は、道路・鉄道・港湾・空港・電力・ガス等の産業基盤や上下水道・公園・学校等の生活基盤、治山治水といった国土保全のための基盤、その他の国土、都市や農山漁村を形成するインフラによって支えられています。

これらのインフラの老朽化が今後も進行していく中で、インフラによってもたらされる我が国の活力や生活、環境、景観、安全・安心の機能を維持していくためには、インフラのメンテナンスに国全体で取り組む必要があります。

この表彰は、インフラが直面する老朽化やその対策に必要となる担い手不足の問題に対応して、インフラメンテナンスの現場における工夫やメンテナンスを支える活動、インフラメンテナンスの効果的・効率的な実施を実現した研究・技術開発の優れた成果を収めた取組の関係者を顕彰することで、我が国のインフラの機能の維持を目指すものです。

2　表彰の対象

以下のア～ウの３つの部門において、日本国内のインフラメンテナンスに係る優れた効果・実績を挙げた取組や技術開発を行った者を表彰します。

その中でも、極めて顕著な功績であると認められる取組や技術開発を行った者を内閣総理大臣賞として表彰します。

ア　メンテナンス実施現場における工夫部門

施設管理者が管理するインフラについて、当該施設管理者自ら又は委任、委託等を受けた企業、団体等が行うメンテナンス活動における工夫（ウに該当するものを除く）

イ　メンテナンスを支える活動部門

アの取組以外で、市民活動や人材育成等のインフラ機能の維持に貢献するために行う活動（ウに該当するものを除く）

ウ　技術開発部門

調査・計測手法、計画・設計手法、施工技術、施工システム、維持管理手法（点

検・診断技術、モニタリング技術を含む)、材料・製品、機械、維持管理データ管理におけるインフラメンテナンスを効果的・効率的に改善する研究・技術開発

※本表彰でいう「インフラ」とは、別表に掲げるものをいいます。
※本表彰でいう「メンテナンス」とは、既存インフラの点検、診断、措置（維持、補修、修繕、改良、補強)、記録等の維持管理、運用管理、更新（機能向上を伴う場合を含む。）及び集約・再編を戦略的（合理的、体系的、規則的又は継続的）に実施する行為のことをいい、被災後の復旧のみや、料金徴収のみの業務は含まれません。

３　応募条件

（１）応募する取組や技術開発を行った者が自ら応募してください。また、大賞事務局との連絡窓口となる連絡担当者を定めてください。
（２）活動グループ（個人、施設管理者、企業、団体等から構成されるグループ）は同一の企業、事業所、部署等に所属している必要はありません。応募者は７名以内とし、その内１名を応募者を代表する者として定めてください。
（３）応募する取組や技術開発は、別表に記載する分野の実績を有することを条件とします。実績の時期は問いませんが、過去数年に実績が無い場合は「継続性」や「メンテナンス分野における社会への波及効果、影響」の評価に影響する場合があります。
（４）応募する取組や技術開発が、別表に示す分野の複数にまたがる場合は、最大３分野（主分野１つ、副分野２つ）まで応募することができます。
（５）同一の応募者が複数の取組や技術開発に応募することは可能です。
（６）過去に本賞を応募した取組や技術開発についても、前回の応募時のものと比べて新たな内容又は付加的な事由が存在する場合（取組継続期間の延長も含む）には、前回の応募時の内容を含めて再応募することができます。

４　受賞に必要な資格

（１）受賞者及び受賞者が属する企業・団体等の国籍は問いません。
（２）既に国家栄典（叙勲、褒章）を受けている方は受賞対象とはなりません。ただ

し、政府機関（府省庁等）又はその他の機関（地方公共団体、業界団体等）による表彰制度の受賞者は対象となります。

（３）受賞者の著しい偏りを防ぎ、幅広く受賞機会を確保する観点から、同一の代表者が複数の賞を受賞をすることはできません。また、国家公務員のみで構成される場合は、受賞対象となりません。

（４）受賞した応募内容を開示することについて問題が無いことを条件とします。

（５）応募内容については、他の特許等を侵害していないこと、又は係争中でないことを条件とします。

（６）禁固刑以上の刑歴を有する場合及び社会通念上不適切と思われる場合は受賞対象から除外します。

5　審査及び表彰

有識者で構成される選考委員会を設置し、選考委員会での審査を経て、受賞者の選考を行います。審査・選考にあたっては、取組や技術開発の開始時点又は現時点までにおける次の評価項目とその評価の視点に基づき、総合的に審査します。ただし、大臣賞は主分野としての応募案件から、特別賞及び優秀賞は主分野又は副分野としての応募案件から選考します。

（評価項目）

① 着眼点

新規性・革新性・独創性

② 取組姿勢

積極性・継続性

③ 効果※

生産性・効率性（業務効率、性能・品質、安全性、コスト縮減等）

地域貢献度（インフラ荒廃の防止、地域特性の活用、地域発展や地域コミュニティ維持への貢献等）

④ 外部効果

メンテナンス分野における社会への波及効果、影響（異分野参入、メンテナンス産業の活性化、担い手育成、理念普及、先導的役割、学術・技術の向上、メ

ンテナンス分野における広い普及、幅広い応用）

※評価項目③については、応募内容に応じて、評価項目「生産性・効率性」、「地域貢献度」のいずれかを応募者が選択の上、応募していただきます。

なお、受賞案件の数は以下のとおりです。

内閣総理大臣賞：全部門から１件

総務大臣賞、文部科学大臣賞、厚生労働大臣賞、農林水産大臣賞、経済産業大臣賞、国土交通大臣賞、環境大臣賞、防衛大臣賞：原則各省別の部門ごとに１件（計２４件）、及び全部門から情報通信技術の優れた活用に関する総務大臣賞１件、計２５件以内

特　別　賞：大臣賞に準ずるものとして特に表彰すべき取組・技術開発がある場合に原則８件以内。

優　秀　賞：特別賞と合わせて最大３２件程度。

6　応募方法

（１）応募書類等

応募にあたっては、所定の応募書類を作成していただく必要があります。

様式―１（取組概要）

様式―２（取組詳細（共通））

様式―３（取組詳細（その他））

様式―４（詳細（技術開発））※技術開発部門に応募する場合のみ

様式―５（再応募関係資料）※過去に応募した取組が含まれる場合のみ

なお、参考資料として、応募内容を紹介する PR 映像を提出いただいても差し支えありません。

ただし、PR 映像は各応募につき１つまでとし、時間は２分以内、容量は 100MB 以内とし、形式は MP4、WMV、MOV、AVI 形式※としてください。

※AVI 形式は Windows Media Player10 で再生可能なものとすること

（２）応募書類等の提出

【WEB フォームよりエントリー】

WEB フォーム上にて応募者情報の登録及び応募書類等のアップロードをお願いします。

以下のホームページよりログインの上、作成した応募書類をフォーム上にてアップロードしてください。

ホームページ：https://www.im-award-form.jp

（３）その他

ア　応募に際して手数料等はかかりません。

イ　提出された書類に不備がある場合、審査対象から除外する場合がありますのでご注意ください。特に、社外秘等のいかなる理由であっても、記載を求める項目・内容について記載の無い場合は書類に不備があるとみなされる場合があります。

ウ　応募者が応募を行ったことにより被った損失・損害については責任を負いかねます。

エ　応募書類は日本語で記載してください。

オ　受賞候補者の審査にあたって、書類内容の確認、追加資料の提出のお願いなど、事務局から応募者に対して連絡をさせていただくことがあります。

カ　応募書類に記載する文書、図表、写真、イラストなどは著作権等に留意し、使用許可が発生する場合は、応募者の責任において必ず許可を得てください（他者の著作物を引用する場合などは出所を明示してください）。

キ　参考資料の PR 映像については、後日、ホームページ等に掲載することがあります。

ク　受賞者発表前の候補者に関するお問い合わせや審査状況に関するお問い合わせには一切お答えできませんのでご了承ください。

7　応募期間

２０２４年5月１０日（金）から２０２４年7月１２日（金）までとなります。

※応募期間中に WEB フォームでの提出を完了。

8　受賞者の発表・表彰式

（１）受賞者の発表

受賞者の発表は２０２４年冬頃を予定しています。受賞者及び受賞内容については、連絡担当者あてに通知します。

（２）表彰方法

受賞者に対して表彰式を行います。受賞者に対しては、表彰状及び楯の授与（表彰状：受賞者に１枚（複数の企業、事業所、部署等から成る場合は連名で共同応募者毎に１枚）及び受賞者の構成員全員に１枚ずつ（原則、個人名宛）、楯：取組や技術開発に対して１つ（複数の企業、事業所、部署等から成る場合は連名で共同応募者毎に１つ）を行います。表彰式等の詳細については追って公表します。

なお、表彰後に禁固刑以上の刑に処された場合及び社会通念上不適切と判断される状況が明らかとなった場合は、受賞を取り消し、表彰状等は返納することとします。

（３）受賞後の広報・ＰＲ等

受賞者の方には、受賞後の広報・ＰＲ活動、各種イベント等へのご協力をお願いすることがありますので、ご了承ください。

【お問い合わせ先】
国土交通省　総合政策局公共事業企画調整課　インフラメンテナンス大賞担当
E-Mail：hqt-taisho@gxb.mlit.go.jp
※原則、上記 E-mail にてお問い合わせください。
これにより難い場合は、下記電話又はＦＡＸにてお問い合わせください。
（ＴＥＬ）０３－５２５３－８２７１
（ＦＡＸ）０３－５２５３－１５５１
受付期間：２０２４年5月１０日（金）から２０２４年7月１２日（金）
（土･日･休日を除く平日の 9:30～17:00 までとします。ただし 12:00～13:00 は除きます。）

第8回インフラメンテナンス大賞

インフラメンテナンスで日本の国土を守る



インフラメンテナンス大賞とは

日本国内のインフラのメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介することにより、我が国のインフラメンテナンスに関わる事業者、団体、研究者等の取組を促進し、メンテナンス産業の活性化を図るとともに、インフラメンテナンスの理念の普及を図ることを目的に実施するものです。

【写真提供】　山崎エリナ（やまさき・えりな）
写真家　兵庫県神戸市出身。パリを拠点に3年間の写真活動に専念する。40ヵ国以上を旅して撮影を続け、写真集多数。
2018~2022年は「山崎エリナ写真展 インフラメンテナンス」を福島、新潟、大阪、東京ビッグサイト（社会インフラテック）など全国各地で開催。
橋梁、トンネル、道路のメンテナンス現場を撮影した写真による広報活動は、第3回インフラメンテナンス大賞 優秀賞を受賞。
2022年度にはこれまでの取り組みの成果が評価され、土木学会のインフラメンテナンス 特別賞を受賞。
写真集に『インフラメンテナンス』、『Civil Engineers』、『トンネル誕生』、『鉄に生きる』、『アクアライン』、『ローカルゼネコンの素顔』などがある。エールを込めた曲『この空の下で』（作詞作曲・歌 ヤマサキエリナ）も音楽配信中。

【撮影協力】 大阪府池田市上下水道部

令和6年7月12日（金）締切

エントリーはWEBから

インフラメンテナンス大賞

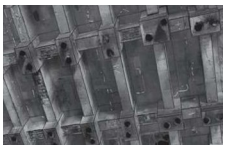
主催／総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

第7回「インフラメンテナンス大賞」大臣賞 受賞案件

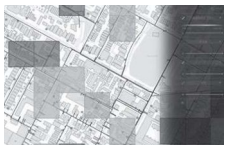
第7回の大臣賞、特別賞、優秀賞の
各案件はこちらからご覧いただけます。



内閣総理大臣賞
レーザー分光式検知器と専用ナビの活用による漏えい検査の効率化
大阪ガスネットワーク株式会社



情報通信技術の優れた活用に関する総務大臣賞
3D画像処理およびAIを活用した港湾構造物の維持管理トータルシステム
五洋建設株式会社



厚生労働大臣賞
衛星データを活用した漏水リスク評価管理業務システム
株式会社天地人



農林水産大臣賞
200年守り抜いた農業用水にスマート技術をオンしさらなる未来に継承する
立梅用水土地改良区



農林水産大臣賞
「やまぐちの農業農村」に関するインフラ総合管理データベースの構築
山口県土地改良事業団体連合会



農林水産大臣賞
特殊バケット及びICTを活用した魚礁ブロックの移設方法
株式会社西村組・北海道水産林務部水産局水産振興



経済産業大臣賞
ボイラチューブパウダースケールの分析・除去・抑制技術の確立
四国電力株式会社火力本部火力部



環境大臣賞
大山キャリーダウン・キャリーアップ運動
鳥取県西部総合事務所環境建築局



防衛大臣賞
FOD事故を防止するダクタイル鋳鉄製グレーチングGR-U
日之出水道機器株式会社



国土交通大臣賞
宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）の導入
宮城県企業局



国土交通大臣賞
豪雪空港から発信する空港除雪広報活動
青森県青森空港管理事務所



国土交通大臣賞
中性子によるコンクリート塩分濃度非破壊検査の技術開発
理化学研究所

募集要項

趣旨

国民生活やあらゆる社会経済活動は、道路・鉄道・港湾・空港・電力・ガス等の産業基盤や上下水道・公園・学校等の生活基盤、治山治水といった国土保全のための基盤、その他の国土、都市や農山漁村を形成するインフラによって支えられています。

これらのインフラの老朽化が今後も進行していく中で、インフラによってもたらされる我が国の活力や生活、環境、景観、安全・安心の機能を維持していくためには、インフラのメンテナンスに国全体で取り組む必要があります。

この表彰は、我が国のインフラが直面する老朽化やその対策に必要となる担い手不足の問題に対応して、インフラメンテナンスの現場における工夫やメンテナンスを支える活動、インフラメンテナンスの効果的・効率的な実施を実現した研究・技術開発の優れた成果を収めた取組の関係者を表彰するものです。

表彰の対象

以下の㋐～㋒の3つの部門において、日本国内のインフラメンテナンスに係る優れた効果・実績を挙げた取組や技術開発を行った者（個人及び施設管理者・企業・団体等の活動グループ）

㋐ メンテナンス実施現場における工夫部門

施設管理者が管理するインフラについて、当該施設管理者自ら又は委任、委託等を受けた企業、団体等が行うメンテナンス活動における工夫（㋒に該当するものを除く）

㋑ メンテナンスを支える活動部門

㋐の取組以外で、市民活動や人材育成等のインフラ機能の維持に貢献するために行う活動（㋒に該当するものを除く）

㋒ 技術開発部門

調査・計測手法、計画・設計手法、施工技術、施工システム、維持管理手法（点検・診断技術、モニタリング技術を含む）、材料・製品、機械、維持管理データ管理におけるインフラメンテナンスを効果的・効率的に改善する研究・技術開発

表彰の種類

○内閣総理大臣賞（全部門から1件）
○総務大臣賞、文部科学大臣賞、厚生労働大臣賞、農林水産大臣賞、経済産業大臣賞、国土交通大臣賞、環境大臣賞、防衛大臣賞（原則各省別の部門ごとに1件、計24件）
○情報通信技術の優れた活用に関する総務大臣賞（1件）
○特別賞（8件以内）
○優秀賞（特別賞と合わせて最大32件程度）

応募期間

令和6年5月10日（金）から7月12日（金）
※応募期間中にWEBフォームでの提出を完了してください。

受賞者の発表

受賞者の発表は令和6年冬頃を予定しています。受賞者及び受賞内容については、連絡担当者あてに通知します。
※受賞者に対して表彰式を行います。表彰式等の詳細については追って公表します。

応募方法

応募はWEBフォームからの受付のみとなります。

[WEBフォームよりエントリー]

WEBフォーム上にて応募者情報の登録及び応募書類のアップロードをお願いします。以下のホームページよりログインの上、作成した応募書類をフォーム上にてアップロードしてください。

ホームページ：https://www.im-award-form.jp/

お問合せ先

国土交通省 総合政策局公共事業企画調整課 インフラメンテナンス大賞担当
電話番号:03-5253-8912　メールアドレス:hqt-taisho@gxb.mlit.go.jp

資料2

道路管理の新技術・好事例集

〇公益社団法人 日本道路協会のホームページに「道路管理の新技術・好事例集」を公開。
〇国や地方公共団体におけるICT・AI等の新技術の活用や民間団体との連携に関する取組を紹介。
〇各地域で新たな取組みが試行・導入され、道路維持管理の課題解決や高度化・効率化につながることに期待。

【掲載場所】：日本道路協会ホームページ



ホームページ上のバナーから
「最新の技術情報（図書へのお問合せ、事例集等）」をクリック



ページ最下部の「道路維持修繕委員会」より
「道路管理の新技術・好事例集」をクリック

【掲載内容】

・R5年4月現在　11カテゴリー　44事例を掲載
・事例毎に背景・目的（自治体が抱える課題）、取組の概要（解決策）、効果等を記載
・一部事例では、開発元・導入コスト情報も記載

▼事例の分類一覧

1．新技術を用いた取組		
	スマートフォンアプリ等による市民からの通報受付	５件
	路面損傷の発見・診断等の技術	４件
	パトロールの効率化	７件
	清掃	１件
	除雪	１件
	その他維持管理全般	１０件
2．ボランティアや民間団体等と連携した取組		
	物品の支給による支援	３件
	補助金・報奨金等を活用した支援	２件
	ボランティア制度の制定	３件
	民間業者、市民団体への委託	７件
	活動への表彰等	１件

【掲載例】

スマートフォンアプリ「みっけ隊」による損傷箇所の通報受付

・アプリを使用した、市民からの写真、位置情報を含む公共土木施設の損傷状況の通報受付により、損傷対応の効率化、市民協働型の維持管理を推進





▲アプリ「みっけ隊」の画面例



自治体HPにて、投稿情報・対応の
進捗状況を確認可能

▲投稿情報のホームページ画面

1

道路管理の新技術・好事例集

道路の維持管理については、増加する道路の老朽化施設への対応、激甚化する災害・豪雪への対応による業務量の増加、維持管理に従事する建設就業者の高齢化や担い手不足など、維持管理を取り巻く状況は大きく変化しています。

一方で、ICT や AI 等の新技術は急速な勢いで進展し、道路をはじめとする様々な社会インフラで、維持管理業務への活用が広がっています。

この事例集は、日本道路協会・維持修繕委員会が、令和２年度及び令和４年度に地方公共団体から収集した事例や令和３年度の直轄国道等における取り組みの中から好事例を選定し取りまとめたものです。

ここに掲載した事例が多くの道路管理者に参照され、各地域の道路の維持管理の課題解決や高度化・効率化に有効と判断される場合には、試行や導入へとつながることを期待しています。

令和５年４月

日本道路協会・維持修繕委員会

この事例集の構成は以下のとおりです。

Ⅰ．本事例集について

Ⅱ．事例の一覧（事例リスト）

Ⅲ．各事例の詳細（個表）

Ⅰ．本事例集について

①事例の分類

収集した４４事例のカテゴリー分け及び各カテゴリーの事例数は以下のとおりです。

１．新技術を用いた取組		
	スマートフォンアプリ等による市民からの通報受付	５件
	路面損傷の発見・診断等の技術	４件
	パトロールの効率化	７件
	清掃	１件
	除雪	１件
	その他維持管理全般	１０件
２．ボランティアや民間団体等と連携した取組		
	物品の支給による支援	３件
	補助金・報奨金等を活用した支援	２件
	ボランティア制度の制定	３件
	民間業者、市民団体への委託	７件
	活動への表彰等	１件

②事例リスト

凡例は以下のとおりです。事例リストの取組事例名をクリックすると各事例の詳細（個表）に移動します。

	取組事例名 取組事例の概要	自治体名 （掲載時期）

③問い合わせ等

各事例についての質問やさらに詳細を知りたい場合は、各事例の詳細（個表）に記載された連絡先へ問い合わせるか、ホームページをご覧ください。



1.新技術を用いた取組

事例番号	**①-(1)**
事例名	**既存システムを活用したスマートフォン等による市民からの道路異常通報の受付**
自治体名	**埼玉県草加市**
導入時期	平成 31 年 4 月(試行)
取組の背景・目的	・近年急速に拡大している舗装の老朽化に対し、早期に状況を把握し対応を図るため。
取組の概要	・スマートフォンなどを利用した道路異常箇所の通報システムを導入し、市民の方々から通報をいただくことにより、異常箇所の早期発見、早期対応を図る。
内 容	[システム概要] ・「草加市 電子申請・届け出 サービス(埼玉県で運用している電子申請・届け出サービス)」を活用し、申請項目の一つとして、『道路の補修依頼』という項目を設けている。 [導入経緯] ・先行して通報システムを導入している近隣自治体の取組について情報提供をお願いし参考にする中で、専用システムやフリーアプリケーションについても検討を行ったが、既存の電子申請システムで必要な機能を網羅できるため、導入コストのかからない既存システムを活用することとなった。 [周知方法] ・市民への認知度を向上するための広報等として、自治体で発行している広報紙に掲載するとともに、ホームページにも情報をアップしている。 [通報状況] スマートフォン等による通報件数 ・令和元年度 43 件 ・令和2年度 26 件(令和3年1月7日現在)
取組によって得られた効果	・市民の方々から、道路の異状箇所を通報いただくことにより、異常箇所の早期発見、早期対応が可能となった。
工夫した点	・既存の申請システムを用いることにより、導入コスト及び運用コストの低減を図ることができた。(当該通報システムを導入することによるコストは実質0円)。 ・道路付属物のうち、街路灯やカーブミラー等は、他部署の所管であるが、当該システムにて情報提供がなされることが考えられるため、関連する所管部署と調整を図り、共同で運用している。
その他	・システムによる通報だけはなく、市内で活動する、協会や団体及び占用業者等に対し異常箇所発見時の通報を呼びかけることにより、危険箇所の把握を図り、より多くの異常箇所を把握することができた。
連絡先	埼玉県草加市 維持補修課 [電話番号 048-922-2412]

図 草加市ホームページ画面（左）、電子申請・届け出サービス画面（右）

草加市ホームページ URL「道路等の不具合をスマートフォンやパソコンで通報できます」
http://www.city.soka.saitama.jp/cont/s1905/030/010/020/PAGE000000000000059245.html

〇この事例集全般についてのご質問やご要望は、以下にメールでお願いします。

公益社団法人日本道路協会：mailto:info.book@road.or.jp

Ⅱ．事例リスト

１．新技術を用いた取組

①　スマートフォンアプリ等による市民からの通報受付

既存システムを活用したスマートフォン等による市民からの道路異常通報の受付 スマートフォンなどを利用した道路異常箇所の通報システムを導入し、市民の方々から通報をいただくことにより、異常箇所の早期発見、早期対応を図る。	埼玉県草加市 （R3.6 掲載）
スマートフォンアプリによる市民からの道路異常通報受付と市民協働の取組 身近な地域課題についてスマートフォンやパソコンを使って市民が投稿し、市民と行政、市民と市民の間で課題を共有し、合理的、効果的に解決することを目指す仕組みである「ちばレポ」(My City Report)を運用している中で、道路の不具合等についても通報を募る。	千葉県千葉市 （R3.6 掲載） （R5.4 更新）
Twitter を活用した損傷箇所の通報受付 Twitter を活用した『平塚市道路通報システムみちれぽ』を開発し、市民から道路損傷の情報を収集、対応する。	神奈川県平塚市 （R3.6 掲載） （R5.4 更新）
スマートフォンアプリ「みっけ隊」による損傷箇所の通報受付 「みっけ隊」アプリで，市民から写真と位置情報を用いて，公共土木施設の損傷状況を投稿いただき，その情報を基に補修等を行う。 投稿された損傷の対応状況について，「みっけ隊」アプリで写真とコメントを付けてお知らせし，進捗状況を確認することができる。	京都府京都市 （R3.6 掲載） （R5.4 更新）
LINE を活用した市民からの道路等の損傷に関する通報の受付 福岡市の LINE 公式アカウントを利用して、市民が発見した道路等の損傷に関する通報を受付けている。	福岡県福岡市 （R3.6 掲載）

②　路面損傷の発見・診断等の技術

IT 技術を活用した路面状況の把握 ①スマートフォン端末を道路巡回パトロール車に設置し、スマートフォンの加速度センサーで道路の凹凸を検知し路面状況を把握する。 ②市販のビデオカメラを車載して路面の動画像を取得し AI に解析させることで道路のひび割れ等を把握する。	北海道札幌市 （R3.6 掲載） （R5.4 更新）
スマートフォンの加速度センサーにより路面の凹凸を検知し路面状況を把握 道路パトロールの車両に搭載したスマートフォンにて道路の凹凸を検知し路面状況を記録することにより路面劣化状況の確認を図った。 当該スマートフォンにて異常箇所の撮影を行うことにより、路面状況と位置情報を紐付けて保存できる。	埼玉県草加市 （R3.6 掲載）
道路損傷自動検出スマートフォンアプリにより路面異常の把握 My City Report の「道路損傷自動抽出システム（MCR for Road Managers)」を利用している。 道路パトロール車にスマートフォンを搭載し、アプリで路面の損傷位置と画像を取得する（ポットホール、亀甲状ひび割れ等に対応）	滋賀県大津市 （R3.6 掲載）
スマートフォン及びカメラによる路面状況診断区分の判定 一次調査としてスマートフォンによる平坦性の診断を行い、ＩＲＩ７以上の延長を抽出し、二次調査でカメラによる走行調査、画像判定を行い、診断区分の判定を行う。 専用システムではなく、スマートフォンによる簡易診断と簡易機材（カメラ）を一般車両に搭載し、撮影した画像で判定する。	熊本県熊本市 （R3.6 掲載） （R5.4 更新）

③　パトロールの効率化	
スマートフォンを活用したインフラの日常管理システム スマートフォン等を用いて道路の維持管理に関する情報を、クラウド上のデータベースへ保存。 ゼンリンの地図機能及び町道の認定路線網図を搭載し、スマートフォンのＧＰＳから現場の位置をプロット、現場写真等の記録保存、情報収集票として出力が可能。 プロットされた地図やリストにより情報の検索や分析が可能。	千葉県多古町 （R3.6 掲載） （R5.4 更新）
道路パトロール業務にスマートフォン等を活用した ICT 管理システム 県管理道路の維持管理に当たり、道路パトロール中の異状箇所、外部からの通報・苦情等を効率的に一元管理するとともに、修繕工事の発注に必要な書類作成の簡略化を可能とする、クラウド型の道路パトロール業務ＩＣＴ管理システム（民間会社のシステム）を通年利用する。	富山県 （R3.6 掲載） （R5.4 更新）
スマートフォンを活用した道路パトロール業務の効率化 汎用のスマートフォンを用いた業務支援アプリの導入により、道路巡回業務の効率化を図るとともに、スムーズな情報共有と迅速な対応、調達コストの軽減を図る	中部地方整備局ほか （R4.4 掲載）
カメラ映像共有システムと AI 技術を活用した道路維持管理業務の効率化 道路パトロール車に搭載した車載カメラで、走行時の映像を常時録画し、クラウドを介して録画された映像を関係者間でリアルタイムに共有する。	九州地方整備局 （R4.4 掲載）
道路インフラ維持管理システム 巡回結果をタブレット端末で登録・記録し、点検帳票を自動作成するとともに、関係者と情報共有、維持業者への補修指示・完了報告するシステム。	鳥取県 （R5.4 掲載）
ドライブレコーダーを使用した路面標示劣化検知システム 車載カメラ（ドライブレコーダー）で撮影した座標情報付の路面標示画像データをＡＩで処理し、路面標示の剥離度を地図情報と共に管理するシステム。	三重県 （R5.4 掲載）
附属物維持管理ソリューション　みちてん®シリーズ ドライブレコーダーの映像から附属物の位置や属性を検出、定期点検の記録様式である Excel 点検表を自動作成する。データは「デジタル台帳」として施設の計画的な維持管理や予防保全に利用可能。	古河電気工業㈱ 栃木県宇都宮市他 （R5.4 掲載）
④　清掃	
窓掃除ロボットの導入（試行） ボタンを一つ押すだけで、自動で窓を清掃（クリーニングパッドに汚れが吸着）。 吸引ファン方式でロボットが窓に張り付くので、窓の厚さなどに関係なく１台のロボットで内側も外側も清掃が可能。	神奈川県藤沢市 （R3.6 掲載）
⑤　除雪	
GPS を利用した除雪車稼働データ管理 除雪車にＧＰＳを搭載し、取得した位置情報や稼働状況を市ホームページに掲載し、除雪状況を公開。	山形県尾花沢市 （R3.6 掲載） （R5.4 更新）

⑥　その他維持管理全般

タブレット端末を使用した橋梁点検システムの活用 道路法に基づき実施する橋梁定期点検において、タブレット端末に内蔵した橋梁点検システムを活用し、点検を実施。（交通量が少なく、構造が比較的単純な小規模橋梁が対象） 従来、橋梁点検を建設コンサルタントに委託していたが、本取り組みではタブレットの活用により業務の簡便化が図られることから、点検経験の少ない地元の建設業者に委託することが可能。	新潟県新潟市 （R3.6 掲載） （R5.4 更新）
法定点検対象施設の点検補修結果データをクラウド上において管理 施設の施設諸元、定期点検結果、補修履歴などのデータを一元化したクラウド型データシステム上で管理。 施設完成時から現在までの、点検・診断・補修履歴をタイムラインで表示でき、過去に実施した点検記録とリンクしているため、点検時の内容を確認することができる。	福井県 （R3.6 掲載） （R5.4 更新）
クラウドサービスを利用したシステムによる道路維持管理業務の効率化 市民からの通報に対して、受付から対応に至る一連業務をクラウドサービスを利用して通報情報の入力/共有/管理を行い、業務の効率化を図る。また、蓄積された情報を分析し、修繕計画等の立案や維持管理手法の見直しに活用する。	大分県大分市 （R3.6 掲載） （R5.4 更新）
ウェアラブルカメラによるリアルタイム情報共有 民間で普及しているウェアラブルカメラサービスを、道路の維持管理業務で活用することで、関係部署とリアルタイムでの情報共有を図る。	関東地方整備局 （R4.4 掲載）
AI 技術による CCTV カメラ画像からの交通障害自動検知システム CCTV カメラ映像から、冬期の雪害期間におけるスタック車両の発見や、自動車専用道路における事故発生を検知するための AI 技術を導入する。	近畿地方整備局ほか （R4.4 掲載）
ドローンを使った橋梁点検の高度化・効率化 アーチ橋やトラス橋、山間部に架かる吊り橋などの高所や橋の下等、容易にたどり着けない箇所の調査にあたり、ドローンを活用して、迅速かつ正確に状態を把握する。	関東地方整備局 （R4.4 掲載）
車載センサおよびビッグデータ分析の活用による道路維持管理業務の効率化 ・公用車、ごみ収集車に取り付けた通信機能付き車載センサにより、走行時の路面状態を監視し、路面の異常箇所の早期発見、早期対応を行う。 ・市民から連絡の入った道路異常をクラウド上で管理し、対処状態を職員間でリアルタイムに共有。 スマホとの連携も合わせて、情報伝達の効率化や、進捗状況の管理を行うことでより細やかな市民サービス向上につなげる。	株式会社アイシン 愛知県岡崎市 （R4.4 掲載） （R5.4 更新）
次世代型インフラ維持管理支援システム 道路等の日常管理における関係者間の業務の効率化と負担軽減のために、クラウド上で「住民等からの要望受付～措置完了」までの一連の作業や事務手続きを一元管理することで、関係者間がリアルタイムで情報共有し、日常管理の効率化・高度化を図る。	日本工営株式会社 茨城県他 （R5.4 掲載）
街路樹管理台帳のデータベース化 街路樹の位置情報、樹種、大きさ、街路樹診断カルテ、管理履歴などを一括して管理するデータベースを構築し、効率的な街路樹管理を行う。	東京都 （R5.4 掲載）
AI 橋梁診断支援システム(Dr.Bridge®)を用いた小規模橋梁（コンクリート部材）の AI 橋梁簡易点検の導入による橋梁点検費用の低減 橋梁のコンクリート部材の写真と諸元情報から AI が健全度及び劣化要因を自動診断することで、点検技術者による診断を支援するシステム。	㈱日本海ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ、 BIPROGY㈱ 石川県七尾市他 （R5.4 掲載）

２．ボランティアや民間団体等と連携した取組

①　物品の支給による支援

住民団体等による清掃美化活動に対する支援 住民や企業など道路の清掃美化活動を行うボランティア団体に対し、県と市町村が支援するもの。（彩の国ロードサポート制度）	埼玉県 （R3.6 掲載） （R5.4 更新）
地域住民・団体や企業等の自発的なボランティア活動に対する支援 地域住民・団体や企業等の自発的なボランティア活動により、道路の一定区間を定期的に清掃、除草、除雪などの道路維持管理を行っていただく。（ぎふ・ロード・プレーヤー）	岐阜県 （R3.6 掲載）
自治会等との協働による道路整備 普段利用している市道や里道が地域の共有財産であるとの考えのもと、地域住民と市との協働と共汗により、市道の簡易な改良工事を行なう事業。（協働・共汗（きょうかん）みちづくり事業）	宮崎県延岡市 （R3.6 掲載） （R5.4 更新）

②　補助金・報奨金等を活用した支援

地域住民による歩道等の自主管理に対する交付金制度 地域住民や NPO 団体、または企業の方などが市道における歩道等の清掃・点検及び植樹帯の除草及び中低木管理、側溝清掃等の自主管理活動を定期的に行っていただくことに対して市から交付金を支給し、自主管理活動を支援するもの。	大阪府箕面市 （R3.6 掲載） （R5.4 更新）
草刈りを実施した地元自治会等に対する報奨金制度 市の管理する市道沿いの草刈りを実施した地元自治会等に対し、報奨金を交付する事業。（市道草刈奨励事業）	宮崎県延岡市 （R3.6 掲載） （R5.4 更新）

③　ボランティア制度の制定

県民参加の無償ボランティア活動による地域の道路を地域で見守る制度 県民参加の無償のボランティア活動として、「社会基盤メンテナンスサポーター」に登録して頂き、普段利用している道路の舗装や側溝などの損傷や、落石、穴ぼこ等緊急対応を要する道路の異常箇所について情報提供をしていただく。（社会基盤メンテナンスサポーター）	岐阜県 （R3.6 掲載）
企業等が維持管理に参画するボランティア制度（美知メセナ制度） 道路の清掃や植栽の剪定、歩道の除雪等をお願いし、実施いただくボランティア制度	滋賀県 （R3.6 掲載）
道路の一定区間を定常的に通行する方からの異常通報の登録制度（マイロード登録者制度） 通勤、通学、買い物、営業活動などで通行する個人又は団体に、通行途中に道路の穴ぼこや側溝蓋の破損など、通行の支障になる状態を見つけた場合に、速やかに各土木事務所まで連絡をしていただくボランティア制度	滋賀県 （R3.6 掲載）

④　民間業者、市民団体への委託

住民団体等への草刈り業務委託制度 自治会等の団体と委託業務契約を行い、県が管理する道路の草刈を実施する。 県は草刈りの面積に応じた委託金額を支払い、また、必要に応じて、ヘルメットやバリケード等の安全施設の貸し出しを行う。	岩手県 （R3.6 掲載） （R5.4 更新）
地域住民に対する除草作業の委託 市道の草刈りについて、地元住民以外の人で「草刈り隊」を編成し（地区の総区長と契約）、草刈りができない集落につながる市道の草刈りを行う。	石川県輪島市 （R3.6 掲載） （R5.4 更新）
維持管理業をシルバー人材センターへ委託 シルバー人材センターへの道路保守管理業務として、維持管理全般（軽作業）を委託している	三重県いなべ市 （R3.6 掲載） （R5.4 更新）
地域住民団体等に対する道路維持管理の委託（滋賀県道路愛護活動事業） 県が管理する道路の植栽施設や路肩の維持管理をするにあたり、地域の団体などに委託して道路の植栽管理や路肩の除草をお願いする事業	滋賀県 （R3.6 掲載）

除草作業等を地域住民へ委託 県管理道路の草刈り及び側溝清掃（基本的に比較的作業が簡易な蓋無し U 型側溝及び三角側溝）を、地域の人たちに委託する。 『地域委託』は、県と地域の団体等と委託契約を結び、草刈り費用として、実費程度を支払っている。 また、作業中の万一の事故に備えて「傷害・賠償責任保険」に加入している（高知県土木部道路課が一括して加入（掛け金は高知県が負担））	高知県 （R3. 6 掲載）
道路パトロール及び除草をシルバー人材センターへ委託 道路パトロール及び軽微な除草等に関して、シルバー人材センターと業務委託契約し、作業及び補修等を実施している。	熊本県宇土市 （R3. 6 掲載） （R5. 4 更新）
デジタルサイネージによる広告収入を活用した維持管理費の削減 日本橋地下歩道整備に伴う、地域団体等との官民連携した維持管理運用体制構築に向けた調整を行い、地下歩道内で広告収入を活用して維持管理費縮減を目指す。	関東地方整備局 （R4. 4 掲載）
⑤　活動への表彰等	
地域住民による道路清掃・美化活動に対する表彰制度 市民生活に欠かせない身近な道路について、道路愛護意識の高揚を図るため、各地区から報告のあった道路清掃状況を広報のべおかと併せて市内全域の区長へ毎月報告している。 また、他の模範となる顕著な功績のある団体・個人に対して市長表彰を行っている（ふれあいロード事業）。	宮崎県延岡市 （R3. 6 掲載） （R5. 4 更新）

※R3. 6 掲載の事例は、R2 年に収集した地方公共団体の取り組み

※R4. 4 掲載の事例は、R3 年度の直轄国道等の取り組み

※R5. 4 掲載の事例は、R4 年に収集した地方公共団体の取り組み

※掲載後に更新があった事例は、最新の更新年月を表記

資料3

定期点検（法定点検）について
（橋梁、トンネル、シェッド・大型カルバート）

道路局　国道・技術課
（技術企画グループ）

国土交通省

定期点検の制度化、改定の経緯

国土交通省

H16　直轄道路橋の定期点検（近接目視、5年毎、対策区分の判定、損傷程度の評価）

⇩　山添橋（国道25号）亀裂、木曽川大橋、本荘大橋の斜材破断など重大損傷

H19　長寿命化修繕計画策定補助事業・・・「基礎データ収集要領（案）※」の提示

⇩　H24　中央自動車道　笹子トンネル天井版落下事故

H25　インフラ長寿命化基本計画・・・インフラメンテナンス元年

H26　道路法改正・・・　**道路構造物の定期点検の義務化**

（概ね1巡）

⇩

（近接目視、5年毎、健全性の診断の区分、知識と技能）
技術的助言「定期点検要領等」の発出

H31　・・・　技術的助言等の見直しによる合理化

（概ね2巡）

⇩

（目視困難箇所（水中部など）や溝橋等の点検方法における合理化）
（点検支援技術の積極的な活用が可能であることの明確化）

R5　3巡目に向けた総括と対応の検討（社整審道路分科会道路技術小委員会など）

〇法令および技術的助言の内容は概ね妥当

ただし、

▲外観のみからの機械的な評価（措置方針を決定）が散見　→*点検品質のばらつき*

▲記録すべき所見の内容にばらつき　→　*記録品質とデータとしての有用性に課題*

▲重要性の低い情報まで機械的に取得する不合理が散見　→　*自治体に負担感*

※橋梁の場合

R6（3巡目）～　定期点検の質の確保（健全性の診断に係る技術的根拠）、記録の合理化

定期点検の概要（法令、要領等の位置づけ）

国土交通省

道路法
昭和27年6月10日法律第180号
【第四十二条】

↓

道路法施行令
昭和27年12月4日政令第479号
【第三十五条の二の二項】

↓

道路法施行規則
昭和27年8月1日建設省令第25号
【第四条の五の六】

↓

トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示
平成26年国土交通省告示第426号

法令に準じて統一的実施

技術的助言
地方自治法に基づく関与

技術的助言

例えば、

法定事項である「健全性の診断の区分」の決定にあたって最低限考慮すべき事など

技術的助言の解説・運用標準

定期点検要領
技術的助言運用の手引き

法令と技術的助言の解説
＋
運用の手引き

例えば、

1）推奨される記録標準
→ 様式例

2）推奨される所見標準
→ 記入例

など

点検とデータの質の担保策

技術標準
技術的助言運用の支援

定期点検
参考資料

例えば、

1）損傷程度の記録例
→ 基礎データ収集要領

2）耐荷性能評価の例

3）考慮されるべき既往の劣化や損傷の事例
→ 損傷事例集

4）必要とされる最低限の知識と技能の目安
→ 研修テキスト
→ 点検必携

など

なお、法令等の趣旨を踏まえた、維持管理業務の品質確保と継続的改善の仕組みも重要

定期点検の概要（法令、要領等の位置づけ）

国土交通省

点検とデータの質の担保策

技術標準
技術的助言運用の支援

定期点検
参考資料

例えば、

1）損傷程度の記録例
→ 基礎データ収集要領

2）耐荷性能評価の例

3）考慮されるべき既往の劣化や損傷の事例
→ 損傷事例集

4）必要とされる最低限の知識と技能の目安
→ 研修テキスト
→ 点検必携

など

橋梁の場合

※ 改定にあわせた見直し作業中。近日更新予定。
※ 用語等の使い方が古いままである事に注意が必要であるが、技術的な評価に関する参考という点では引き続き活用可能。

国総研資料第381号 道路橋の健全度に関する基礎的調査に関する研究ー道路橋に関する基礎データ収集要領（案）ー
https://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0381.htm

国総研資料第748号 道路橋の定期点検に関する参考資料（2013年版）ー橋梁損傷事例写真集ー
https://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0748.htm

国総研資料第829号 道路構造物管理実務者研修（橋梁初級I）道路橋の定期点検に関するテキスト
https://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0829.htm

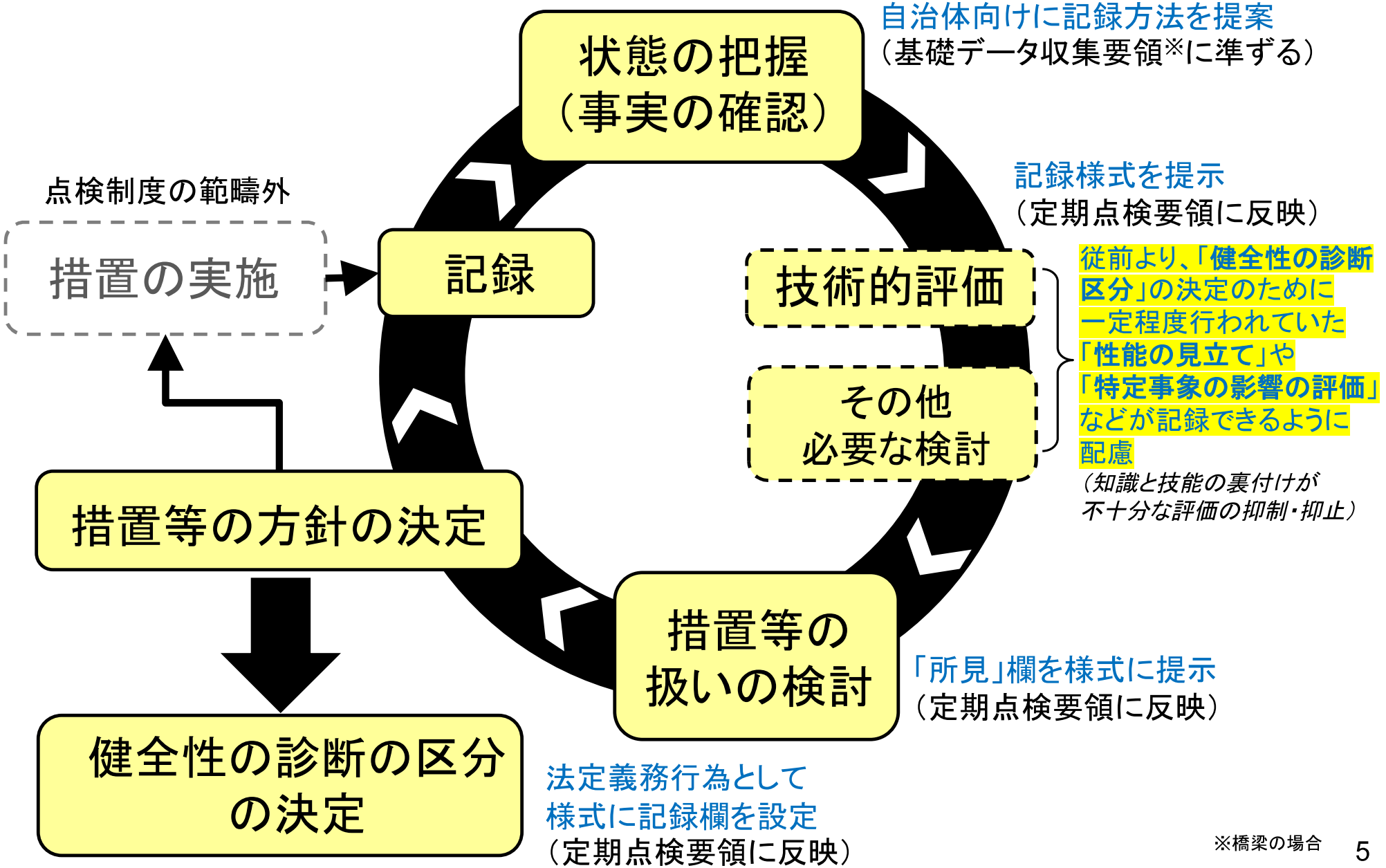
国総研資料 第 1232 号 道路構造物管理実務者研修（橋梁初級I）道路橋の定期点検に関するテキスト（その2）
https://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn1232.htm

【日本道路協会発行】道路橋点検必携 橋梁点検に関する参考資料
https://www.maruzen-publishing.co.jp/item/b300601.html

その他参考になる知見
https://www.nilim.go.jp/lab/ubg/suguni/index.html

法定の定期点検制度で想定する運用の体系

国土交通省



※橋梁の場合

定期点検要領の改定の概要（管理者共通部分の新旧）

国土交通省

全管理者共通

（旧）　　（新）

法定義務

技術的助言・推奨

状態の把握（客観的事実）
（統一的記録は残らない）

マネジメント用記録のデータベースの提供
（*管理者支援*）

状態の把握（客観的事実）
（基礎データ収集要領※）

構造区分別の
告示に準じた健全性の診断の区分
（措置の考え方）

見直し（*合理化*）

構造区分別の**性能の見立て**
（工学的評価）

特定事象の該当等やその見立て
（工学的評価）

必要な情報把握が行われたことの証明
（告示の定義で構造区分毎に判定することに課題）

必要な技術的評価が行われたことの証明

自由筆記欄に記入すべき内容の明確化
→ *記入しやすさと記録の質の改善を期待*

所見（知識と技能の反映）
（措置の考え方の根拠の自由筆記）

健全性の診断の区分の根拠としての記録

所見（知識と技能の反映）
（措置の考え方の根拠の自由筆記）

健全性の診断の区分の根拠としての記録

施設単位の健全性の診断の区分
（措置の考え方）

変更なし

道路管理者の判断
（告示による分類）

施設単位の健全性の診断の区分
（措置の考え方）

※橋梁の場合

定期点検要領の改定の概要（国独自部分の新旧）

国土交通省

地方整備局の体系

地方整備局が共通部分に加えて独自で行うことを定めた部分
（技術基準など施策検討への反映のための情報取得）

法定義務

技術的助言・推奨

（旧）

（新）

状態の把握（客観的事実）
（損傷程度の評価）

基準改定や劣化傾向把握などの統計用基礎データ

踏襲

状態の把握（客観的事実）
（損傷程度の評価）

基準改定や劣化傾向把握などの統計用基礎データ

構造区分別の**健全性の診断の区分**
（措置の考え方）

構造区分別の性能の見立て
（工学的評価）

特定事象の該当等やその見立て
（工学的評価）

技術的助言による「工学的評価」との重複部分は省略

部材別の性能の対策区分
（措置の考え方）

性能実態の把握のための基礎データ

部材別の性能の対策区分
（措置の考え方）

性能実態の把握のための基礎データ

所見（知識と技能の反映）
（措置の考え方の根拠の自由筆記）

所見（知識と技能の反映）
（措置の考え方の根拠の自由筆記）

施設単位の健全性の診断の区分
（措置の考え方）

法令改定はなく、
変更なし

施設単位の健全性の診断の区分
（措置の考え方）

国として施策検討などに活用

定期点検要領の改定の概要（記録様式の見直し）【橋梁】

国土交通省

従前

様式1

名等

	路線名	所在地	起点側 緯度 ○° ×′ △″	橋梁ID
○○橋 （フリガナ）マルマルバシ	県道○○	○○県△△市□		
管理者名	定期点検実施年月日	路下条件		
○○県○○振興局○○土木事務所	2013.5.○	市道		

部材単位の診断（各部材毎に最も厳しい健全性の診断結果を記入）

定期点検時に記録				
部材名		判定区分（Ⅰ～Ⅳ）	変状の種類（Ⅱ以上の場合に記載）	備考（写真番号、位置等が分かるように記載）
上部構造	主桁	Ⅱ		
	横桁	Ⅱ		
	床版	Ⅲ	ひびわれ	写真2、床版
下部構造		Ⅰ		
支承部		Ⅰ		
その他				

道路橋毎の健全性の診断（判定区分Ⅰ～Ⅳ）

定期点検時に記	
（判定区分）	（

（適切に記載する）

H29道示前の暫定区分
→ 道示とも整合させ、合理化

構造区分単位で、「措置の考え方」を決定することは実態とも整合せず、評価観点も曖昧で不合理

→

「健全性の診断の区分」の根拠の一部となる、技術的評価の記入欄に変更

※）従来より、所見として自由筆記または、記録としては残されていなかった

※）評価レベルが、従前より最低限行われていた程度を想定（＝知識と技能を有する者の概略の見立て）

改定

定期点検実施年月日		定期点検者	

技術的な評価結果	想定する状況							
	活荷重		地震		豪雨・出水		その他	
橋（全体として）							（ ）	
上部構造		写真番号		写真番号		写真番号	（ ）	写真番号
下部構造		写真番号		写真番号		写真番号	（ ）	写真番号
上下部接続部		写真番号		写真番号		写真番号	（ ）	写真番号
その他（フェールセーフ）		写真番号		写真番号		写真番号	（ ）	写真番号
その他（伸縮装置）		写真番号		写真番号		写真番号	（ ）	写真番号

定期点検要領の改定の概要（記録様式の見直し）【橋梁】

国土交通省

改定

様式3

の診断に関する所見

施設ID		定期点検実施年月日		定期点検者	

該当部位	特定事象の有無（有もしくは無）						健全性の診断の区
	疲労	塩害	アルカリ骨材反応	防食機能の低下	洗掘	その他	
上部構造							
下部構造							
上下部接続部							
その他（ﾌｪｰﾙｾｰﾌ）							
その他（伸縮装置）							

「措置の考え方」にも大きく影響する特定事象について、該当の有無等の記録が残せるように欄を追加

※）従来より、所見として自由筆記または、記録としては残されていなかった

所見	（適宜、所見を記入）

（1）「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項
・舗装の損傷が著しく走行安全性やポットホールの頻発による利用者被害の観点で懸念がある。を確認しておくことがが望ましい。
（2）特定事象との関連性からの特筆すべき事項
・鋼桁の塗装が全体的に劣化しており防食機能の低下が進んでいる一方で発錆は限定的である
（3）損傷等の変状の状態
・床版：貫通ひび割れを疑うべき遊離石灰の析出のある一方向ひび割れが全橋に散在しており、性がある。
・コンクリートひびわれ：下部工などに一定程度発生している。雨水のかかる部位では内部鋼材の
・舗装：全橋に著しい凹凸、ひびわれ、ポットホール補修痕があり、床版上面も劣
・遊間異常：A1部で遊間異常（過小）が見られ、橋台の異常変位の疑いがある。
・鋼部材に亀裂、破断、ボルトの異常はみられない。
（4）妥当性があると考えられる措置
・全橋に舗装の劣化状態と床版の遊離石灰の析出を伴う貫通ひび割れの発生からは床版の劣高い。
・鋼部材は、全体的に塗装の劣化が進行している一方で発錆はほとんど見られない。塩害などの予防保全的措置を検討すべき状態といえる。
・A1橋台部の遊間異常は、下部工の異常変位や堤防そのものの不安定化の可能性も含めて詳必要がある。

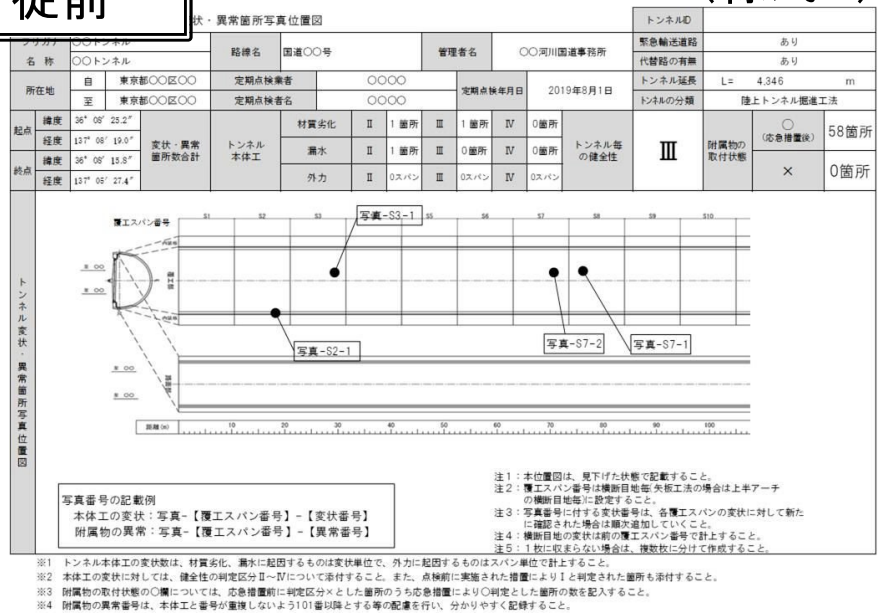
「所見」の自由筆記欄は従前通り
ただし、
「性能の見立て」「特定事象」について別途記録欄があるため、主として「健全性の診断の区分」の決定根拠のみを記入できるため質の改善が期待される

定期点検要領の改定の概要（記録様式の見直し）【トンネル】

国土交通省

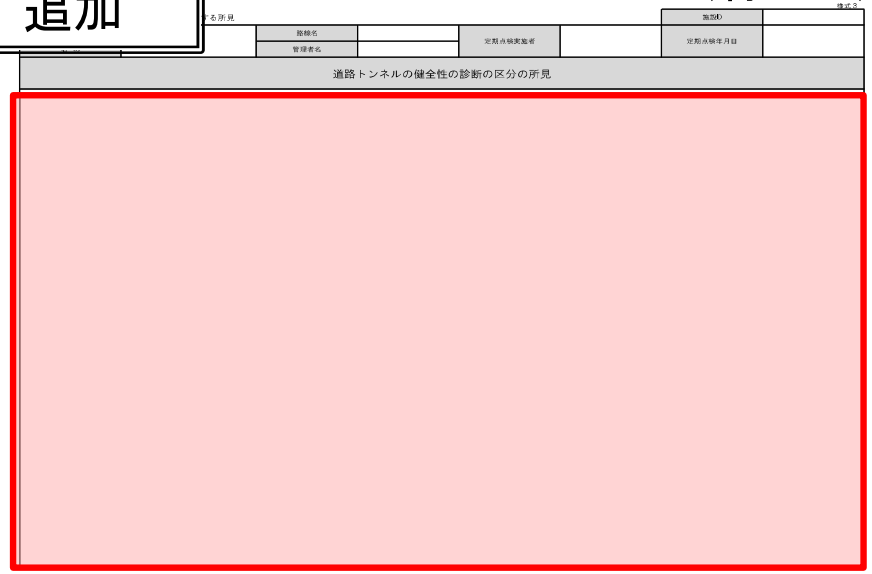
従前

（様式１）



追加

（様式３）



「構造物としての安全性や安定」「利用者被害」の観点で評価する記録様式（様式１）は踏襲する。

「健全性の診断の区分」の根拠の一部となる技術的評価の記録も残せるように「所見欄」を追加（様式３）

点検の記録の質の改善が期待される

定期点検要領の改定の概要（記録様式の見直し）【シェッド】

国土交通省

従前

定期点検記録様式 （1）ロックシェッド・スノーシェッド　　様式1（1）

施設名・所在地・管理者名等

施設名	路線名	所在地	起点側	施設ID	
				緯度	35.159388
				経度	139.819139
○○ロックシェッド （フリガナ）マルマルロックシェッド	国道○号	○○県△△市□□町			

管理者名	定期点検実施年月日	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件（名称）
○○県△△土木事務所	2019.○.○	有	一般道	二次	水道管

部材単位の診断（各部材毎に最も厳しい健全性の診断結果を記入）　定期点検者　（株）○○コンサルタント　定期点検責任者　△△　□□

定期点検時に記録					応急措置後に記録		
部材名		判定区分（Ⅰ～Ⅳ）	変状の種類（Ⅱ以上の場合に記載）	備考（写真番号，位置等が分かるよう	応急措置後の判定区分	応急措置内容	応急措置及び判定実施年月日
上部構造	頂版	Ⅲ	ひびわれ	写真1	Ⅱ	叩き落とし	2019.○.○
	主梁	Ⅰ					
	横梁	Ⅰ					
	壁・柱	Ⅰ					
下部構造	受台	Ⅰ					
	底版・基礎	Ⅰ					
支承部		Ⅲ	ひびわれ，剥離	写真2	Ⅰ		2019.○.○
その他		Ⅰ					

施設毎の健全性の診断（対策区分Ⅰ～Ⅳ）

定期点検時に記録	
（判定区分）	（所見等）
Ⅲ	（適切に記載する）

全景写真（起点側，終点側を記載すること）

建設年次	延長	幅員
不明	96	8.5
構造形式		
PC製逆L式		



※建設年次が不明の場合は「不明」と記入する．

改定

定期点検記録様式 （1）ロックシェッド・スノーシェッド　　様式1（1）

施設名・所在地・管理者名等

施設名	路線名	所在地	起点側	施設ID	
				緯度	
				経度	

管理者名	定期点検実施年月日	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占有物件（名称）

部材単位の診断　　定期点検者

部材名		区分（Ⅰ～Ⅳ）	変状の種類（Ⅱ以上の場合に記載）	備考（写真番号，位置等が分かるように記載）	特記事項（第三者被害の可能性に対する応急措置の実施の有無等）
上部構造	頂版				
	主梁				
	横梁				
	壁・柱				
下部構造	受台				
	底版・基礎				
支承部					
その他					

施設毎の健全性の診断（区分Ⅰ～Ⅳ）

（区分）	（適宜，所見を記入）
（所見等）	

全景写真（起点側，終点側を記載すること）

建設年度	延長	幅員	構造形式

※建設年度が不明の場合は「不明」と記入する．

記録項目は、変更なし。
ただし、技術的助言『5．健全性の診断の区分の決定』の改定に伴い、「健全性の診断の区分」の根拠が記録されるため、点検の記録の質の改善が期待される。

シェッド、大型カルバート等定期点検要領（技術的助言）令和6年3月抜粋
5．健全性の診断の区分の決定
（1）健全性の診断の区分の決定にあたっては、施設を取り巻く状況を勘案して、施設が次回定期点検までに遭遇する状況を想定し、どのような状態となる可能性があるのかを推定するとともに、その場合に想定される道路機能への支障や第三者被害の恐れなども踏まえて、効率的な維持や修繕の観点から、次回定期点検までに行うことが望ましいと考えられる措置の内容を検討すること。
（2）健全性の診断の区分の決定には、定期的あるいは常時の監視、維持や補修・補強などの修繕、撤去、通行規制・通行止めなどの措置の内容を反映すること。
（3）定期点検では、施設単位毎に健全性の診断の区分を決定するものとする。このとき、施設の構造等の特徴を踏まえて、想定する状況に対してどのような状態となる可能性があると推定されるかを検討した結果も考慮することが望ましい。

定期点検要領の改定の概要（記録様式の見直し）【大型カルバート】

国土交通省

従前

定期点検記録様式 （2）大型カルバート　　様式1（2）

施設名・所在地・管理者名等

施設名	路線名	所在地	起点側	施設ID	
				緯度	35.159388
				経度	139.819139
○○カルバート （フリガナ）マルマルカルバート	国道○号	○○県△△市□□町			

管理者名	定期点検実施年月日	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件（名称）
○○県△△土木事務所	2019.○.○	有	一般道	二次	水道管

部材単位の診断（各部材毎に最も厳しい健全性の診断結果を記入）　定期点検者　（株）○○コンサルタント　定期点検責任者　△△　□□

定期点検時に記録				応急措置後に記録		
部材名	判定区分（Ⅰ～Ⅳ）	変状の種類（Ⅱ以上の場合に記載）	備考（写真番号，位置等が分かるように記載）	応急措置後の判定区分	応急措置内容	応急措置及び判定実施年月日
カルバート本体	Ⅲ	ひびわれ	写真1	Ⅱ	叩き落とし	2019.○.○
継手	Ⅲ	継手の機能障害	写真2	Ⅰ		2019.○.○
ウイング	Ⅰ					
その他	Ⅰ					

施設毎の健全性の診断（対策区分Ⅰ～Ⅳ）

定期点検時に記録	
（判定区分）	（所見等）
Ⅲ	（適切に記載する）

全景写真（起点側，終点側を記載すること）

建設年次	延長	総幅員
2000	28	10.5
構造形式		
場所打ちコンクリート		

起点



終点

※建設年次が不明の場合は「不明」と記入する.

改定

定期点検記録様式 （2）大型カルバート　　様式1（2）

施設名・所在地・管理者名等

施設名	路線名	所在地	起点側	施設ID	
				緯度	
				経度	

管理者名	定期点検実施年月日	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占有物件（名称）

部材単位の診断　　定期点検者

部材名	区分（Ⅰ～Ⅳ）	変状の種類（Ⅱ以上の場合に記載）	備考（写真番号，位置等が分かるように記載）	特記事項（第三者被害の可能性に対する応急措置の実施の有無等）
カルバート本体				
継手				
ウイング				
その他				

施設毎の健全性の診断（区分Ⅰ～Ⅳ）

（区分）	（適宜，所見を記入）
（所見等）	

全景写真（起点側，終点側を記載すること）

建設年度	延長	幅員	構造形式

※建設年度が不明の場合は「不明」と記入する.

記録項目は、変更なし。
ただし、技術的助言『5．健全性の診断の区分の決定』の改定に伴い、「健全性の診断の区分」の根拠が記録されるため、点検の記録の質の改善が期待される。

シェッド、大型カルバート等定期点検要領（技術的助言）令和6年3月抜粋
5．健全性の診断の区分の決定
（1）健全性の診断の区分の決定にあたっては、施設を取り巻く状況を勘案して、施設が次回定期点検までに遭遇する状況を想定し、どのような状態となる可能性があるのかを推定するとともに、その場合に想定される道路機能への支障や第三者被害の恐れなども踏まえて、効率的な維持や修繕の観点から、次回定期点検までに行うことが望ましいと考えられる措置の内容を検討すること。
（2）健全性の診断の区分の決定には、定期的あるいは常時の監視、維持や補修・補強などの修繕、撤去、通行規制・通行止めなどの措置の内容を反映すること。
（3）定期点検では、施設単位毎に健全性の診断の区分を決定するものとする。このとき、施設の構造等の特徴を踏まえて、想定する状況に対してどのような状態となる可能性があると推定されるかを検討した結果も考慮することが望ましい。

定期点検要領の改定のプロセス

国土交通省

R5.10　道路技術小委員会　改定の方向性の審議

●課題：　**診断のばらつき、技術的根拠が不明確、デジタル化への対応の遅れ**
○改定の方向性：　**診断の質の向上／合理化／デジタル化／点検支援技術活用促進**

R5.10-11　自治体アンケート･･･定期点検実態把握（適用要領、体制、点検支援技術活用の課題）

R5.10-12　道路技術小委員会　分野会議　具体の改定案の審議（橋梁の例）

【メンバー：　有識者、自治体（**都道府県／政令市／市／町村より各一人**）、高速道路会社、地整】

R5.10　1回目	→	R5.11　2回目	→	R5.12　3回目
○改定の方向性の審議		○改定素案の審議		○改定案の審議

✓　**診断の技術的根拠の記載方法について複数案を提示**し、**自治体からの分かり易さを求める意見**を踏まえ、**分かり易い形に修正**。
✓　最終的に、**自治体から、「技術の向上が必要と認識」「意図が分かれば対応できる」**との意見。**説明会や研修の要望**意見あり。

R6.1　道路技術小委員会　改定案の審議

◎診断の質の向上／合理化　→　**診断の技術的評価を記載**（想定される活荷重や地震、風水害に対する構造安全性）
　　併せて、**（不必要な）詳細な損傷情報は省略**
◎デジタル化　→　**記録のデジタル化**（選択式、標準化）
◎点検支援技術活用促進　→　点検計画策定要領（**技術的評価に必要な情報に応じた点検支援技術**の活用）

R6.1-2　自治体等照会

R6. 2　全国説明会　･･･全国3地区に分けて自治体向けに開催（参加者：約1500名）

2/8　北海道・東北・関東	2/9　北陸・中部・近畿	2/9　中国・四国・九州、沖縄

✓　**技術的評価の耐荷性や耐久性の考え方**を求める意見が複数出され、要領に「**構造解析や精緻な測量などは求められてない**」、「**車両の複数台同時載荷など過大な荷重、一般に緊急点検を行う程度以上の稀な地震が想定される**」旨の追記。

令和6年度～　改定。　本省、国総研、地方整備局等にて、**説明会、研修**を順次実施（道路管理者、民間企業向け）

補足説明資料

技術的助言の位置づけ

国土交通省

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）施行日：令和六年三月一日

（関与の意義）
第二百四十五条　本章において「普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与」とは、普通地方公共団体の事務の処理に関し、国の行政機関（･･･略･･･）又は都道府県の機関が行う次に掲げる行為（普通地方公共団体がその固有の資格において当該行為の名あて人となるものに限り、国又は都道府県の普通地方公共団体に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。）をいう。
一　普通地方公共団体に対する次に掲げる行為
イ　助言又は勧告
：

（関与の法定主義）
第二百四十五条の二　普通地方公共団体は、その事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない。
（関与の基本原則）
第二百四十五条の三　国は、普通地方公共団体が、その事務の処理に関し、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとする場合には、その目的を達成するために必要な最小限度のものとするとともに、普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない。
：

（技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求）
第二百四十五条の四　各大臣（内閣府設置法第四条第三項若しくはデジタル庁設置法第四条第二項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。
２　各大臣は、その担任する事務に関し、都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、前項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに関し、必要な指示をすることができる。
３　普通地方公共団体の長その他の執行機関は、各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、その担任する事務の管理及び執行について技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供を求めることができる。

定期点検の頻度

国土交通省

点検間隔は5年に1回の頻度を基本とする。なお、必要に応じて5年より短い間隔で行うことも検討すること。

（道路橋の例）

■道路橋の架設状況や状態によっては、5年より短い時間でその状態が大きく変化して危険な状態になる場合も想定される。

→　例えば、局部腐食や疲労亀裂の進行、洗掘など特定の要因が関わる場合

■点検を正確に5年の間隔をおいて実施することは難しいことも考えられる。

→　例えば、発注時期のずれ、現地の交通や周辺環境などの外的要因による制約

定期点検の体制

国土交通省

定期点検は、健全性の診断の区分を適切に行うために必要な知識と技能を有する者による体制で行うこと。

■道路構造物に対する措置（健全性の診断の区分）の決定には、以下のような検討が必要となることが一般的である

○対象の道路ネットワーク上の位置づけや役割などのとりまく状況の考慮
（障害を生じた場合の社会的影響などについて）

○次回点検までの間にどのような状態となる可能性があるのかの推定
（災害を含む、想定される状況に、どういう状態となる可能性があるのか）

→ 道路管理者がこれらを適切に行えると認める「知識と技能を有する者」による必要がある。

↑ なお、近接目視で得られる情報を元にした概略評価が目安
＝構造解析、精緻な測量、高度な検査技術の適用までは必須ではない。

状態の把握

健全性の診断の区分の決定を適切に行うために必要と考えられる情報を、近接目視、または近接目視による場合と同等の評価が行える他の方法により収集すること。

最終的に「健全性の診断の区分」の決定が同等の信頼性で行えることが明らかな場合には、必ずしも全ての部材に知識と技能を有する者が近接目視による状態の把握を行わなくてもよい場合もあると考えられ、法令はこれを妨げるものではない。

最低限の知識と技能を有する者が近接目視で把握できる程度の情報を目安とし、必要とされる近接の程度や打音や触診などのその他の方法を併用の必要性は，道路管理者または道路管理者が定期点検を適切に行うために必要な知識と技能を有すると認めた者の判断によることとなる。

健全性の診断の区分の決定

健全性の診断の区分の決定にあたっては、道路橋を取り巻く状況も勘案して、道路橋が次回定期点検までに遭遇する状況を想定し、どのような状態となる可能性があるのかを推定するとともに、その場合に想定される道路機能への支障や第三者被害の恐れなども踏まえて、効率的な維持や修繕の観点から、次回定期点検までに行うことが望ましいと考えられる措置の内容を検討する。

健全性の診断の区分の決定には、監視、維持や補修・補強などの修繕、撤去、通行規制・通行止めなどのいずれの措置を行うべき状態なのかの判断を反映。

↑

以下のような観点からの総合的な評価による決定が必要

■今後遭遇する状況下で、どのような状態となる可能性があるのか？
■そのような事態に対して、どのような機能を期待するのか？
■どのような道路機能への支障や第三者被害の恐れがあるのか？
■効率的な維持や修繕のために、いつどのような措置をするべきなのか？

健全性の診断のために行う技術的評価（１／３）【橋梁】

国土交通省

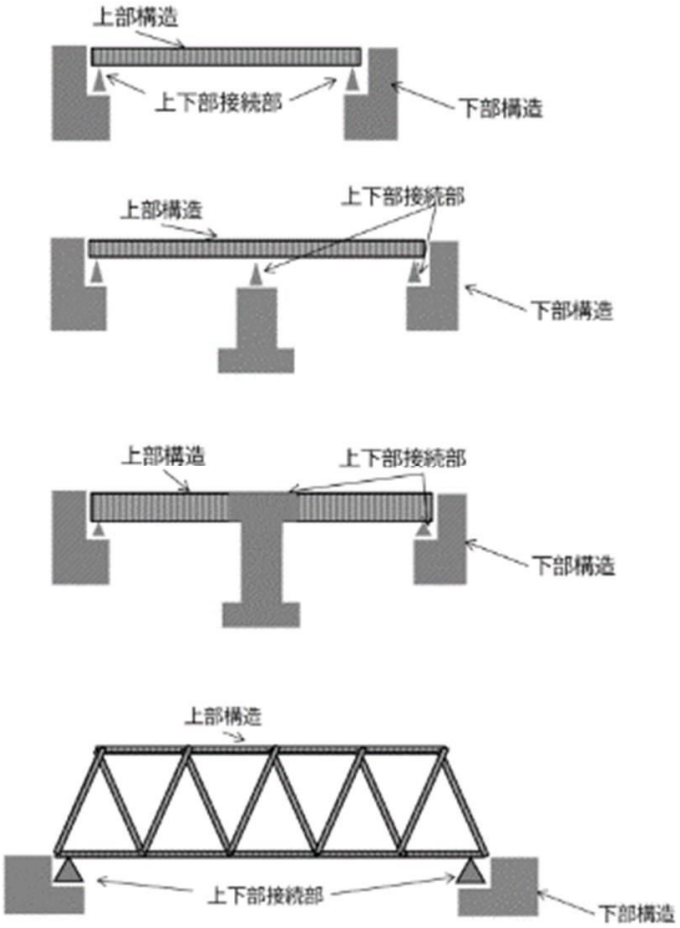
＜ポイント1＞
構造全体の評価をいきなり決定づけることは難しいため、
一般には、「上部構造」「下部構造」「上下部接続部」という役割が異なる大きな構造単位に着目して、性能の見立てを行ったうえで、橋全体としての評価を行う事が合理的。

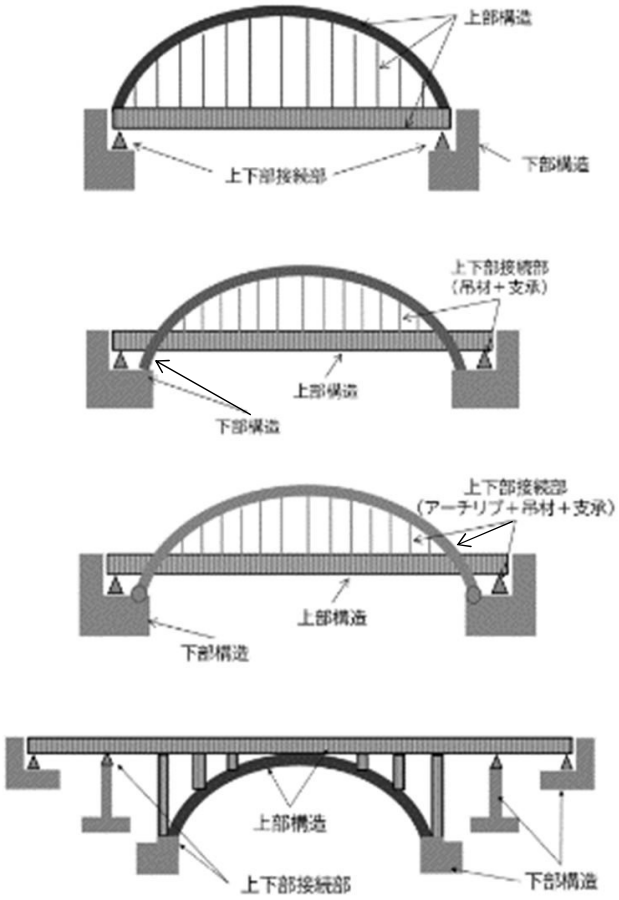
＜ポイント2＞
「性能の見立て」
＝次回点検までに想定される状況に対して、どのような状態となる可能性？
ただし、
①近接目視を基本として得られる情報程度からの技術者の主観でよい
（技術レベルは、道路管理者が必要な知識と技能を有するかどうか判断）
②想定する状況は、起こりえないことはないが、頻繁には生じない程度の規模
例：稀にしか生じないであろう重量車両の満載などの過大な活荷重状況
道路管理者が緊急点検を行う程度以上の規模が大きい地震　など
※構造解析や、精緻な測量、高度検査技術による情報収集までは必須でない。
※点検時の情報による、点検時点での大まかな推測を3段階で行う程度
※従来の「構造区分毎の対策区分」の評価と技術的水準は変わらない。

健全性の診断のために行う技術的評価（２／３）【橋梁】

国土交通省

「上部構造」「下部構造」「上下部接続部」の区分けは、「道路橋示方書（H29）」を参考としつつ、道路管理者（定期点検を行う者）が対象に応じて決めれば良い。
※橋梁形式が同じでも、設計内容によっては同じとはならないこともある。
※耐荷性能の概略の見立てのための便宜的なものであり、厳密性は求められない。
※どのように区分したのか記録に残ることが望ましい。（将来見直されることも）





健全性の診断のために行う技術的評価（３／３）【橋梁】

国土交通省

「健全性の診断の区分」の決定では、従来より予防保全の必要性などの検討結果も反映されてきたものと考えられる。

効率的で合理的な維持管理のために重要なこれらの検討が確実に行われるとともに、合理的な維持管理のために記録が残せるよう様式が改良されている。

なお、経験を踏まえて、予防保全の観点から、様式には「疲労」「塩害」「アルカリ骨材反応」「防食機能の低下」「洗掘」が用意されている。

※様式にない事象も適宜加えるなども行うのが良い

※健全性の診断の区分の決定にどう影響したのかの記録も適宜残すのがよい

特定事象の有無、健全性の診断に関する所見

施設ID		定期点検実施年月日		定期点検者	

該当部位	特定事象の有無（有もしくは無）						健全性の診断の区分の前提	特記事項（第三者被害の可能性に対する応急措置の実施の有無等）
	疲労	塩害	アルカリ骨材反応	防食機能の低下	洗掘	その他		
上部構造								
下部構造								
上下部接続部								
その他（ﾌｪｰﾙｾｰﾌ）								
その他（伸縮装置）								

・該当の有無を記載
・その程度等、健全性の診断の区分の決定に関わる情報については、所見に記載

近接目視により把握したのか、詳細な調査を行った結果であるのか等を補足

定期点検要領における
「健全性の診断の区分」の決定にかかる記録の構成（1/2）【橋梁】

国土交通省

様式1

	想定する状況		
	活荷重	地震	豪雨等
橋（全体として）			
上部構造			
下部構造			
上下部接続部			
その他（フェールセーフ）			
その他（伸縮装置）			

次回点検までの被災可能事象や稀な規模の作用を適当に想定

主に**耐荷性能の観点**の概略の見立て

様式3

	該当の有無					健全性の診断の区分の前提
	疲労	塩害	ASR	防食	洗掘	
橋（全体として）						
上部構造						
下部構造						
上下部接続部						
その他（フェールセーフ）						
その他（伸縮装置）						

特に耐久性上注意が必要な**特定事象への該当**および、その影響に対する概略の見立て

所見

- 当面の耐荷性能についての措置の考え方
- 特定事象についての措置の考え方
- **その他の状態についての措置の考え方**
- 以上も踏まえた、総合的評価（措置の考え方）

健全性の診断の区分の決定結果

「構造安全性」「供用安全性」の観点で危険な状態になる可能性についてはどうか？

＋

「予防保全」「詳細調査」「特別な対策」の必要性についてはどうか？

＋

その他全ての状態を考慮した措置の考え方についての技術的見解とその理由

例えば、***腐食、亀裂・破断、床版ひびわれ、ボルトの異常、漏水、コンクリートのひび割れ・うき・剥離、鉄筋露出、路面凹凸、舗装の異常、遊間異常、支承部の異常、下部工の沈下・傾斜、・・・***

※損傷事例集などの参考資料を提供
※記入のルールなどは

従来より行われてきた「技術的評価」の記入の便の向上と質のばらつきの回避

定期点検要領における「健全性の診断の区分」の決定にかかる記録の構成（2/2）【橋梁】

（1）「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項
「様式－1（主に耐荷性能の観点からの性能の見立て」についての補足説明

＋

（2）特定事象との関連性からの特筆すべき事項
「様式－3（特定事象）」の補足（予防保全、詳細調査、特別な対策）の必要性等

＋

（3）損傷等の変状の状態
例えば、
○発生している損傷について
・特徴（位置、規模や程度、その他特筆すべき性状）
・推定される原因および緊急性
・放置した場合の影響
○発生していない損傷（・・・・は発生していない）

▼

（4）妥当性があると考えられる措置
（健全性の診断の区分の根拠となる見解の総括）

所見の記載内容について

国土交通省

定期点検の流れ

状態の把握

記録 ↓

技術的な評価

・把握した手段について補足があれば「健全性の診断の区分の前提」に記載

※　損傷の種類に用いる用語の定義
⇒例：腐食、防食機能の劣化、ひびわれ　等

記録 ↓　根拠として何に着目したのかの理由 ↑

・損傷が耐荷性能や耐久性能に与える影響の見立て
・損傷や変状の原因事象に基づく、今後の損傷や変状の進展の可能性が耐荷性能や耐久性能に及ぼす影響の見立て

※　概略評価であることから、蓋然性（可能性の大小）がわかる表現
⇒例　〇〇構造の耐荷力が低下している可能性が高い／低い／極めて高い　等

※　今後の進展等の根拠となる損傷や変状の原因事象に用いる用語の定義
⇒例：塩害、疲労、ASR　等

措置等の方針の決定

記録 ↓　根拠として何に着目したのかの理由 ↑

・不足する性能に対する措置方針
・次回定期点検までの措置の必要性（緊急性や予防保全の必要性）
※　具体的な措置の内容（補修補強工法等）の検討は含まない。
※　健全性の診断の区分の直接的な根拠とし、様式１や特定事象の記録と重複させない

※　措置方針がわかる表現
⇒例　〇〇構造の／〇〇部材の耐荷性能の改善／回復／強化・・・、
⇒例　〇〇構造の／〇〇部材の耐久性能の改善／回復・・・
等

記載内容のばらつきが生じないように、これらの考え方は所見記載の手引きとして取りまとめ予定

健全性の診断の区分の決定
※Ⅰ～Ⅳは様式1に記載のため所見欄には不要

「基礎データ収集要領」の提供　【橋梁】

国土交通省

マネジメントに資する客観的事実の記録として統一的なフォーマットを提供
（管理者がH19長寿命化修繕計画策定にあたり活用実績もある）
→　他管理者とも比較検討が可能になる。
→　国の分析結果との比較検討も可能になる。

直轄国道

■損傷種類：26種
■取得単位：要素

鋼部材	腐食	a～e
	亀裂	a～e
	ゆるみ・脱落	a～e
	破断	a～e
	防食機能の劣化	a～e
コンクリート部材	ひびわれ	a～e
	剥離・鉄筋露出	a～e
	漏水・遊離石灰	a～e
	抜け落ち	a～e
	ｺﾝｸﾘｰﾄ補強材の損傷	a～e
	床版ひびわれ	a～e
	うき	a～e
その他	遊間の異常	a～e
	路面の凹凸	a～e
	舗装の異常	a～e
	支承の機能障害	a～e
	その他	a～e
共通	定着部の異常	a～e
	変色・劣化	a～e
	漏水・滞水	a～e
	異常な音・振動	a～e
	異常なたわみ	a～e
	変形・欠損	a～e
	土砂詰り	a～e
	沈下・移動・傾斜	a～e
	洗掘	a～e

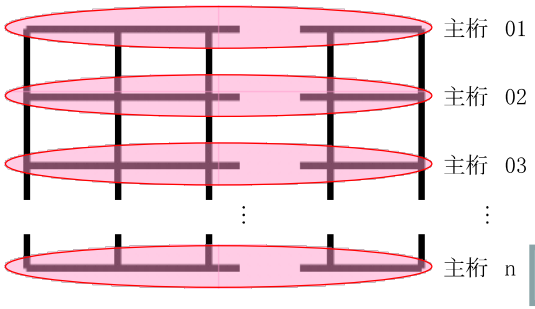
分析可能なできるだけ少ないデータ

基礎データ収集要領

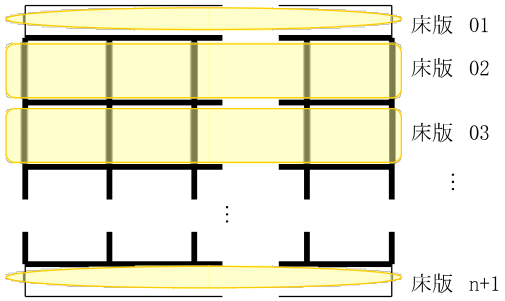
■損傷種類：15種　　■取得単位：部材

鋼部材	腐食	a～e
	亀裂	有無
	ゆるみ・脱落	有無
	破断	有無
	防食機能の劣化	a～e
コンクリート部材	ひびわれ	a～e
	剥離・鉄筋露出	有無
	漏水・遊離石灰	有無
	抜け落ち	有無
	床版ひびわれ	a～e
その他		
	路面の凹凸	a～e
	支承の機能障害	a～e
共通	定着部の異常	a～e
	沈下・移動・傾斜	a～e
	洗掘	a～e

主桁：主桁毎



床版：主桁間で分割



xROAD

（参考）

国の定期点検（法定点検＋管理者任意）の改定予定　【橋梁】

国土交通省

部材単位の技術評価（対策区分の判定）

A	損傷が認められないか，補修の必要がない。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
E1	橋梁構造の安全性の観点で，緊急対応必要
E2	その他，緊急対応の必要がある。
M	維持工事で対応
S	詳細調査の必要



技術的助言に整合

従来通り継続

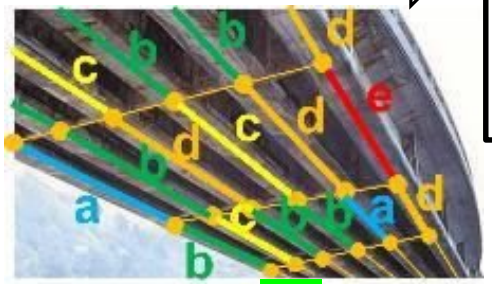
構成要素単位の技術評価（技術的助言（様式１）の反映）

A	何らかの変状が生じる可能性は低い。
B	致命的ではないものの、何らかの変状が生じる可能性がある。
C	致命的な状態となる可能性がある。
E1	橋梁構造の安全性の観点で，緊急対応必要
E2	その他，緊急対応の必要がある。
M	維持工事で対応
S	詳細調査の必要

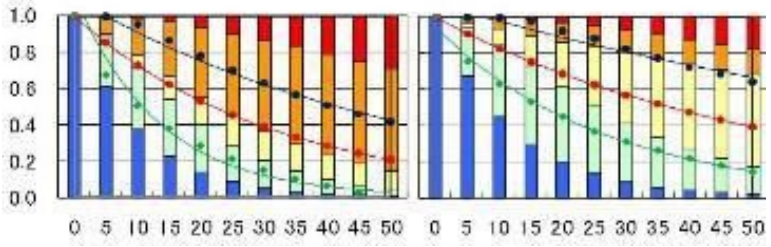
要素単位の客観的事実（損傷程度の評価）

a	損傷なし
b	損傷の程度　小
c	↑
d	↓
e	損傷の程度　大

従来通り継続



鋼鈑桁橋　主桁腐食（A、B塗装系）の劣化曲線の例



国が技術基準等の施策検討に活用（分析用基本データ）

健全性の診断のために行う技術的評価（１／２）【トンネル】

国土交通省

＜ポイント1＞
　構造全体の評価をいきなり決定づけることは難しいため、
　構造物の特性の違いも考慮して、適当な区間単位毎に評価した上で、それらを総合的に評価した結果として、道路トンネル全体として健全性の診断の区分の決定を行うことが合理的。

※適当な区間単位について
山岳トンネル工法で構築されたトンネルの場合、覆工背面の地質や支保構造を目視では確認できないなど、構造物としての特性が異なる区間を明確に区切れないことも多いため、覆工スパン毎に区間を区切って、それぞれ評価を行うことが一般的である。

健全性の診断のために行う技術的評価（２／２）【トンネル】

国土交通省

＜ポイント2＞
　次回点検までに想定する状況においてどのような状態となる可能性があるかを評価する。

ただし、
①近接目視を基本として得られる情報程度からの技術者の主観でよい
　　（技術レベルは、道路管理者が必要な知識と技能を有するかどうか判断）
②想定する状況は、道路トンネルの構造や地形・地質条件等を踏まえて適宜設定
　　例：日常的に起こるほどではないが通常の供用では稀な規模の地震動程度

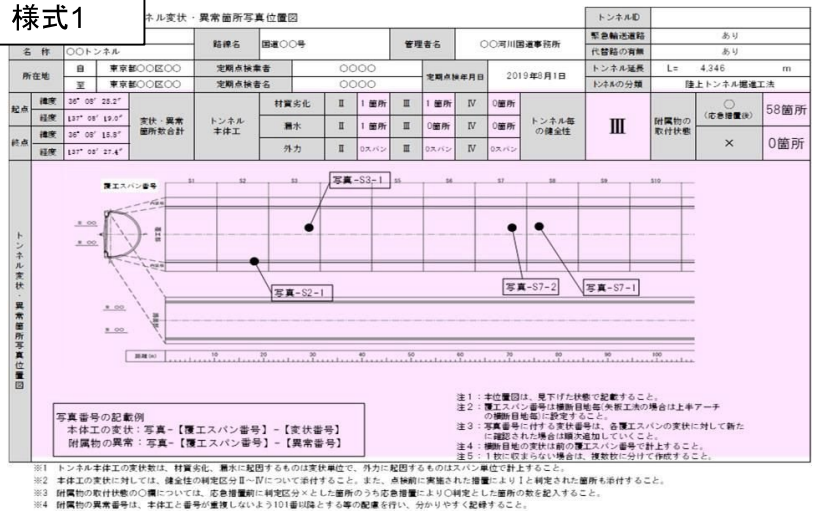
※構造解析や、精緻な測量、高度検査技術による情報収集までは必須でない。
※点検時の情報による、点検時点での大まかな推測を行う程度
※技術的水準は従来と変わらない。

＜ポイント3＞
「健全性の診断の区分」の決定にも大きく関わることが多い「地すべり」「膨張性地山」、「有害水の影響」などの事象への該当の有無やそれらと健全性の診断の区分との関係については記録を残しておくのがよい。

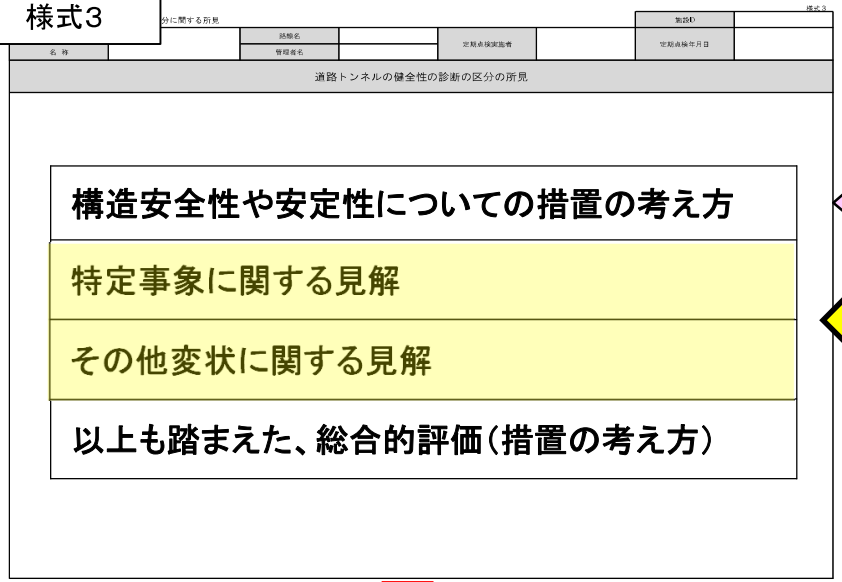
定期点検要領における「健全性の診断の区分」の決定にかかる記録の構成（1/2）【トンネル】

国土交通省

様式1



様式3



健全性の診断の区分の決定結果

「構造物としての安全性や安定」「利用者被害」の観点で評価

＋

その他全ての状態を考慮した措置の考え方についての技術的見解とその理由

例えば、

効果的な維持管理を行う上で重要と考えられる「特定事象（地すべり、膨張性地山、有害水の影響等）」に関する見解

その他の変状（圧ざ、ひび割れ、うき・はく離、鋼材腐食、亀裂、破断、緩み、脱落、変形・移動、沈下、隆起、背面空洞、巻厚の不足または減少、漏水、滞水、土砂流出、補修・補強材の破損、変形・欠損、がたつき、・・・）に関する見解

定期点検要領における「健全性の診断の区分」の決定にかかる記録の構成（2/2）【トンネル】

（1）「構造物としての安全性や安定」「利用者被害」の観点からの特筆すべき事項
「様式－1」についての補足説明

＋

（2）その他全ての状態を考慮した措置の考え方についての技術的見解と
その理由

■特定事象との関連性

特定事象の該当の有無や予防保全、詳細調査、特別な対策の必要性等

■その他の変状の状態

例えば、

〇発生している変状について

・特徴（位置、規模や程度、その他特筆すべき性状）

・推定される原因および緊急性

・放置した場合の影響

〇発生していない変状（・・・・は発生していない）

↓

（3）妥当性があると考えられる措置
（健全性の診断の区分の根拠となる見解の総括）

健全性の診断のために行う技術的評価（1/2）【ｼｪｯﾄﾞ・大型ｶﾙﾊﾞｰﾄ】

国土交通省

＜ポイント1＞

構造全体の評価をいきなり決定づけることは難しいため、適当な構造の単位毎に、それらが次回点検までに想定する状況においてどのような状態となる可能性があるのかを評価した上で、それらを総合的に評価した結果として、施設全体として健全性の診断の区分の決定を行うことが合理的。

※適当な区間単位について

シェッドであれば上部構造、下部構造、支承部、またカルバートであればカルバート本体、継手、ウイングとできることが一般的である。

健全性の診断のために行う技術的評価（2/2）【ｼｪｯﾄﾞ・大型カルﾊﾞｰﾄ】

国土交通省

＜ポイント2＞

次回点検までに想定する状況においてどのような状態となる可能性があるかを評価する。

ただし、

①近接目視を基本として得られる情報程度からの技術者の主観でよい。
（技術レベルは、道路管理者が必要な知識と技能を有するかどうか判断）

②想定する状況は、施設の状態や構造条件等を踏まえて適宜設定
例：日常的に起こるほどではないが通常の供用では稀な規模の地震動程度

※構造解析や、精緻な測量、高度検査技術による情報収集までは必須でない。
※点検時の情報による、点検時点での大まかな推測を行う程度
※技術的水準は従来と変わらない。

＜ポイント3＞

「健全性の診断の区分」の決定にも大きく関わることが多い「塩害」「アルカリ骨材反応」「防食機能の低下」「洗掘」などの事象への該当の有無やそれらと健全性の診断の区分との関係については記録を残しておくのがよい。

※健全性の診断の区分の決定にどう影響したのかの記録も適宜残すのがよい

定期点検要領における「健全性の診断の区分」の決定にかかる記録の構成（1/2）【ｼｪｯﾄﾞ・大型ｶﾙﾊﾞｰﾄ】

国土交通省

様式１

シェッド

部材単位の診断

部材名		区分（Ⅰ～Ⅳ）	変状の種類（Ⅱ以上の場合に記載）	備考（写真番号，位置等が分かるよう[記載]）	定期点検者 特記事項（第三者被害の可能性に対する応急措置の実施の有無等）
上部構造	頂版				
	主梁				
	横梁				
	壁・柱				
下部構造	受台				
	底版・基礎				
支承部					
その他					

大型カルバート

部材単位の診断

部材名	区分（Ⅰ～Ⅳ）	変状の種類（Ⅱ以上の場合に記載）	備考（写真番号，位置等が分かるよう[記載]）	定期点検者 特記事項（第三者被害の可能性に対する応急措置の実施の有無等）
カルバート本体				
継手				
ウイング				
その他				

施設毎の健全性の診断（区分Ⅰ～Ⅳ）

（区分）	（適宜、所見を記入）
（所見等）	構造物としての安全性についての措置の考え方 特定事象に関する見解 その他の状態に関する見解 以上も踏まえた、総合的評価（措置の考え方）

※建設年度が不明の場合は「不明」と記入する．

健全性の診断の区分の決定結果

「構造物としての安全性」「道路利用者や第三者被害予防」の観点で評価

＋

その他全ての状態を考慮した措置の考え方についての技術的見解とその理由

例えば、

効果的な維持管理を行う上で重要と考えられる「特定事象（塩害、アルカリ骨材反応、防食機能の低下、洗掘等）」に関する見解

その他の変状（腐食、亀裂、破断、防食機能の劣化、ゆるみ・脱落、ひび割れ、うき、剥離・鉄筋露出、漏水・遊離石灰、支承の機能障害、継手の機能障害、目地部の変状、吸い出し、洗掘、不同沈下、頂版上・のり面の変状、路上施設の変状、・・・）に関する見解

定期点検要領における「健全性の診断の区分」の決定にかかる記録の構成（2/2）【ｼｪｯﾄﾞ・大型カルﾊﾞｰﾄ】

（1）「構造物としての安全性」や「道路利用者や第三者被害予防」の観点からの特筆すべき事項
「様式－1（主に部材単位の診断）」について、部材単位の診断から施設毎の健全性の診断への補足説明

＋

（2）その他全ての状態を考慮して措置の考え方についての技術的見解とその理由
■特定事象との関連性
特定事象の該当の有無や予防保全、詳細調査、特別な対策の必要性等
■その他の変状の状態
例えば、
〇発生している変状について
・特徴（位置、規模や程度、その他特筆すべき性状）
・推定される原因および緊急性
・放置した場合の影響
〇発生していない変状（・・・・は発生していない）

↓

（3）妥当性があると考えられる措置
（健全性の診断の区分の根拠となる見解の総括）

参考資料

道路法施行令

（政令）

道路法等の改正に伴う政令（H25.9.2施行）

（道路の維持又は修繕に関する技術的基準等）

第三十五条の二　法第四十二条第二項の政令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

一　道路の構造、交通状況又は維持若しくは修繕の状況、道路の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況（次号において「道路構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、道路の巡視を行い、及び清掃、除草、除雪その他の道路の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

二　道路の点検は、トンネル、橋その他の道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物について、道路構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

三　前号の点検その他の方法により道路の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

２　前項に規定するもののほか、道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

道路法施行規則
（省令）

道路法施行規則の一部を改正する省令

（道路の維持又は修繕に関する技術的基準等）

第四条の五の六（※） 令第三十五条の二第二項の国土交通省令で定める道路の維持又は修繕に関する**技術的基準**その他必要な事項は、次のとおりとする。

一 トンネル、橋その他道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるもの（以下この条において「トンネル等」という。）の点検は、トンネル等の点検を適正に行うために**必要な知識及び技能を有する者**が行うこととし、**近接目視**により、**五年に一回の頻度**で行うことを**基本**とすること。

二 **前号の点検を行つたとき**は、当該トンネル等について**健全性の診断**を行い、その結果を国土交通大臣が定めるところにより**分類する**こと。

三 第一号の**点検**及び前号の**診断の結果**並びにトンネル等について令三十五条の二第一項第三号の措置を講じたときは、その内容を記録し、当該トンネル等が**利用されている期間中は、これを保存**すること。

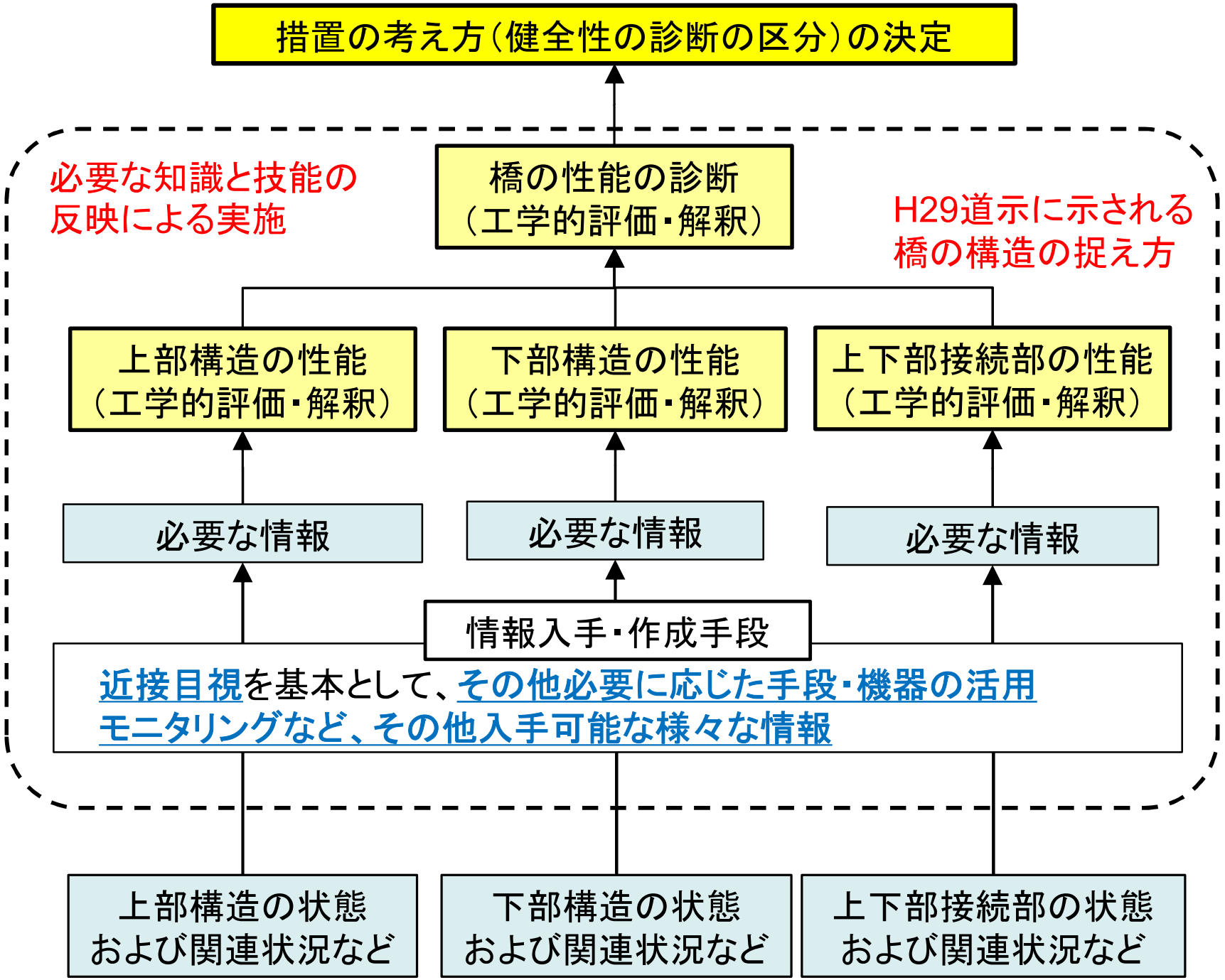
※H26要領策定当時は第四条の五の二

健全性の診断結果の分類

告示

トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示

区分（告示）		
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態


措置の考え方（健全性の診断の区分）の決定
必要な知識と技能の
反映による実施
橋の性能の診断
（工学的評価・解釈）
H29道示に示される
橋の構造の捉え方
上部構造の性能
（工学的評価・解釈）
下部構造の性能
（工学的評価・解釈）
上下部接続部の性能
（工学的評価・解釈）
必要な情報
必要な情報
必要な情報
情報入手・作成手段
近接目視を基本として、その他必要に応じた手段・機器の活用
モニタリングなど、その他入手可能な様々な情報
上部構造の状態
および関連状況など
下部構造の状態
および関連状況など
上下部接続部の状態
および関連状況など

道路構造物の性能の大枠（道路橋の例）

国土交通省

想定する期間において
- ■想定する状況（遭遇する作用など）に対して
- ■どの程度の確からしさで
- ■どのような状態となる可能性があるのか

耐荷性能の基本的な評価方法	
	橋の状態
橋がおかれる状況	実現の確実性 （そうなる可能性）

その他の性能

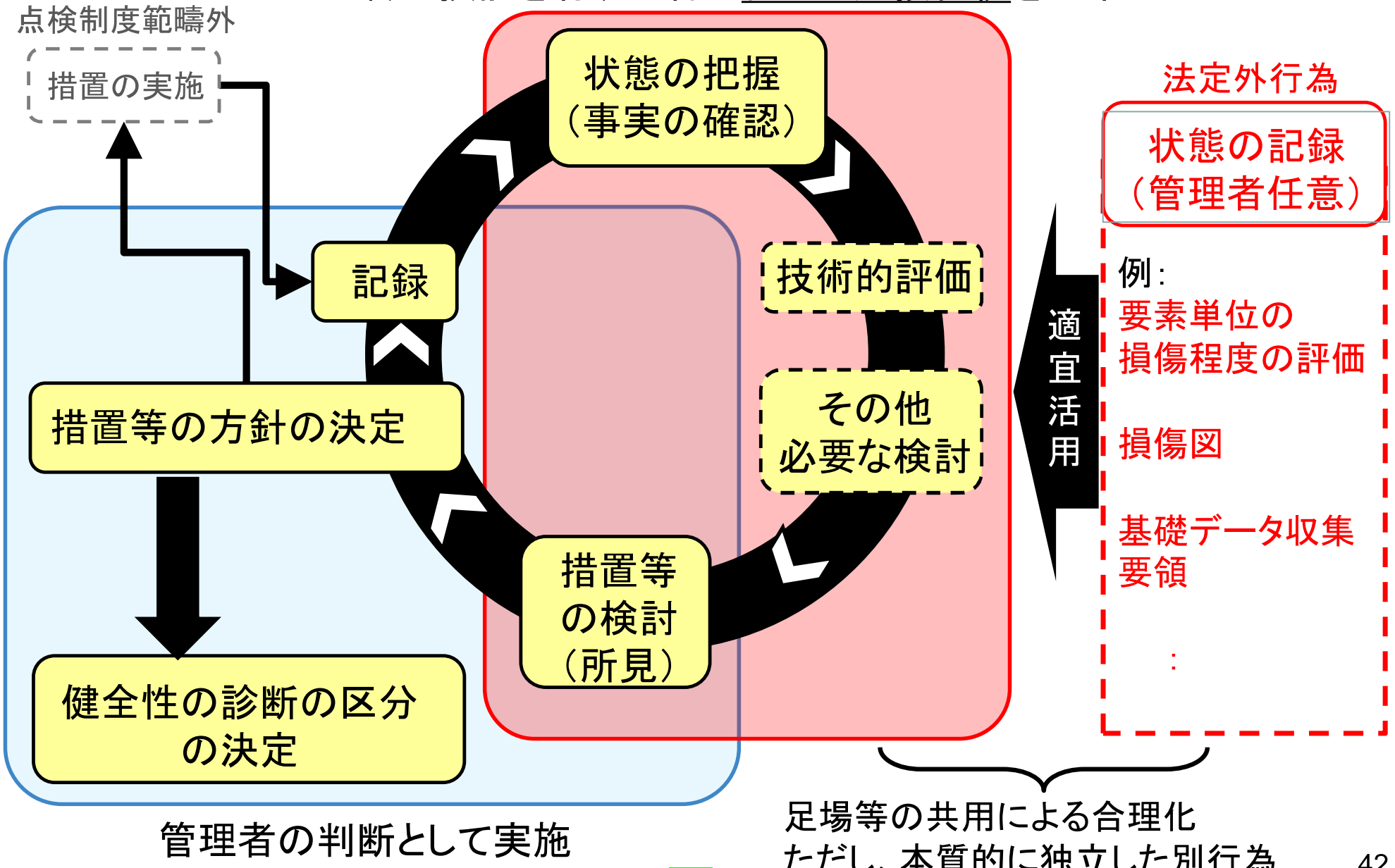
道路構造物として、それぞれが満足することを求められる様々な性能があれば、それについても考慮が必要。

これらが、どのくらいの期間保証できるのか（＝耐久性）

法定の定期点検制度で想定する運用の体系

国土交通省

知識と技能を有する者が自らの近接目視を基本に



【SIP第3期】戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）

SIP 第3期（2023～2027年）

SiP 戦略的イノベーション創造プログラム
Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program

スマートインフラマネジメントシステムの構築

目標とする未来社会である Society 5.0 の実現を目指し、「**未来の建設技術**」、「**未来のインフラ**」、「**未来のまち**」をアウトプットとして常にイメージし、わが国の膨大なインフラ構造物・建築物の老朽化が進む中で、デジタル技術により、**持続可能で魅力的・強靭な国土・都市・地域づくり**を推進するシステムの構築を目指す。



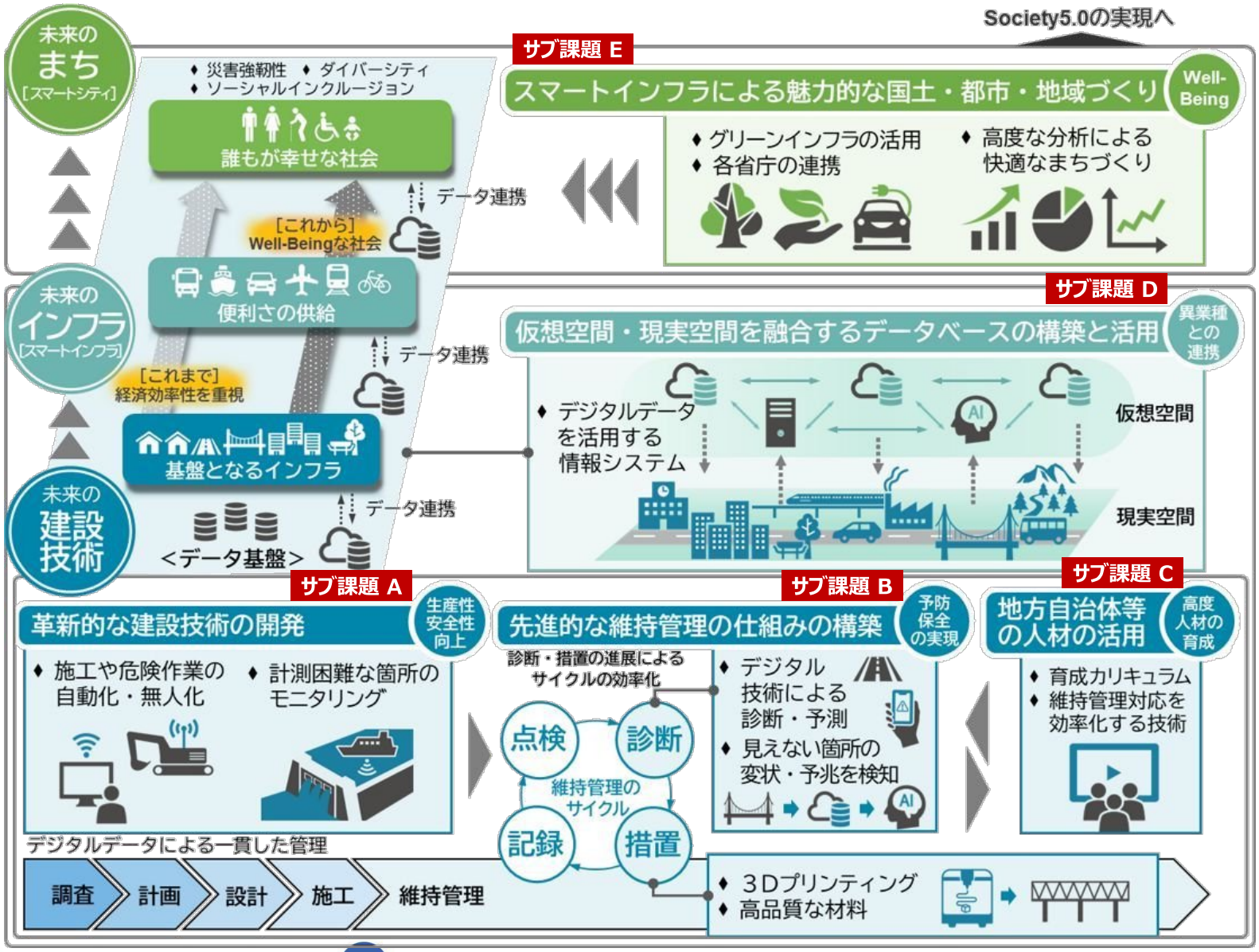
SIP第3期ロゴ
（スマートインフラマネジメントシステムの構築）

プログラムディレクター（PD）	**久田　真**　（東北大学）
研究推進法人	**土木研究所**（国立研究開発法人）
連携府省	**内閣府**（事務局）
	国土交通省、農林水産省、環境省、

SiP 戦略的イノベーション創造プログラム
Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program

研究開発テーマ（５つのサブ課題）

【土木研究所SIPホームページ】
https://www.pwri.go.jp/jpn/research/sip/index.html



研究開発テーマ（５つのサブ課題）

スマートインフラマネジメントシステムの構築

【A】革新的な建設生産プロセスの構築	【B】先進的なインフラメンテナンスサイクルの構築	【C】地方自治体等のヒューマンリソースの戦略的活用あ	【D】サイバー・フィジカル空間を融合するインフラデータの共通基盤の構築と活用	【E】スマートインフラによる魅力的な国土・都市・地域づくり
a-1：建設生産プロセス全体の最適化を実現する自動施工技術の開発	b-1：デジタル技術を活用した診断・評価・予測技術	c-1：地方公共団体におけるインフラマネジメントの効率化技術	d-1：デジタルツイン群の構築のためのインフラデータベースの共通基盤の開発	e-1：魅力的な国土・都市・地域づくりを評価するグリーンインフラに関する省庁連携基盤
a-2：人力で実施困難な箇所のロボット等による無人自動計測・施工技術開発	b-2：構造物内部や不可視部分などの変状・予兆の検知技術			e-2：EBPMによる地域インフラ群マネジメント構築に関する技術
a-3：トンネル発破等の危険作業の自動化・無人化に係る研究開発	b-3：補修・補強技術の高度化			

サブ課題A：革新的な建設生産プロセスの構築
建設現場の飛躍的な生産性・安全性向上のため、施工の自動化・自律化に向けた技術開発に官民協働で取組む。

サブ課題B：先進的なインフラメンテナンスサイクルの構築
メンテナンスサイクルをデータ共通基盤やデジタルツイン技術と連携してハイサイクル化することにより、イノベーションの加速化を促し、革新的維持管理を実現する。

サブ課題C：地方自治体等のヒューマンリソースの戦略的活用
人材育成・教育にかかる全国レベルの共通基盤により、多様なスキルを持つ人材の参入、リカレント、リスキリングを促進し、労働力不足の解消と質的向上を図る。

サブ課題D：サイバー・フィジカル空間を融合するインフラデータベースの共通基盤の構築と活用
プラットフォーム間の連携、シミュレーションのためのモデル化、デジタルツイン群の連携のためのデータ変換・統合、及びそれらの一連のプロセスの自動化を研究開発する。

サブ課題E：スマートインフラによる魅力的な国土・都市・地域づくり
国土・都市・地域の社会経済活動を支えるインフラのwell-beingや災害強靭性を確保するため、グリーンインフラやEBPMによる地域マネジメント等を研究開発する。

SBIRフェーズ3基金事業（中小企業イノベーション創出推進事業）について

国土交通省

SBIR制度の抜本拡充

令和4年度補正予算額　2,060億円
（うち、国交省303.1億円）

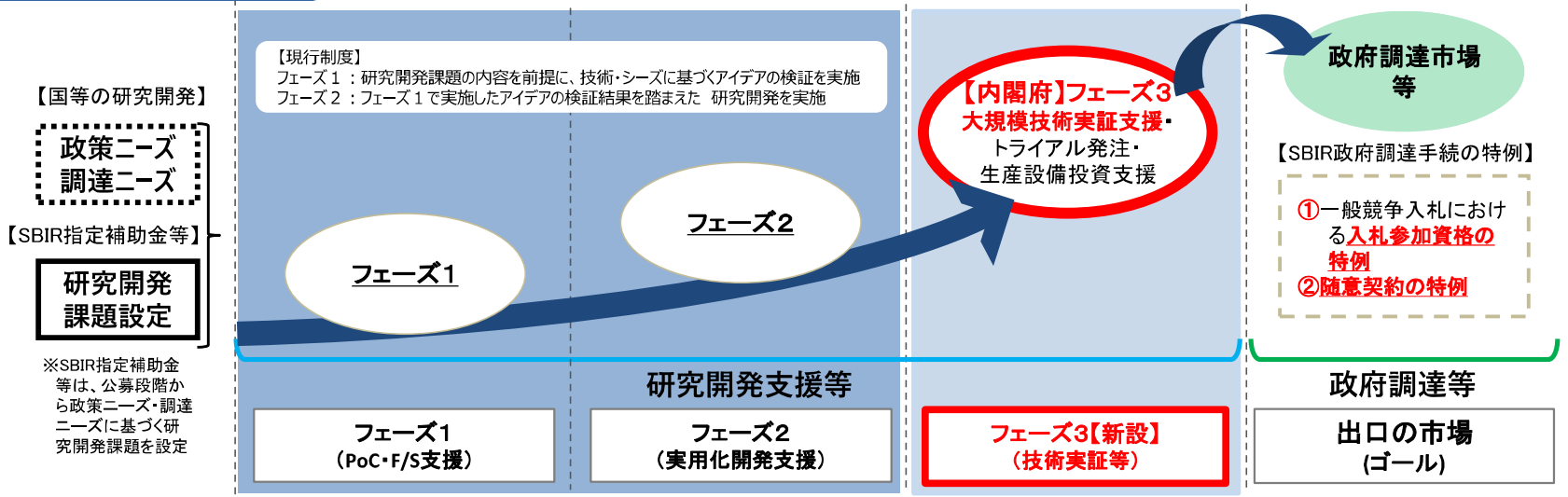
施策の目的

スタートアップを育成する際、公共調達の活用が重要であり、公共調達を見据えた技術開発支援であるSBIR制度（Small/Startup Business Innovation Research）に基づく「指定補助金等」の対象・規模を抜本的に拡充。

施策の概要

ビジネスアイディアの FS 調査段階（「フェーズ１」）、実用化に向けた研究開発段階（「フェーズ２」）の支援の拡充に加え、新たに先端技術分野における大規模技術開発・実証段階（「フェーズ３」）も支援対象に追加する。

施策の具体的内容



SBIR・フェーズ3　採択プロジェクト一覧

国土交通省

分野①　災害に屈しない国土づくり、広域的・戦略的なインフラマネジメントに向けた技術の開発・実証

公募テーマ	採択課題	実施主体
デジタルツインを活用した公共構造物（道路・河川）の維持管理手法の技術開発・実証	● 簡便な３次元計測機器を用いた自治体の中小構造物の状況把握・維持管理手法の開発	（株）ベイシスコンサルティング
	● 橋梁・トンネル・道路等インフラメンテナンスのためのデジタルツイン・プラットフォームのシステム及びインフラ基盤の開発・実証・商用化	（株）ＳＹＭＭＥＴＲＹ
	● 災害に屈しない国土づくり、広域的・戦略的なインフラマネジメント技術の開発・実証	エアロセンス（株）
	● 「事後保全」から「状態監視保全」へ次世代水空ドローンによる河川状態監視と保全プロジェクト	（株）プロドローン
	● 地方自治体を対象としたＤＳ活用型道路インフラメンテナンスサイクルの支援	（株）ｅｎ
	● 公共構造物（道路・河川）の効率的な維持管理のための全自動３Ｄモデリング技術の開発	ＤａｔａＬａｂｓ（株）
都市デジタルツインの技術開発・実証	● ３Ｄ都市モデル自動作成・自動更新システムの開発及び実証	（株）リアルグローブ
	● ＡＩ技術を活用した高精度デジタルツインの構築	（株）スペースデータ
	● ３Ｄ都市モデルに対応した次世代ＷｅｂＧＩＳエンジンの開発と社会実装	（株）ユーカリヤ
次世代機器等を活用した河川管理の監視・観測の高度化に資する技術開発	● 低コスト浸水センサの技術開発及び安定供給事業	ゼロスペック（株）
	● 人工衛星と物理モデルを用いた次世代洪水・土砂災害予測システムの開発	（株）ＧａｉａＶｉｓｉｏｎ
	● ＳＡＲ衛星データを活用した浸水・土砂災害支援システム構築	衛星データサービス企画（株）
次世代機器等を活用した道路管理の監視・観測の高度化に資する技術開発	● 中性子線を活用したコンクリート橋の塩分濃度非破壊検査装置の開発、高度化、実用化	（株）ランズビュー
	● しなやかな都市インフラ管理を支えるデジタル基盤の構築	（株）アーバンエックステクノロジーズ
	● 舗装・橋梁の日常管理の効率化と災害時対応の迅速化に向けた技術開発およびサーバー実装	（株）スマートシティ技術研究所
	● 道路インフラ向けＩｏＴマルチセンシング式接合部計測型締結デバイスによる健全性遠隔モニタリングシステムの開発事業計画	（株）ＮｅｊｉＬａｗ
	● ＳＡＲ衛星データを活用した道路点検支援システムの構築	衛星データサービス企画（株）
	● ＨＤマップを活用した小型ＳＡＲデータ位置情報の高精度化による道路管理の効率化	ダイナミックマッププラットフォーム（株）
	● ＡＩカメラと自動車プローブデータの融合による全国リアルタイム交通流分析システム	ＬｏｃａｔｉｏｎＭｉｎｄ（株）

資料5

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和６年２月１５日
大臣官房技術調査課
大臣官房公共事業調査室

新たに23の民間資格を登録します！

～「令和５年度　公共工事に関する調査及び
設計等の品質確保に資する技術者資格」の登録～

国土交通省登録資格として、新たに23の民間資格を登録し、37の民間資格を更新します。

社会資本ストックの維持管理・更新を適切に実施するためには、点検・診断の質が重要であり、これらに携わる技術者の能力を評価し、活用することが求められます。

国土交通省では、一定水準の技術力等を有する民間資格を「国土交通省登録資格」として登録する制度を平成26年度より導入し、これまでに366の資格を登録しています。

今般、新たに23の資格を登録するとともに、今年度末に登録期間満了を迎える37の資格について更新し、計389の登録資格となります。

国土交通省登録資格は、点検・診断等の業務において、その資格保有者を総合評価落札方式で加点評価するなど積極的に活用するとともに、地方公共団体等での更なる活用に向けて周知を図ってまいります。

■国土交通省登録資格について

【別添１】国土交通省登録資格の概要・今回新たに登録された資格

【別添２】登録資格一覧（公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿）

【別添３】国土交通省登録資格の活用に向けて（国土交通省登録資格パンフレット）

【問い合わせ先】
大臣官房　技術調査課　　課長補佐　　嶋本（内線22352）
係　　長　　長　（内線22354）
大臣官房　公共事業調査室　　課長補佐　　近藤（内線24296）
TEL　代表：03-5253-8111
直通：03-5253-8220（技術調査課）
03-5253-8258（公共事業調査室）

【別添1】

国土交通省登録資格の概要

1. 制度導入の背景・目的

社会資本ストックの維持管理・更新を適切に実施するためには、点検・診断の質が重要であり、これらに携わる技術者の能力を評価し、活用することが求められます。

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」においても、公共工事に関する調査及び設計の品質確保の観点から、資格等の評価のあり方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されているところです。

そこで、民間団体等が運営する一定水準の技術力等を有する資格について、国や地方公共団体の業務に活用できるよう、国土交通省が「国土交通省登録資格」として登録する制度を平成26年度に導入しました。

これまでに9回の公募を行い、全366資格が登録されていますが、今回新たに23資格を追加登録するとともに37資格の更新を行うものです。

国土交通省では、国土交通省登録資格の保有者について、総合評価落札方式の業務において加点評価するなどの措置を通じて活用を進めています。

2. これまでの経緯等

〇平成26年 6月　・公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）改正

〇平成26年 8月　・社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会より提言
「社会資本メンテナンスの確立に向けた緊急提言：民間資格の登録制度の創設について」

〇平成26年11月　・「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」（以下、「登録規定」）の告示
・技術者資格制度小委員会（委員長：日本大学 木下誠也教授）設置
計画・調査・設計分野の資格制度の検討に着手

〇平成27年 1月　・登録資格の公表（第1回） 50資格を登録

〇平成27年10月　・「登録規程」改正
※「点検・診断等業務」の3施設分野、「計画・調査・設計業務」の18施設分野等を拡充。

〇平成28年 2月　・登録資格の公表（第2回） 111資格を追加登録（計161資格）

〇平成29年 2月　・登録資格の公表（第3回） 50資格を追加登録（計211資格）

〇平成29年11月　・「登録規程」改正
※「点検・診断等業務」の2施設分野、「計画・調査・設計業務」の1施設分野を拡充。

〇平成30年 2月　・登録資格の公表（第4回） 40資格を追加登録（計251資格）

〇平成30年11月　・「登録規程」改正 ※「点検・診断等業務」の2施設分野を拡充。

〇平成31年1月　・登録資格の公表（第5回） 37資格を追加登録（計288資格）

〇令和元年11月　・「登録規程」改正 ※登録の更新に関する規定を改正

〇令和2年2月　・登録資格の公表（第6回） 32資格を追加登録、平成27年1月登録の50資格については更新登録（計320資格）

〇令和3年2月　・登録資格の公表（第7回）8資格を追加登録、平成28年2月登録の111資格については更新登録（計328資格）

〇令和4年2月　・登録資格の公表（第8回）25資格を追加登録、平成29年2月登録の50資格について更新登録（計353資格）

〇令和5年2月　・登録資格の公表（第9回）13資格を追加登録、平成30年2月登録の40資格について更新登録（計366資格）

〇令和5年10月　・「登録規程」改正
※「計画・調査・設計業務」の施設分野に『地籍調査』、『舗装』を拡充、「横断型業務」に『測量（UAV測量）』新設。

今 回

〇令和6年2月　・登録資格の公表（第10回）23資格を追加登録、平成31年1月登録の37資格について更新登録（計389資格）

3. 今回新たに登録された資格

	資格の名称	資格が対象とする区分			令和5年度に拡充した施設分野等に該当
		施設分野等	業務	知識・技術を求める者	
1	木橋診断士	橋梁 （鋼・コンクリート以外の橋）	点検	担当技術者	
2	木橋診断士	橋梁 （鋼・コンクリート以外の橋）	診断	担当技術者	
3	高速道路点検士（土木）	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	
4	高速道路点検診断士（土木）	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	
5	高速道路点検診断士（土木）	道路土工構造物（土工）	診断	担当技術者	
6	高速道路点検士（土木）	道路土工構造物 （シェッド・大型カルバート等）	点検	担当技術者	
7	高速道路点検診断士（土木）	道路土工構造物 （シェッド・大型カルバート等）	点検	担当技術者	
8	高速道路点検診断士（土木）	道路土工構造物 （シェッド・大型カルバート等）	診断	担当技術者	
9	高速道路点検士（土木）	舗装	点検	担当技術者	
10	高速道路点検診断士（土木）	舗装	点検	担当技術者	
11	高速道路点検診断士（土木）	舗装	診断	担当技術者	
12	高速道路点検士（土木）	小規模附属物	点検	担当技術者	
13	高速道路点検診断士（土木）	小規模附属物	点検	担当技術者	
14	高速道路点検診断士（土木）	小規模附属物	診断	担当技術者	
15	高速道路点検士（施設）	小規模附属物	点検	担当技術者	
16	高速道路点検診断士（施設）	小規模附属物	診断	担当技術者	
17	高速道路点検診断士（施設）	小規模附属物	点検	担当技術者	
18	地籍総合技術監理者	地籍調査	調査	管理技術者 又は主任技術者	★
19	地籍調査管理技術者	地籍調査	調査	管理技術者 又は主任技術者	★
20	地籍工程管理士資格	地籍調査	調査	管理技術者 又は主任技術者	★
21	地籍主任調査員資格	地籍調査	調査	担当技術者	★
22	舗装診断士	舗装	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	★
23	ドローン測量管理士	全施設	測量（UAV）	管理技術者 又は主任技術者	★

4.（参考）分野別登録資格数

総計　389資格

●点検・診断等業務

維持管理分野　293資格

施設等名	登録資格数										
	H27.1 (R2.2)	H28.2 (R3.2)	H29.2 (R4.2)	H30.2 (R5.2)	H31.1 (R6.2)	R2.2	R3.2	R4.2	R5.2	R6.2	計
橋梁（鋼橋）	16	13	13	4	4	2	2	6	0	0	60
橋梁（ｺﾝｸﾘｰﾄ橋）	17	12	13	6	7	2	2	6	0	0	65
橋梁（鋼・コンクリート以外の橋）	―	―	―	―	―	―	―	2	0	2	4
トンネル	5	13	8	3	1	2	2	3	2	0	39
舗装	－	－	－	9	1	4	0	0	2	3	19
小規模附属物	－	－	－	7	2	O	0	0	2	6	17
道路土工構造物（土工）	－	－	－	－	14	12	0	0	2	3	31
道路土工構造物（ｼｪｯﾄﾞ・大型ｶﾙﾊﾞｰﾄ等）	－	－	－	－	8	8	0	0	2	3	21
堤防・河道	－	0	0	4	0	0	0	4	0	0	8
砂防設備	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
地すべり防止施設	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	0	0	0	O	0	0	0	0	3
下水道管路施設	―	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
海岸堤防等	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	6
港湾施設	4	0	0	3	0	0	0	0	0	0	7
空港施設	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
公園（遊具）	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
土木機械設備	―	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
計	**50**	**49**	**37**	**36**	**37**	**30**	**6**	**21**	**10**	**17**	**293**

※（ ）は更新年月

●計画・調査・設計業務

計画・調査・設計分野　95資格

施設等名	登録資格数									
	H28.2 (R3.2)	H29.2 (R4.2)	H30.2 (R5.2)	H31.1 (R6.2)	R2.2	R3.2	R4.2	R5.2	R6.2	計
道路	3	3	0	0	0	0	0	1	0	7
橋梁	3	1	0	0	0	0	0	0	0	4
トンネル	2	1	0	0	0	0	0	1	0	4
舗装	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1
河川・ダム	2	1	0	0	0	0	2	0	0	5
砂防	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
地すべり対策	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
急傾斜地崩壊等対策	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
海岸	12	4	0	0	0	0	0	0	0	16
港湾	14	0	0	0	1	1	0	0	0	16
空港	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
下水道	1	0	0	0	0	0	1	1	0	3
都市計画及び地方計画	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
都市公園等	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
建設機械	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
土木機械設備	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
電気施設・通信施設・制御処理システム	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
地質・土質	9	3	1	0	0	0	1	0	0	14
宅地防災	－	－	1	0	0	0	0	0	0	1
建設環境	2	0	2	0	1	0	0	0	0	5
地籍調査	－	－	－	－	－	－	－	－	4	4
計	**62**	**13**	**4**	**0**	**2**	**2**	**4**	**3**	**5**	**95**

※（ ）は更新年月

●横断型業務

横断型分野　1資格

施設等名	登録資格数									
	H28.2 (R3.2)	H29.2 (R4.2)	H30.2 (R5.2)	H31.1 (R6.2)	R2.2	R3.2	R4.2	R5.2	R6.2	計
測量（UAV測量）	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1
計	**－**	**－**	**－**	**－**	**－**	**－**	**－**	**－**	**1**	**1**

※（ ）は更新年月

【別添２】

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿

令和6年2月15日時点

〇ここに記載のある資格は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年国土交通省告示第1107号）」に基づいて、技術者資格登録簿に登録された資格の一覧です。

〇この告示に基づく資格登録制度は、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。）及び設計等に関し、品質の確保と技術者の育成及び活用の促進を図ることを目的として創設されたもので、登録申請のあった資格について、上記の告示で定めた必要な知識・技術等に関する要件をすべて満たしていることが申請書類において確認された資格を登録したものです。

〇国土交通省としては、この趣旨を踏まえ、登録された資格の積極的な活用を期待しております。なお、今回の登録は、登録されていない資格について活用をただちに妨げる趣旨ではないことも併せてご理解いただき、各発注機関においては、業務の発注要件の設定等にあたり、配慮をお願いいたします。
（参考）建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン（令和5年3月一部改正）

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者		
令和2年2月5日	第1号	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	砂防設備	点検・診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第2号	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	地すべり防止施設	点検・診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第3号	地すべり防止工事士	地すべり防止施設	点検・診断	管理技術者	一般社団法人斜面防災対策技術協会 原　裕 東京都港区新橋6丁目12番7号　新橋SDビル6階	一般社団法人斜面防災対策技術協会 東京都港区新橋6丁目12番7号　新橋SDビル6階
令和2年2月5日	第4号	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第5号	海洋・港湾構造物維持管理士	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	一般財団法人沿岸技術研究センター 宮崎　祥一 東京都港区西新橋1－14－2　新橋エス・ワイビル5階	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1－14－2　新橋エス・ワイビル5階
令和2年2月5日	第6号	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第7号	上級土木技術者（流域・都市）コースA	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第8号	上級土木技術者（海岸・海洋）コースB	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第9号	道路橋点検士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般財団法人橋梁調査会 菊川　滋 東京都文京区音羽2－10－2　音羽NSビル8階	一般財団法人橋梁調査会 東京都文京区音羽2－10－2　音羽NSビル8階
令和2年2月5日	第10号	RCCM（鋼構造及びコンクリート）	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第11号	一級構造物診断士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般社団法人日本構造物診断技術協会 松村　英樹 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号　新宿アイランドアネックス307号室	一般社団法人日本構造物診断技術協会 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号　新宿アイランドアネックス307号室
令和2年2月5日	第12号	二級構造物診断士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般社団法人日本構造物診断技術協会 松村　英樹 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号　新宿アイランドアネックス307号室	一般社団法人日本構造物診断技術協会 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号　新宿アイランドアネックス307号室

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者		
令和2年2月5日	第13号	土木鋼構造診断士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般社団法人日本鋼構造協会 緑川　光正 東京都中央区日本橋3－15－8　アミノ酸会館ビル3階	一般社団法人日本鋼構造協会　土木鋼構造診断士特別委員会 東京都中央区日本橋3－15－8　アミノ酸会館ビル3階
令和2年2月5日	第14号	土木鋼構造診断士補	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般社団法人日本鋼構造協会 緑川　光正 東京都中央区日本橋3－15－8　アミノ酸会館ビル3階	一般社団法人日本鋼構造協会　土木鋼構造診断士特別委員会 東京都中央区日本橋3－15－8　アミノ酸会館ビル3階
令和2年2月5日	第15号	上級土木技術者（橋梁）コースB	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第16号	1級土木技術者（橋梁）コースB	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第17号	特定道守コース	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 永安　武 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学 大学院工学研究科インフラ総合研究センター 長崎県長崎市文教町1－14
令和2年2月5日	第18号	道守コース	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 永安　武 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学 大学院工学研究科インフラ総合研究センター 長崎県長崎市文教町1－14
令和2年2月5日	第19号	道守補コース	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 永安　武 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学 大学院工学研究科インフラ総合研究センター 長崎県長崎市文教町1－14
令和2年2月5日	第20号	RCCM（鋼構造及びコンクリート）	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第21号	土木鋼構造診断士	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	一般社団法人日本鋼構造協会 緑川　光正 東京都中央区日本橋3－15－8　アミノ酸会館ビル3階	一般社団法人日本鋼構造協会　土木鋼構造診断士特別委員会 東京都中央区日本橋3－15－8　アミノ酸会館ビル3階
令和2年2月5日	第22号	上級土木技術者（橋梁）コースB	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第23号	特定道守（鋼構造）コース	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	国立大学法人長崎大学 永安　武 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学 大学院工学研究科インフラ総合研究センター 長崎県長崎市文教町1－14
令和2年2月5日	第24号	道守コース	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	国立大学法人長崎大学 永安　武 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学 大学院工学研究科インフラ総合研究センター 長崎県長崎市文教町1－14
令和2年2月5日	第25号	道路橋点検士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般財団法人橋梁調査会 菊川　滋 東京都文京区音羽2－10－2　日本生命音羽ビル8階	一般財団法人橋梁調査会 東京都文京区音羽2－10－2　日本生命音羽ビル8階
令和2年2月5日	第26号	RCCM（鋼構造及びコンクリート）	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第27号	一級構造物診断士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般社団法人日本構造物診断技術協会 松村　英樹 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号　新宿アイランドアネックス307号室	一般社団法人日本構造物診断技術協会 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号　新宿アイランドアネックス307号室
令和2年2月5日	第28号	二級構造物診断士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般社団法人日本構造物診断技術協会 松村　英樹 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号　新宿アイランドアネックス307号室	一般社団法人日本構造物診断技術協会 東京都新宿区西新宿六丁目2番3号　新宿アイランドアネックス307号室

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者		
令和2年2月5日	第29号	コンクリート構造診断士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 下村　匠 東京都新宿区津久戸町４－６　第3都ビル5階	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 東京都新宿区津久戸町４－６　第3都ビル5階
令和2年2月5日	第30号	プレストレストコンクリート技士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 下村　匠 東京都新宿区津久戸町４－６　第3都ビル5階	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 東京都新宿区津久戸町４－６　第3都ビル5階
令和2年2月5日	第31号	上級土木技術者（橋梁）コースB	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第32号	１級土木技術者（橋梁）コースB	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第33号	コンクリート診断士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益社団法人日本コンクリート工学会 西山　峰広 東京都千代田区麹町１－７　相互半蔵門ビル１２階	公益社団法人日本コンクリート工学会 東京都千代田区麹町１－７　相互半蔵門ビル１２階
令和2年2月5日	第34号	特定道守コース	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 永安　武 長崎県長崎市文教町１－１４	国立大学法人長崎大学 大学院工学研究科インフラ総合研究センター 長崎県長崎市文教町１－１４
令和2年2月5日	第35号	道守コース	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 永安　武 長崎県長崎市文教町１－１４	国立大学法人長崎大学 大学院工学研究科インフラ総合研究センター 長崎県長崎市文教町１－１４
令和2年2月5日	第36号	道守補コース	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 永安　武 長崎県長崎市文教町１－１４	国立大学法人長崎大学 大学院工学研究科インフラ総合研究センター 長崎県長崎市文教町１－１４
令和2年2月5日	第37号	RCCM（鋼構造及びコンクリート）	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第38号	コンクリート構造診断士	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 下村　匠 東京都新宿区津久戸町４－６　第3都ビル5階	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 東京都新宿区津久戸町４－６　第3都ビル5階
令和2年2月5日	第39号	上級土木技術者（橋梁）コースB	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第40号	特定道守（コンクリート構造）コース	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	国立大学法人長崎大学 永安　武 長崎県長崎市文教町１－１４	国立大学法人長崎大学 大学院工学研究科インフラ総合研究センター 長崎県長崎市文教町１－１４
令和2年2月5日	第41号	道守コース	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	国立大学法人長崎大学 永安　武 長崎県長崎市文教町１－１４	国立大学法人長崎大学 大学院工学研究科インフラ総合研究センター 長崎県長崎市文教町１－１４
令和2年2月5日	第42号	RCCM（トンネル）	トンネル	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第43号	特定道守コース	トンネル	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 永安　武 長崎県長崎市文教町１－１４	国立大学法人長崎大学 大学院工学研究科インフラ総合研究センター 長崎県長崎市文教町１－１４
令和2年2月5日	第44号	道守コース	トンネル	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 永安　武 長崎県長崎市文教町１－１４	国立大学法人長崎大学 大学院工学研究科インフラ総合研究センター 長崎県長崎市文教町１－１４

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者		
令和2年2月5日	第45号	道守補コース	トンネル	点検	担当技術者	国立大学法人長崎大学 永安　武 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学 大学院工学研究科インフラ総合研究センター 長崎県長崎市文教町1－14
令和2年2月5日	第46号	RCCM（トンネル）	トンネル	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和2年2月5日	第47号	海洋・港湾構造物維持管理士	港湾施設	計画策定（維持管理）	管理技術者	一般財団法人沿岸技術研究センター 宮崎　祥一 東京都港区西新橋1－14－2　新橋エス・ワイビル5階	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1－14－2　新橋エス・ワイビル5階
令和2年2月5日	第48号	海洋・港湾構造物維持管理士	港湾施設	点検・診断	管理技術者	一般財団法人沿岸技術研究センター 宮崎　祥一 東京都港区西新橋1－14－2　新橋エス・ワイビル5階	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1－14－2　新橋エス・ワイビル5階
令和2年2月5日	第49号	海洋・港湾構造物維持管理士	港湾施設	設計（維持管理）	管理技術者	一般財団法人沿岸技術研究センター 宮崎　祥一 東京都港区西新橋1－14－2　新橋エス・ワイビル5階	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1－14－2　新橋エス・ワイビル5階
令和2年2月5日	第50号	海洋・港湾構造物設計士	港湾施設	設計（維持管理）	管理技術者	一般財団法人沿岸技術研究センター 宮崎　祥一 東京都港区西新橋1－14－2　新橋エス・ワイビル5階	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1－14－2　新橋エス・ワイビル5階
令和3年2月10日	第51号	RCCM（機械）	土木機械設備	診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第52号	1級ポンプ施設管理技術者	土木機械設備	診断	管理技術者	一般社団法人河川ポンプ施設技術協会 太田　晃志 東京都港区赤坂二丁目22番15号	一般社団法人河川ポンプ施設技術協会 東京都港区赤坂二丁目22番15号
令和3年2月10日	第53号	公園施設点検管理士	公園施設（遊具）	点検	管理技術者	一般社団法人日本公園施設業協会 内田　裕郎 東京都中央区湊2－12－6	一般社団法人日本公園施設業協会　事務局 東京都中央区湊2－12－6
令和3年2月10日	第54号	公園施設点検技士	公園施設（遊具）	点検	担当技術者	一般社団法人日本公園施設業協会 内田　裕郎 東京都中央区湊2－12－6	一般社団法人日本公園施設業協会　事務局 東京都中央区湊2－12－6
令和3年2月10日	第55号	公園施設点検管理士	公園施設（遊具）	診断	管理技術者	一般社団法人日本公園施設業協会 内田　裕郎 東京都中央区湊2－12－6	一般社団法人日本公園施設業協会　事務局 東京都中央区湊2－12－6
令和3年2月10日	第56号	公園施設点検技士	公園施設（遊具）	診断	担当技術者	一般社団法人日本公園施設業協会 内田　裕郎 東京都中央区湊2－12－6	一般社団法人日本公園施設業協会　事務局 東京都中央区湊2－12－6
令和3年2月10日	第57号	下水道管路管理専門技士調査部門	下水道管路施設	点検	担当技術者	公益社団法人日本下水道管路管理業協会 長谷川　健司 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号	公益社団法人日本下水道管路管理業協会 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
令和3年2月10日	第58号	砂防・急傾斜管理技術者	砂防設備	点検・診断	管理技術者	公益社団法人砂防学会 大野　宏之 東京都千代田区平河町二丁目7番4号	公益社団法人砂防学会 東京都千代田区平河町二丁目7番4号
令和3年2月10日	第59号	地すべり防止工事士	急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	管理技術者	一般社団法人斜面防災対策技術協会 原　裕 東京都港区新橋6丁目12番7号　新橋SDビル6階	一般社団法人斜面防災対策技術協会 東京都港区新橋6丁目12番7号　新橋SDビル6階
令和3年2月10日	第60号	砂防・急傾斜管理技術者	急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	管理技術者	公益社団法人砂防学会 大野　宏之 東京都千代田区平河町二丁目7番4号	公益社団法人砂防学会 東京都千代田区平河町二丁目7番4号

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者		
令和3年2月10日	第61号	コンクリート診断士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	公益社団法人日本コンクリート工学会 西山　峰広 東京都千代田区麹町１－７　相互半蔵門ビル12階	公益社団法人日本コンクリート工学会 東京都千代田区麹町１－７　相互半蔵門ビル12階
令和3年2月10日	第62号	主任点検診断士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡　敬治 大阪府大阪市中央区南本町４丁目５番７号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町４丁目５番７号
令和3年2月10日	第63号	点検診断士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡　敬治 大阪府大阪市中央区南本町４丁目５番７号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町４丁目５番７号
令和3年2月10日	第64号	橋梁点検士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾　清一 愛知県名古屋市千種区不老町１番	国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学大学院工学研究科土木工学専攻橋梁長寿命化推進室 愛知県名古屋市千種区不老町１番
令和3年2月10日	第65号	インフラ調査士橋梁(鋼橋)	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般社団法人日本非破壊検査工業会 長岡　康之 東京都千代田区内神田２－８－１　冨高ビル3階	一般社団法人日本非破壊検査工業会 東京都千代田区内神田２－８－１　冨高ビル3階
令和3年2月10日	第66号	社会基盤メンテナンスエキスパート	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾　清一 愛知県名古屋市千種区不老町１番	国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸１－１
令和3年2月10日	第67号	道路橋点検士補	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般財団法人橋梁調査会 菊川　滋 東京都文京区音羽２－１０－２　音羽NSビル8階	一般財団法人橋梁調査会 東京都文京区音羽２－１０－２　音羽NSビル8階
令和3年2月10日	第68号	土木設計技士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会 山梨　敏幸 静岡県富士宮市根原４９２－８	職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会 静岡県富士宮市根原４９２－８
令和3年2月10日	第69号	一級構造物診断士	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	一般社団法人日本構造物診断技術協会 松村　英樹 東京都新宿区西新宿六丁目２番３号　新宿アイランドアネックス３０７号室	一般社団法人日本構造物診断技術協会 東京都新宿区西新宿六丁目２番３号　新宿アイランドアネックス３０７号室
令和3年2月10日	第70号	コンクリート診断士	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	公益社団法人日本コンクリート工学会 西山　峰広 東京都千代田区麹町１－７　相互半蔵門ビル12階	公益社団法人日本コンクリート工学会 東京都千代田区麹町１－７　相互半蔵門ビル12階
令和3年2月10日	第71号	主任点検診断士	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡　敬治 大阪府大阪市中央区南本町４丁目５番７号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町４丁目５番７号
令和3年2月10日	第72号	点検診断士	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡　敬治 大阪府大阪市中央区南本町４丁目５番７号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町４丁目５番７号
令和3年2月10日	第73号	社会基盤メンテナンスエキスパート	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾　清一 愛知県名古屋市千種区不老町１番	国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸１－１
令和3年2月10日	第74号	主任点検診断士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡　敬治 大阪府大阪市中央区南本町４丁目５番７号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町４丁目５番７号
令和3年2月10日	第75号	点検診断士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡　敬治 大阪府大阪市中央区南本町４丁目５番７号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町４丁目５番７号
令和3年2月10日	第76号	橋梁点検士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾　清一 愛知県名古屋市千種区不老町１番	国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学大学院工学研究科土木工学専攻橋梁長寿命化推進室 愛知県名古屋市千種区不老町１番

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号 （品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う 事務所の名称及び所在地
			施設分野	業　務	知識・技術を 求める者		
令和3年2月10日	第77号	インフラ調査士橋梁(コンクリート橋)	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般社団法人日本非破壊検査工業会 長岡　康之 東京都千代田区内神田２－８－１　冨高ビル3階	一般社団法人日本非破壊検査工業会 東京都千代田区内神田２－８－１　冨高ビル3階
令和3年2月10日	第78号	社会基盤メンテナンスエキスパート	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾　清一 愛知県名古屋市千種区不老町１番	国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸１－１
令和3年2月10日	第79号	道路橋点検士補	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般財団法人橋梁調査会 菊川　滋 東京都文京区音羽２－１０－２　音羽NSビル8階	一般財団法人橋梁調査会 東京都文京区音羽２－１０－２　音羽NSビル8階
令和3年2月10日	第80号	土木設計技士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会 山梨　敏幸 静岡県富士宮市根原４９２－８	職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会 静岡県富士宮市根原４９２－８
令和3年2月10日	第81号	一級構造物診断士	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	一般社団法人日本構造物診断技術協会 松村　英樹 東京都新宿区西新宿六丁目２番３号　新宿アイランドアネックス３０７号室	一般社団法人日本構造物診断技術協会 東京都新宿区西新宿六丁目２番３号　新宿アイランドアネックス３０７号室
令和3年2月10日	第82号	コンクリート診断士	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	公益社団法人日本コンクリート工学会 西山　峰広 東京都千代田区麹町１－７　相互半蔵門ビル１２階	公益社団法人日本コンクリート工学会 東京都千代田区麹町１－７　相互半蔵門ビル１２階
令和3年2月10日	第83号	主任点検診断士	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡　敬治 大阪府大阪市中央区南本町４丁目５番７号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町４丁目５番７号
令和3年2月10日	第84号	点検診断士	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡　敬治 大阪府大阪市中央区南本町４丁目５番７号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町４丁目５番７号
令和3年2月10日	第85号	社会基盤メンテナンスエキスパート	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾　清一 愛知県名古屋市千種区不老町１番	国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸１－１
令和3年2月10日	第86号	上級土木技術者(トンネル・地下)コースB	トンネル	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和3年2月10日	第87号	１級土木技術者(トンネル・地下)コースB	トンネル	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和3年2月10日	第88号	コンクリート診断士	トンネル	点検	担当技術者	公益社団法人日本コンクリート工学会 西山　峰広 東京都千代田区麹町１－７　相互半蔵門ビル１２階	公益社団法人日本コンクリート工学会 東京都千代田区麹町１－７　相互半蔵門ビル１２階
令和3年2月10日	第89号	主任点検診断士	トンネル	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡　敬治 大阪府大阪市中央区南本町４丁目５番７号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町４丁目５番７号
令和3年2月10日	第90号	点検診断士	トンネル	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡　敬治 大阪府大阪市中央区南本町４丁目５番７号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町４丁目５番７号
令和3年2月10日	第91号	インフラ調査士トンネル	トンネル	点検	担当技術者	一般社団法人日本非破壊検査工業会 長岡　康之 東京都千代田区内神田２－８－１　冨高ビル3階	一般社団法人日本非破壊検査工業会 東京都千代田区内神田２－８－１　冨高ビル3階
令和3年2月10日	第92号	社会基盤メンテナンスエキスパート	トンネル	点検	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾　清一 愛知県名古屋市千種区不老町１番	国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸１－１

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者		
令和3年2月10日	第93号	土木設計技士	トンネル	点検	担当技術者	職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会 山梨　敏幸 静岡県富士宮市根原492－8	職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会 静岡県富士宮市根原492－8
令和3年2月10日	第94号	上級土木技術者（トンネル・地下）コースB	トンネル	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和3年2月10日	第95号	コンクリート診断士	トンネル	診断	担当技術者	公益社団法人日本コンクリート工学会 西山　峰広 東京都千代田区麹町1－7　相互半蔵門ビル12階	公益社団法人日本コンクリート工学会 東京都千代田区麹町1－7　相互半蔵門ビル12階
令和3年2月10日	第96号	主任点検診断士	トンネル	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡　敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号
令和3年2月10日	第97号	点検診断士	トンネル	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡　敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号
令和3年2月10日	第98号	社会基盤メンテナンスエキスパート	トンネル	診断	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾　清一 愛知県名古屋市千種区不老町1番	国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸1－1
令和3年2月10日	第99号	空港土木施設点検評価技士	空港施設	点検・診断	管理技術者	一般財団法人港湾空港総合技術センター 山懸　宣彦 東京都千代田区霞が関3－3－1　尚友会館3階	一般財団法人港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3－3－1　尚友会館3階
令和3年2月10日	第100号	地質調査技士資格（現場技術・管理部門）	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 田中　誠 東京都千代田区内神田1－5－13　内神田TKビル3階	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 東京都千代田区内神田1－5－13　内神田TKビル3階
令和3年2月10日	第101号	地質調査技士資格（現場調査部門）	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 田中　誠 東京都千代田区内神田1－5－13　内神田TKビル3階	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 東京都千代田区内神田1－5－13　内神田TKビル3階
令和3年2月10日	第102号	地質調査技士資格（土壌・地下水汚染部門）	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 田中　誠 東京都千代田区内神田1－5－13　内神田TKビル3階	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 東京都千代田区内神田1－5－13　内神田TKビル3階
令和3年2月10日	第103号	応用地形判読士資格（応用地形判読士）	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 田中　誠 東京都千代田区内神田1－5－13　内神田TKビル3階	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 東京都千代田区内神田1－5－13　内神田TKビル3階
令和3年2月10日	第104号	応用地形判読士資格（応用地形判読士補）	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 田中　誠 東京都千代田区内神田1－5－13　内神田TKビル3階	一般社団法人全国地質調査業協会連合会 東京都千代田区内神田1－5－13　内神田TKビル3階
令和3年2月10日	第105号	RCCM（地質）	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第106号	RCCM（土質及び基礎）	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第107号	港湾海洋調査士（土質・地質調査部門）	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋　康宏 東京都中央区日本橋本町2－8－6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2－8－6
令和3年2月10日	第108号	地すべり防止工事士	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	一般社団法人斜面防災対策技術協会 原　裕 東京都港区新橋6丁目12番7号　新橋SDビル6階	一般社団法人斜面防災対策技術協会 東京都港区新橋6丁目12番7号　新橋SDビル6階

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者		
令和3年2月10日	第109号	RCCM（建設環境）	建設環境	調査	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第110号	環境アセスメント士認定資格	建設環境	調査	管理技術者	一般社団法人日本環境アセスメント協会 島田　克也 東京都千代田区隼町2ー13　US半蔵門ビル7階	一般社団法人日本環境アセスメント協会　資格教育センター 東京都千代田区隼町2ー13　US半蔵門ビル7階
令和3年2月10日	第111号	RCCM（電気電子）	電気施設・通信施設・制御処理システム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第112号	RCCM（機械）	建設機械	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第113号	RCCM（機械）	土木機械設備	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第114号	RCCM（都市計画及び地方計画）	都市計画及び地方計画	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第115号	登録ランドスケープアーキテクト	都市公園等	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会 金清　典広 東京都中央区東日本橋3-3-7　近江会館ビル8階	一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会 登録ランドスケープアーキテクト資格制度運営事務局 東京都中央区東日本橋3-3-7　近江会館ビル8階
令和3年2月10日	第116号	RCCM（造園）	都市公園等	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第117号	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	河川・ダム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第118号	上級土木技術者（河川・流域）コースB	河川・ダム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和3年2月10日	第119号	RCCM（下水道）	下水道	計画・調査・設計	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第120号	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	砂防	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第121号	砂防・急傾斜管理技術者	砂防	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人砂防学会 大野　宏之 東京都千代田区平河町二丁目7番4号	公益社団法人砂防学会 東京都千代田区平河町二丁目7番4号
令和3年2月10日	第122号	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	地すべり対策	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第123号	地すべり防止工事士	地すべり対策	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人斜面防災対策技術協会 原　裕 東京都港区新橋6丁目12番7号　新橋SDビル6階	一般社団法人斜面防災対策技術協会 東京都港区新橋6丁目12番7号　新橋SDビル6階
令和3年2月10日	第124号	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	急傾斜地崩壊等対策	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者		
令和3年2月10日	第125号	地すべり防止工事士	急傾斜地崩壊等対策	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人斜面防災対策技術協会 原　裕 東京都港区新橋6丁目12番7号　新橋SDビル6階	一般社団法人斜面防災対策技術協会 東京都港区新橋6丁目12番7号　新橋SDビル6階
令和3年2月10日	第126号	砂防・急傾斜管理技術者	急傾斜地崩壊等対策	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人砂防学会 大野　宏之 東京都千代田区平河町二丁目7番4号	公益社団法人砂防学会 東京都千代田区平河町二丁目7番4号
令和3年2月10日	第127号	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第128号	上級土木技術者（流域・都市）コースA	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和3年2月10日	第129号	上級土木技術者（海岸・海洋）コースB	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和3年2月10日	第130号	海洋・港湾構造物設計士	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般財団法人沿岸技術研究センター 宮崎　祥一 東京都港区西新橋1－14－2　新橋エス・ワイビル5階	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1－14－2　新橋エス・ワイビル5階
令和3年2月10日	第131号	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第132号	上級土木技術者（流域・都市）コースA	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和3年2月10日	第133号	上級土木技術者（海岸・海洋）コースB	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和3年2月10日	第134号	港湾海洋調査士（深浅測量部門）	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋　康宏 東京都中央区日本橋本町2－8－6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2－8－6
令和3年2月10日	第135号	港湾海洋調査士（危険物探査部門）	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋　康宏 東京都中央区日本橋本町2－8－6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2－8－6
令和3年2月10日	第136号	港湾海洋調査士（気象・海象調査部門）	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋　康宏 東京都中央区日本橋本町2－8－6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2－8－6
令和3年2月10日	第137号	港湾海洋調査士（土質・地質調査部門）	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋　康宏 東京都中央区日本橋本町2－8－6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2－8－6
令和3年2月10日	第138号	港湾海洋調査士（環境調査部門）	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋　康宏 東京都中央区日本橋本町2－8－6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2－8－6
令和3年2月10日	第139号	RCCM（道路）	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第140号	上級土木技術者（交通）コースA	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者		
令和3年2月10日	第141号	交通工学研究会認定TOE	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人交通工学研究会 中村　英樹 東京都千代田区神田錦町3－23　錦町MKビル	一般社団法人交通工学研究会　資格制度事務局 東京都千代田区神田錦町3－23　錦町MKビル
令和3年2月10日	第142号	RCCM（鋼構造及びコンクリート）	橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第143号	RCCM（土質及び基礎）	橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第144号	上級土木技術者（橋梁）コースB	橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和3年2月10日	第145号	RCCM（トンネル）	トンネル	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第146号	上級土木技術者（トンネル・地下）コースB	トンネル	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和3年2月10日	第147号	RCCM（港湾及び空港）	港湾	計画・調査（全般）	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第148号	1級水路測量技術（沿岸）	港湾	計画・調査（深浅測量・水路測量）	管理技術者・照査技術者	一般財団法人日本水路協会 北村　隆志 東京都大田区羽田空港1丁目6番6号　第一綜合ビル6階	一般財団法人日本水路協会 東京都大田区羽田空港1丁目6番6号　第一綜合ビル6階
令和3年2月10日	第149号	1級水路測量技術（港湾）	港湾	計画・調査（深浅測量・水路測量）	管理技術者・照査技術者	一般財団法人日本水路協会 北村　隆志 東京都大田区羽田空港1丁目6番6号　第一綜合ビル6階	一般財団法人日本水路協会 東京都大田区羽田空港1丁目6番6号　第一綜合ビル6階
令和3年2月10日	第150号	港湾海洋調査士（深浅測量部門）	港湾	計画・調査（深浅測量・水路測量）	管理技術者・照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋　康宏 東京都中央区日本橋本町2－8－6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2－8－6
令和3年2月10日	第151号	港湾海洋調査士（危険物探査部門）	港湾	計画・調査（磁気探査）	管理技術者・照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋　康宏 東京都中央区日本橋本町2－8－6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2－8－6
令和3年2月10日	第152号	港湾海洋調査士（危険物探査部門）	港湾	計画・調査（潜水探査）	管理技術者・照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋　康宏 東京都中央区日本橋本町2－8－6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2－8－6
令和3年2月10日	第153号	港湾海洋調査士（気象・海象調査部門）	港湾	計画・調査（気象・海象調査）	管理技術者・照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋　康宏 東京都中央区日本橋本町2－8－6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2－8－6
令和3年2月10日	第154号	港湾海洋調査士（土質・地質調査部門）	港湾	計画・調査（海洋地質・土質調査）	管理技術者・照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋　康宏 東京都中央区日本橋本町2－8－6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2－8－6
令和3年2月10日	第155号	港湾海洋調査士（環境調査部門）	港湾	計画・調査（海洋環境調査）	管理技術者・照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋　康宏 東京都中央区日本橋本町2－8－6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2－8－6
令和3年2月10日	第156号	港湾潜水技士1級	港湾	調査（潜水）	担当技術者	一般社団法人日本潜水協会 髙橋　宏 東京都港区新橋三丁目4番10号　新橋企画ビル5階	一般社団法人日本潜水協会 東京都港区新橋三丁目4番10号　新橋企画ビル5階

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者		
令和3年2月10日	第157号	港湾潜水技士2級	港湾	調査（潜水）	担当技術者	一般社団法人日本潜水協会 髙橋　宏 東京都港区新橋三丁目4番10号　新橋企画ビル5階	一般社団法人日本潜水協会 東京都港区新橋三丁目4番10号　新橋企画ビル5階
令和3年2月10日	第158号	港湾潜水技士3級	港湾	調査（潜水）	担当技術者	一般社団法人日本潜水協会 髙橋　宏 東京都港区新橋三丁目4番10号　新橋企画ビル5階	一般社団法人日本潜水協会 東京都港区新橋三丁目4番10号　新橋企画ビル5階
令和3年2月10日	第159号	RCCM（港湾及び空港）	港湾	設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和3年2月10日	第160号	海洋・港湾構造物設計士	港湾	設計	管理技術者・照査技術者	一般財団法人沿岸技術研究センター 宮崎　祥一 東京都港区西新橋1－14－2　新橋エス・ワイビル5階	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1－14－2　新橋エス・ワイビル5階
令和3年2月10日	第161号	RCCM（港湾及び空港）	空港	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和4年2月22日	第162号	下水道管路管理主任技士	下水道管路施設	点検・診断	管理技術者	公益社団法人日本下水道管路管理業協会 長谷川　健司 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号	公益社団法人日本下水道管路管理業協会 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
令和4年2月22日	第163号	1級土木技術者（海岸・海洋）コースB	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第164号	1級土木技術者（流域・都市）コースA	海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第165号	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースA	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第166号	1級土木技術者（鋼・コンクリート）コースA	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第167号	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースB	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第168号	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	国立大学法人愛媛大学 仁科　弘重 愛媛県松山市道後樋又10番13号	国立大学法人愛媛大学 社会連携推進機構防災情報研究センター 愛媛県松山市文京町3番
令和4年2月22日	第169号	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	国立大学法人山口大学 谷澤　幸生 山口県山口市吉田1677－1	国立大学法人山口大学 工学部附属社会基盤マネジメント教育研究センターME山口事務局 山口県宇部市常盤台2－16－1
令和4年2月22日	第170号	橋梁点検技術者	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	独立行政法人国立高等専門学校機構 谷口　功 東京都八王子市東浅川町701－2	舞鶴工業高等専門学校社会基盤メンテナンス教育センター 京都府舞鶴市字白屋234
令和4年2月22日	第171号	都市道路点検診断士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階
令和4年2月22日	第172号	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースA	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号 （品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う 事務所の名称及び所在地
			施設分野	業　務	知識・技術を 求める者		
令和4年2月22日	第173号	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースB	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第174号	橋梁診断士	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾　清一 愛知県名古屋市千種区不老町1番	国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学大学院工学研究科土木工学専攻橋梁長寿命化推進室 愛知県名古屋市千種区不老町1番
令和4年2月22日	第175号	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	国立大学法人愛媛大学 仁科　弘重 愛媛県松山市道後樋又10番13号	国立大学法人愛媛大学 社会連携推進機構防災情報研究センター 愛媛県松山市文京町3番
令和4年2月22日	第176号	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	国立大学法人山口大学 谷澤　幸生 山口県山口市吉田1677－1	国立大学法人山口大学 工学部附属社会基盤マネジメント教育研究センターME山口事務局 山口県宇部市常盤台2－16－1
令和4年2月22日	第177号	都市道路点検診断士	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階
令和4年2月22日	第178号	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースA	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第179号	1級土木技術者（鋼・コンクリート）コースA	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第180号	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースB	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第181号	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	国立大学法人愛媛大学 仁科　弘重 愛媛県松山市道後樋又10番13号	国立大学法人愛媛大学 社会連携推進機構防災情報研究センター 愛媛県松山市文京町3番
令和4年2月22日	第182号	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	国立大学法人山口大学 谷澤　幸生 山口県山口市吉田1677－1	国立大学法人山口大学 工学部附属社会基盤マネジメント教育研究センターME山口事務局 山口県宇部市常盤台2－16－1
令和4年2月22日	第183号	橋梁点検技術者	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	独立行政法人国立高等専門学校機構 谷口　功 東京都八王子市東浅川町701－2	舞鶴工業高等専門学校社会基盤メンテナンス教育センター 京都府舞鶴市字白屋234
令和4年2月22日	第184号	都市道路点検診断士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階
令和4年2月22日	第185号	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースA	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第186号	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースB	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第187号	橋梁診断士	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾　清一 愛知県名古屋市千種区不老町1番	国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学大学院工学研究科土木工学専攻橋梁長寿命化推進室 愛知県名古屋市千種区不老町1番
令和4年2月22日	第188号	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	国立大学法人愛媛大学 仁科　弘重 愛媛県松山市道後樋又10番13号	国立大学法人愛媛大学 社会連携推進機構防災情報研究センター 愛媛県松山市文京町3番

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者		
令和4年2月22日	第189号	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	国立大学法人山口大学 谷澤　幸生 山口県山口市吉田1677－1	国立大学法人山口大学 工学部附属社会基盤マネジメント教育研究センターME山口事務局 山口県宇部市常盤台2－16－1
令和4年2月22日	第190号	都市道路点検診断士	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階
令和4年2月22日	第191号	コンクリート構造診断士	トンネル	点検	担当技術者	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 下村　匠 東京都新宿区津久戸町4－6　第3都ビル5階	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 東京都新宿区津久戸町4－6　第3都ビル5階
令和4年2月22日	第192号	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	トンネル	点検	担当技術者	国立大学法人愛媛大学 仁科　弘重 愛媛県松山市道後樋又10番13号	国立大学法人愛媛大学 社会連携推進機構防災情報研究センター 愛媛県松山市文京町3番
令和4年2月22日	第193号	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	トンネル	点検	担当技術者	国立大学法人山口大学 谷澤　幸生 山口県山口市吉田1677－1	国立大学法人山口大学 工学部附属社会基盤マネジメント教育研究センターME山口事務局 山口県宇部市常盤台2－16－1
令和4年2月22日	第194号	都市道路点検診断士	トンネル	点検	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階
令和4年2月22日	第195号	コンクリート構造診断士	トンネル	診断	担当技術者	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 下村　匠 東京都新宿区津久戸町4－6　第3都ビル5階	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 東京都新宿区津久戸町4－6　第3都ビル5階
令和4年2月22日	第196号	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	トンネル	診断	担当技術者	国立大学法人愛媛大学 仁科　弘重 愛媛県松山市道後樋又10番13号	国立大学法人愛媛大学 社会連携推進機構防災情報研究センター 愛媛県松山市文京町3番
令和4年2月22日	第197号	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	トンネル	診断	担当技術者	国立大学法人山口大学 谷澤　幸生 山口県山口市吉田1677－1	国立大学法人山口大学 工学部附属社会基盤マネジメント教育研究センターME山口事務局 山口県宇部市常盤台2－16－1
令和4年2月22日	第198号	都市道路点検診断士	トンネル	診断	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階
令和4年2月22日	第199号	上級土木技術者（地盤・基礎）コースA	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第200号	1級土木技術者（地盤・基礎）コースA	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第201号	上級土木技術者（地盤・基礎）コースB	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第202号	1級土木技術者（河川・流域）コースB	河川・ダム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第203号	1級土木技術者（流域・都市）コースA	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第204号	1級土木技術者（海岸・海洋）コースB	海岸	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者		
令和4年2月22日	第205号	1級土木技術者（流域・都市）コースA	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第206号	1級土木技術者（海岸・海洋）コースB	海岸	調査	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第207号	1級土木技術者（交通）コースA	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第208号	上級土木技術者（交通）コースB	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第209号	1級土木技術者（交通）コースB	道路	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第210号	1級土木技術者（橋梁）コースB	橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第211号	1級土木技術者（トンネル・地下）コースB	トンネル	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和5年2月13日	第212号	河川技術者資格（河川維持管理技術者）	堤防・河道	点検・診断	管理技術者	一般財団法人河川技術者教育振興機構 黒川　純一良 東京都千代田区麹町2－6－5	一般財団法人河川技術者教育振興機構　事務局 東京都千代田区麹町2－6－5
令和5年2月13日	第213号	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	堤防・河道	点検・診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和5年2月13日	第214号	河川技術者資格（河川点検士）	堤防・河道	点検・診断	担当技術者	一般財団法人河川技術者教育振興機構 黒川　純一良 東京都千代田区麹町2－6－5	一般財団法人河川技術者教育振興機構　事務局 東京都千代田区麹町2－6－5
令和5年2月13日	第215号	RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）	堤防・河道	点検・診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和5年2月13日	第216号	高速道路点検士（土木）	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階
令和5年2月13日	第217号	高速道路点検診断士（土木）	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階
令和5年2月13日	第218号	1級土木技術者（鋼・コンクリート）コースB	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和5年2月13日	第219号	高速道路点検診断士（土木）	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階
令和5年2月13日	第220号	高速道路点検士（土木）	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者		
令和5年2月13日	第221号	高速道路点検診断士（土木）	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階
令和5年2月13日	第222号	建造物保全技術者	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般社団法人国際建造物保全技術協会 植野　芳彦 東京都渋谷区代々木3丁目1番11号　パシフィックスクエア代々木3階	一般社団法人国際建造物保全技術協会 東京都渋谷区代々木3丁目1番11号　パシフィックスクエア代々木3階
令和5年2月13日	第223号	1級土木技術者（鋼・コンクリート）コースB	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和5年2月13日	第224号	高速道路点検診断士（土木）	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階
令和5年2月13日	第225号	建造物保全上級技術者	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	一般社団法人国際建造物保全技術協会 植野　芳彦 東京都渋谷区代々木3丁目1番11号　パシフィックスクエア代々木3階	一般社団法人国際建造物保全技術協会 東京都渋谷区代々木3丁目1番11号　パシフィックスクエア代々木3階
令和5年2月13日	第226号	高速道路点検士（土木）	トンネル	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階
令和5年2月13日	第227号	高速道路点検診断士（土木）	トンネル	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階
令和5年2月13日	第228号	高速道路点検診断士（土木）	トンネル	診断	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階
令和5年2月13日	第229号	インフラ調査士付帯施設	舗装	点検	担当技術者	一般社団法人日本非破壊検査工業会 長岡　康之 東京都千代田区内神田2－8－1　冨高ビル3階	一般社団法人日本非破壊検査工業会 東京都千代田区内神田2－8－1　冨高ビル3階
令和5年2月13日	第230号	主任点検診断士	舗装	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡　敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号
令和5年2月13日	第231号	点検診断士	舗装	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡　敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号
令和5年2月13日	第232号	舗装診断士	舗装	点検	担当技術者	一般社団法人日本道路建設業協会 西田　義則 東京都中央区八丁堀2-5-1　東京建設会館3階	一般社団法人日本道路建設業協会 舗装技術者資格試験委員会 東京都中央区八丁堀2-5-1　東京建設会館3階
令和5年2月13日	第233号	RCCM（道路）	舗装	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和5年2月13日	第234号	主任点検診断士	舗装	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡　敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号
令和5年2月13日	第235号	点検診断士	舗装	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡　敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号
令和5年2月13日	第236号	舗装診断士	舗装	診断	担当技術者	一般社団法人日本道路建設業協会 西田　義則 東京都中央区八丁堀2-5-1　東京建設会館3階	一般社団法人日本道路建設業協会 舗装技術者資格試験委員会 東京都中央区八丁堀2-5-1　東京建設会館3階

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者		
令和5年2月13日	第237号	RCCM（道路）	舗装	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和5年2月13日	第238号	インフラ調査士付帯施設	小規模附属物	点検	担当技術者	一般社団法人日本非破壊検査工業会 長岡　康之 東京都千代田区内神田2－8－1　冨高ビル3階	一般社団法人日本非破壊検査工業会 東京都千代田区内神田2－8－1　冨高ビル3階
令和5年2月13日	第239号	主任点検診断士	小規模附属物	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡　敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号
令和5年2月13日	第240号	点検診断士	小規模附属物	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡　敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号
令和5年2月13日	第241号	RCCM（施工計画、施工設備及び積算）	小規模附属物	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和5年2月13日	第242号	主任点検診断士	小規模附属物	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡　敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号
令和5年2月13日	第243号	点検診断士	小規模附属物	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡　敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号
令和5年2月13日	第244号	RCCM（施工計画、施工設備及び積算）	小規模附属物	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和5年2月13日	第245号	RCCM（港湾及び空港）	港湾施設	点検・診断	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和5年2月13日	第246号	RCCM（港湾及び空港）	港湾施設	計画策定（維持管理）	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和5年2月13日	第247号	RCCM（港湾及び空港）	港湾施設	設計（維持管理）	管理技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和5年2月13日	第248号	1級土木技術者（地盤・基礎）コースB	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和5年2月13日	第249号	地盤品質判定士	宅地防災	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	地盤品質判定士協議会 三村　衛 東京都文京区千石4－38－2　（公社）地盤工学会JGS会館内	地盤品質判定士協議会　事務局 東京都文京区千石4－38－2　（公社）地盤工学会JGS会館内
令和5年2月13日	第250号	1級ビオトープ施工管理士	建設環境	調査	管理技術者	公益財団法人日本生態系協会 池谷　奉文 東京都豊島区西池袋2－30－20　音羽ビル	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2－30－20　音羽ビル
令和5年2月13日	第251号	1級ビオトープ計画管理士	建設環境	調査	管理技術者	公益財団法人日本生態系協会 池谷　奉文 東京都豊島区西池袋2－30－20　音羽ビル	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2－30－20　音羽ビル
令和6年2月15日	第252号	ふくしまME（基礎）	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者		
令和6年2月15日	第253号	構造物の補修・補強技士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般社団法人リペア会 廣瀬　彰則 兵庫県神戸市中央区磯辺通2丁目2－10 one knot tradesビル9階	一般社団法人リペア会事務局（株式会社KMC内） 兵庫県神戸市中央区磯辺通2丁目2－10 one knot tradesビル9階
令和6年2月15日	第254号	ブリッジインスペクター	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	琉球大学工学部附属地域創生研究センター 千住　智信 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地	琉球大学工学部附属地域創生研究センター 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
令和6年2月15日	第255号	構造物の補修・補強技士	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	一般社団法人リペア会 廣瀬　彰則 兵庫県神戸市中央区磯辺通2丁目2－10 one knot tradesビル9階	一般社団法人リペア会事務局（株式会社KMC内） 兵庫県神戸市中央区磯辺通2丁目2－10 one knot tradesビル9階
令和6年2月15日	第256号	ふくしまME（基礎）	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階
令和6年2月15日	第257号	構造物の補修・補強技士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般社団法人リペア会 廣瀬　彰則 兵庫県神戸市中央区磯辺通2丁目2－10 one knot tradesビル9階	一般社団法人リペア会事務局（株式会社KMC内） 兵庫県神戸市中央区磯辺通2丁目2－10 one knot tradesビル9階
令和6年2月15日	第258号	ブリッジインスペクター	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	琉球大学工学部附属地域創生研究センター 千住　智信 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地	琉球大学工学部附属地域創生研究センター 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
令和6年2月15日	第259号	土木鋼構造診断士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般社団法人日本鋼構造協会 緑川　光正 東京都中央区日本橋3－15－8　アミノ酸会館ビル3階	一般社団法人日本鋼構造協会　土木鋼構造診断士特別委員会 東京都中央区日本橋3－15－8　アミノ酸会館ビル3階
令和6年2月15日	第260号	土木鋼構造診断士補	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般社団法人日本鋼構造協会 緑川　光正 東京都中央区日本橋3－15－8　アミノ酸会館ビル3階	一般社団法人日本鋼構造協会　土木鋼構造診断士特別委員会 東京都中央区日本橋3－15－8　アミノ酸会館ビル3階
令和6年2月15日	第261号	構造物の補修・補強技士	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	一般社団法人リペア会 廣瀬　彰則 兵庫県神戸市中央区磯辺通2丁目2－10 one knot tradesビル9階	一般社団法人リペア会事務局（株式会社KMC内） 兵庫県神戸市中央区磯辺通2丁目2－10 one knot tradesビル9階
令和6年2月15日	第262号	土木鋼構造診断士	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	一般社団法人日本鋼構造協会 緑川　光正 東京都中央区日本橋3－15－8　アミノ酸会館ビル3階	一般社団法人日本鋼構造協会　土木鋼構造診断士特別委員会 東京都中央区日本橋3－15－8　アミノ酸会館ビル3階
令和6年2月15日	第263号	ふくしまME（基礎）	トンネル	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階
令和6年2月15日	第264号	のり面施工管理技術者資格	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	一般社団法人全国特定法面保護協会 寶輪　洋一 東京都港区新橋5丁目7－12　丸石新橋ビル3階	一般社団法人全国特定法面保護協会 東京都港区新橋5丁目7－12　丸石新橋ビル3階
令和6年2月15日	第265号	ふくしまME（基礎）	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階
令和6年2月15日	第266号	主任点検診断士	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡　敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号
令和6年2月15日	第267号	点検診断士	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡　敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号
令和6年2月15日	第268号	RCCM（道路）	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者		
令和6年2月15日	第269号	RCCM（地質）	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和6年2月15日	第270号	RCCM（土質及び基礎）	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和6年2月15日	第271号	RCCM（施工計画、施工設備及び積算）	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和6年2月15日	第272号	のり面施工管理技術者資格	道路土工構造物（土工）	診断	担当技術者	一般社団法人全国特定法面保護協会 寶輪　洋一 東京都港区新橋5丁目7－12　丸石新橋ビル3階	一般社団法人全国特定法面保護協会 東京都港区新橋5丁目7－12　丸石新橋ビル3階
令和6年2月15日	第273号	主任点検診断士	道路土工構造物（土工）	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡　敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号
令和6年2月15日	第274号	点検診断士	道路土工構造物（土工）	診断	担当技術者	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 西岡　敬治 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号	一般財団法人阪神高速先進技術研究所 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号
令和6年2月15日	第275号	RCCM（道路）	道路土工構造物（土工）	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和6年2月15日	第276号	RCCM（地質）	道路土工構造物（土工）	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和6年2月15日	第277号	RCCM（土質及び基礎）	道路土工構造物（土工）	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和6年2月15日	第278号	コンクリート構造診断士	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	点検	担当技術者	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 下村　匠 東京都新宿区津久戸町4－6　第3都ビル5階	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 東京都新宿区津久戸町4－6　第3都ビル5階
令和6年2月15日	第279号	コンクリート診断士	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	点検	担当技術者	公益社団法人日本コンクリート工学会 西山　峰広 東京都千代田区麹町1－7　相互半蔵門ビル12階	公益社団法人日本コンクリート工学会 東京都千代田区麹町1－7　相互半蔵門ビル12階
令和6年2月15日	第280号	RCCM（道路）	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和6年2月15日	第281号	RCCM（鋼構造及びコンクリート）	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	点検	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和6年2月15日	第282号	コンクリート構造診断士	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	診断	担当技術者	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 下村　匠 東京都新宿区津久戸町4－6　第3都ビル5階	公益社団法人プレストレストコンクリート工学会 東京都新宿区津久戸町4－6　第3都ビル5階
令和6年2月15日	第283号	コンクリート診断士	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	診断	担当技術者	公益社団法人日本コンクリート工学会 西山　峰広 東京都千代田区麹町1－7　相互半蔵門ビル12階	公益社団法人日本コンクリート工学会 東京都千代田区麹町1－7　相互半蔵門ビル12階
令和6年2月15日	第284号	RCCM（道路）	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者		
令和6年2月15日	第285号	RCCM（鋼構造及びコンクリート）	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	診断	担当技術者	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 中村　哲己 東京都千代田区三番町1番地	一般社団法人建設コンサルタンツ協会（RCCM資格制度事務局） 東京都千代田区三番町1番地
令和6年2月15日	第286号	ふくしまME（基礎）	舗装	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階
令和6年2月15日	第287号	道路標識点検診断士	小規模附属物	点検	担当技術者	一般社団法人全国道路標識・標示業協会 新美　政衛 東京都千代田区麹町3丁目5番19号	一般社団法人全国道路標識・標示業協会 道路標識点検診断士資格制度事務局 東京都千代田区麹町3丁目5番19号
令和6年2月15日	第288号	道路標識点検診断士	小規模附属物	診断	担当技術者	一般社団法人全国道路標識・標示業協会 新美　政衛 東京都千代田区麹町3丁目5番19号	一般社団法人全国道路標識・標示業協会 道路標識点検診断士資格制度事務局 東京都千代田区麹町3丁目5番19号
令和2年2月5日	第289号	ふくしまME（保全）	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階
令和2年2月5日	第290号	ふくしまME（保全）	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階
令和2年2月5日	第291号	ふくしまME（保全）	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階
令和2年2月5日	第292号	ふくしまME（保全）	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階
令和2年2月5日	第293号	ふくしまME（防災）	トンネル	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階
令和2年2月5日	第294号	ふくしまME（防災）	トンネル	診断	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階
令和2年2月5日	第295号	社会基盤メンテナンスエキスパート	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾　清一 愛知県名古屋市千種区不老町1番	国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸1－1
令和2年2月5日	第296号	上級土木技術者（地盤・基礎）コースA	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第297号	上級土木技術者（地盤・基礎）コースB	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第298号	1級土木技術者（地盤・基礎）コースA	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第299号	1級土木技術者（地盤・基礎）コースB	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第300号	グラウンドアンカー施工士	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	一般社団法人日本アンカー協会 山崎　淳一 東京都千代田区神田三崎町二丁目9番12号	一般社団法人日本アンカー協会 東京都千代田区神田三崎町二丁目9番12号

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者		
令和2年2月5日	第301号	ふくしまME（防災）	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4ー25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4ー25　福島県建設センター6階
令和2年2月5日	第302号	社会基盤メンテナンスエキスパート	道路土工構造物（土工）	診断	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾　清一 愛知県名古屋市千種区不老町1番	国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸1ー1
令和2年2月5日	第303号	上級土木技術者（地盤・基礎）コースA	道路土工構造物（土工）	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第304号	上級土木技術者（地盤・基礎）コースB	道路土工構造物（土工）	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第305号	グラウンドアンカー施工士	道路土工構造物（土工）	診断	担当技術者	一般社団法人日本アンカー協会 山﨑　淳一 東京都千代田区神田三崎町二丁目9番12号	一般社団法人日本アンカー協会 東京都千代田区神田三崎町二丁目9番12号
令和2年2月5日	第306号	ふくしまME（防災）	道路土工構造物（土工）	診断	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4ー25　福島県建設センター6階
令和2年2月5日	第307号	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースA	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第308号	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースB	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第309号	1級土木技術者（鋼・コンクリート）コースA	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第310号	1級土木技術者（鋼・コンクリート）コースB	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第311号	ふくしまME（防災）	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4ー25　福島県建設センター6階
令和2年2月5日	第312号	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースA	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第313号	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースB	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和2年2月5日	第314号	ふくしまME（防災）	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	診断	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4ー25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4ー25　福島県建設センター6階
令和2年2月5日	第315号	社会基盤メンテナンスエキスパート	舗装	点検	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾　清一 愛知県名古屋市千種区不老町1番	国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸1ー1
令和2年2月5日	第316号	ふくしまME（保全）	舗装	点検	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4ー25　福島県建設センター6階

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者		
令和2年2月5日	第317号	社会基盤メンテナンスエキスパート	舗装	診断	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾　清一 愛知県名古屋市千種区不老町1番	国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学工学部附属インフラマネジメント技術研究センター 岐阜県岐阜市柳戸1－1
令和2年2月5日	第318号	ふくしまME（保全）	舗装	診断	担当技術者	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 中村　晋 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会事務局 福島県福島市五月町4－25　福島県建設センター6階
令和2年2月5日	第319号	自然再生士	建設環境	調査	管理技術者	一般財団法人日本緑化センター 加來　正年 東京都新宿区市谷砂土原町1－2－29　K,I,Hビルディング2階	一般財団法人日本緑化センター 東京都新宿区市谷砂土原町1－2－29　K,I,Hビルディング2階
令和2年2月5日	第320号	特別港湾潜水技士	港湾	調査（潜水）	担当技術者	一般社団法人日本潜水協会 髙橋　宏 東京都港区新橋三丁目4番10号　新橋企画ビル5階	一般社団法人日本潜水協会 東京都港区新橋三丁目4番10号　新橋企画ビル5階
令和3年2月10日	第321号	橋梁AM点検士（道路部門）	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	公益財団法人青森県建設技術センター 忍　達也 青森県青森市中央三丁目21－9	公益財団法人青森県建設技術センター 青森県青森市中央三丁目21－9
令和3年2月10日	第322号	橋梁AM点検士（道路部門）	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	公益財団法人青森県建設技術センター 忍　達也 青森県青森市中央三丁目21－9	公益財団法人青森県建設技術センター 青森県青森市中央三丁目21－9
令和3年2月10日	第323号	橋梁AM点検士（道路部門）	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益財団法人青森県建設技術センター 忍　達也 青森県青森市中央三丁目21－9	公益財団法人青森県建設技術センター 青森県青森市中央三丁目21－9
令和3年2月10日	第324号	橋梁AM点検士（道路部門）	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	公益財団法人青森県建設技術センター 忍　達也 青森県青森市中央三丁目21－9	公益財団法人青森県建設技術センター 青森県青森市中央三丁目21－9
令和3年2月10日	第325号	特定道守（トンネル）	トンネル	診断	担当技術者	国立大学法人長崎大学 永安　武 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学 大学院工学研究科インフラ総合研究センター 長崎県長崎市文教町1－14
令和3年2月10日	第326号	道守（トンネル）	トンネル	診断	担当技術者	国立大学法人長崎大学 永安　武 長崎県長崎市文教町1－14	国立大学法人長崎大学 大学院工学研究科インフラ総合研究センター 長崎県長崎市文教町1－14
令和3年2月10日	第327号	認定都市プランナー	都市計画及び地方計画	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人都市計画コンサルタント協会 芳賀　稔 東京都千代田区平河町2－12－18　ハイツニュー平河3階	一般社団法人都市計画コンサルタント協会 東京都千代田区平河町2－12－18　ハイツニュー平河3階
令和3年2月10日	第328号	港湾海洋調査士（総合部門）	港湾	計画・調査（全般）	管理技術者・照査技術者	一般社団法人海洋調査協会 川嶋　康宏 東京都中央区日本橋本町2－8－6	一般社団法人海洋調査協会 東京都中央区日本橋本町2－8－6
令和4年2月22日	第329号	上級土木技術者（流域・都市）コースA	堤防・河道	点検・診断	管理技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第330号	上級土木技術者（河川・流域）コースB	堤防・河道	点検・診断	管理技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第331号	1級土木技術者（流域・都市）コースA	堤防・河道	点検・診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第332号	1級土木技術者（河川・流域）コースB	堤防・河道	点検・診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者		
令和4年2月22日	第333号	上級土木技術者（メンテナンス）コースA	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第334号	1級土木技術者（メンテナンス）コースA	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第335号	木橋・総合診断士	橋梁（鋼橋）	点検	担当技術者	一般社団法人木橋技術協会 島谷　学 東京都千代田区神田紺屋町17 ONEST 神田スクエア7階	一般社団法人木橋技術協会 東京都千代田区神田紺屋町17 ONEST 神田スクエア7階
令和4年2月22日	第336号	橋梁診断技術者	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	独立行政法人国立高等専門学校機構 谷口　功 東京都八王子市東浅川町701－2	舞鶴工業高等専門学校社会基盤メンテナンス教育センター 京都府舞鶴市字白屋234
令和4年2月22日	第337号	上級土木技術者（メンテナンス）コースA	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第338号	木橋・総合診断士	橋梁（鋼橋）	診断	担当技術者	一般社団法人木橋技術協会 島谷　学 東京都千代田区神田紺屋町17 ONEST 神田スクエア7階	一般社団法人木橋技術協会 東京都千代田区神田紺屋町17 ONEST 神田スクエア7階
令和4年2月22日	第339号	上級土木技術者（メンテナンス）コースA	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第340号	1級土木技術者（メンテナンス）コースA	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第341号	木橋・総合診断士	橋梁（コンクリート橋）	点検	担当技術者	一般社団法人木橋技術協会 島谷　学 東京都千代田区神田紺屋町17 ONEST 神田スクエア7階	一般社団法人木橋技術協会 東京都千代田区神田紺屋町17 ONEST 神田スクエア7階
令和4年2月22日	第342号	橋梁診断技術者	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	独立行政法人国立高等専門学校機構 谷口　功 東京都八王子市東浅川町701－2	舞鶴工業高等専門学校社会基盤メンテナンス教育センター 京都府舞鶴市字白屋234
令和4年2月22日	第343号	上級土木技術者（メンテナンス）コースA	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第344号	木橋・総合診断士	橋梁（コンクリート橋）	診断	担当技術者	一般社団法人木橋技術協会 島谷　学 東京都千代田区神田紺屋町17 ONEST 神田スクエア7階	一般社団法人木橋技術協会 東京都千代田区神田紺屋町17 ONEST 神田スクエア7階
令和4年2月22日	第345号	木橋・総合診断士	橋梁（鋼・コンクリート以外の橋）	点検	担当技術者	一般社団法人木橋技術協会 島谷　学 東京都千代田区神田紺屋町17 ONEST 神田スクエア7階	一般社団法人木橋技術協会 東京都千代田区神田紺屋町17 ONEST 神田スクエア7階
令和4年2月22日	第346号	木橋・総合診断士	橋梁（鋼・コンクリート以外の橋）	診断	担当技術者	一般社団法人木橋技術協会 島谷　学 東京都千代田区神田紺屋町17 ONEST 神田スクエア7階	一般社団法人木橋技術協会 東京都千代田区神田紺屋町17 ONEST 神田スクエア7階
令和4年2月22日	第347号	上級土木技術者（メンテナンス）コースA	トンネル	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第348号	1級土木技術者（メンテナンス）コースA	トンネル	点検	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者		
令和4年2月22日	第349号	上級土木技術者（メンテナンス）コースA	トンネル	診断	担当技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第350号	土壌環境監理士	地質・土質	調査	管理技術者又は主任技術者	一般社団法人土壌環境センター ~~関口　猛~~　山下　芳浩 東京都千代田区麹町4丁目5番地　KSビル3階	一般社団法人土壌環境センター 東京都千代田区麹町4丁目5番地　KSビル3階
令和4年2月22日	第351号	上級土木技術者（流域・都市）コースA	河川・ダム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第352号	1級土木技術者（流域・都市）コースA	河川・ダム	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	公益社団法人土木学会 田中　茂義 東京都新宿区四谷一丁目無番地	公益社団法人土木学会　技術推進機構 東京都新宿区四谷一丁目無番地
令和4年2月22日	第353号	管更生技士（下水道）	下水道	計画・調査・設計	管理技術者	一般社団法人日本管更生技術協会 小野　浩成 東京都港区港南一丁目8番27号	一般社団法人日本管更生技術協会 東京都港区港南一丁目8番27号
令和5年2月13日	第354号	建造物保全技術者（トンネル）	トンネル	点検	担当技術者	一般社団法人国際建造物保全技術協会 植野　芳彦 東京都渋谷区代々木3丁目1番11号　パシフィックスクエア代々木3階	一般社団法人国際建造物保全技術協会 東京都渋谷区代々木3丁目1番11号　パシフィックスクエア代々木3階
令和5年2月13日	第355号	建造物保全上級技術者（トンネル）	トンネル	診断	担当技術者	一般社団法人国際建造物保全技術協会 植野　芳彦 東京都渋谷区代々木3丁目1番11号　パシフィックスクエア代々木3階	一般社団法人国際建造物保全技術協会 東京都渋谷区代々木3丁目1番11号　パシフィックスクエア代々木3階
令和5年2月13日	第356号	都市道路点検診断士	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階
令和5年2月13日	第357号	都市道路点検診断士	道路土工構造物（土工）	診断	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階
令和5年2月13日	第358号	都市道路点検診断士	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	点検	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階
令和5年2月13日	第359号	都市道路点検診断士	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	診断	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階
令和5年2月13日	第360号	都市道路点検診断士	舗装	点検	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階
令和5年2月13日	第361号	都市道路点検診断士	舗装	診断	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階
令和5年2月13日	第362号	都市道路点検診断士	小規模附属物	点検	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階
令和5年2月13日	第363号	都市道路点検診断士	小規模附属物	診断	担当技術者	一般財団法人首都高速道路技術センター 大島　健志 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階	一般財団法人首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号　虎ノ門PFビル4階
令和5年2月13日	第364号	下水道管路管理総合技士	下水道	計画・調査・設計	管理技術者	公益社団法人日本下水道管路管理業協会 長谷川　健司 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号	公益社団法人日本下水道管路管理業協会 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号（品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者		
令和5年2月13日	第365号	建造物保全監理士(橋梁)	橋梁	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人国際建造物保全技術協会 植野　芳彦 東京都渋谷区代々木3丁目1番11号　パシフィックスクエア代々木3階	一般社団法人国際建造物保全技術協会 東京都渋谷区代々木3丁目1番11号　パシフィックスクエア代々木3階
令和5年2月13日	第366号	建造物保全監理士(トンネル)	トンネル	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人国際建造物保全技術協会 植野　芳彦 東京都渋谷区代々木3丁目1番11号　パシフィックスクエア代々木3階	一般社団法人国際建造物保全技術協会 東京都渋谷区代々木3丁目1番11号　パシフィックスクエア代々木3階
令和6年2月15日	第367号	木橋診断士	橋梁（鋼・コンクリート以外の橋）	点検	担当技術者	一般社団法人木橋技術協会 島谷　学 東京都千代田区神田紺屋町17 ONEST 神田スクエア7階	一般社団法人木橋技術協会 東京都千代田区神田紺屋町17 ONEST 神田スクエア7階
令和6年2月15日	第368号	木橋診断士	橋梁（鋼・コンクリート以外の橋）	診断	担当技術者	一般社団法人木橋技術協会 島谷　学 東京都千代田区神田紺屋町17 ONEST 神田スクエア7階	一般社団法人木橋技術協会 東京都千代田区神田紺屋町17 ONEST 神田スクエア7階
令和6年2月15日	第369号	高速道路点検士（土木）	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階
令和6年2月15日	第370号	高速道路点検診断士（土木）	道路土工構造物（土工）	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階
令和6年2月15日	第371号	高速道路点検診断士（土木）	道路土工構造物（土工）	診断	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階
令和6年2月15日	第372号	高速道路点検士（土木）	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階
令和6年2月15日	第373号	高速道路点検診断士（土木）	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階
令和6年2月15日	第374号	高速道路点検診断士（土木）	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	診断	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階
令和6年2月15日	第375号	高速道路点検士（土木）	舗装	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階
令和6年2月15日	第376号	高速道路点検診断士（土木）	舗装	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階
令和6年2月15日	第377号	高速道路点検診断士（土木）	舗装	診断	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階
令和6年2月15日	第378号	高速道路点検士（土木）	小規模附属物	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階
令和6年2月15日	第379号	高速道路点検診断士（土木）	小規模附属物	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階
令和6年2月15日	第380号	高速道路点検士（施設）	小規模附属物	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布2－11－10　OJビル2階

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録等の年月日

登録年月日	登録番号 （品確技資第〇号）	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業　務	知識・技術を求める者		
令和6年2月15日	第381号	高速道路点検診断士（施設）	小規模附属物	点検	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区南麻布２－１１－１０　OJビル2階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布２ー１１ー１０　OJビル2階
令和6年2月15日	第382号	高速道路点検診断士（土木）	小規模附属物	診断	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区南麻布２ー１１ー１０　OJビル2階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布２ー１１ー１０　OJビル2階
令和6年2月15日	第383号	高速道路点検診断士（施設）	小規模附属物	診断	担当技術者	公益財団法人高速道路調査会 長尾　哲 東京都港区南麻布２ー１１ー１０　OJビル2階	公益財団法人高速道路調査会 東京都港区南麻布２ー１１ー１０　OJビル2階
令和6年2月15日	第384号	地籍総合技術監理者資格	地籍調査	調査	管理技術者又は主任技術者	一般社団法人日本国土調査測量協会 野田　毅 東京都千代田区麹町２ー２ー３１　麹町サンライズビル9F	一般社団法人日本国土調査測量協会 東京都千代田区麹町2丁目2-31　麹町サンライズビル9F
令和6年2月15日	第385号	地籍調査管理技術者資格	地籍調査	調査	管理技術者又は主任技術者	一般社団法人日本国土調査測量協会 野田　毅 東京都千代田区麹町２ー２ー３１　麹町サンライズビル9F	一般社団法人日本国土調査測量協会 東京都千代田区麹町2丁目2-31　麹町サンライズビル9F
令和6年2月15日	第386号	地籍工程管理士資格（地籍調査部門）	地籍調査	調査	管理技術者又は主任技術者	公益社団法人全国国土調査協会 金田　勝年 東京都千代田区永田町一丁目１１番３２号　全国町村会館西館8階	公益社団法人全国国土調査協会 東京都千代田区永田町一丁目１１番３２号　全国町村会館西館8階
令和6年2月15日	第387号	地籍主任調査員資格（地籍調査部門）	地籍調査	調査	担当技術者	公益社団法人全国国土調査協会 金田　勝年 東京都千代田区永田町一丁目１１番３２号　全国町村会館西館8階	公益社団法人全国国土調査協会 東京都千代田区永田町一丁目１１番３２号　全国町村会館西館8階
令和6年2月15日	第388号	舗装診断士	舗装	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	一般社団法人日本道路建設業協会 西田　義則 東京都中央区八丁堀2-5-1　東京建設会館3F	一般社団法人日本道路建設業協会 舗装技術者資格試験委員会 東京都中央区八丁堀2-5-1　東京建設会館3階
令和6年2月15日	第389号	ドローン測量管理士	全施設	測量（UAV測量）	管理技術者又は主任技術者	一般社団法人ドローン測量教育研究機構 大西　有三 兵庫県西宮市剣谷町１２ー１５	一般社団法人ドローン測量教育研究機構（検定・試験委員会） 兵庫県西宮市剣谷町１２ー１５

【別添３】
地方公共団体のみなさまへ

国土交通省登録資格を活用していただくために



国土交通省登録資格制度は、国や地方公共団体等が発注する公共工事に関する調査（点検・診断を含む）及び設計等の業務において、民間団体等が運営する資格の活用を図るものです。これにより、発注業務の品質向上と資格保有技術者の活躍の機会拡大等が期待されます。

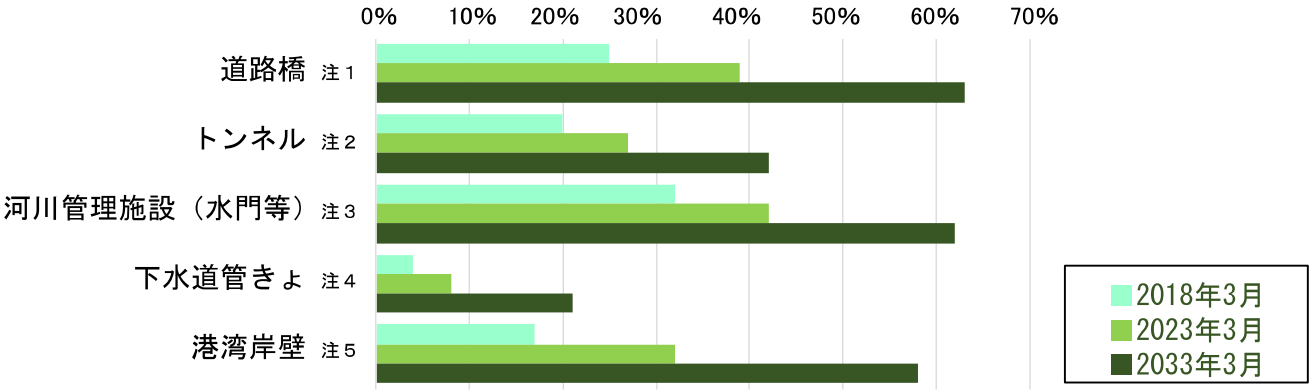
INDEX

１．国土交通省登録資格制度の背景
２．計画・調査・設計、維持管理分野での活用
３．389資格に延べ17万人の資格保有者
４．発注業務における登録資格の活用事例
５．国土交通省登録資格一覧

1 国土交通省登録資格制度の背景

我が国では、今後急速に老朽化する高度経済成長期に集中的に整備された社会資本ストックの維持管理・更新や技術者の減少等、社会資本の品質の確保について大きな課題を抱えており、これに的確に対応していくためには、その担い手を中長期的に育成し、将来にわたり確保することが強く求められています。

社会資本の老朽化の現状と将来予測
（建設後50年以上経過する社会資本の割合）



出典）国土交通省ホームページ「インフラメンテナンス情報」（平成26年度情報）より作成

注１　約73万橋（橋長２ｍ以上の橋）。建設年度不明橋梁の約23万橋については、割合の算出にあたり除いている。
注２　約１万１千本。建設年度不明トンネルの約400本については、割合の算出にあたり除いている。
注３　約１万施設、国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1,000施設を含む。（50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。）
注４　総延長：約47万ｋｍ。建設年度が不明な約2万ｋｍを含む。（30年以内に布設された管きょについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。）
注５　約５千施設（水深－4.5m以深）。建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。

このような状況を背景に、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）を根拠に、国土交通省登録資格制度が創設されました。

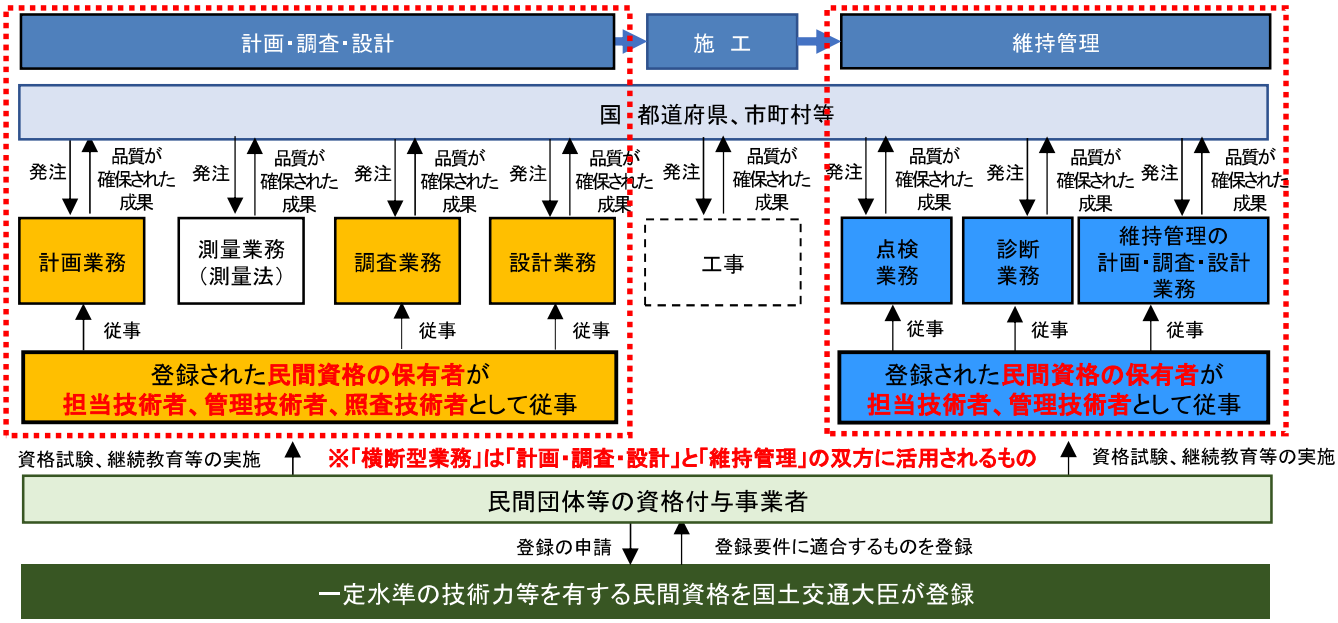
- 社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会：「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」を取りまとめ
  ⇒社会資本の点検・診断に関する資格制度の確立について提言（平成25年12月）
- 平成26年6月法改正「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」
  ⇒公共工事に関する調査及び設計の品質確保の観点から、資格等の評価のあり方等について検討、必要な措置を講ずることを規定

国土交通省登録資格制度を創設（平成２６年度）

⇒民間団体等が運営する資格を活用することで、社会資本の建設、維持管理を担える技術者を確保
⇒技術者の技術研鑽を促すことで、点検・診断及び設計の品質を確保

2 計画･調査･設計業務、点検･診断等業務での活用

民間団体等が運営する一定水準の技術力等を有する資格（「民間資格」という）について、申請に基づき審査を行い、国土交通大臣が「国土交通省登録資格」の登録簿に登録します。
国や地方公共団体等が発注する計画・調査・設計業務、点検・診断等業務、横断型業務において、担当技術者、管理技術者、照査技術者として登録された資格の保有者に従事していただくことにより、品質の確保が図られます。



各業務において、民間資格を活用できる施設分野が定められています。

【点検・診断等業務】

管理技術者　担当技術者　管理技術者と担当技術者

部門 ＼ 施設分野等 ／ 業務	土木機械設備	都市公園	河川	下水道	砂防			海岸	道路								港湾	空港
	土木機械設備	公園施設（遊具）	堤防・河道	下水道管路施設	砂防設備	地すべり防止施設	急傾斜地崩壊防止施設	海岸堤防等	橋梁（鋼橋）	橋梁（コンクリート橋）	橋梁（鋼・コンクリート以外の橋）	トンネル	道路土工構造物（土工）	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	舗装	小規模附属物	港湾施設	空港施設
点　検		■	■	■	□	□	□	□	■	■	■	■	■	■	■	■	□	□
診　断	□	■	■	□	□	□	□	□	■	■	■	■	■	■	■	■	□	
設　計（維持管理）																	□	□
計画策定（維持管理）																	□	

【計画・調査・設計業務】

管理/主任技術者　管理/主任技術者と担当技術者　管理技術者・照査技術者（両者に同様の知識・技術を求める）

部門 ＼ 施設分野等 ／ 業務	地質・土質		建設環境	地籍調査	建設電気通信	建設機械	土木機械設備	都市計画及び地方計画	造園	下水道	河川、砂防及び海岸・海洋						道路					港湾及び空港	
	地質・土質	宅地防災	建設環境	地籍調査	電気施設・通信施設・制御処理システム	建設機械	土木機械設備	都市計画及び地方計画	都市公園等	下水道	河川・ダム	砂防	地すべり対策	急傾斜地崩壊等対策	海岸		道路	橋梁	トンネル	舗装	港湾（※）	空港
計　画		■			■	■	■	■	■	□	■	■	■	■	■		■	■	■	■	■	■
調　査	□	■	□	■	■	■	■	■	■	□	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
設　計		■			■	■	■	■	■	□	■	■	■	■	■		■	■	■	■	■	■

※潜水作業を伴う調査の場合のみ、担当技術者にも知識・技術を求める

【横断型業務】

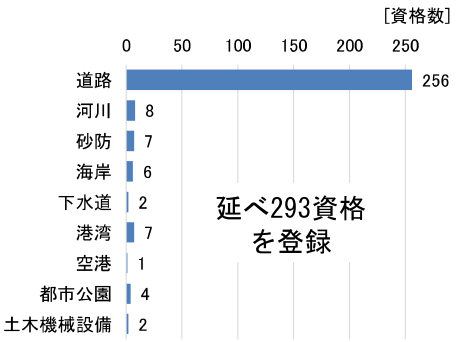
管理/主任技術者

部門 ＼ 業務	－
	全施設
測量（ＵＡＶ測量）	□

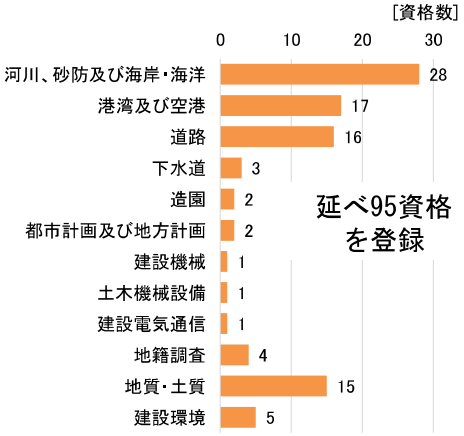
3 389資格に延べ17万人の資格保有者

令和６年２月までに、延べ389資格が登録されています。
具体的な資格付与事業者の団体名及び資格名は7～14ページ、または国土交通省ホームページをご覧下さい。

点検・診断等業務の登録資格数



計画・調査・設計業務の登録資格数



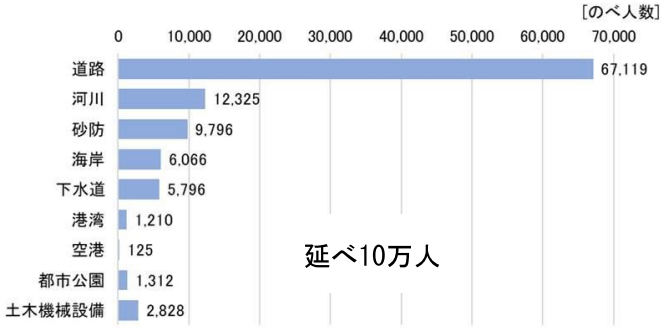
横断型業務の登録資格数



出典）国土交通省データ
備考）令和6年2月時点の登録状況。同一の資格名で複数登録しているものがあるため、重複を除いた資格名では52団体136資格名称となる。

点検・診断等業務に延べ10万人、計画・調査・設計業務に延べ7万人の資格保有者が全国で活躍しています。

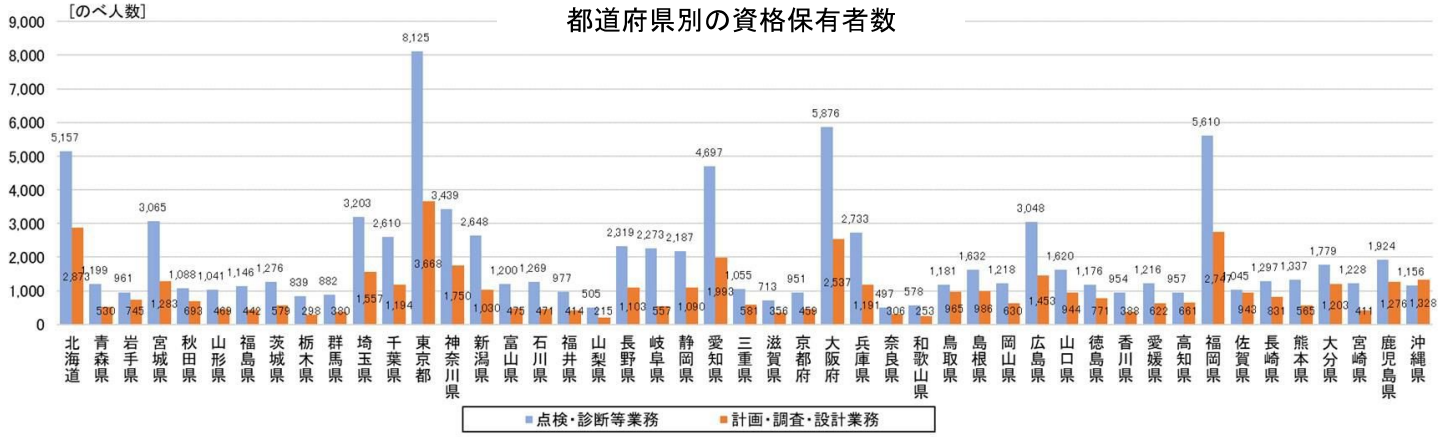
点検・診断等業務の資格保有者数



計画・調査・設計業務の資格保有者数



都道府県別の資格保有者数



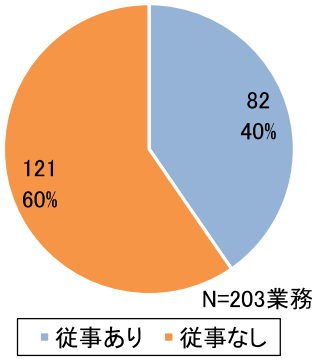
出典）国土交通省データ
資格付与事業者に対するアンケート調査結果（令和5年3月31日現在）
備考）令和4年度までに登録資格となった民間資格の資格付与事業者49団体128資格名を対象に調査し、回答のあったものを集計した。
同一資格名で複数の部門や施設分野に登録している資格があるため、それぞれの登録者数は延べ人数である。
資格保有者数は、資格付与事業者が実施する資格付与試験に合格し、資格付与事業者が整理している有資格者名簿に記載している者を指す。

4 発注業務における登録資格の活用事例

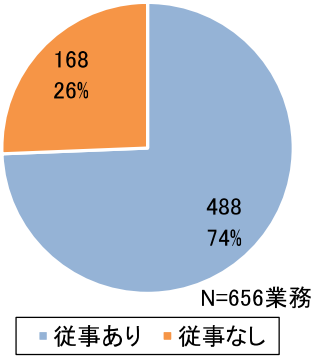
点検・診断等業務では、管理技術者を求めている業務の４割、担当技術者を求めている業務の７割で登録資格保有者が従事している。
計画・調査・設計業務では、管理技術者を求めている業務の４割、担当技術者を求めている業務の６割で登録資格保有者が従事している。

点検・診断等業務
登録資格保有者の従事状況

【管理技術者を求める業務】

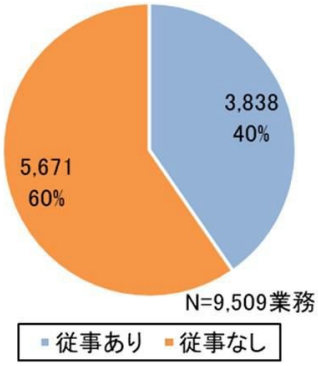


【担当技術者を求める業務】

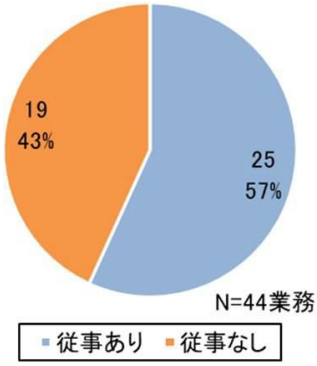


計画・調査・設計等業務
登録資格保有者の従事状況

【管理技術者を求める業務】



【担当技術者を求める業務】



出典）テクリスデータ（国土交通省直轄）より分析。
備考）令和４年度発注業務で、テクリスに登録された業務の記載事項より計画・調査・設計業務に該当するものを抽出。該当する業務に従事した技術者の保有資格については、テクリスの技術者データより取得した。管理技術者を求める業務については、該当する業務の管理技術者が登録資格を保有している場合に「従事あり」とした。担当技術者が管理技術者を求める登録資格を保有していても「従事あり」にはしていない。担当技術者を求める業務については、該当する業務の担当技術者が登録資格を保有している場合に「従事あり」とした。管理技術者が管理技術者を求める登録資格を保有していても「従事あり」にはしていない。

国土交通省発注業務の入札（総合評価落札方式等）では、予定管理技術者の要件として「国土交通省登録技術者資格」が位置づけられています。
発注業務の応募要件として、次のような記載例を参考に活用してください。

予定管理技術者については、下記に示す条件を満たす者であること。
①技術士
博士（※研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）
②国土交通省登録技術者資格
③上記以外のもの（国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの）

出典）「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（令和5年3月一部改定）
https://www.mlit.go.jp/tec/content/001598728.pdf

国土交通省発注業務の入札（総合評価落札方式等）では、技術力の評価において、登録資格を有する技術者を配置する場合に加点評価しています。
発注業務の応募者の技術力の評価にあたっては、次のような評価例を参考に活用してください。

○管理技術者の評価（例）

①国家資格・技術士	３点
②国土交通省登録資格	２点
③上記以外の民間資格	１点

○担当技術者の評価（例）

①国家資格・技術士 ②国土交通省登録資格	２点
③上記以外の民間資格	１点

出典）「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（令和5年3月一部改定）
https://www.mlit.go.jp/tec/content/001598728.pdf

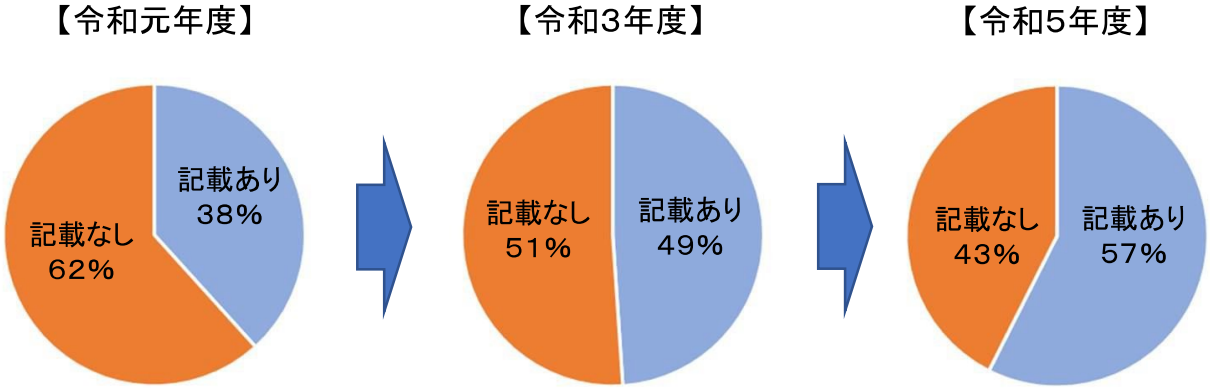
国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）においては、管理技術者、照査技術者の要件として「国土交通省登録技術者資格」が位置づけられています。

第1107条　管理技術者
１．（略）
２．（略）
３．管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等ー業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャー(以下、ＲＣＣＭという)※ 、土木学会認定土木技術者(特別上級土木技術者、上級土木技術者、１級土木技術者)※等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外

第1108 条 照査技術者及び照査の実施
１．（略）
２．設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。
（１）受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
（２）照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等ー業務）は特記仕様書による）、ＲＣＣＭ（業務に該当する登録技術部門）※、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は１級土木技術者）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。
※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外

都道府県の土木設計業務等共通仕様書に「国土交通省登録技術者資格」が記載されている割合は全体の５７％となっています。

＜都道府県の土木設計業務等共通仕様書に「国土交通省登録技術者資格」の記載の有無＞



出典）各都道府県のホームページを調べ

5 国土交通省登録資格一覧

国や地方公共団体等が発注する業務において活用できる国土交通省登録資格は次のとおりです。（令和６年２月までに登録された389資格）

管理：管理技術者を対象に適用
担当：担当技術者を対象に適用
管理/主任：管理技術者又は主任技術者を対象に適用
管理・照査：管理技術者及び照査技術者を対象に適用
（ ）内の数字は登録番号
各施設分野での並び順は、資格付与事業者名の50音順

● 登録資格を適用できる業務

（一）点検・診断等（維持管理）業務に活用できる登録資格（その１）

部門	施設分野		資格名	資格付与事業者名	対応する業務 及び 知識・技術を求める者	
					点検	診断
土木機械設備	土木機械設備	1	ＲＣＣＭ（機械）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会		●管理(51)
		2	１級ポンプ施設管理技術者	一般社団法人 河川ポンプ施設技術協会		●管理(52)
都市公園	公園施設（遊具）	1	公園施設点検管理士	一般社団法人 日本公園施設業協会	●管理(53)	●管理(55)
		2	公園施設点検技士	一般社団法人 日本公園施設業協会	●担当(54)	●担当(56)
河川	堤防・河道	1	河川技術者資格（河川維持管理技術者）	一般財団法人 河川技術者教育振興機構		●管理(212)
		2	河川技術者資格（河川点検士）	一般財団法人 河川技術者教育振興機構		●担当(214)
		3	ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理・担当(213)	●管理・担当(215)
		4	上級土木技術者（流域・都市）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●管理(329)	
		5	上級土木技術者（河川・流域）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●管理(330)	
		6	１級土木技術者（流域・都市）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●担当(331)	
		7	１級土木技術者（河川・流域）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●担当(332)	
下水道	下水道管路施設	1	下水道管路管理専門技士調査部門	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	●担当(57)	
		2	下水道管路管理主任技士	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	●管理(162)	
砂防	砂防設備	1	ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理(1)	
		2	砂防・急傾斜管理技術者	公益社団法人 砂防学会	●管理(58)	
	地すべり防止施設	1	ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理(2)	
		2	地すべり防止工事士	一般社団法人 斜面防災対策技術協会	●管理(3)	
	急傾斜地崩壊防止施設	1	ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理(4)	
		2	砂防・急傾斜管理技術者	公益社団法人 砂防学会	●管理(60)	
		3	地すべり防止工事士	一般社団法人 斜面防災対策技術協会	●管理(59)	
海岸	海岸堤防等	1	海洋・港湾構造物維持管理士	一般財団法人 沿岸技術研究センター	●管理(5)	
		2	ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理(6)	
		3	上級土木技術者（流域・都市）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●管理(7)	
		4	上級土木技術者（海岸・海洋）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●管理(8)	
		5	１級土木技術者（海岸・海洋）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●管理(163)	
		6	１級土木技術者（流域・都市）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●管理(164)	

（一）点検・診断等（維持管理）業務に活用できる登録資格（その２）

部門	施設分野		資格名	資格付与事業者名	対応する業務 及び 知識・技術を求める者	
					点検	診断
道路	橋梁（鋼橋）	1	橋梁ＡＭ点検士（道路部門）	公益財団法人 青森県建設技術センター	● 担当(321)	● 担当(322)
		2	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人 愛媛大学	● 担当(168)	● 担当(175)
		3	道路橋点検士	一般財団法人 橋梁調査会	● 担当(9)	
		4	道路橋点検士補	一般財団法人 橋梁調査会	● 担当(67)	
		5	ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 担当(10)	● 担当(20)
		6	高速道路点検士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	● 担当(216)	
		7	高速道路点検診断士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	● 担当(217)	● 担当(219)
		8	橋梁点検技術者	独立行政法人 国立高等専門学校機構	● 担当(170)	
		9	橋梁診断技術者	独立行政法人 国立高等専門学校機構		● 担当(336)
		10	都市道路点検診断士	一般財団法人 首都高速道路技術センター	● 担当(171)	● 担当(177)
		11	土木設計技士	職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会	● 担当(68)	
		12	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人 東海国立大学機構（岐阜大学）	● 担当(66)	● 担当(73)
		13	橋梁点検士	国立大学法人 東海国立大学機構（名古屋大学）	● 担当(64)	
		14	橋梁診断士	国立大学法人 東海国立大学機構（名古屋大学）		● 担当(174)
		15	上級土木技術者（橋梁）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 担当(15)	● 担当(22)
		16	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＡ	公益社団法人 土木学会	● 担当(165)	● 担当(172)
		17	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 担当(167)	● 担当(173)
		18	上級土木技術者（メンテナンス）コースＡ	公益社団法人 土木学会	● 担当(333)	● 担当(337)
		19	１級土木技術者（橋梁）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 担当(16)	
		20	１級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＡ	公益社団法人 土木学会	● 担当(166)	
		21	１級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 担当(218)	
		22	１級土木技術者（メンテナンス）コースＡ	公益社団法人 土木学会	● 担当(334)	
		23	道守コース	国立大学法人 長崎大学	● 担当(18)	● 担当(24)
		24	特定道守コース	国立大学法人 長崎大学	● 担当(17)	
		25	特定道守（鋼構造）コース	国立大学法人 長崎大学		● 担当(23)
		26	道守補コース	国立大学法人 長崎大学	● 担当(19)	
		27	土木鋼構造診断士	一般社団法人 日本鋼構造協会	● 担当(13)	● 担当(21)
		28	土木鋼構造診断士補	一般社団法人 日本鋼構造協会	● 担当(14)	
		29	一級構造物診断士	一般社団法人 日本構造物診断技術協会	● 担当(11)	● 担当(69)
		30	二級構造物診断士	一般社団法人 日本構造物診断技術協会	● 担当(12)	
		31	コンクリート診断士	公益社団法人 日本コンクリート工学会	● 担当(61)	● 担当(70)
		32	インフラ調査士 橋梁（鋼橋）	一般社団法人 日本非破壊検査工業会	● 担当(65)	
		33	主任点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	● 担当(62)	● 担当(71)
		34	点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	● 担当(63)	● 担当(72)
		35	ふくしまＭＥ（基礎）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	● 担当(252)	
		36	ふくしまＭＥ（保全）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	● 担当(289)	● 担当(290)
		37	木橋・総合診断士	一般社団法人 木橋技術協会	● 担当(335)	● 担当(338)
		38	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	国立大学法人 山口大学	● 担当(169)	● 担当(176)
		39	構造物の補修・補強技士	一般社団法人 リペア会	● 担当(253)	● 担当(255)
		40	ブリッジインスペクター	琉球大学工学部附属地域創生研究センター	● 担当(254)	

（一）点検・診断等（維持管理）業務に活用できる登録資格（その３）

部門	施設分野		資格名	資格付与事業者名	対応する業務 及び 知識・技術を求める者	
					点検	診断
道路	橋梁（コンクリート橋）	1	橋梁ＡＭ点検士（道路部門）	公益財団法人 青森県建設技術センター	● 担当(323)	● 担当(324)
		2	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人 愛媛大学	● 担当(181)	● 担当(188)
		3	道路橋点検士	一般財団法人 橋梁調査会	● 担当(25)	
		4	道路橋点検士補	一般財団法人 橋梁調査会	● 担当(79)	
		5	ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 担当(26)	● 担当(37)
		6	高速道路点検士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	● 担当(220)	
		7	高速道路点検診断士（土木）	公益財団法人　高速道路調査会	● 担当(221)	● 担当(224)
		8	建造物保全技術者	一般社団法人 国際建造物保全技術協会	● 担当(222)	
		9	建造物保全上級技術者	一般社団法人 国際建造物保全技術協会		● 担当(225)
		10	橋梁点検技術者	独立行政法人 国立高等専門学校機構	● 担当(183)	
		11	橋梁診断技術者	独立行政法人 国立高等専門学校機構		● 担当(342)
		12	都市道路点検診断士	一般財団法人 首都高速道路技術センター	● 担当(184)	● 担当(190)
		13	土木設計技士	職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会	● 担当(80)	
		14	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人 東海国立大学機構（岐阜大学）	● 担当(78)	● 担当(85)
		15	橋梁点検士	国立大学法人 東海国立大学機構（名古屋大学）	● 担当(76)	
		16	橋梁診断士	国立大学法人 東海国立大学機構（名古屋大学）		● 担当(187)
		17	上級土木技術者（橋梁）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 担当(31)	● 担当(39)
		18	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＡ	公益社団法人 土木学会	● 担当(178)	● 担当(185)
		19	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 担当(180)	● 担当(186)
		20	上級土木技術者（メンテナンス）コースＡ	公益社団法人 土木学会	● 担当(339)	● 担当(343)
		21	１級土木技術者（橋梁）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 担当(32)	
		22	１級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＡ	公益社団法人 土木学会	● 担当(179)	
		23	１級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 担当(223)	
		24	１級土木技術者（メンテナンス）コースＡ	公益社団法人 土木学会	● 担当(340)	
		25	道守コース	国立大学法人 長崎大学	● 担当(35)	● 担当(41)
		26	特定道守コース	国立大学法人 長崎大学	● 担当(34)	
		27	特定道守（コンクリート構造）コース	国立大学法人 長崎大学		● 担当(40)
		28	道守補コース	国立大学法人 長崎大学	● 担当(36)	
		29	土木鋼構造診断士	一般社団法人 日本鋼構造協会	● 担当(259)	● 担当(262)
		30	土木鋼構造診断士補	一般社団法人 日本鋼構造協会	● 担当(260)	
		31	一級構造物診断士	一般社団法人 日本構造物診断技術協会	● 担当(27)	● 担当(81)
		32	二級構造物診断士	一般社団法人 日本構造物診断技術協会	● 担当(28)	
		33	コンクリート診断士	公益社団法人 日本コンクリート工学会	● 担当(33)	● 担当(82)
		34	インフラ調査士 橋梁（コンクリート橋）	一般社団法人 日本非破壊検査工業会	● 担当(77)	
		35	主任点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	● 担当(74)	● 担当(83)
		36	点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	● 担当(75)	● 担当(84)
		37	ふくしまＭＥ（基礎）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	● 担当(256)	
		38	ふくしまＭＥ（保全）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	● 担当(291)	● 担当(292)
		39	コンクリート構造診断士	公益社団法人 プレストレストコンクリート工学会	● 担当(29)	● 担当(31)
		40	プレストレストコンクリート技士	公益社団法人 プレストレストコンクリート工学会	● 担当(30)	
		41	木橋・総合診断士	一般社団法人 木橋技術協会	● 担当(341)	● 担当(344)
		42	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	国立大学法人 山口大学	● 担当(182)	● 担当(189)
		43	構造物の補修・補強技士	一般社団法人 リペア会	● 担当(257)	● 担当(261)
		44	ブリッジインスペクター	琉球大学工学部附属地域創生研究センター	● 担当(258)	
	橋梁（鋼・コンクリート以外の橋）	1	木橋・総合診断士	一般社団法人 木橋技術協会	● 担当(345)	● 担当(346)
		2	木橋診断士	一般社団法人 木橋技術協会	● 担当(367)	● 担当(368)

（一）点検・診断等（維持管理）業務に活用できる登録資格（その４）

部門	施設分野		資格名	資格付与事業者名	対応する業務 及び 知識・技術を求める者	
					点検	診断
道路	トンネル	1	上級土木技術者（トンネル・地下）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 担当(86)	● 担当(94)
		2	１級土木技術者（トンネル・地下）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 担当(87)	
		3	上級土木技術者（メンテナンス）コースＡ	公益社団法人 土木学会	● 担当(347)	● 担当(349)
		4	１級土木技術者（メンテナンス）コースＡ	公益社団法人 土木学会	● 担当(348)	
		5	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人 愛媛大学	● 担当(192)	● 担当(196)
		6	ＲＣＣＭ（トンネル）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 担当(42)	● 担当(46)
		7	高速道路点検士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	● 担当(226)	
		8	高速道路点検診断士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	● 担当(227)	● 担当(228)
		9	建造物保全技術者（トンネル）	一般社団法人 国際建造物保全技術協会	● 担当(354)	
		10	建造物保全上級技術者（トンネル）	一般社団法人 国際建造物保全技術協会		● 担当(355)
		11	都市道路点検診断士	一般財団法人 首都高速道路技術センター	● 担当(194)	● 担当(198)
		12	土木設計技士	職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会	● 担当(93)	
		13	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人 東海国立大学機構（岐阜大学）	● 担当(92)	● 担当(98)
		14	道守コース	国立大学法人 長崎大学	● 担当(44)	
		15	道守（トンネル）	国立大学法人 長崎大学		● 担当(326)
		16	特定道守コース	国立大学法人 長崎大学	● 担当(43)	
		17	特定道守（トンネル）	国立大学法人 長崎大学		● 担当(325)
		18	道守補コース	国立大学法人 長崎大学	● 担当(45)	
		19	コンクリート診断士	公益社団法人 日本コンクリート工学会	● 担当(88)	● 担当(95)
		20	インフラ調査士 トンネル	一般社団法人 日本非破壊検査工業会	● 担当(91)	
		21	主任点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	● 担当(89)	● 担当(96)
		22	点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	● 担当(90)	● 担当(97)
		23	ふくしまＭＥ（基礎）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	● 担当(263)	
		24	ふくしまＭＥ（防災）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	● 担当(293)	● 担当(294)
		25	コンクリート構造診断士	公益社団法人 プレストレストコンクリート工学会	● 担当(191)	● 担当(195)
		26	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	国立大学法人 山口大学	● 担当(193)	● 担当(197)
	道路土工構造物（土工）	1	ＲＣＣＭ（道路）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 担当(268)	● 担当(275)
		2	ＲＣＣＭ（地質）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 担当(269)	● 担当(276)
		3	ＲＣＣＭ（土質及び基礎）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 担当(270)	● 担当(277)
		4	ＲＣＣＭ（施工計画、施工設備及び積算）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 担当(240)	
		5	高速道路点検士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	● 担当(369)	
		6	高速道路点検診断士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	● 担当(370)	● 担当(371)
		7	都市道路点検診断士	一般財団法人 首都高速道路技術センター	● 担当(356)	● 担当(357)
		8	のり面施工管理技術者資格	一般社団法人 全国特定法面保護協会	● 担当(264)	● 担当(272)
		9	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人 東海国立大学機構（岐阜大学）	● 担当(295)	● 担当(302)
		10	上級土木技術者（地盤・基礎）コースＡ	公益社団法人 土木学会	● 担当(296)	● 担当(303)
		11	上級土木技術者（地盤・基礎）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 担当(297)	● 担当(304)
		12	１級土木技術者（地盤・基礎）コースＡ	公益社団法人 土木学会	● 担当(298)	
		13	１級土木技術者（地盤・基礎）コースB	公益社団法人 土木学会	● 担当(299)	
		14	グラウンドアンカー施工士	一般社団法人 日本アンカー協会	● 担当(300)	● 担当(305)
		15	主任点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	● 担当(266)	● 担当(273)
		16	点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	● 担当(267)	● 担当(274)
		17	ふくしまＭＥ（基礎）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	● 担当(265)	
		18	ふくしまＭＥ（防災）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	● 担当(301)	● 担当(306)

（一）点検・診断等（維持管理）業務に活用できる登録資格（その５）

部門	施設分野		資格名	資格付与事業者名	対応する業務 及び 知識・技術を求める者	
					点検	診断
道路	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	1	ＲＣＣＭ（道路）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 担当(280)	● 担当(284)
		2	ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 担当(281)	● 担当(285)
		3	都市道路点検診断士	一般財団法人 首都高速道路技術センター	● 担当(358)	● 担当(359)
		4	高速道路点検士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	● 担当(372)	
		5	高速道路点検診断士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	● 担当(373)	● 担当(374)
		6	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＡ	公益社団法人 土木学会	● 担当(307)	● 担当(312)
		7	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 担当(308)	● 担当(313)
		8	１級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＡ	公益社団法人 土木学会	● 担当(309)	
		9	１級土木技術者（鋼・コンクリート）コースB	公益社団法人 土木学会	● 担当(310)	
		10	コンクリート診断士	公益社団法人 日本コンクリート工学会	● 担当(279)	● 担当(283)
		11	ふくしまＭＥ（防災）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	● 担当(311)	● 担当(314)
		12	コンクリート構造診断士	公益社団法人 プレストレストコンクリート工学会	● 担当(278)	● 担当(282)
	舗装	1	ＲＣＣＭ（道路）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 担当(233)	● 担当(237)
		2	都市道路点検診断士	一般財団法人 首都高速道路技術センター	● 担当(360)	● 担当(361)
		3	高速道路点検士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	● 担当(375)	
		4	高速道路点検診断士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	● 担当(376)	● 担当(377)
		5	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人 東海国立大学機構（岐阜大学）	● 担当(315)	● 担当(317)
		6	舗装診断士	一般社団法人 日本道路建設業協会	● 担当(232)	● 担当(236)
		7	インフラ調査士付帯施設	一般社団法人 日本非破壊検査工業会	● 担当(229)	
		8	主任点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	● 担当(230)	● 担当(234)
		9	点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	● 担当(231)	● 担当(235)
		10	ふくしまＭＥ（基礎）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	● 担当(286)	
		11	ふくしまＭＥ（保全）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	● 担当(316)	● 担当(318)
	小規模附属物	1	ＲＣＣＭ（施工計画、施工設備及び積算）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 担当(241)	● 担当(244)
		2	都市道路点検診断士	一般財団法人 首都高速道路技術センター	● 担当(362)	● 担当(363)
		3	高速道路点検士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	● 担当(378)	
		4	高速道路点検診断士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	● 担当(379)	● 担当(382)
		5	高速道路点検士（施設）	公益財団法人 高速道路調査会	● 担当(380)	
		6	高速道路点検診断士（施設）	公益財団法人 高速道路調査会	● 担当(381)	● 担当(383)
		7	道路標識点検診断士	一般社団法人 全国道路標識・標示業協会	● 担当(287)	● 担当(288)
		8	インフラ調査士付帯施設	一般社団法人 日本非破壊検査工業会	● 担当(238)	
		9	主任点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	● 担当(239)	● 担当(242)
		10	点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	● 担当(240)	● 担当(243)

部門	施設分野		資格名	資格付与事業者名	対応する業務 及び 知識・技術を求める者			
					点検	診断	計画策定（維持管理）	設計（維持管理）
港湾	港湾施設	1	海洋・港湾構造物維持管理士	一般財団法人 沿岸技術研究センター	● 管理(48)		● 管理(47)	● 管理(49)
		2	海洋・港湾構造物設計士	一般財団法人 沿岸技術研究センター				● 管理(50)
		3	ＲＣＣＭ（港湾及び空港）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 管理(245)		● 管理(246)	● 管理(247)

部門	施設分野		資格名	資格付与事業者名	対応する業務 及び 知識・技術を求める者	
					点検	診断
空港	空港施設	1	空港土木施設点検評価技士	一般財団法人 港湾空港総合技術センター	● 管理(99)	

（二）計画・調査・設計業務に活用できる登録資格（その１）

部門	施設分野		資格名	資格付与事業者名	対応する業務 及び 知識・技術を求める者		
					計画	調査	設計
地質・土質	地質・土質	1	港湾海洋調査士（土質・地質調査部門）	一般社団法人 海洋調査協会		●管理/主任(107)	
		2	ＲＣＣＭ（地質）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会		●管理/主任(105)	
		3	ＲＣＣＭ（土質及び基礎）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会		●管理/主任(106)	
		4	地すべり防止工事士	一般社団法人 斜面防災対策技術協会		●管理/主任(108)	
		5	地質調査技士資格（現場技術・管理部門）	一般社団法人 全国地質調査業協会連合会		●管理/主任(100)	
		6	地質調査技士資格（現場調査部門）	一般社団法人 全国地質調査業協会連合会		●管理/主任(101)	
		7	地質調査技士資格（土壌・地下水汚染部門）	一般社団法人 全国地質調査業協会連合会		●管理/主任(102)	
		8	応用地形判読士資格（応用地形判読士）	一般社団法人 全国地質調査業協会連合会		●管理/主任(103)	
		9	応用地形判読士資格（応用地形判読士補）	一般社団法人 全国地質調査業協会連合会		●管理/主任(104)	
		10	土壌環境監理士	一般社団法人 土壌環境センター		●管理/主任(350)	
		11	上級土木技術者（地盤・基礎）コースＡ	公益社団法人 土木学会		●管理/主任(199)	
		12	上級土木技術者（地盤・基礎）コースＢ	公益社団法人 土木学会		●管理/主任(201)	
		13	１級土木技術者（地盤・基礎）コースＡ	公益社団法人 土木学会		●管理/主任(200)	
		14	１級土木技術者（地盤・基礎）コースＢ	公益社団法人 土木学会		●管理/主任(248)	
	宅地防災	1	地盤品質判定士	地盤品質判定士協議会	●管理・照査(249)		
建設環境	建設環境	1	ＲＣＣＭ（建設環境）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会		●管理(109)	
		2	環境アセスメント士認定資格	一般社団法人 日本環境アセスメント協会		●管理(110)	
		3	１級ビオトープ施工管理士	公益財団法人 日本生態系協会		●管理(250)	
		4	１級ビオトープ計画管理士	公益財団法人 日本生態系協会		●管理(251)	
		5	自然再生士	一般財団法人 日本緑化センター		●管理(319)	
地籍調査	地籍調査	1	地籍総合技術監理者資格	一般社団法人 日本国土調査測量協会		●管理/主任(384)	
		2	地籍調査管理技術者資格	一般社団法人 日本国土調査測量協会		●管理/主任(385)	
		3	地籍工程管理士資格	公益社団法人 全国国土調査協会		●管理/主任(386)	
		4	地籍主任調査員資格（地籍調査部門）	公益社団法人 全国国土調査協会		●担当(387)	
建設電気通信	電気施設・通信施設・制御処理システム	1	ＲＣＣＭ（電気電子）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理・照査(111)		
	建設機械	1	ＲＣＣＭ（機械）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理・照査(112)		
土木機械設備	木機械設備	1	ＲＣＣＭ（機械）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理・照査(113)		
都市計画及び地方計画	都市計画及び地方計画	1	ＲＣＣＭ（都市計画及び地方計画）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理・照査(114)		
		2	認定都市プランナー	一般社団法人 都市計画コンサルタント協会	●管理・照査(327)		
造園	都市公園等	1	ＲＣＣＭ（造園）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理・照査(116)		
		2	登録ランドスケープアーキテクト	一般社団法人 ランドスケープコンサルタンツ協会	●管理・照査(115)		
河川	河川・ダム	1	ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理・照査(117)		
		2	上級土木技術者（流域・都市）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●管理・照査(351)		
		3	上級土木技術者（河川・流域）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●管理・照査(118)		
		4	１級土木技術者（流域・都市）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●管理・照査(352)		
		5	１級土木技術者（河川・流域）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●管理・照査(202)		
砂防	砂防	1	ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理・照査(120)		
		2	砂防・急傾斜管理技術者	公益社団法人 砂防学会	●管理・照査(121)		
	地すべり対策	1	ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理・照査(122)		
		2	地すべり防止工事士	一般社団法人 斜面防災対策技術協会	●管理・照査(123)		
	急傾斜地崩壊等対策	1	ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理・照査(124)		
		2	砂防・急傾斜管理技術者	公益社団法人 砂防学会	●管理・照査(126)		
		3	地すべり防止工事士	一般社団法人 斜面防災対策技術協会	●管理・照査(125)		

（二）計画・調査・設計業務に活用できる登録資格（その２）

部門	施設分野		資格名	資格付与事業者名	対応する業務 及び 知識・技術を求める者		
					計画	調査	設計
下水道	下水道	1	ＲＣＣＭ（下水道）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理(119)		
		2	管更生技士（下水道）	一般社団法人 日本管更生技術協会	●管理(353)		
		3	下水道管路管理総合技士	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	●管理(364)		
海岸	海岸	1	海洋・港湾構造物設計士	一般財団法人 沿岸技術研究センター	●管理・照査(130)		
		2	ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理・照査(127)		
						●管理・照査(131)	
		3	上級土木技術者（流域・都市）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●管理・照査(128)		
						●管理・照査(132)	
		4	上級土木技術者（海岸・海洋）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●管理・照査(129)		
						●管理・照査(133)	
		5	１級土木技術者（流域・都市）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●管理・照査(203)		
						●管理・照査(205)	
		6	１級土木技術者（海岸・海洋）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●管理・照査(204)		
						●管理・照査(206)	
		7	港湾海洋調査士（深浅測量部門）	一般社団法人 海洋調査協会		●管理・照査(134)	
		8	港湾海洋調査士（危険物探査部門）	一般社団法人 海洋調査協会		●管理・照査(135)	
		9	港湾海洋調査士（気象・海象調査部門）	一般社団法人 海洋調査協会		●管理・照査(136)	
		10	港湾海洋調査士（土質・地質調査部門）	一般社団法人 海洋調査協会		●管理・照査(137)	
		11	港湾海洋調査士（環境調査部門）	一般社団法人 海洋調査協会		●管理・照査(138)	
道路	道路	1	ＲＣＣＭ（道路）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理・照査(139)		
		2	交通工学研究会認定TOE	一般社団法人 交通工学研究会	●管理・照査(141)		
		3	上級土木技術者（交通）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●管理・照査(140)		
		4	上級土木技術者（交通）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●管理・照査(208)		
		5	１級土木技術者（交通）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●管理・照査(207)		
		6	１級土木技術者（交通）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●管理・照査(209)		
	橋梁	1	ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理・照査(142)		
		2	ＲＣＣＭ（土質及び基礎）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理・照査(143)		
		3	建造物保全監理士（橋梁）	一般社団法人 国際建造物保全技術協会	●管理・照査(365)		
		4	上級土木技術者（橋梁）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●管理・照査(144)		
		5	１級土木技術者（橋梁）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●管理・照査(210)		
	トンネル	1	ＲＣＣＭ（トンネル）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理・照査(145)		
		2	建造物保全監理士（トンネル）	一般社団法人 国際建造物保全技術協会	●管理・照査(366)		
		3	上級土木技術者（トンネル・地下）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●管理・照査(146)		
		4	１級土木技術者（トンネル・地下）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●管理・照査(211)		
	舗装	1	舗装診断士	一般社団法人 日本道路建設業協会	●管理・照査(388)		

（二）計画・調査・設計業務に活用できる登録資格（その３）

部門	施設分野		資格名	資格付与事業者名	対応する業務 及び 知識・技術を求める者		
					計画	調査	設計
港湾	港湾 （計画・調査全般）	1	港湾海洋調査士 （総合部門）	一般社団法人 海洋調査協会	●全般 管理・照査(328)		
		2	ＲＣＣＭ （港湾及び空港）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●全般 管理・照査(147)		
	港湾 （深浅測量・水路測量）	1	１級水路測量技術 （沿岸）	一般財団法人 日本水路協会	●深浅測量・水路測量 管理・照査(148)		
		2	１級水路測量技術 （港湾）	一般財団法人 日本水路協会	●深浅測量・水路測量 管理・照査(149)		
		3	港湾海洋調査士 （深浅測量部門）	一般社団法人 海洋調査協会	●深浅測量・水路測量 管理・照査(150)		
	港湾 磁気探査）	1	港湾海洋調査士 （危険物探査部門）	一般社団法人 海洋調査協会	●磁気探査 管理・照査(151)		
	港湾 潜水探査）	1	港湾海洋調査士 （危険物探査部門）	一般社団法人 海洋調査協会	●潜水探査 管理・照査(152)		
	港湾 （気象・海象調査）	1	港湾海洋調査士 （気象・海象調査部門）	一般社団法人 海洋調査協会	●気象・海象調査 管理・照査(153)		
	港湾 （海洋地質・土質調	1	港湾海洋調査士 （土質・地質調査部門）	一般社団法人 海洋調査協会	●海洋地質・土質調査 管理・照査(154)		
	港湾 洋環境調査）	1	港湾海洋調査士 （環境調査部門）	一般社団法人 海洋調査協会	●海洋環境調査 管理・照査(155)		
	港湾 （潜水）	1	特別港湾潜水技士	一般社団法人 日本潜水協会		●潜水 担当(320)	
		2	港湾潜水技士１級	一般社団法人 日本潜水協会		●潜水 担当(156)	
		3	港湾潜水技士２級	一般社団法人 日本潜水協会		●潜水 担当(157)	
		4	港湾潜水技士３級	一般社団法人 日本潜水協会		●潜水 担当(158)	
	港湾 （設計）	1	海洋・港湾構造物設計士	一般財団法人 沿岸技術研究センター			● 管理・照査(160)
		2	ＲＣＣＭ （港湾及び空港）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会			● 管理・照査(159)
空港	空港	1	ＲＣＣＭ （港湾及び空港）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 管理・照査(161)		

（三）横断型業務に活用できる登録資格

	施設分野		資格名	資格付与事業者名	対応する業務 及び 知識・技術を求める者	
－	全施設	1	ドローン測量管理士	一般社団法人 ドローン測量教育研究機構	測量（UAV）	● 管理/主任(389)

国土交通省登録資格制度については、国土交通省ホームページをご覧下さい。

URL https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

国交省　登録資格　検索

問合せ先

国土交通省　大臣官房　技術調査課
TEL：０３－５２５３－８２２０（直通）
国土交通省　大臣官房　公共事業調査室
TEL：０３－５２５３－８２５８（直通）

2024.2 版

点検技術者の質の確保

国土交通省

背景

① 定期点検要領の改定

省令（道路法施行規則）

点検は（中略）知識及び技能を有する者が行うこととし、近接目視により、五年に一回の頻度で行うことを基本とする。

道路橋定期点検要領（平成31年2月）

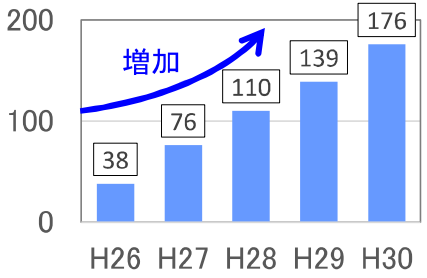
4. 状態の把握
健全性の診断の根拠となる状態の把握は、近接目視により行うことを基本とする。

（法令運用上の留意事項）
定期点検を行う者は、健全性の診断の根拠となる道路橋の現在の状態を、近接目視により把握するか、または、自らの近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができると判断した方法により把握しなければならない。

（付録：定期点検の実施にあたっての一般的な留意点）
自らが近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができると定期点検を行う者が判断した場合には、その他の方法についても、近接目視を基本とする範囲と考えてよい。

活用是非の判断など、一巡目に比べて点検技術者の裁量が拡大

② 民間登録資格（点検・診断）



〈登録資格の累積（道路関係）〉

資格	実務経験	技術研修	点検関係の設問数
A	点検実務7年	○	5/50問
B	その他実務4年	○	6/40問
C	その他実務7年	×	8/30問
D	その他実務3年	○（点検実務1年）	14/20問

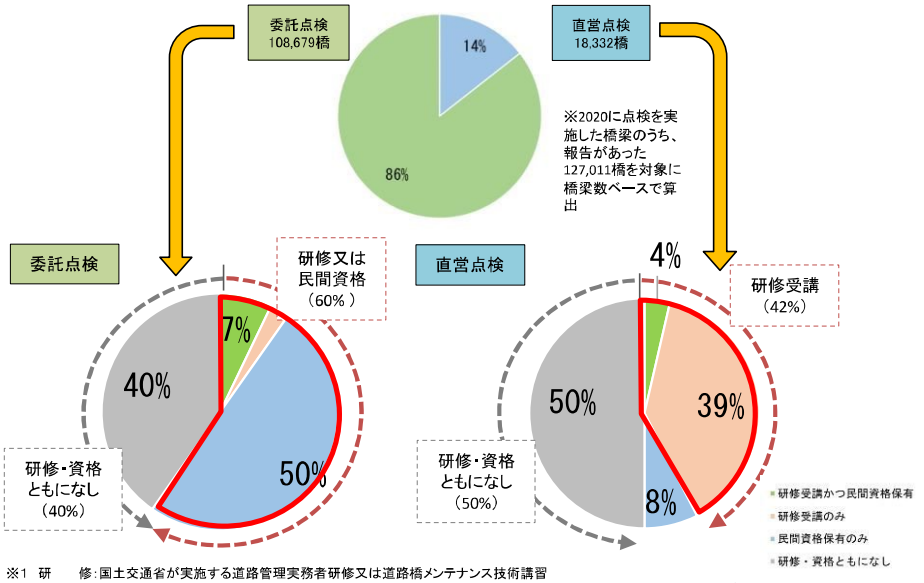
〈登録資格の例〉

資格取得に必要な実務経験等にバラツキがある

点検技術者の保有資格の現状

① 点検実施者の保有資格・研修受講歴

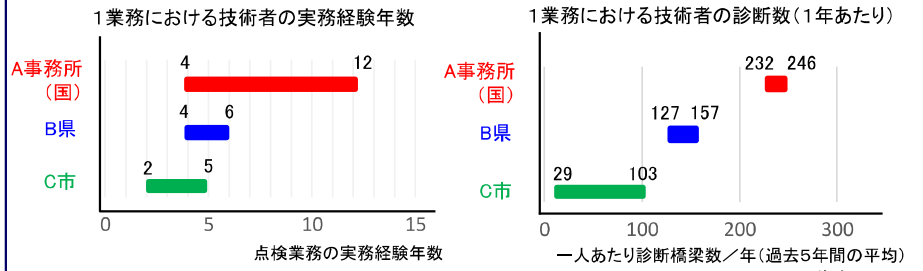
2020点検実施橋梁の直営点検と委託点検の割合



※1 研　修：国土交通省が実施する道路管理実務者研修又は道路橋メンテナンス技術講習
※2 民間資格：国土交通省登録技術資格（公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定に基づく国土交通省登録資格）

（令和3.3末時点道路局調べ）

② 委託点検(橋梁)の技術者における経験



（R1.7道路局調べ）

点検技術者が備えるべき知識や技術を明確にし、適切な措置に必要な診断を確実に実施できる体制を整備

直轄管理橋梁での点検資格等の取得義務化

(抜粋)令和4年3月22日　社会資本整備審議会
道路技術小委員会資料

○ 直轄管理施設の点検・診断業務においても、担当技術者に資格等の取得を求めないケースがある
○ 令和5年度以降、直轄管理橋梁の点検・診断業務については、担当技術者にも一定の資格等の要件を定め、全ての橋梁において、資格の取得又は講習を受講した者が点検・診断を行う事とする
○ 直轄管理橋梁での義務化を通じ、資格等を有する技術者の裾野を拡大し、自治体管理橋梁でも有資格者により点検されるよう、環境整備を図る

発注者　（国道事務所等）

点検業務を委託

受注者（建設コンサルタント）

管理技術者
（点検業務の統括を行う者）

担当技術者
（点検業務の従事者）





管理技術者・担当技術者が点検・診断を実施

管理技術者には下記の資格を要件としている

【管理技術者資格の例】
技術士（建設部門）
博士号
土木学会認定技術者　　等

担当技術者の資格は総合評価で加点評価

令和5年度から、以下の資格等を担当技術者の要件とする

【担当技術者資格】
管理技術者に要求される資格
国土交通省登録資格
道路橋メンテナンス技術講習

資格等を有する点検技術者の裾野の拡大
自治体管理橋梁にも普及・拡大

点検受注者の知識や技能の確認について（情報提供）

国土交通省

「トンネル等の定期点検に当たっての留意事項」抜粋

（H31.3.29付け事務連絡　国道技術課課長補佐から各地整道管課長、地道課長あて）

4．受注者の知識や技能の確認については、「橋梁初級Ⅰ研修」と同等である「道路橋ﾒﾝﾃﾅﾝｽ技術講習」講習会合格者及び「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定」に基づく「国土交通省登録技術資格」を参考とすることができる。

具体的な仕様書記載例

【直轄の例】
橋梁診断業務の標準特記仕様書（案）　抜粋

2．担当技術者

1）本業務に従事する「担当技術者」は、次の何れかの資格等を満たさなければならない。なお、担当技術者は、次項3．で示す「橋梁診断員」を兼ねることができる。

①.技術士(総合技術監理部門ー建設、又は、建設部門)

②.博士（工学）（専門分野：橋梁に関する研究）

③.国土交通省登録技術者資格（※1）（施設分野：橋梁（鋼橋）ー業務：診断）、又は、（施設分野：橋梁（コンクリート橋）ー業務：診断）

※1：「国土交通省登録技術者資格」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

URL：ttp://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

【地方自治体の事例】
地方自治体における橋梁点検業務の特記仕様書から抜粋

（1）橋梁点検員

橋梁点検員は、点検作業班を総括し、安全管理に留意して、各作業員の行動を把握するとともに、点検補助員との連絡を密にして点検調査を実施する。橋梁点検員は損傷状況の把握を行うのに必要な以下の能力と実務経験を有するものとする。

（略）

オ　「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」に基づき技術者資格登録された資格のうち、橋梁（鋼橋）の点検業務及び橋梁（コンクリート橋）の点検業務を対象とした資格を有するものであること。

【別添３】
地方公共団体のみなさまへ

国土交通省登録資格を活用していただくために



国土交通省登録資格制度は、国や地方公共団体等が発注する公共工事に関する調査（点検・診断を含む）及び設計等の業務において、民間団体等が運営する資格の活用を図るものです。これにより、発注業務の品質向上と資格保有技術者の活躍の機会拡大等が期待されます。

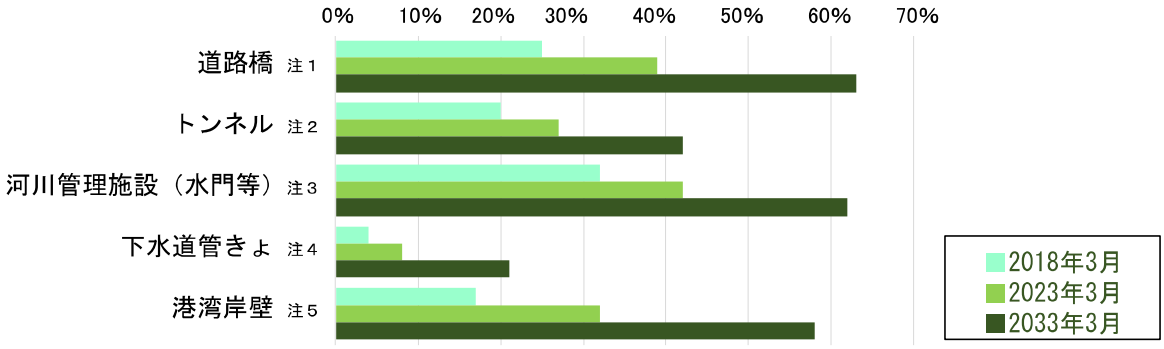
INDEX

１．国土交通省登録資格制度の背景
２．計画・調査・設計、維持管理分野での活用
３．389資格に延べ17万人の資格保有者
４．発注業務における登録資格の活用事例
５．国土交通省登録資格一覧

1 国土交通省登録資格制度の背景

我が国では、今後急速に老朽化する高度経済成長期に集中的に整備された社会資本ストックの維持管理・更新や技術者の減少等、社会資本の品質の確保について大きな課題を抱えており、これに的確に対応していくためには、その担い手を中長期的に育成し、将来にわたり確保することが強く求められています。

社会資本の老朽化の現状と将来予測
（建設後50年以上経過する社会資本の割合）



出典）国土交通省ホームページ「インフラメンテナンス情報」（平成26年度情報）より作成

注１　約73万橋（橋長２ｍ以上の橋）。建設年度不明橋梁の約23万橋については、割合の算出にあたり除いている。
注２　約１万１千本。建設年度不明トンネルの約400本については、割合の算出にあたり除いている。
注３　約１万施設、国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1,000施設を含む。（50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。）
注４　総延長：約47万ｋｍ。建設年度が不明な約2万ｋｍを含む。（30年以内に布設された管きょについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。）
注５　約５千施設（水深－4.5m以深）。建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。

このような状況を背景に、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）を根拠に、国土交通省登録資格制度が創設されました。

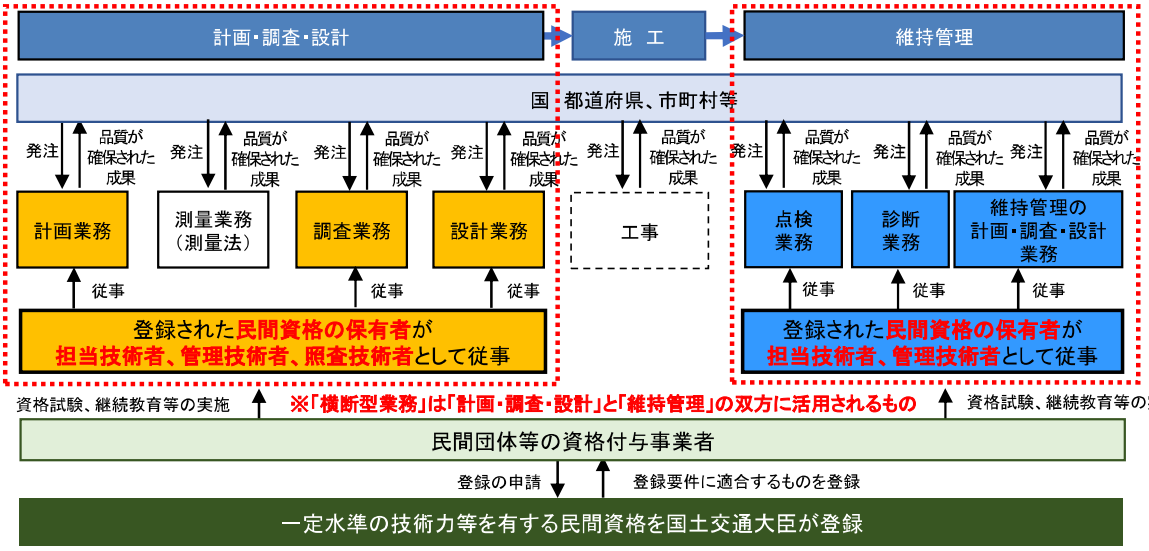
- 社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会：「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」を取りまとめ
  ⇒社会資本の点検・診断に関する資格制度の確立について提言（平成25年12月）
- 平成26年6月法改正「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」
  ⇒公共工事に関する調査及び設計の品質確保の観点から、資格等の評価のあり方等について検討、必要な措置を講ずることを規定

国土交通省登録資格制度を創設（平成２６年度）

⇒民間団体等が運営する資格を活用することで、社会資本の建設、維持管理を担える技術者を確保
⇒技術者の技術研鑽を促すことで、点検・診断及び設計の品質を確保

2 計画･調査･設計業務、点検･診断等業務での活用

民間団体等が運営する一定水準の技術力等を有する資格（「民間資格」という）について、申請に基づき審査を行い、国土交通大臣が「国土交通省登録資格」の登録簿に登録します。
国や地方公共団体等が発注する計画・調査・設計業務、点検・診断等業務、横断型業務において、担当技術者、管理技術者、照査技術者として登録された資格の保有者に従事していただくことにより、品質の確保が図られます。



各業務において、民間資格を活用できる施設分野が定められています。

【点検・診断等業務】

管理技術者　担当技術者　管理技術者と担当技術者

部門	土木機械設備	都市公園	河川	下水道	砂防			海岸	道路								港湾	空港
施設分野等 ＼ 業務	土木機械設備	公園施設（遊具）	堤防・河道	下水道管路施設	砂防設備	地すべり防止施設	急傾斜地崩壊防止施設	海岸堤防等	橋梁（鋼橋）	橋梁（コンクリート橋）	橋梁（鋼・コンクリート以外の橋）	トンネル	道路土工構造物（土工）	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	舗装	小規模附属物	港湾施設	空港施設
点　検		■	■	■	□	□	□	□	■	■	■	■	■	■	■	■	□	□
診　断	□	■	■	□	□	□	□	□	■	■	■	■	■	■	■	■	□	□
設　計（維持管理）																	□	□
計画策定（維持管理）																	□	

【計画・調査・設計業務】

管理/主任技術者　管理/主任技術者と担当技術者　管理技術者・照査技術者（両者に同様の知識・技術を求める）

部門	地質・土質		建設環境	地籍調査	建設電気通信	建設機械	土木機械設備	都市計画及び地方計画	造園	下水道	河川、砂防及び海岸・海洋						道路				港湾及び空港	
施設分野等 ＼ 業務	地質・土質	宅地防災	建設環境	地籍調査	電気施設・通信施設・制御処理システム	建設機械	土木機械設備	都市計画及び地方計画	都市公園等	下水道	河川・ダム	砂防	地すべり対策	急傾斜地崩壊等対策	海岸		道路	橋梁	トンネル	舗装	港湾（※）	空港
計　画		■			■	■	■	■	■		■	■	■	■	■		■	■	■	■	■	■
調　査	□	■	□	■	■	■	■	■	■		■	■	■	■	■	◎	■	■	■	■	■	■
設　計																					■	

【横断型業務】

管理/主任技術者

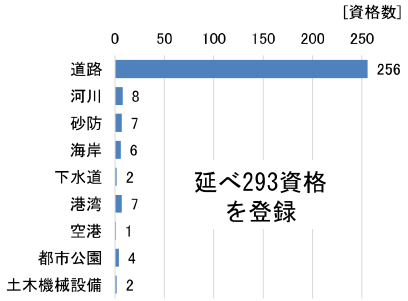
部門	－
業務 ＼	全施設
測量（ＵＡＶ測量）	□

※潜水作業を伴う調査の場合のみ、担当技術者にも知識・技術を求める

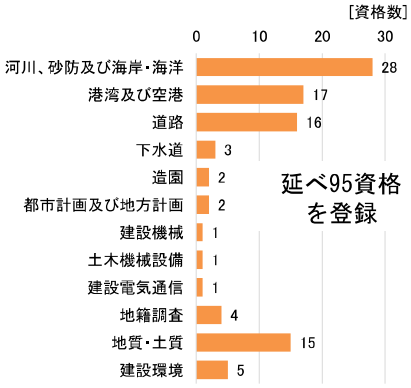
3 389資格に延べ17万人の資格保有者

令和６年２月までに、延べ389資格が登録されています。
具体的な資格付与事業者の団体名及び資格名は７～１４ページ、または国土交通省ホームページをご覧下さい。

点検・診断等業務の登録資格数



計画・調査・設計業務の登録資格数



横断型業務の登録資格数



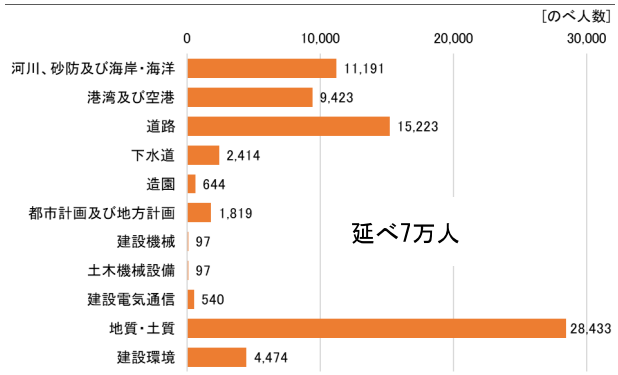
出典）国土交通省データ
備考）令和6年2月時点の登録状況。同一の資格名で複数登録しているものがあるため、重複を除いた資格名では52団体136資格名称となる。

点検・診断等業務に延べ10万人、計画・調査・設計業務に延べ7万人の資格保有者が全国で活躍しています。

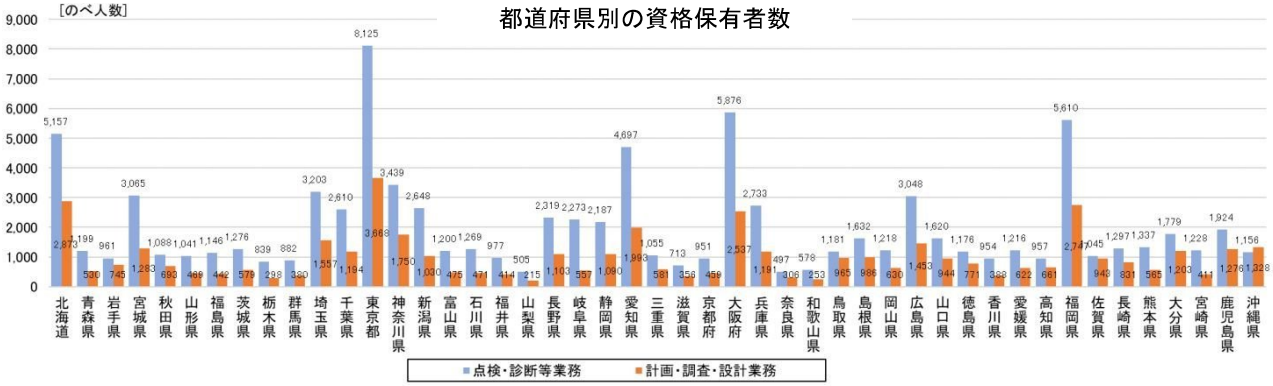
点検・診断等業務の資格保有者数



計画・調査・設計業務の資格保有者数



都道府県別の資格保有者数



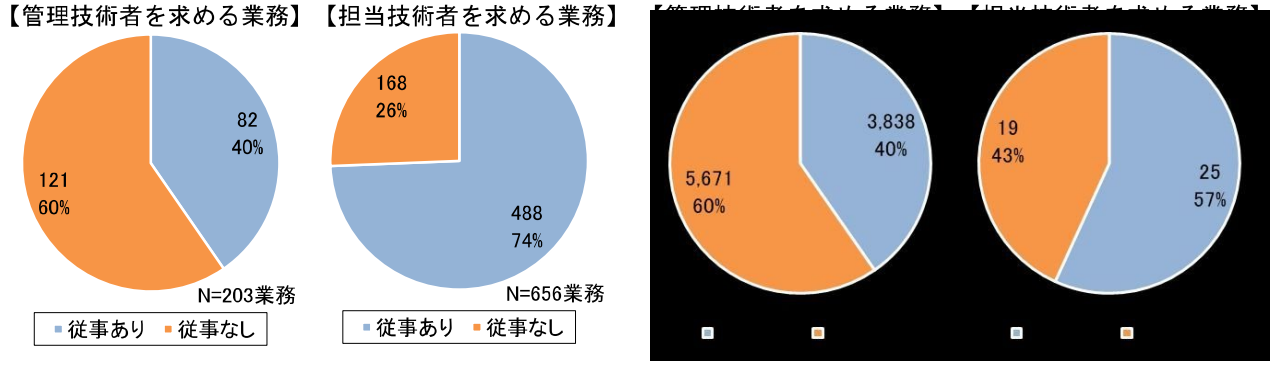
出典）国土交通省データ
資格付与事業者に対するアンケート調査結果（令和5年3月31日現在）
備考）令和4年度までに登録資格となった民間資格の資格付与事業者49団体128資格名を対象に調査し、回答のあったものを集計した。
同一資格名で複数の部門や施設分野に登録している資格があるため、それぞれの登録者数は延べ人数である。
資格保有者数は、資格付与事業者が実施する資格付与試験に合格し、資格付与事業者が整理している有資格者名簿に記載している者を指す。

4 発注業務における登録資格の活用事例

点検・診断等業務では、管理技術者を求めている業務の４割、担当技術者を求めている業務の７割で登録資格保有者が従事している。
計画・調査・設計業務では、管理技術者を求めている業務の４割、担当技術者を求めている業務の６割で登録資格保有者が従事している。

点検・診断等業務
登録資格保有者の従事状況

計画・調査・設計等業務
登録資格保有者の従事状況



出典）テクリスデータ（国土交通省直轄）より分析。
備考）令和４年度発注業務で、テクリスに登録された業務の記載事項より計画・調査・設計業務に該当するものを抽出。該当する業務に従事した技術者の保有資格については、テクリスの技術者データより取得した。管理技術者を求める業務については、該当する業務の管理技術者が登録資格を保有している場合に「従事あり」とした。担当技術者が管理技術者を求める登録資格を保有していても「従事あり」にはしていない。担当技術者を求める業務については、該当する業務の担当技術者が登録資格を保有している場合に「従事あり」とした。管理技術者が管理技術者を求める登録資格を保有していても「従事あり」にはしていない。

国土交通省発注業務の入札（総合評価落札方式等）では、予定管理技術者の要件として「国土交通省登録技術者資格」が位置づけられています。
発注業務の応募要件として、次のような記載例を参考に活用してください。

予定管理技術者については、下記に示す条件を満たす者であること。
①技術士
　博士（※研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）
②国土交通省登録技術者資格
③上記以外のもの（国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの）

出典）「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（令和5年3月一部改定）
https://www.mlit.go.jp/tec/content/001598728.pdf

国土交通省発注業務の入札（総合評価落札方式等）では、技術力の評価において、登録資格を有する技術者を配置する場合に加点評価しています。
発注業務の応募者の技術力の評価にあたっては、次のような評価例を参考に活用してください。

○管理技術者の評価（例）

①国家資格・技術士	３点
②国土交通省登録資格	２点
③上記以外の民間資格	１点

○担当技術者の評価（例）

①国家資格・技術士 ②国土交通省登録資格	２点
③上記以外の民間資格	１点

出典）「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（令和5年3月一部改定）
https://www.mlit.go.jp/tec/content/001598728.pdf

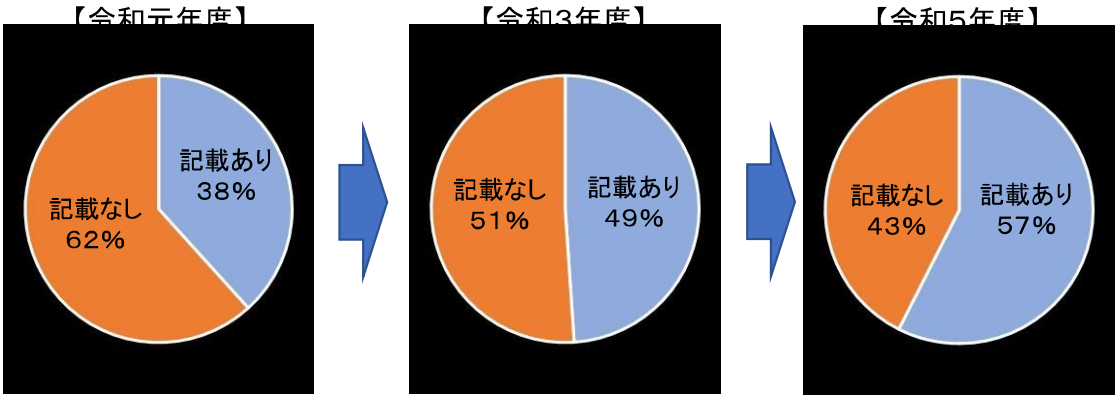
国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）においては、管理技術者、照査技術者の要件として「国土交通省登録技術者資格」が位置づけられています。

第1107条　管理技術者
１．（略）
２．（略）
３．管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等ー業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャー（以下、ＲＣＣＭという）※ 、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者、１級土木技術者）※等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外

第1108 条 照査技術者及び照査の実施
１．（略）
２．設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。
（１）受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
（２）照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等ー業務）は特記仕様書による）、ＲＣＣＭ（業務に該当する登録技術部門）※、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は１級土木技術者）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。
※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外

都道府県の土木設計業務等共通仕様書に「国土交通省登録技術者資格」が記載されている割合は全体の５７％となっています。

＜都道府県の土木設計業務等共通仕様書に「国土交通省登録技術者資格」の記載の有無＞



出典）各都道府県のホームページを調べ

6

5 国土交通省登録資格一覧

国や地方公共団体等が発注する業務において活用できる国土交通省登録資格は次のとおりです。（令和６年２月までに登録された389資格）

管理：管理技術者を対象に適用
担当：担当技術者を対象に適用
管理/主任：管理技術者又は主任技術者を対象に適用
管理・照査：管理技術者及び照査技術者を対象に適用
（ ）内の数字は登録番号
各施設分野での並び順は、資格付与事業者名の50音順

● 登録資格を適用できる業務

（一）点検・診断等（維持管理）業務に活用できる登録資格（その１）

部門	施設分野		資格名	資格付与事業者名	対応する業務 及び 知識・技術を求める者	
					点検	診断
土木機械設備	土木機械設備	1	ＲＣＣＭ（機械）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会		●管理(51)
		2	１級ポンプ施設管理技術者	一般社団法人 河川ポンプ施設技術協会		●管理(52)
都市公園	公園施設（遊具）	1	公園施設点検管理士	一般社団法人 日本公園施設業協会	●管理(53)	●管理(55)
		2	公園施設点検技士	一般社団法人 日本公園施設業協会	●担当(54)	●担当(56)
河川	堤防・河道	1	河川技術者資格（河川維持管理技術者）	一般財団法人 河川技術者教育振興機構		●管理(212)
		2	河川技術者資格（河川点検士）	一般財団法人 河川技術者教育振興機構		●担当(214)
		3	ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理・担当(213)	●管理・担当(215)
		4	上級土木技術者（流域・都市）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●管理(329)	
		5	上級土木技術者（河川・流域）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●管理(330)	
		6	１級土木技術者（流域・都市）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●担当(331)	
		7	１級土木技術者（河川・流域）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●担当(332)	
下水道	下水道管路施設	1	下水道管路管理専門技士調査部門	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	●担当(57)	
		2	下水道管路管理主任技士	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	●管理(162)	
砂防	砂防設備	1	ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理(1)	
		2	砂防・急傾斜管理技術者	公益社団法人 砂防学会	●管理(58)	
	地すべり防止施設	1	ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理(2)	
		2	地すべり防止工事士	一般社団法人 斜面防災対策技術協会	●管理(3)	
	急傾斜地崩壊防止施設	1	ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理(4)	
		2	砂防・急傾斜管理技術者	公益社団法人 砂防学会	●管理(60)	
		3	地すべり防止工事士	一般社団法人 斜面防災対策技術協会	●管理(59)	
海岸	海岸堤防等	1	海洋・港湾構造物維持管理士	一般財団法人 沿岸技術研究センター	●管理(5)	
		2	ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理(6)	
		3	上級土木技術者（流域・都市）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●管理(7)	
		4	上級土木技術者（海岸・海洋）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●管理(8)	
		5	１級土木技術者（海岸・海洋）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●管理(163)	
		6	１級土木技術者（流域・都市）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●管理(164)	

（一）点検・診断等（維持管理）業務に活用できる登録資格（その２）

部門	施設分野		資格名	資格付与事業者名	対応する業務 及び 知識・技術を求める者	
					点検	診断
道路	橋梁（鋼橋）	1	橋梁ＡＭ点検士（道路部門）	公益財団法人 青森県建設技術センター	● 担当(321)	● 担当(322)
		2	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人 愛媛大学	● 担当(168)	● 担当(175)
		3	道路橋点検士	一般財団法人 橋梁調査会	● 担当(9)	
		4	道路橋点検士補	一般財団法人 橋梁調査会	● 担当(67)	
		5	ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 担当(10)	● 担当(20)
		6	高速道路点検士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	● 担当(216)	
		7	高速道路点検診断士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	● 担当(217)	● 担当(219)
		8	橋梁点検技術者	独立行政法人 国立高等専門学校機構	● 担当(170)	
		9	橋梁診断技術者	独立行政法人 国立高等専門学校機構		● 担当(336)
		10	都市道路点検診断士	一般財団法人 首都高速道路技術センター	● 担当(171)	● 担当(177)
		11	土木設計技士	職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会	● 担当(68)	
		12	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人 東海国立大学機構（岐阜大学）	● 担当(66)	● 担当(73)
		13	橋梁点検士	国立大学法人 東海国立大学機構（名古屋大学）	● 担当(64)	
		14	橋梁診断士	国立大学法人 東海国立大学機構（名古屋大学）		● 担当(174)
		15	上級土木技術者（橋梁）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 担当(15)	● 担当(22)
		16	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＡ	公益社団法人 土木学会	● 担当(165)	● 担当(172)
		17	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 担当(167)	● 担当(173)
		18	上級土木技術者（メンテナンス）コースＡ	公益社団法人 土木学会	● 担当(333)	● 担当(337)
		19	１級土木技術者（橋梁）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 担当(16)	
		20	１級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＡ	公益社団法人 土木学会	● 担当(166)	
		21	１級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 担当(218)	
		22	１級土木技術者（メンテナンス）コースＡ	公益社団法人 土木学会	● 担当(334)	
		23	道守コース	国立大学法人 長崎大学	● 担当(18)	● 担当(24)
		24	特定道守コース	国立大学法人 長崎大学	● 担当(17)	
		25	特定道守（鋼構造）コース	国立大学法人 長崎大学		● 担当(23)
		26	道守補コース	国立大学法人 長崎大学	● 担当(19)	
		27	土木鋼構造診断士	一般社団法人 日本鋼構造協会	● 担当(13)	● 担当(21)
		28	土木鋼構造診断士補	一般社団法人 日本鋼構造協会	● 担当(14)	
		29	一級構造物診断士	一般社団法人 日本構造物診断技術協会	● 担当(11)	● 担当(69)
		30	二級構造物診断士	一般社団法人 日本構造物診断技術協会	● 担当(12)	
		31	コンクリート診断士	公益社団法人 日本コンクリート工学会	● 担当(61)	● 担当(70)
		32	インフラ調査士 橋梁(鋼橋)	一般社団法人 日本非破壊検査工業会	● 担当(65)	
		33	主任点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	● 担当(62)	● 担当(71)
		34	点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	● 担当(63)	● 担当(72)
		35	ふくしまＭＥ（基礎）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	● 担当(252)	
		36	ふくしまＭＥ（保全）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	● 担当(289)	● 担当(290)
		37	木橋・総合診断士	一般社団法人 木橋技術協会	● 担当(335)	● 担当(338)
		38	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	国立大学法人 山口大学	● 担当(169)	● 担当(176)
		39	構造物の補修・補強技士	一般社団法人 リペア会	● 担当(253)	● 担当(255)
		40	ブリッジインスペクター	琉球大学工学部附属地域創生研究センター	● 担当(254)	

（一）点検・診断等（維持管理）業務に活用できる登録資格（その３）

部門	施設分野		資格名	資格付与事業者名	対応する業務 及び 知識・技術を求める者	
					点検	診断
道路	橋梁（コンクリート橋）	1	橋梁ＡＭ点検士（道路部門）	公益財団法人 青森県建設技術センター	●担当(323)	●担当(324)
		2	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人 愛媛大学	●担当(181)	●担当(188)
		3	道路橋点検士	一般財団法人 橋梁調査会	●担当(25)	
		4	道路橋点検士補	一般財団法人 橋梁調査会	●担当(79)	
		5	ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●担当(26)	●担当(37)
		6	高速道路点検士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	●担当(220)	
		7	高速道路点検診断士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	●担当(221)	●担当(224)
		8	建造物保全技術者	一般社団法人 国際建造物保全技術協会	●担当(222)	
		9	建造物保全上級技術者	一般社団法人 国際建造物保全技術協会		●担当(225)
		10	橋梁点検技術者	独立行政法人 国立高等専門学校機構	●担当(183)	
		11	橋梁診断技術者	独立行政法人 国立高等専門学校機構		●担当(342)
		12	都市道路点検診断士	一般財団法人 首都高速道路技術センター	●担当(184)	●担当(190)
		13	土木設計技士	職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会	●担当(80)	
		14	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人 東海国立大学機構（岐阜大学）	●担当(78)	●担当(85)
		15	橋梁点検士	国立大学法人 東海国立大学機構（名古屋大学）	●担当(76)	
		16	橋梁診断士	国立大学法人 東海国立大学機構（名古屋大学）		●担当(187)
		17	上級土木技術者（橋梁）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●担当(31)	●担当(39)
		18	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●担当(178)	●担当(185)
		19	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●担当(180)	●担当(186)
		20	上級土木技術者（メンテナンス）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●担当(339)	●担当(343)
		21	１級土木技術者（橋梁）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●担当(32)	
		22	１級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●担当(179)	
		23	１級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●担当(223)	
		24	１級土木技術者（メンテナンス）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●担当(340)	
		25	道守コース	国立大学法人 長崎大学	●担当(35)	●担当(41)
		26	特定道守コース	国立大学法人 長崎大学	●担当(34)	
		27	特定道守（コンクリート構造）コース	国立大学法人 長崎大学		●担当(40)
		28	道守補コース	国立大学法人 長崎大学	●担当(36)	
		29	土木鋼構造診断士	一般社団法人 日本鋼構造協会	●担当(259)	●担当(262)
		30	土木鋼構造診断士補	一般社団法人 日本鋼構造協会	●担当(260)	
		31	一級構造物診断士	一般社団法人 日本構造物診断技術協会	●担当(27)	●担当(81)
		32	二級構造物診断士	一般社団法人 日本構造物診断技術協会	●担当(28)	
		33	コンクリート診断士	公益社団法人 日本コンクリート工学会	●担当(33)	●担当(82)
		34	インフラ調査士橋梁（コンクリート橋）	一般社団法人 日本非破壊検査工業会	●担当(77)	
		35	主任点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	●担当(74)	●担当(83)
		36	点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	●担当(75)	●担当(84)
		37	ふくしまＭＥ（基礎）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	●担当(256)	
		38	ふくしまＭＥ（保全）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	●担当(291)	●担当(292)
		39	コンクリート構造診断士	公益社団法人 プレストレストコンクリート工学会	●担当(29)	●担当(31)
		40	プレストレストコンクリート技士	公益社団法人 プレストレストコンクリート工学会	●担当(30)	
		41	木橋・総合診断士	一般社団法人 木橋技術協会	●担当(341)	●担当(344)
		42	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	国立大学法人 山口大学	●担当(182)	●担当(189)
		43	構造物の補修・補強技士	一般社団法人 リペア会	●担当(257)	●担当(261)
		44	ブリッジインスペクター	琉球大学工学部附属地域創生研究センター	●担当(258)	
	橋梁（鋼・コンクリート以外の橋）	1	木橋・総合診断士	一般社団法人 木橋技術協会	●担当(345)	●担当(346)
		2	木橋診断士	一般社団法人 木橋技術協会	●担当(367)	●担当(368)

（一）点検・診断等（維持管理）業務に活用できる登録資格（その４）

部門	施設分野		資格名	資格付与事業者名	対応する業務 及び 知識・技術を求める者	
					点検	診断
道路	トンネル	1	上級土木技術者（トンネル・地下）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●担当(86)	●担当(94)
		2	１級土木技術者（トンネル・地下）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●担当(87)	
		3	上級土木技術者（メンテナンス）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●担当(347)	●担当(349)
		4	１級土木技術者（メンテナンス）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●担当(348)	
		5	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人 愛媛大学	●担当(192)	●担当(196)
		6	ＲＣＣＭ（トンネル）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●担当(42)	●担当(46)
		7	高速道路点検士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	●担当(226)	
		8	高速道路点検診断士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	●担当(227)	●担当(228)
		9	建造物保全技術者（トンネル）	一般社団法人 国際建造物保全技術協会	●担当(354)	
		10	建造物保全上級技術者（トンネル）	一般社団法人 国際建造物保全技術協会		●担当(355)
		11	都市道路点検診断士	一般財団法人 首都高速道路技術センター	●担当(194)	●担当(198)
		12	土木設計技士	職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会	●担当(93)	
		13	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人 東海国立大学機構（岐阜大学）	●担当(92)	●担当(98)
		14	道守コース	国立大学法人 長崎大学	●担当(44)	
		15	道守（トンネル）	国立大学法人 長崎大学		●担当(326)
		16	特定道守コース	国立大学法人 長崎大学	●担当(43)	
		17	特定道守（トンネル）	国立大学法人 長崎大学		●担当(325)
		18	道守補コース	国立大学法人 長崎大学	●担当(45)	
		19	コンクリート診断士	公益社団法人 日本コンクリート工学会	●担当(88)	●担当(95)
		20	インフラ調査士 トンネル	一般社団法人 日本非破壊検査工業会	●担当(91)	
		21	主任点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	●担当(89)	●担当(96)
		22	点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	●担当(90)	●担当(97)
		23	ふくしまＭＥ（基礎）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	●担当(263)	
		24	ふくしまＭＥ（防災）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	●担当(293)	●担当(294)
		25	コンクリート構造診断士	公益社団法人 プレストレストコンクリート工学会	●担当(191)	●担当(195)
		26	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	国立大学法人 山口大学	●担当(193)	●担当(197)
	道路土工構造物（土工）	1	ＲＣＣＭ（道路）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●担当(268)	●担当(275)
		2	ＲＣＣＭ（地質）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●担当(269)	●担当(276)
		3	ＲＣＣＭ（土質及び基礎）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●担当(270)	●担当(277)
		4	ＲＣＣＭ（施工計画、施工設備及び積算）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●担当(240)	
		5	高速道路点検士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	●担当(369)	
		6	高速道路点検診断士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	●担当(370)	●担当(371)
		7	都市道路点検診断士	一般財団法人 首都高速道路技術センター	●担当(356)	●担当(357)
		8	のり面施工管理技術者資格	一般社団法人 全国特定法面保護協会	●担当(264)	●担当(272)
		9	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人 東海国立大学機構（岐阜大学）	●担当(295)	●担当(302)
		10	上級土木技術者（地盤・基礎）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●担当(296)	●担当(303)
		11	上級土木技術者（地盤・基礎）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●担当(297)	●担当(304)
		12	１級土木技術者（地盤・基礎）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●担当(298)	
		13	１級土木技術者（地盤・基礎）コースB	公益社団法人 土木学会	●担当(299)	
		14	グラウンドアンカー施工士	一般社団法人 日本アンカー協会	●担当(300)	●担当(305)
		15	主任点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	●担当(266)	●担当(273)
		16	点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	●担当(267)	●担当(274)
		17	ふくしまＭＥ（基礎）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	●担当(265)	
		18	ふくしまＭＥ（防災）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	●担当(301)	●担当(306)

（一）点検・診断等（維持管理）業務に活用できる登録資格（その５）

部門	施設分野		資格名	資格付与事業者名	対応する業務 及び 知識・技術を求める者	
					点検	診断
道路	道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	1	ＲＣＣＭ（道路）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●担当(280)	●担当(284)
		2	ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●担当(281)	●担当(285)
		3	都市道路点検診断士	一般財団法人 首都高速道路技術センター	●担当(358)	●担当(359)
		4	高速道路点検士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	●担当(372)	
		5	高速道路点検診断士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	●担当(373)	●担当(374)
		6	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●担当(307)	●担当(312)
		7	上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●担当(308)	●担当(313)
		8	１級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●担当(309)	
		9	１級土木技術者（鋼・コンクリート）コースB	公益社団法人 土木学会	●担当(310)	
		10	コンクリート診断士	公益社団法人 日本コンクリート工学会	●担当(279)	●担当(283)
		11	ふくしまＭＥ（防災）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	●担当(311)	●担当(314)
		12	コンクリート構造診断士	公益社団法人 プレストレストコンクリート工学会	●担当(278)	●担当(282)
	舗装	1	ＲＣＣＭ（道路）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●担当(233)	●担当(237)
		2	都市道路点検診断士	一般財団法人 首都高速道路技術センター	●担当(360)	●担当(361)
		3	高速道路点検士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	●担当(375)	
		4	高速道路点検診断士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	●担当(376)	●担当(377)
		5	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人 東海国立大学機構（岐阜大学）	●担当(315)	●担当(317)
		6	舗装診断士	一般社団法人 日本道路建設業協会	●担当(232)	●担当(236)
		7	インフラ調査士付帯施設	一般社団法人 日本非破壊検査工業会	●担当(229)	
		8	主任点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	●担当(230)	●担当(234)
		9	点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	●担当(231)	●担当(235)
		10	ふくしまＭＥ（基礎）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	●担当(286)	
		11	ふくしまＭＥ（保全）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	●担当(316)	●担当(318)
	小規模附属物	1	ＲＣＣＭ（施工計画、施工設備及び積算）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●担当(241)	●担当(244)
		2	都市道路点検診断士	一般財団法人 首都高速道路技術センター	●担当(362)	●担当(363)
		3	高速道路点検士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	●担当(378)	
		4	高速道路点検診断士（土木）	公益財団法人 高速道路調査会	●担当(379)	●担当(382)
		5	高速道路点検士（施設）	公益財団法人 高速道路調査会	●担当(380)	
		6	高速道路点検診断士（施設）	公益財団法人 高速道路調査会	●担当(381)	●担当(383)
		7	道路標識点検診断士	一般社団法人 全国道路標識・標示業協会	●担当(287)	●担当(288)
		8	インフラ調査士付帯施設	一般社団法人 日本非破壊検査工業会	●担当(238)	
		9	主任点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	●担当(239)	●担当(242)
		10	点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所	●担当(240)	●担当(243)

部門	施設分野		資格名	資格付与事業者名	対応する業務 及び 知識・技術を求める者			
					点検	診断	計画策定（維持管理）	設計（維持管理）
港湾	港湾施設	1	海洋・港湾構造物維持管理士	一般財団法人 沿岸技術研究センター	●管理(48)		●管理(47)	●管理(49)
		2	海洋・港湾構造物設計士	一般財団法人 沿岸技術研究センター				●管理(50)
		3	ＲＣＣＭ（港湾及び空港）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理(245)		●管理(246)	●管理(247)

部門	施設分野		資格名	資格付与事業者名	対応する業務 及び 知識・技術を求める者	
					点検	診断
空港	空港施設	1	空港土木施設点検評価技士	一般財団法人 港湾空港総合技術センター	●管理(99)	

（二）計画・調査・設計業務に活用できる登録資格（その１）

部門	施設分野		資格名	資格付与事業者名	対応する業務 及び 知識・技術を求める者		
					計画	調査	設計
地質・土質	地質・土質	1	港湾海洋調査士（土質・地質調査部門）	一般社団法人 海洋調査協会		●管理/主任(107)	
		2	ＲＣＣＭ（地質）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会		●管理/主任(105)	
		3	ＲＣＣＭ（土質及び基礎）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会		●管理/主任(106)	
		4	地すべり防止工事士	一般社団法人 斜面防災対策技術協会		●管理/主任(108)	
		5	地質調査技士資格（現場技術・管理部門）	一般社団法人 全国地質調査業協会連合会		●管理/主任(100)	
		6	地質調査技士資格（現場調査部門）	一般社団法人 全国地質調査業協会連合会		●管理/主任(101)	
		7	地質調査技士資格（土壌・地下水汚染部門）	一般社団法人 全国地質調査業協会連合会		●管理/主任(102)	
		8	応用地形判読士資格（応用地形判読士）	一般社団法人 全国地質調査業協会連合会		●管理/主任(103)	
		9	応用地形判読士資格（応用地形判読士補）	一般社団法人 全国地質調査業協会連合会		●管理/主任(104)	
		10	土壌環境監理士	一般社団法人 土壌環境センター		●管理/主任(350)	
		11	上級土木技術者（地盤・基礎）コースＡ	公益社団法人 土木学会		●管理/主任(199)	
		12	上級土木技術者（地盤・基礎）コースＢ	公益社団法人 土木学会		●管理/主任(201)	
		13	１級土木技術者（地盤・基礎）コースＡ	公益社団法人 土木学会		●管理/主任(200)	
		14	１級土木技術者（地盤・基礎）コースＢ	公益社団法人 土木学会		●管理/主任(248)	
	宅地防災	1	地盤品質判定士	地盤品質判定士協議会	●管理・照査(249)		
建設環境	建設環境	1	ＲＣＣＭ（建設環境）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会		●管理(109)	
		2	環境アセスメント士認定資格	一般社団法人 日本環境アセスメント協会		●管理(110)	
		3	１級ビオトープ施工管理士	公益財団法人 日本生態系協会		●管理(250)	
		4	１級ビオトープ計画管理士	公益財団法人 日本生態系協会		●管理(251)	
		5	自然再生士	一般財団法人 日本緑化センター		●管理(319)	
地籍調査	地籍調査	1	地籍総合技術監理者資格	一般社団法人 日本国土調査測量協会		●管理/主任(384)	
		2	地籍調査管理技術者資格	一般社団法人 日本国土調査測量協会		●管理/主任(385)	
		3	地籍工程管理士資格	公益社団法人 全国国土調査協会		●管理/主任(386)	
		4	地籍主任調査員資格（地籍調査部門）	公益社団法人 全国国土調査協会		●担当(387)	
建設電気通信	電気施設・通信施設・制御処理システム	1	ＲＣＣＭ（電気電子）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理・照査(111)		
機械設備	建設機械	1	ＲＣＣＭ（機械）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理・照査(112)		
土木機械設備	土木機械設備	1	ＲＣＣＭ（機械）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理・照査(113)		
都市計画及び地方計画	都市計画及び地方計画	1	ＲＣＣＭ（都市計画及び地方計画）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理・照査(114)		
		2	認定都市プランナー	一般社団法人 都市計画コンサルタント協会	●管理・照査(327)		
造園	都市公園等	1	ＲＣＣＭ（造園）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理・照査(116)		
		2	登録ランドスケープアーキテクト	一般社団法人 ランドスケープコンサルタンツ協会	●管理・照査(115)		
河川	河川・ダム	1	ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理・照査(117)		
		2	上級土木技術者（流域・都市）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●管理・照査(351)		
		3	上級土木技術者（河川・流域）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●管理・照査(118)		
		4	１級土木技術者（流域・都市）コースＡ	公益社団法人 土木学会	●管理・照査(352)		
		5	１級土木技術者（河川・流域）コースＢ	公益社団法人 土木学会	●管理・照査(202)		
砂防	砂防	1	ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理・照査(120)		
		2	砂防・急傾斜管理技術者	公益社団法人 砂防学会	●管理・照査(121)		
	地すべり対策	1	ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理・照査(122)		
		2	地すべり防止工事士	一般社団法人 斜面防災対策技術協会	●管理・照査(123)		
	急傾斜地崩壊等対策	1	ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●管理・照査(124)		
		2	砂防・急傾斜管理技術者	公益社団法人 砂防学会	●管理・照査(126)		
		3	地すべり防止工事士	一般社団法人 斜面防災対策技術協会	●管理・照査(125)		

（二）計画・調査・設計業務に活用できる登録資格（その２）

部門	施設分野		資格名	資格付与事業者名	対応する業務 及び 知識・技術を求める者		
					計画	調査	設計
下水道	下水道	1	ＲＣＣＭ （下水道）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 管理(119)		
		2	管更生技士 （下水道）	一般社団法人 日本管更生技術協会	● 管理(353)		
		3	下水道管路管理総合技士	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	● 管理(364)		
海岸	海岸	1	海洋・港湾構造物設計士	一般財団法人 沿岸技術研究センター	● 管理・照査(130)		
		2	ＲＣＣＭ （河川、砂防及び海岸・海洋）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 管理・照査(127)		
						● 管理・照査(131)	
		3	上級土木技術者 （流域・都市）コースＡ	公益社団法人 土木学会	● 管理・照査(128)		
						● 管理・照査(132)	
		4	上級土木技術者 （海岸・海洋）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 管理・照査(129)		
						● 管理・照査(133)	
		5	１級土木技術者 （流域・都市）コースＡ	公益社団法人 土木学会	● 管理・照査(203)		
						● 管理・照査(205)	
		6	１級土木技術者 （海岸・海洋）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 管理・照査(204)		
						● 管理・照査(206)	
		7	港湾海洋調査士 （深浅測量部門）	一般社団法人 海洋調査協会		● 管理・照査(134)	
		8	港湾海洋調査士 （危険物探査部門）	一般社団法人 海洋調査協会		● 管理・照査(135)	
		9	港湾海洋調査士 （気象・海象調査部門）	一般社団法人 海洋調査協会		● 管理・照査(136)	
		10	港湾海洋調査士 （土質・地質調査部門）	一般社団法人 海洋調査協会		● 管理・照査(137)	
		11	港湾海洋調査士 （環境調査部門）	一般社団法人 海洋調査協会		● 管理・照査(138)	
道路	道路	1	ＲＣＣＭ （道路）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 管理・照査(139)		
		2	交通工学研究会認定TOE	一般社団法人 交通工学研究会	● 管理・照査(141)		
		3	上級土木技術者 （交通）コースＡ	公益社団法人 土木学会	● 管理・照査(140)		
		4	上級土木技術者 （交通）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 管理・照査(208)		
		5	１級土木技術者 （交通）コースＡ	公益社団法人 土木学会	● 管理・照査(207)		
		6	１級土木技術者 （交通）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 管理・照査(209)		
	橋梁	1	ＲＣＣＭ （鋼構造及びコンクリート）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 管理・照査(142)		
		2	ＲＣＣＭ （土質及び基礎）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 管理・照査(143)		
		3	建造物保全監理士 （橋梁）	一般社団法人 国際建造物保全技術協会	● 管理・照査(365)		
		4	上級土木技術者 （橋梁）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 管理・照査(144)		
		5	１級土木技術者 （橋梁）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 管理・照査(210)		
	トンネル	1	ＲＣＣＭ （トンネル）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 管理・照査(145)		
		2	建造物保全監理士（トンネル）	一般社団法人 国際建造物保全技術協会	● 管理・照査(366)		
		3	上級土木技術者 （トンネル・地下）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 管理・照査(146)		
		4	１級土木技術者 （トンネル・地下）コースＢ	公益社団法人 土木学会	● 管理・照査(211)		
	舗装	1	舗装診断士	一般社団法人 日本道路建設業協会	● 管理・照査(388)		

（二）計画・調査・設計業務に活用できる登録資格（その３）

部門	施設分野		資格名	資格付与事業者名	対応する業務 及び 知識・技術を求める者		
					計画	調査	設計
港湾	港湾（計画・調査全般）	1	港湾海洋調査士（総合部門）	一般社団法人 海洋調査協会	●全般 管理・照査(328)		
		2	ＲＣＣＭ（港湾及び空港）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	●全般 管理・照査(147)		
	港湾（深浅測量・水路測量）	1	１級水路測量技術（沿岸）	一般財団法人 日本水路協会	●深浅測量・水路測量 管理・照査(148)		
		2	１級水路測量技術（港湾）	一般財団法人 日本水路協会	●深浅測量・水路測量 管理・照査(149)		
		3	港湾海洋調査士（深浅測量部門）	一般社団法人 海洋調査協会	●深浅測量・水路測量 管理・照査(150)		
	港湾（磁気探査）	1	港湾海洋調査士（危険物探査部門）	一般社団法人 海洋調査協会	●磁気探査 管理・照査(151)		
	港湾（潜水探査）	1	港湾海洋調査士（危険物探査部門）	一般社団法人 海洋調査協会	●潜水探査 管理・照査(152)		
	港湾（気象・海象調査）	1	港湾海洋調査士（気象・海象調査部門）	一般社団法人 海洋調査協会	●気象・海象調査 管理・照査(153)		
	港湾（海洋地質・土質調査）	1	港湾海洋調査士（土質・地質調査部門）	一般社団法人 海洋調査協会	●海洋地質・土質調査 管理・照査(154)		
	港湾（海洋環境調査）	1	港湾海洋調査士（環境調査部門）	一般社団法人 海洋調査協会	●海洋環境調査 管理・照査(155)		
	港湾（潜水）	1	特別港湾潜水技士	一般社団法人 日本潜水協会		●潜水 担当(320)	
		2	港湾潜水技士１級	一般社団法人 日本潜水協会		●潜水 担当(156)	
		3	港湾潜水技士２級	一般社団法人 日本潜水協会		●潜水 担当(157)	
		4	港湾潜水技士３級	一般社団法人 日本潜水協会		●潜水 担当(158)	
	港湾（設計）	1	海洋・港湾構造物設計士	一般財団法人 沿岸技術研究センター			● 管理・照査(160)
		2	ＲＣＣＭ（港湾及び空港）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会			● 管理・照査(159)
空港	空港	1	ＲＣＣＭ（港湾及び空港）	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会	● 管理・照査(161)		

（三）横断型業務に活用できる登録資格

部門	施設分野		資格名	資格付与事業者名	対応する業務 及び 知識・技術を求める者	
ー	全施設	1	ドローン測量管理士	一般社団法人 ドローン測量教育研究機構	測量（UAV）	● 管理/主任(389)

国土交通省登録資格制度については、国土交通省ホームページをご覧下さい。

URL https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html　国交省　登録資格　検索

問合せ先

国土交通省　大臣官房　技術調査課
TEL：０３－５２５３－８２２０（直通）
国土交通省　大臣官房　公共事業調査室
TEL：０３－５２５３－８２５８（直通）

2024.4 版

資料7

道路橋の点検・修繕に係る研修

橋梁初級Ⅰ研修

道路橋の**定期点検**に関する研修

＜省令に適合する知識と技能を有する者＞

◆省令に定義される知識と技能を有する者が少なくとも必要とする知識と技能を取得 （診断所見を書くことに特化）

● 現地実習及び試験あり

橋梁初級Ⅱ研修

道路橋の**措置（修繕など）**に関する研修

＜道路管理実務者全般＞

◆適切に構造物の状態や原因を評価し，また，技術を評価・適用するための要点を概観

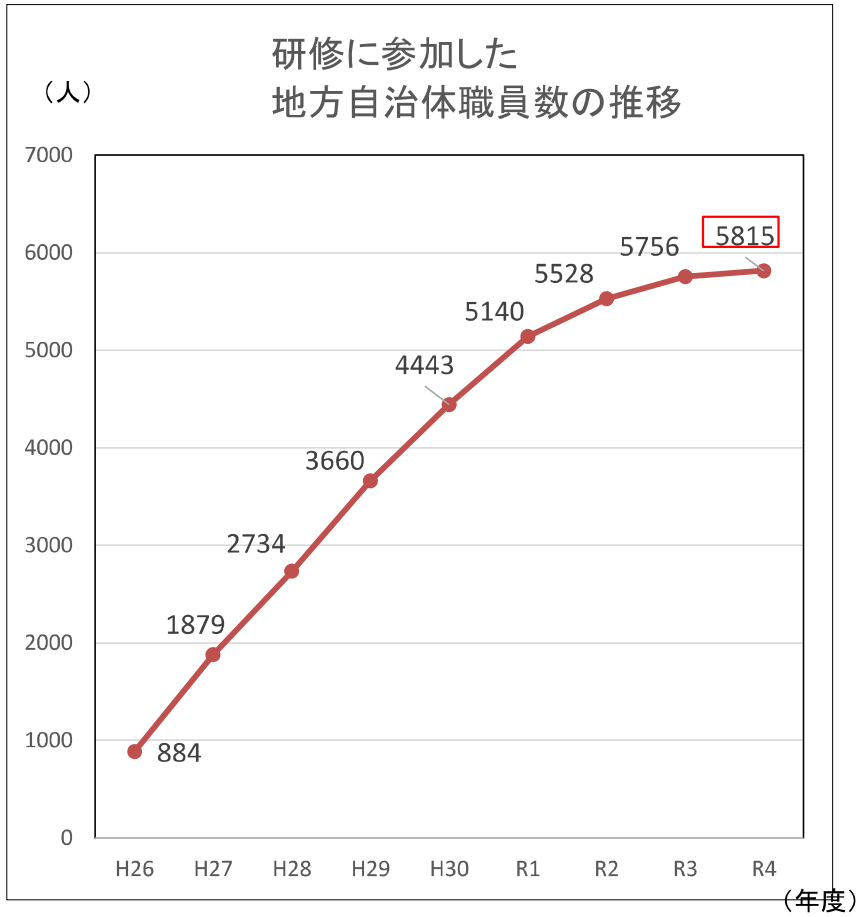
●道路橋示方書や定期点検要領（措置）について，骨子や趣旨を概観

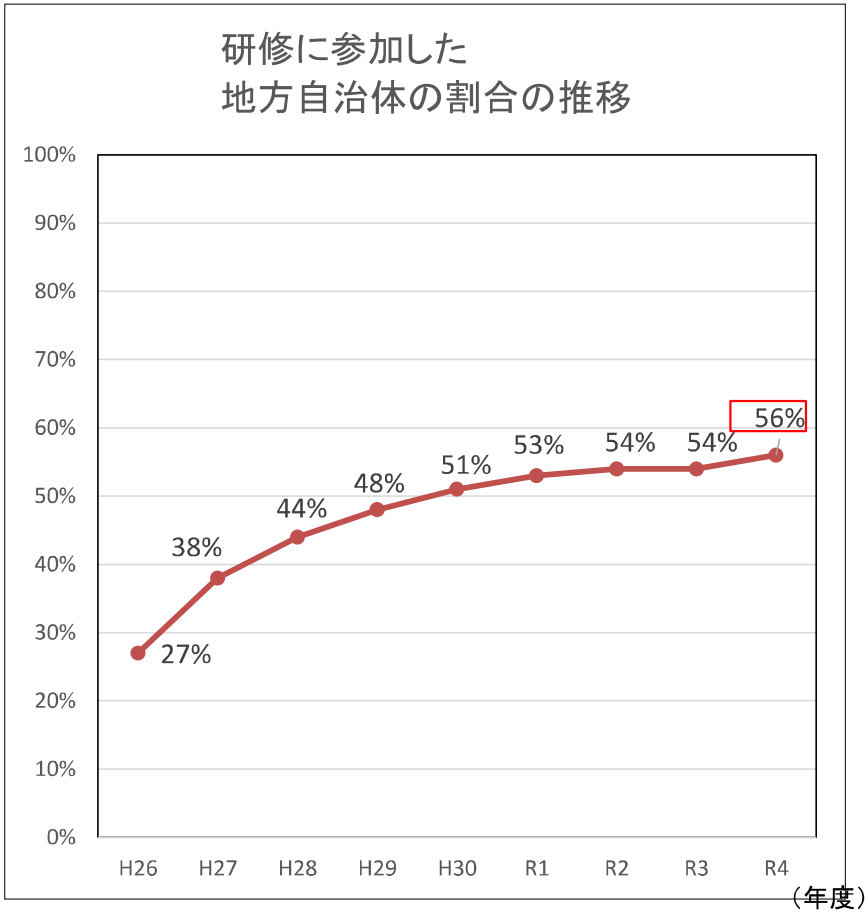
●代表工種の成立させるための力学原理を学ぶ

●これらを運用するにあたっての留意事項を学ぶ

●座学のみ

研修に参加した地方自治体の推移





道路の技術開発・新技術導入

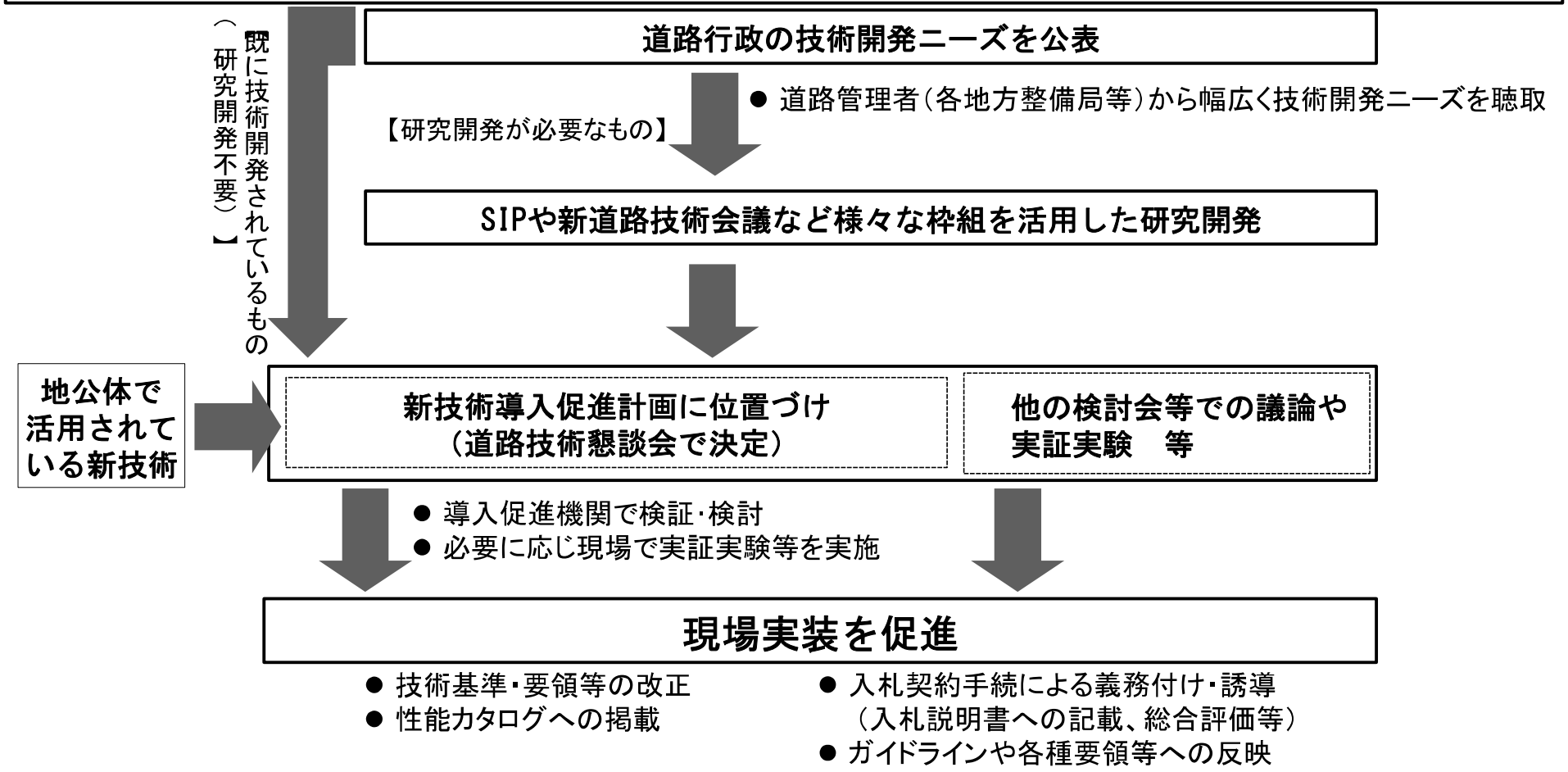
国土交通省

資料8

○　各地方整備局等の技術開発ニーズを「道路行政の技術開発ニーズ一覧」として取りまとめ公表（全321件 令和6年4月時点）

○　新道路技術会議において将来性や実現可能性の研究を選定し支援するほか、SIP等活用しながら研究開発を推進

○　開発された技術は新技術導入促進計画に位置づけるとともに、ガイドライン策定や技術基準・要領等の改正により現場実装を目指す



新技術導入促進計画について

国土交通省

- 国土交通省道路局では、良い技術は活用するという方針のもと、道路行政ニーズや技術のシーズを考慮し、「新技術導入促進計画」を毎年度作成
- 計画に位置付けられたテーマごとに、民間企業からの技術の公募やフィールドテストを行い、導入に必要な基準の改定等を通じて、新技術の現場実装を図る

【新技術導入促進計画の流れ（例）】

リクワイヤメントの検討

技術公募
・民間企業から広く公募
・リクワイヤメントを明示

フィールドテスト
・実現場やテストフィールドで実施

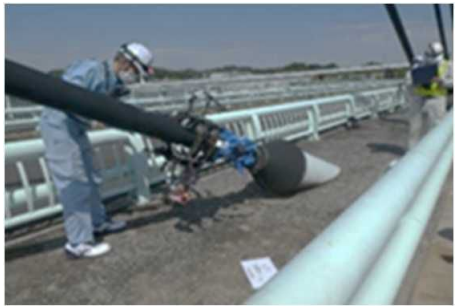
技術基準等の策定案の検討
性能カタログの策定

現場実装

リクワヤメントの例（橋梁・トンネルの点検支援技術）

- 点検に係る現場作業の効率化等に資する技術
- 点検結果のとりまとめ（内業）の省人化・省力化が可能な技術

フィールドテストの例



実橋のケーブルでの検証
（斜張橋ケーブル点検ロボット）



実トンネルでの検証
（モービルインスペクションシステムGT－8K）

定期点検に係る法令及び関係資料の位置づけ

国土交通省

法令上の記載

- トンネル等の点検は、点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が行うこととし、近接目視により5年に1回の頻度で行うことを基本
- 健全性の診断を行い、結果を分類する（区分Ⅰ～Ⅳ ※告示）
- 措置を講じたときは、その内容を記録・保存する

（道路法施行規則第4条の5の6）

点検要領（技術的助言） ［R6.3改正］

分野

●道路橋　●道路トンネル　●シェッド、大型カルバート等　●横断歩道橋
●門型標識等　○舗装　○小規模附属物　○道路土工構造物

●：5年に1回の定期点検を実施することを基本とする分野

本文

1. 適用範囲
2. 定期点検の頻度
3. 定期点検の体制
4. 状態の把握
5. 健全性の診断
6. 記録
7. 措置

（点検支援技術に関する記載）

定期点検を行う者は、（略）近接目視により把握するか、または、自らの近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができる情報が得られると判断した方法により把握しなければならない。

付録

- 定期点検の実施に当たっての一般的な注意点
- 一般的な構造と主な着目点
- 判定の手引き
- コンクリート片の落下等第三者被害につながる損傷の事例 ※道路橋のみ

参考資料（R2.6時点）

（点検支援技術の活用に関し、参考となる資料）

- モニタリング技術も含めた定期点検の支援技術の使用について（令和2年6月）
- 監視計画の策定とモニタリング技術の活用について（令和2年6月）
- トンネル定期点検における本体工（覆工）の状態把握の留意点（令和2年6月）
- トンネル定期点検における附属物の状態把握の留意点（令和2年6月）
- 特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料（平成31年2月）
- 水中部の状態把握に関する参考資料（平成31年2月）
- 引張材を有する道路橋の損傷例と定期点検に関する参考資料（平成31年2月）

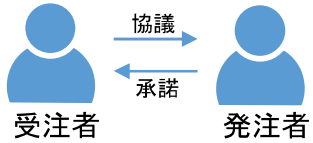
- 記録様式作成にあたっての参考資料（道路橋定期点検版）（平成31年2月）
- 記録様式作成にあたっての参考資料（道路トンネル定期点検版）（平成31年2月）
- 記録様式作成にあたっての参考資料（シェッド、大型カルバート等定期点検版）（平成31年2月）

点検に関する「新技術利用のガイドライン」

［H31.2策定］

- 定期点検業務の中で使用する技術を受発注者が確認するプロセスを明示
- 技術の性能値の確認に用いる標準項目を明示

技術の選定・確認
調査計画の立案



性能カタログ、技術マニュアル、
点検要領の参考資料の活用

点検支援技術性能カタログ 321技術（R6.4時点）

画像計測
- ・橋梁　：72技術
- ・トンネル　：38技術
- ・土工　：8 技術

計測・モニタリング
- ・橋梁　：61技術
- ・トンネル　：18技術

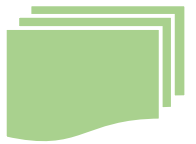
（今後、拡充予定）

非破壊検査
- ・橋梁　：42技術
- ・トンネル　：25技術
- ・土工　：3 技術

データ収集・通信
（4技術）

開発者が作成する「技術マニュアル」

- 性能カタログに掲載する技術ごとに、開発者が作成
- 現場で機器等を適切に活用するために必要な情報を整理



点検支援技術性能カタログ

国土交通省

○ 点検支援技術性能カタログは、国が定めた標準項目に対する性能値を開発者に求め、開発者から提出されたものをカタログ形式でとりまとめたもの。（令和６年４月で新たに７８技術を追加掲載し、現在は計３２１技術を掲載）
○ 道路巡視では、ポットホールに加え、令和６年度より新たに区画線・建築限界・標識隠しの点検支援技術を掲載。

＜主な掲載技術＞

【橋梁・トンネル】（H31．２ ～）【土工】（R5．11 ～）

画像計測

- 橋梁　：72(12)技術
- トンネル：38(6)技術
- 土工　：8(1)技術



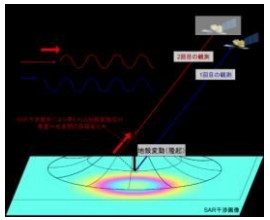
ﾄﾞﾛｰﾝによる損傷把握



ﾚｰｻﾞｰｽｷｬﾝによる変状把握



MMS※1を活用した
斜面・のり面点検



衛星SAR等を活用した
道路土工点検及び防災点検※2

非破壊検査

- 橋梁　：42(12)技術
- トンネル：25(4)技術
- 土工　：3 (3)技術



AEｾﾝｻを利用した
PCｸﾞﾗｳﾄ充填把握



レーダーを利用した
トンネル覆工の変状把握

計測・モニタリング

- 橋梁　：61(9)技術
- トンネル：18(4)技術



光ﾌｧｲﾊﾞｰｾﾝｻｰよる
橋梁モニタリング



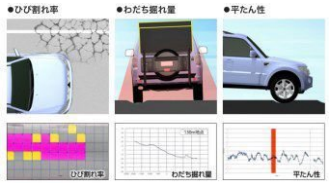
トンネル内附属物の
異常監視センサー

データ収集・通信　・4(1)技術

【　舗　装　】（R4．９ ～）

ひび割れ率・わだち掘れ量・IRI

・30(11)技術



AIによる自動判定



スマートフォンによる路面性状測定

【 道 路 巡 視 】（R5．３ ～）

ポットホール・区画線の摩耗・建築限界の超過・標識隠し

・20(15)技術



ｽﾏｰﾄﾌｫﾝによるﾎﾟｯﾄﾎｰﾙ検知



ﾄﾞﾗｲﾌﾞﾚｺｰﾀﾞｰによる
区画線の摩耗判定

※（）内は令和6年4月に新たに追加された技術数

※1　MMS(モービルマッピングシステム)
※2　国土地理院ウェブサイトより出典

令和6年度　新規掲載技術の例＜橋梁＞

国土交通省

○ 令和6年度は、橋梁の点検に活用できる技術を新たに34技術追加。

○ 桁間に設置したロープ上を移動しながら床版を撮影する画像計測技術、AEセンサにより床版内面の劣化箇所を可視化する非破壊検査技術、小型ボートにより洗堀状況を把握する計測・モニタリング技術等を掲載。

従来点検



床版の損傷における近接目視



舗装を剥がしての
床版劣化（土砂化）の調査



手作業による
下部工洗掘状況の計測

点検支援技術

画像計測技術（12技術）

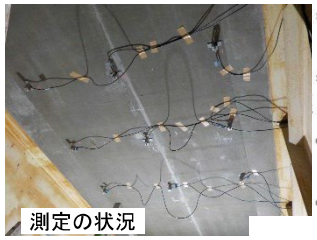


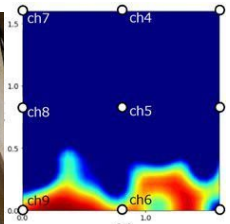


桁間に設置したロープ上を装置が、
移動しながら損傷状況を把握

＜掲載技術名＞
ロープスキャンシステム
（検出項目：ひびわれ）

非破壊検査技術（12技術）



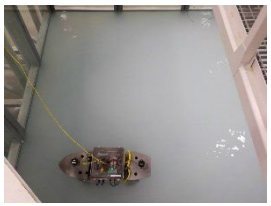


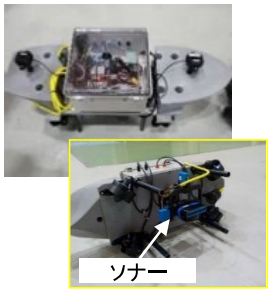
測定結果の例
（健全度マップの作成）

交通荷重に伴い発生する弾性波を用いて
橋梁床版の土砂化等の内部変状を検知

＜掲載技術名＞
床版内部健全度マッピング
（検出項目：床版の土砂化）

計測・モニタリング技術（9技術）





水上から洗堀状況を把握

＜掲載技術名＞
イメージングソナーを装備した
小型ボートによる洗堀調査技術
（検出項目：洗堀）

※データ収集・通信技術については、トンネル・橋梁共通に掲載

令和6年度　新規掲載技術の例＜トンネル、トンネル・橋梁共通＞

国土交通省

○ 令和6年度は、道路トンネルの点検に活用できる技術を新たに15技術追加。

○ 走行車両による撮影画像からひび割れ等を検出する技術、点検車から離れた位置の打音異常を判定する技術、点群データより変形の進行を把握する技術等を追加。

○ トンネル・橋梁共通の技術として、データ収集・通信技術を新たに1技術追加。

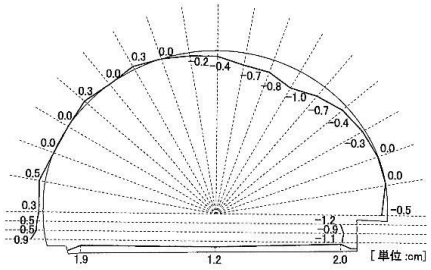
従来点検



近接目視により、覆工の
ひび割れ等の有無を確認



打音検査により、うき等による
打音異常の有無を確認



断面計測結果のとりまとめ

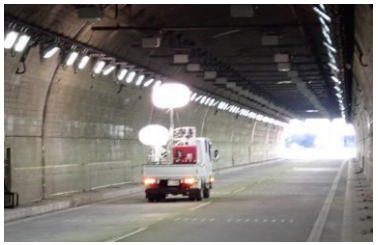
（トンネル・橋梁共通技術）



収集データをPC等に保存

点検支援技術

画像計測技術（6技術）

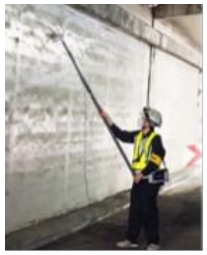


走行車両による撮影画像から
ひび割れ等を検出

＜掲載技術名＞
走行型可視光線撮影によるSfM三次元画像解析システム

（検出項目：ひび割れ）

非破壊検査技術（4技術）

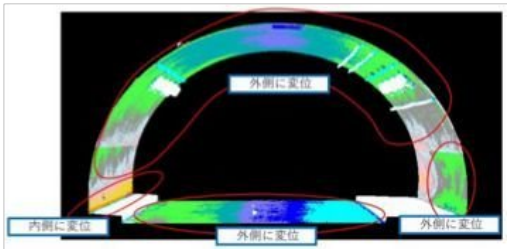


点検者から離れた位置を
打撃し、打撃波形から
打音異常を判定

＜掲載技術名＞
こんこん ～連続打音検査装置～

（検出項目：うき）

計測・モニタリング技術（4技術）



トンネルの変位・変形等を3次元
モデルで可視化

＜掲載技術名＞
変状の進行性等の情報を定量的に把握・推定する変位量解析技術

（検出項目：変位）

データ収集・通信技術（1技術）





BOX内部

収集したデータを無線通信で
クラウド上に保存

＜掲載技術名＞
汎用センサを用いた遠隔モニタリング

令和6年度　新規掲載技術の例＜土工＞

国土交通省

〇令和6年度は、カルバート及びアンカーの点検に活用できる技術を新たに4技術追加。
〇撮影画像から3Dデータを作成しカルバートの点検を行う画像計測技術、打音検査によるデジタル振動情報からカルバートの変状を把握する非破壊検査技術、アンカーの固有振動周波数や振動特性からアンカー緊張力を推定する非破壊検査技術等を掲載。

従来点検



高所作業車等を用いたカルバートの目視・打音調査





リフトオフ試験※による既設アンカーの残存緊張力の確認

※アンカーにジャッキを設置して載荷し、アンカーの残存引張力を求める試験

点検支援技術

「画像計測」技術（1技術）



複数個の小型カメラを取り付けた装置で撮影した画像から3Dデータを作成し、パソコン上で点検を行う技術

＜掲載技術名＞
ボックスカルバートにおける3Dデータを活用した点検

（検出項目：ひび割れ）

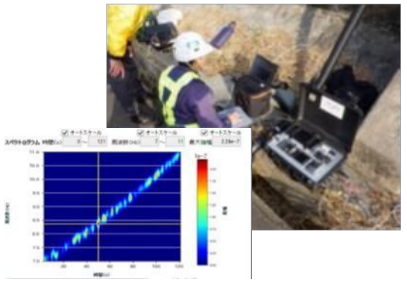
「非破壊検査」技術（3技術）



AEセンサによる打音検査で得たデジタル振動情報からカルバートの浮き、剥離、内部空洞、ひび割れ性状等をコンター図で面的に把握する技術

＜掲載技術名＞
デジタル打音検査とデジタル目視点検の統合システム

（検出項目：ひび割れ、浮き、剥離）



地表のアンカー余長部の加振・受振により、アンカー自由長部の固有振動周波数からアンカー緊張力を推定する技術

＜掲載技術名＞
振動を用いたグラウンドアンカー残存緊張力の非破壊推定方法

（検出項目：アンカー緊張力）



AEセンサより得られるグラウンドアンカー頭部の振動特性からアンカー緊張力を推定する技術

＜掲載技術名＞
デジタル打音検査によるグラウンドアンカーの緊張力簡易計測システム

（検出項目：アンカー緊張力）

令和6年度　新規掲載技術の例＜舗装＞

国土交通省

○ 性能評価項目（ひび割れ率・わだち掘れ量・IRI）の全て、またはいずれかの評価項目を、すべての区分（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）で判定できる技術であり、かつ、一定以上の精度が確保されていた技術を、新たに１１技術追加。

従来点検



目視により路面性状を確認









施設	分類	対象	状況	処置	処置状況
道路	法面	防草シート	シート剥がれ	出張所に対応依頼	○連絡済
道路	路肩	縁石	損傷	出張所に対応依頼	○連絡済
道路	法面	自然のり面	倒木	状況を確認	●確認済
道路	車道	アスファルト舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済
道路	車道	アスファルト舗装	クラック	応急復旧	○応急済
道路	路肩	路面	塵埃	復旧完了	●処置済
道路	車道	アスファルト舗装	剥離	応急復旧	○応急済
道路	車道	排水性ＡＳ舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済
道路	車道	排水性ＡＳ舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済
道路	車道	排水性ＡＳ舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済
道路	歩道	歩道平板	破損	出張所に対応依頼	○連絡済
道路	車道	排水性ＡＳ舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済
道路	車道	排水性ＡＳ舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済
道路	歩道	路面	その他	復旧完了	●処置済
道路	車道	排水性ＡＳ舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済
道路	車道	排水性ＡＳ舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済
道路	歩道	境界ブロック	がたつき	出張所に対応依頼	○連絡済
道路	路肩	路面	塵埃	復旧完了	●処置済
道路	法面	盛土のり面	はらみ出し	出張所に対応依頼	○連絡済
道路	車道	排水性ＡＳ舗装	ポットホール	応急復旧	○応急済

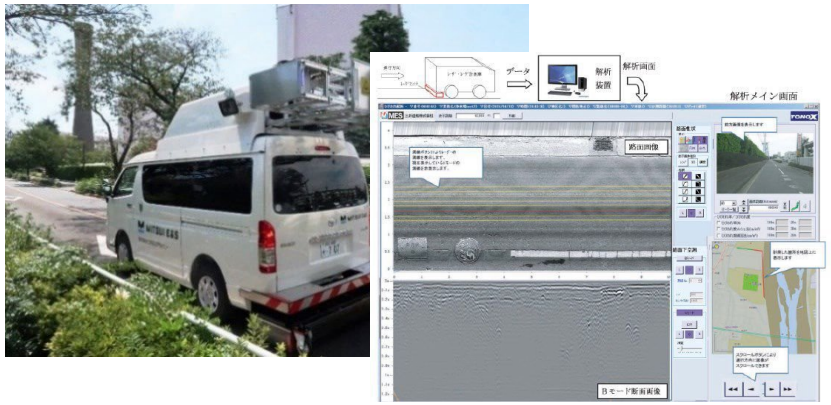
手入力による路面性状の記録

点検支援技術

ひび割れ率・わだち掘れ量・IRI判定技術（１１技術）



＜掲載技術名＞車載簡易装置による道路点検システム「GLOCAL-EYEZ」
（検出項目：ひび割れ率、わだち掘れ量、IRI）



＜掲載技術名＞複合探査車
（検出項目：ひび割れ率、わだち掘れ量、IRI）

令和6年度　新規掲載技術の例＜道路巡視＞

国土交通省

○ 10～20cm、20cm以上のポットホールの位置を特定できる技術であり、かつ、一定以上の精度が確保されていた技術を、新たに10技術追加。
○ 区画線の摩耗、建築限界の超過、標識隠しを判定できる技術であり、かつ、一定以上の精度が確保されていた7技術について、カタログに新たに掲載。

従来道路巡視

【パトロール車からの目視確認項目の一例（必要に応じて降車して措置を講ずる）】



パトロール車

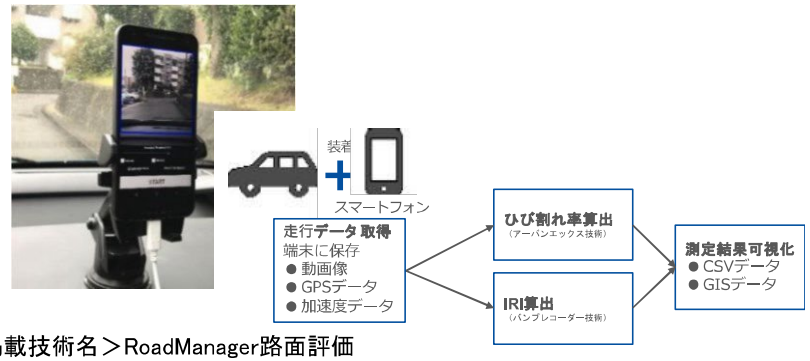

ポットホール


区画線の摩耗


建築限界

道路巡視支援技術

ポットホール（10技術）、区画線の摩耗（5技術）、建築限界の超過（2技術）、標識隠れ（1技術）［15技術 ※重複有り］



＜掲載技術名＞RoadManager路面評価
（検出項目：ポットホール）



＜掲載技術名＞
道路区画線健全度診断システム
（検出項目：区画線の摩耗）

点検支援技術性能カタログの閲覧サイト

ホームページURL ： https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/inspection-support/

＜使用方法＞

国土交通省

ホーム | 国土交通省について | 報道・広報 | 政策・法令・予算 | 白書・オープンデータ | お問い合わせ・申請

道路

道路トップ ご意見・ご要望 English

ホーム > 政策・仕事 > 道路 > 道路に関する新技術の活用 > 点検支援技術性能カタログ

点検支援技術性能カタログ

点検支援技術性能カタログ（橋梁・トンネル） 令和6年4月

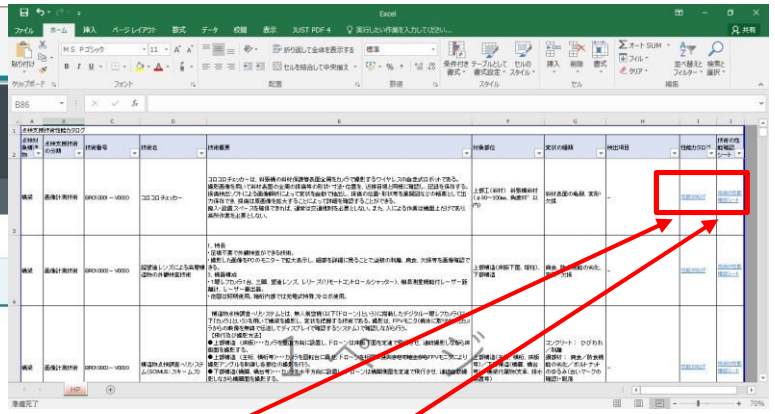
- 点検支援技術性能カタログ全文
- 点検支援技術性能カタログの掲載技術一覧 ←①掲載技術一覧をクリック
- 状態の把握の標準的な方法及び点検支援技術
- 道路行政の技術開発ニーズとの対応表

使用方法

- 上記のリンクからエクセルファイルをダウンロードしてください。
- エクセルファイルのフィルター機能にて技術の検索が可能です。
- セルの右端に記載されている「性能カタログ」、「技術の性能確認シート」をクリックすると、該当する技術のページへ移動します。
- 点検支援技術性能カタログの活用にあたっては、「第１章　性能カタログの活用にあたって」をご一読ください。

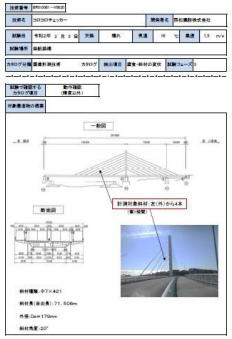
- 点検支援技術性能カタログに関する問い合わせ先
  - hqt-tenkencatalog@gxb.mlit.go.jp
    ※送信時は@を半角にして送信下さい。
  - 問い合わせ窓口一覧
  - ホームページへのリンクについて
    - 点検支援技術性能カタログのページ（本ページ）へのリンクを希望される場合は、以下のバナーをご活用ください。

②エクセルファイルをダウンロードし、
フィルター機能にて技術を検索



③「性能カタログ」「性能確認シート」を
クリックすると掲載ページへ移動





新技術 ～直轄国道における点検支援技術の活用原則化～

国土交通省

○ 令和４年度より橋梁・トンネル、令和5年度より舗装の直轄国道の定期点検業務において、点検支援技術の活用を原則化することにより、定期点検の高度化・効率化を促進
○ 点検業務の大幅な効率化が期待できる項目について、新技術の活用を原則化
○ この取り組みにより、地方公共団体など他の道路管理者における新技術活用を促すとともに、民間企業の技術開発の促進も期待

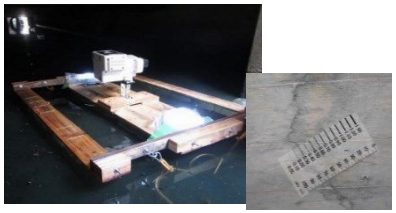
【活用を原則とする項目（橋梁）】
- 近接目視による状態の把握が困難な箇所での写真撮影・記録
- ３次元写真記録
- 機器等による損傷図作成
- 水中部の河床、基礎、護床工等の位置計測
- 斜面上に築造された下部構造本体及び斜面の点群データ取得（形状把握）

【活用を原則とする項目（トンネル）】
- トンネル内面の覆工等の変状（ひび割れ、うき、剥離 等）を画像等で計測・記録

橋梁点検での活用例



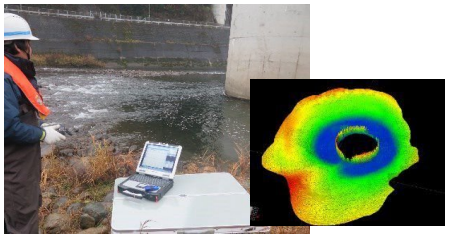
滞水した溝橋内部の目視点検



ボート型ロボットカメラによる画像計測



潜水調査による河床洗掘の把握



マルチビーム搭載ボートによる測量

トンネル点検での活用例



近接目視による変状の把握



画像計測技術による変状の把握



打音検査による変状の把握



レーザー打音による変状の把握

0

資料10

公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の概要（道路事業）

制度概要

地方公共団体において、道路の適正な管理を推進するために実施される地方単独事業について、地方財政措置を講じるもの ※期間は2017年度から2021年度までの５年間であったが、2022年度以降も2026年度まで5年間延長

対象となる道路事業

インフラ長寿命化計画等を踏まえて、補助事業や社会資本整備総合交付金事業と一体として実施される以下の事業

①舗装の表層に係る補修（例：切削、オーバーレイ、路上再生等）※簡易アスファルト舗装（全層）を含む

②小規模構造物の補修・更新

（例：道路照明施設、道路標識、防護柵、防雪柵、側溝、機械設備、小型擁壁、カルバート（大型を除く）等）

③法面・斜面の小規模対策工（例：落石防止柵、植生工、モルタル吹付工、排水工、土留工等）



＜舗装のオーバーレイ＞



＜防護柵の取替＞



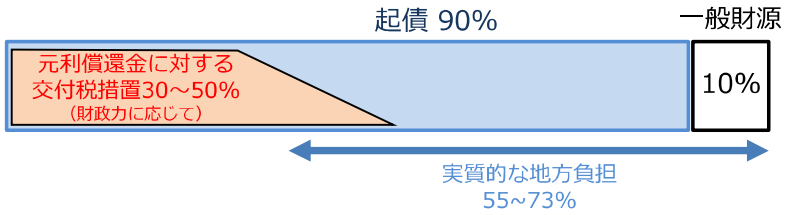
＜落石防止柵の取替＞

地方財政措置

充当率90%

元利償還金に対する交付税措置率30~50%

（財政力に応じて）



※事業費は、一体的に実施する補助事業等と概ね同程度まで

地方管理道路の老朽化対策（舗装修繕）

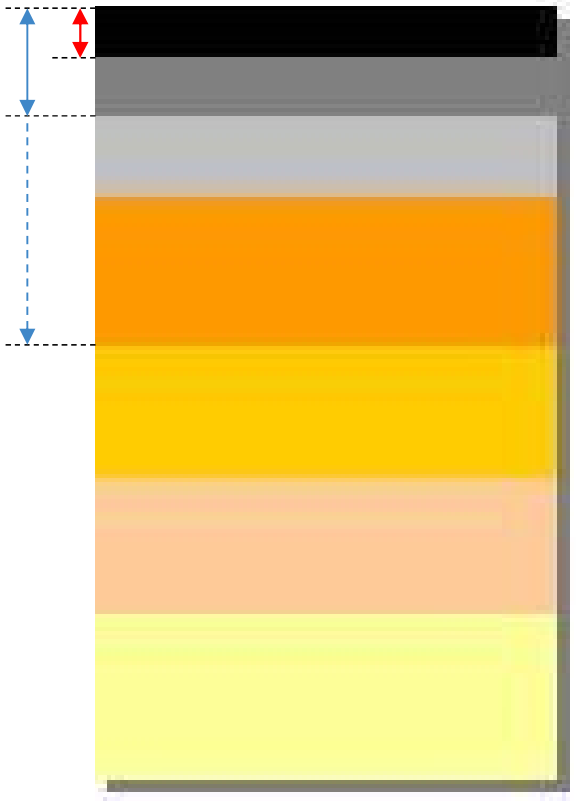
＜修繕事業の財政措置＞

公共施設等適正管理
推進事業債

防災・安全
交付金※

※ 予防保全を促す観点から、
表層より下の層（基層や路盤など）
を含む修繕を行う場合に、
防災・安全交付金により支援

＜舗装の構成図＞



表層（アスファルト混合物）
基層（アスファルト混合物）
上層路盤
下層路盤
構築路床
路床（原地盤）
路体
路盤
路床
舗装

資料11

事　務　連　絡
令和５年１１月２１日

北海道開発局建設部　地方事業管理官
　　道路維持課課長補佐
各地方整備局道路部　地域道路課長
　　道路管理課長
沖縄総合事務局開発建設部　道路建設課長
　　道路管理課長
殿

道路局　国道・技術課　課長補佐
　　道路メンテナンス企画室　課長補佐
　　環境安全・防災課　課長補佐
　　道路交通安全対策室　企画専門官

交差点名標示板の落下事故について（注意喚起）

令和５年１１月２０日に、東京都江戸川区の区道において、信号機に取り付けられていた交差点名標示板が、取付金具の破断により落下し、第三者被害が生じる事故が発生したので共有します。

小規模附属物の点検については、直轄国道においては「附属物（標識、照明施設等）点検要領（平成３１年３月　国土交通省道路局国道・技術課）」、直轄国道以外においては「小規模附属物の点検要領について（平成２９年３月２１日付、国道企第６４号、国道国防第１８０号、国道交安第６６号、国道高第２３４号）」にて、適切な点検、維持管理の対応をお願いしているところですが、今般の落下事故を踏まえて、他機関が管理する小規模附属物に添架されている道路標識板を含め、適切に小規模附属物の点検、維持管理を実施するように改めてお願いします。

また、貴管内の都道府県・政令市に対して本事務連絡の内容を共有するとともに、都道府県から管内の市町村（政令市除く）に対し、本事務連絡の内容を共有するようお願いします。

記

１．事故概要
　別紙のとおり

２．参考
　直轄国道：附属物（標識、照明施設等）点検要領（平成３１年３月　国土交通省道路局国道・技術課）
　直轄国道以外：小規模附属物点検要領（平成２９年３月　国土交通省道路局）

以上

別紙：2023年11月20日（月）東京都江戸川区報道発表

2023年（令和5年）11月20日　区が信号機に取り付けていた交差点名標示板の落下事故について

本日（20日）午前11時30分頃、江戸川区南小岩6丁目の区道に設置された信号機に取り付けていた交差点名標示板が落下する事故が発生しました。横断中の70歳代女性に落下した標示板がぶつかり、頭部を裂傷するけがを負いました。区では再発防止に向け、他の標示板について早急に緊急点検を実施してまいります。

1　発生日時

令和5年11月20日（月曜日）　午前11時30分頃

2　発生場所

南小岩6丁目31番10号付近の区道　「JR小岩駅前」交差点

3　落下した対象物【写真1】

信号機に取り付けられた交差点名標示板（アルミ製／幅約100センチ・高さ約40センチ・重さ約3キログラム）

4　発生原因

取付金具2か所（幅約5センチ／厚さ約5ミリ）の破断

5　被害に遭われた方の状況

頭部の裂傷及び肩の打撲により医療機関に救急搬送された後、現在は自宅で療養中

6　発生経過

11月20日（月曜日）

午前11時30分頃　交差点名標示板の落下事故によりけが人が発生した。
午前12時頃　小岩警察署より連絡を受けた担当職員が、事故現場へ急行。裏表ある標示板の片面【写真2】も除却した。

7　立原直正土木部長のコメント

「落下事故によりけがをされた方の回復を心よりお祈り申し上げます。事故の詳細について調査するとともに、再発防止に向けて、早急に他の標示板の緊急点検を実施してまいります」

【写真1】



【写真2】



このページを見た人はこんなページも見ています

- 2023年（令和5年）11月20日　手芸教室のボランティアが特養入所者に「靴下カバー」を寄贈
- 「江戸川」ナンバー図柄デザインに関するアンケートの結果について
- 2023年（令和5年）11月17日　区長定例記者会見を開催しました
- SDGs（持続可能な開発目標）への取り組み
- 船堀まつりに参加しました【2023（令和5）年11月5日】
- 北小岩まつりに参加しました【2023（令和5）年11月5日】
- 「江戸川区メンタルフレンド訪問援助事業業務委託」提案を募集します
- 福祉有償運送運営協議会
- 「江戸川」ナンバー図柄デザインに関するアンケート実施中！（締め切りました）
- 新着情報一覧

お問い合わせ

このページはSDGs推進部広報課が担当しています。

.

江戸川区役所

〒132-8501 東京都江戸川区中央一丁目4番1号

電話番号：03-3652-1151（代表）

開庁時間：月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時
（祝日・休日、12月29日から1月3日を除く）

※部署、施設によっては、開庁・開館の日・時間が異なるところがあります。

Copyright © Edogawa city. All rights reserved.

資料12

道路緊急ダイヤル（#9910）LINE アプリについて

１．　ポイント

・自治体の費用負担なし

・道路管理者からの発信（雪寒等）も可能

２．　システム

・道路利用者が LINE お友達登録により通報可能

・異状等に関する写真・位置情報を添付可能

・位置情報や道路区分に基づき、道路管理者へメール送信

３．　全国運用開始

令和６年３月２２日に記者発表。

令和６年３月２９日１２時に全国運用を開始。

・友だち登録者数　１６，４１０人　（5/14 18:00）

・LINE 通報件数　２７８件（3/29 12:00～4/5 12:00）

（１日あたり通報件数 約４０件）

※関東甲信地方運用　１日あたり通報件数 約５件

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和６年３月２２日
道 路 局 企 画 課

日本全国の道路異状の通報がLINEアプリから可能となります

～全国の道路を対象にLINEによる道路緊急ダイヤル（＃９９１０）の運用を開始します～

道路利用者が道路の異状等を発見した場合に、直接道路管理者に通報することができる道路緊急ダイヤル（＃９９１０）について、令和６年３月２９日から、全国の道路を対象にLINEアプリによる通報を開始します。

道路緊急ダイヤル（＃９９１０）では、道路の穴ぼこ、路肩の崩壊などの道路損傷、落下物や路面の汚れなどの道路異状を２４時間受け付けています。

令和５年１１月より関東甲信地方において、LINEによる道路緊急ダイヤル（＃９９１０）の運用をしていましたが、この度、令和６年３月２９日から、全国の道路を対象にした運用を開始します。

聴覚や発話に障がいがあり、音声による通報が困難な方であっても、LINEによる通報が可能となります。通報の流れは、別紙を参照してください。

１．開始日時

令和６年３月２９日（金）正午

２．使用方法

スマートフォンアプリケーション「LINE」に「国土交通省道路緊急ダイヤル（＃９９１０）」の友だち追加をしてご利用ください。
（友だち追加は右記の二次元コード読み取りからも可能です。）

３．対象エリア

全国の道路（高速道路、国道、都道府県道、市町村道など）
※道路以外の通報や、私道など私有地の通報は対象外です。

４．その他

・電話による道路緊急ダイヤル（＃９９１０）も引き続きご利用できます。
・アプリの利用は無料です。ただし、通信方法によっては、別途通信料がかかります。

＜問い合わせ先＞
道路局　企画課　評価室　課長補佐　宮本　（内線 37682）
係長　轟　（内線 37673）
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8593

国土交通省
ＬＩＮＥ
通報アプリ
＃９９１０

別紙１

友だち追加は
二次元コードから

道路の異状を発見したら
ＬＩＮＥで通報＃9910

全国の道路で令和6年3月29日から開始！

路面の汚れ



落下物



落石･土砂流入等

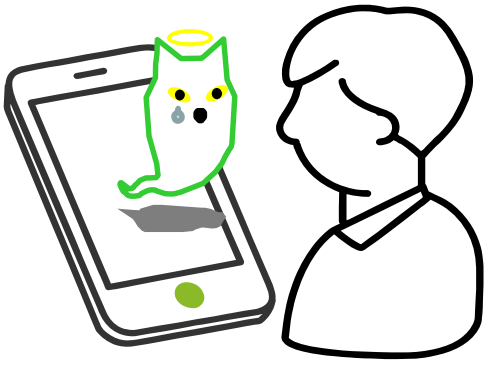




ガードレール･
標識等の損傷



路面の穴ぼこ･
段差



動物の死骸

■簡単５ステップで通報完了（LINEトークから道路異状の状態・写真・位置を通報）

① 異状の種類を選ぶ
② できごとを選ぶ
③ 写真を送る
④ 道路の種類を選ぶ
⑤ 位置情報を送る

- 事故防止のため、運転中の携帯電話の操作はお止めください。
- 引き続き電話による通報も受け付けています。全国共通＃９９１０（２４時間受付・無料）
- 都道府県等が管理する道路について、夜間・土日・祝日は早急に対応できない場合があります。
- 道路以外の通報や、私道など私有地の通報は対象外です。
- 事故情報は、警察（110番）へ連絡してください。

国土交通省　R6.3

LINEによる通報システム 通報の流れ①

1

二次元コードを読み込み、「トーク」ボタンを押して友だち登録をします

友だち登録用二次元コード

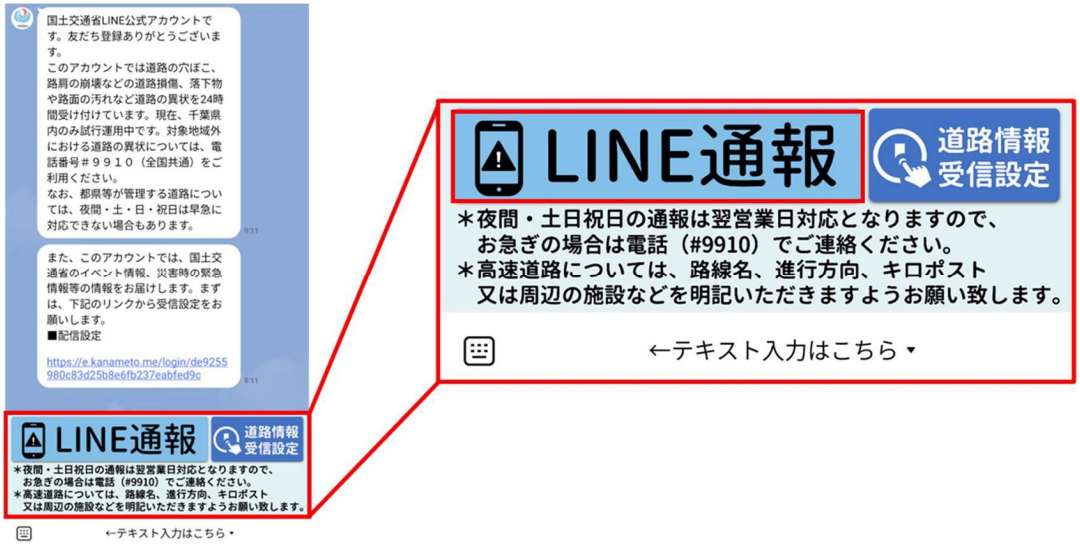


「トーク」ボタンをタップ



2

アカウントに関する説明文が表示され、「LINE通報」をタップします



3

通報種別(路面の穴ぼこ・段差、落下物等)をスライドし選択し、通報を開始します

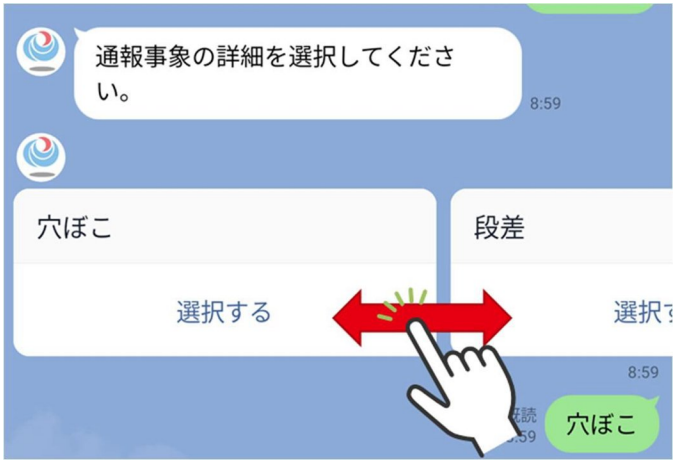


■通報種別：路面の穴ぼこ・段差、落下物（落石などの自然物以外）、動物の死骸、ガードレール・標識等の損傷、路面の汚れ、落石・土砂流入等の災害

LINEによる通報システム 通報の流れ②

4

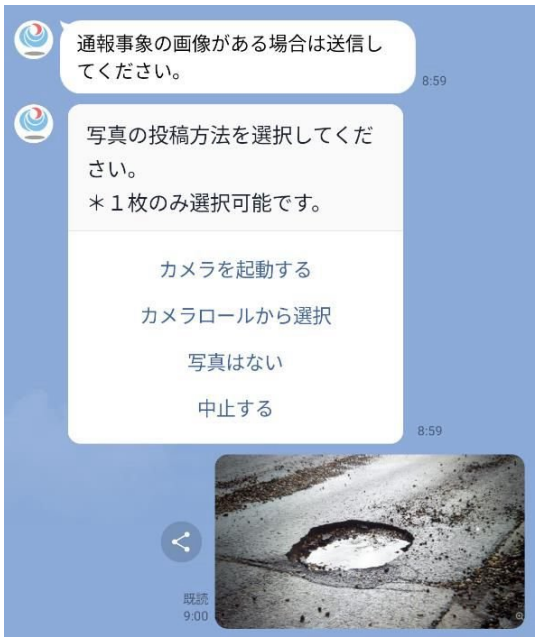
損傷状況の詳細を選択します



■通報事象の詳細を選択肢で選択
（落下物の場合の詳細選択肢：段ボール、ゴミ袋、木材、鉄類、衣料品、倒木など）

5

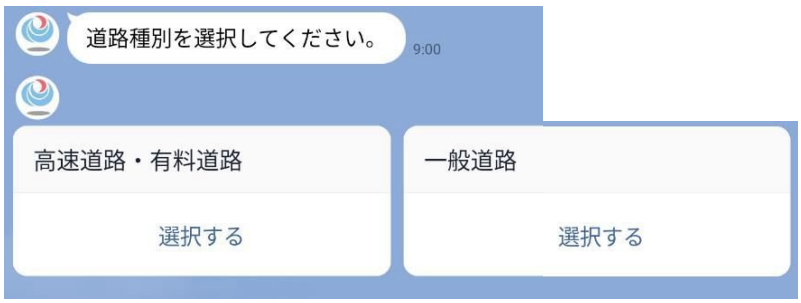
写真を投稿します



■写真の投稿方法を選択（カメラを起動、カメラロールから選択）
■写真を投稿しない選択も可能

6

道路種別を選択します

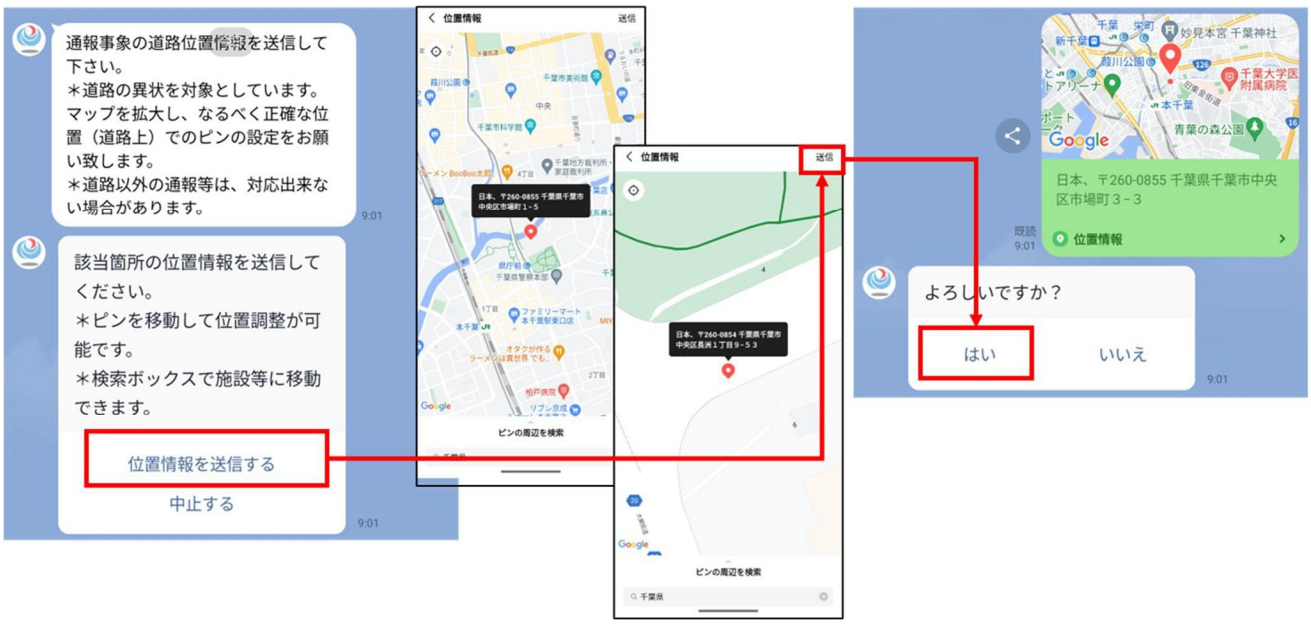


■「高速道路・有料道路」「一般道路」から選択します。

LINEによる通報システム 通報の流れ③

7

位置情報を送信します



■現在位置から調整可能
■位置情報は自動・手動の両方から選択可能

8

テキストにより詳細の情報を送信することも可能です



■URLをタップして項目を入力
■テキスト入力はスキップ可能

通報完了です

道路メンテナンス事業補助制度

国土交通省

資料13

制度概要

道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される
道路メンテナンス事業に対し、計画的かつ集中的な支援を実施するもの

対象構造物

橋梁、トンネル、道路附属物等（横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識）

対象事業

修繕、更新、撤去※

※撤去は集約に伴う構造物の撤去や横断する道路施設等の安全の確保のための構造物の撤去、治水効果の高い橋梁の撤去を実施するもの
※修繕、更新、撤去の計画的な実施にあたり必要となる点検、計画の策定及び更新を含む
※新技術等の活用の検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに取り組むもの

優先支援事業

・新技術等を活用する事業※1

・長寿命化修繕計画に短期的な数値目標※2及びそのコスト縮減効果を記載した自治体の事業

※1 コスト縮減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業
※2「集約・撤去」や「新技術等の活用」に関する数値目標

事業イメージ

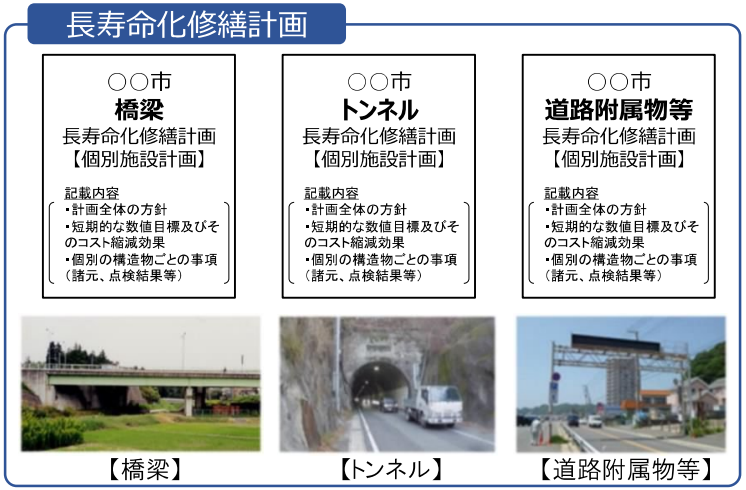
- 地方公共団体は、長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定
- 橋梁、トンネル、道路附属物等の個別施設毎に記載された計画に位置づけられた道路メンテナンス事業を支援

国費率

国費：５．５／１０×δ　（δ：財政力指数に応じた引上率）

国庫債務負担行為の活用

国庫債務負担行為を可能とし、効率的な施工（発注）の実施と工事の平準化を図る



道路メンテナンス事業補助制度における優先的な支援

国土交通省

□ 背景・概要　今後の維持管理・更新費の増加や将来の人口減少が見込まれる中、老朽化が進行する道路施設に対応するためには、新技術等の活用促進および実効性のある長寿命化修繕計画の策定促進を図る必要があることから、道路メンテナンス事業補助制度において優先的な支援を実施。

優先支援①「新技術等の活用促進」

優先支援対象

コスト縮減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業

従来　近接・野帳の記入が**必要**

ボートによる近接目視



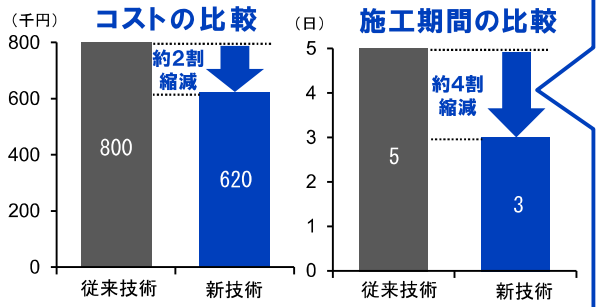
新技術　近接・野帳の記入が**不要**

点検ロボットカメラによる写真撮影



※「点検支援技術性能カタログ（案）」に掲載されている技術等の活用

効果の試算



溝橋10橋での試算

・点検ロボットカメラによる写真撮影と画像処理による損傷図作成
・橋上や地上から損傷の把握が可能であり、損傷状況スケッチ・野帳への記入、損傷図作成に係るコストや施工期間の縮減、安全性の向上が図られる

優先支援②「実効性ある長寿命化修繕計画の策定促進」

優先支援対象

長寿命化修繕計画において「集約・撤去」や「新技術等の活用」に関する短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果を記載した自治体の事業

○○市
橋梁
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
・計画全体の方針
・短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果
・個別の構造物ごとの事項（諸元、点検結果等）

【集約化・撤去】
（例）
以下の取組を実施することで、令和7年度までに○○千万円のコスト縮減を目指す
- 令和5年度までに、迂回路が存在し交通量の少ない○橋の集約化・撤去を目指す

【新技術等の活用】
（例）
令和7年度までに、管理する橋梁の内○○橋で新技術を活用し、従来技術を活用した場合と比較して○千万円のコスト縮減を目指す。

具体的な取り組み内容や期間、数値目標の記載

【記載事例】

集約化・撤去	令和2年度点検の結果、迂回路が存在し集約が可能と考えられる3橋のうち判定区分Ⅲとなった1橋について、今後、周辺状況や利用調査を基に、令和7年度までの集約化・撤去を目指すことで、更新時期を迎える令和17年度までに必要となる費用を約6割程度縮減することを目指します。
新技術等の活用	2025年（令和7年）までの5年間に、定期点検を実施する橋梁3橋については、長大河川及び水面部、又は高橋脚等の損傷確認で、費用の縮減や事業の効率化等の効果が見込まれる新技術（あるいは新技術に類する技術）を活用し、200万円のコスト縮減を目指します。

道路事業に係る主な地方債のメニュー

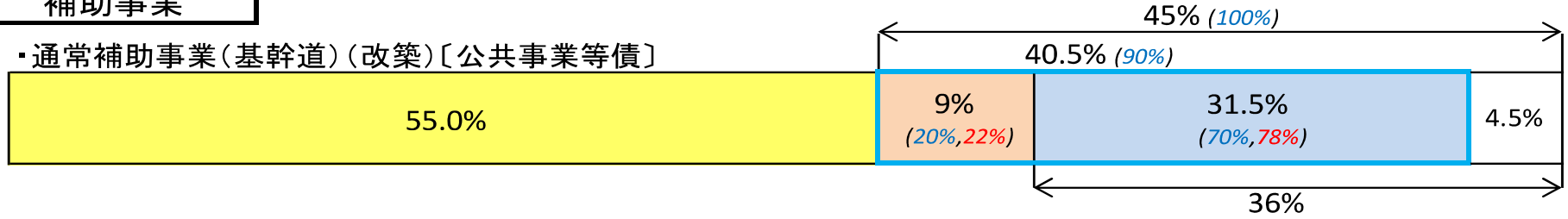
国土交通省

【機密性2】

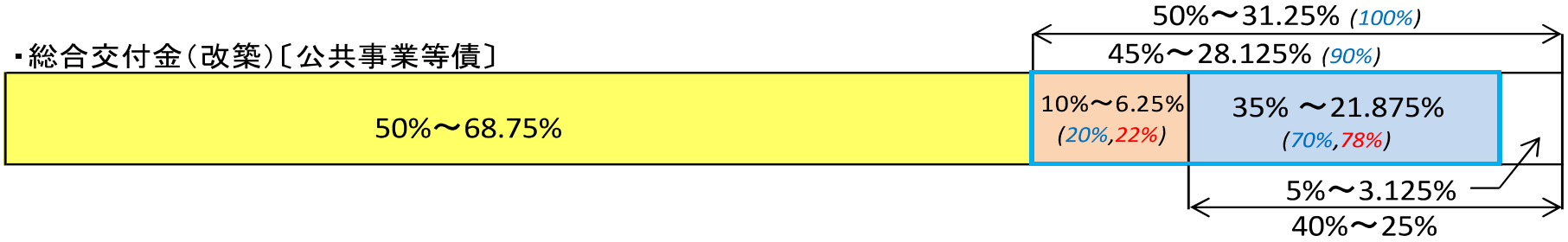
国費率・・・　起債充当率・・・（地方負担分に対する割合）　交付税措置率・・・（地方分担に対する割合，起債に対する割合）　一般財源・・・

補助事業

・通常補助事業（基幹道）（改築）〔公共事業等債〕

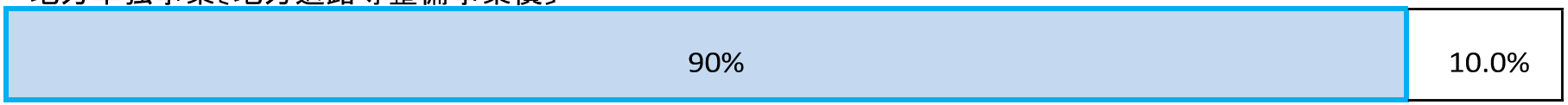


・総合交付金（改築）〔公共事業等債〕

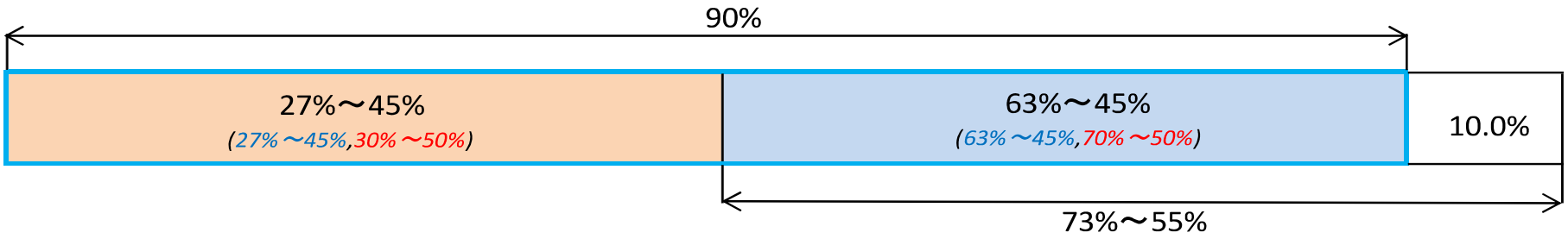


単独事業

・地方単独事業〔地方道路等整備事業債〕



・地方単独事業〔公共施設等適正管理推進事業債〕



公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の概要（道路事業）

制度概要

地方公共団体において、道路の適正な管理を推進するために実施される地方単独事業について、地方財政措置を講じるもの ※期間は2017年度から2021年度までの５年間であったが、2022年度以降も2026年度まで5年間延長

対象となる道路事業

インフラ長寿命化計画等を踏まえて、補助事業や社会資本整備総合交付金事業と一体として実施される以下の事業

①舗装の表層に係る補修（例：切削、オーバーレイ、路上再生等）※簡易アスファルト舗装（全層）を含む

②小規模構造物の補修・更新

（例：道路照明施設、道路標識、防護柵、防雪柵、側溝、機械設備、小型擁壁、カルバート（大型を除く）等）

③法面・斜面の小規模対策工（例：落石防止柵、植生工、モルタル吹付工、排水工、土留工等）



＜舗装のオーバーレイ＞



＜防護柵の取替＞



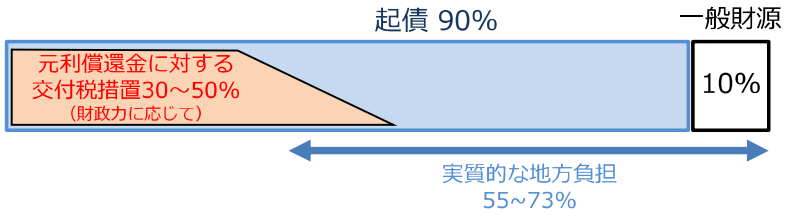
＜落石防止柵の取替＞

地方財政措置

充当率90%

元利償還金に対する交付税措置率30~50%

（財政力に応じて）



※事業費は、一体的に実施する補助事業等と概ね同程度まで

地方管理道路の老朽化対策（舗装修繕）

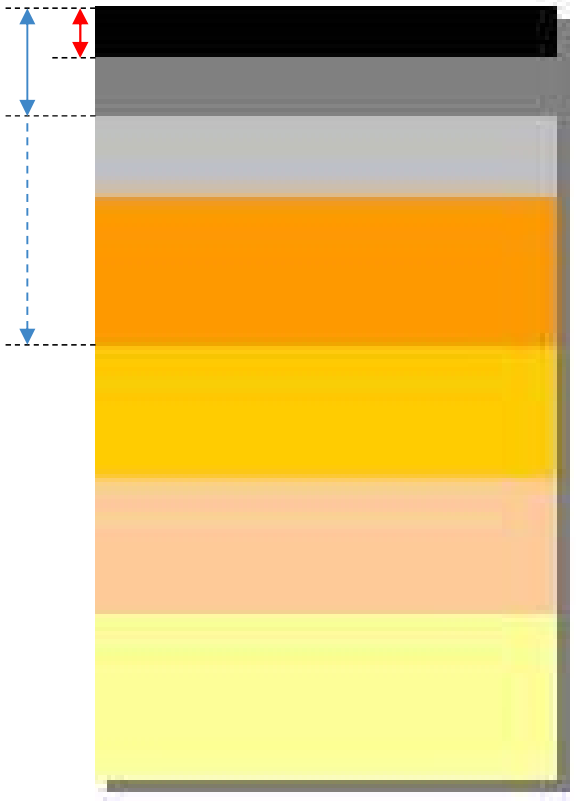
＜修繕事業の財政措置＞

公共施設等適正管理
推進事業債

防災・安全
交付金※

※ 予防保全を促す観点から、
表層より下の層（基層や路盤など）
を含む修繕を行う場合に、
防災・安全交付金により支援

＜舗装の構成図＞

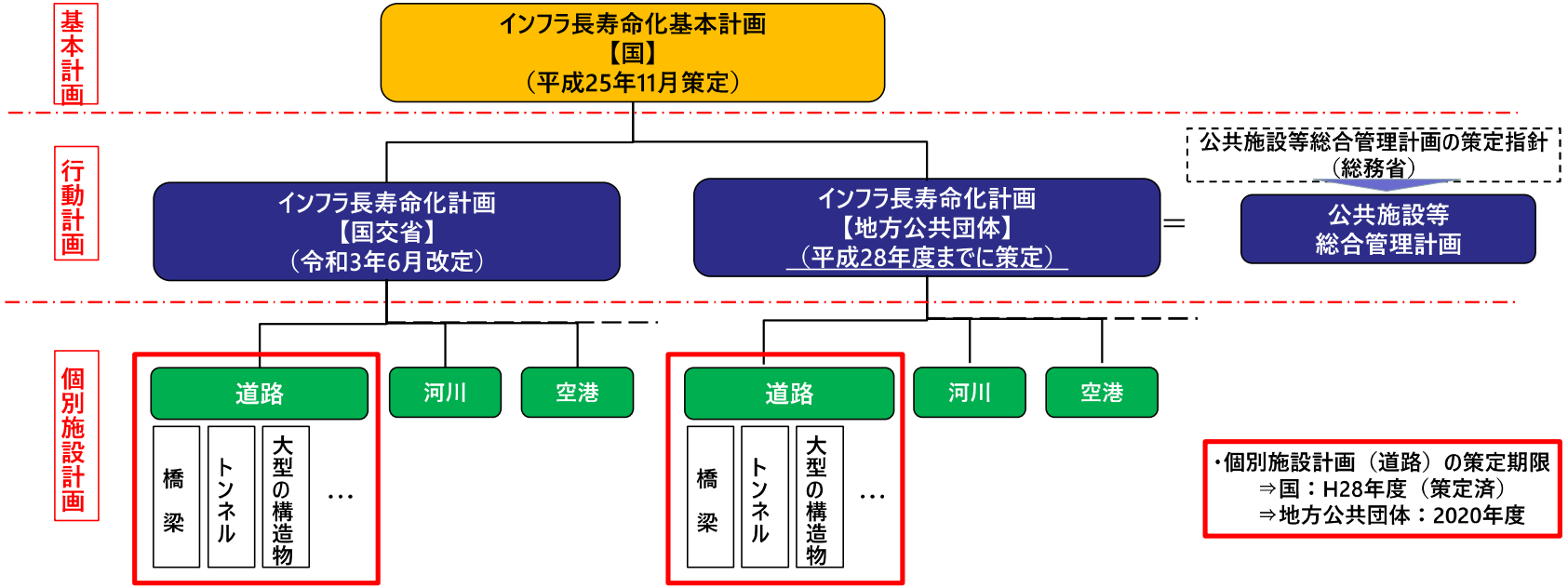


表層（アスファルト混合物）
基層（アスファルト混合物）
上層路盤
下層路盤
構築路床
路床（原地盤）
路体
路盤
路床
舗装

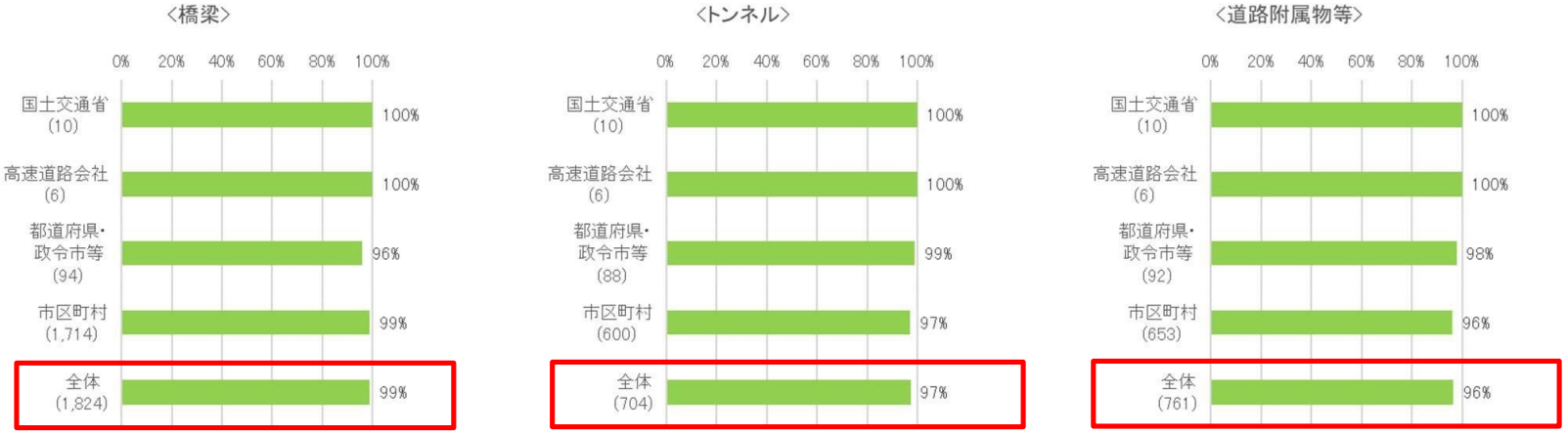
長寿命化修繕計画（個別施設計画）の策定状況

資料14

■インフラ長寿命化計画の体系



■長寿命化修繕計画（個別施設計画）策定状況　（令和４年度末時点）



※市町村は特別区を含む
※割合は個別施設計画策定対象の施設を管理する団体数により算出
※大型の構造物は横断歩道橋、門型標識、シェッド、大型カルバートであり、いずれかの施設の個別施設計画が策定されていれば策定済みとしている

国土交通省
インフラ長寿命化計画（行動計画）

令和３年度～令和７年度

令和３年６月１８日

令和６年４月１日改訂

国土交通省

上記に掲げた取り組みを含め、以下の取組を進める。

なお、進捗状況を定量的に測定するための指標を設定しているが、所管者としての取組のうち、地方公共団体が実施する取組については、設定した指標の目標達成に向けて、国の財政的、技術的支援を通じて地方公共団体の取組を促していくものである。

１．個別施設計画の策定・充実

（１）計画の更新と内容の充実

個別施設計画の策定対象となる施設について、計画が未策定である施設がある施設管理者に対して策定を促し、目標を定めて早期に策定を完了させる。

また、個別施設計画の策定後においても、施設の点検結果や利用状況、社会情勢の変化等により、個別施設毎の対応方針も変化していくことから、対応方針の見直しを含めて、個別施設計画の定期的な更新を促進する。その際に、将来の維持管理・更新費の見通しや、費用縮減に向けた具体的な方針、優先順位の考え方など、計画内容を充実していく。

地方公共団体が策定した個別施設計画について、その記載内容を一覧に取りまとめホームページにて公表する「見える化」を実施するとともに、老朽化対策にかかる補助金・交付金について、個別施設計画にコスト縮減に向けた具体的な方針を記載することを要件化するなどにより、計画内容の充実化を図っていく。

（２）施設毎の取組

施設毎の具体的な取組については、以下のとおりである。

分野	施設	所管者としての取組	管理者としての取組
道路	・橋梁 ・トンネル ・道路附属物 （横断歩道橋、門型標識、シェッド等）	・全国の橋梁（２m以上）やトンネル、道路附属物等の個別施設計画（橋梁長寿命化修繕計画等）の策定を徹底する。 ・令和３年度から、個別施設計画にコスト縮減に関する具体的な方針の記載を補助要件としている。 ・橋梁の集約・撤去などコスト縮減に関する具体的方針や、コスト縮減や事業効率化などのための新技術等の活用に係る基本方針について、個別施設計画に記載する地方公共団体が令和４年度までに100%となるよう取り組む。 ・令和３年度から、個別施設計画にコスト縮減に関する短期的な数値	・施設の点検結果やコスト縮減のための具体的取組などの項目について、個別施設計画を定期的に更新する。

		目標を定める場合には、優先的に支援を行うこととしている。 ・地方公共団体におけるコスト縮減や事業の効率化につながるよう、橋梁の集約・撤去や新技術等の活用などの短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果について、個別施設計画に記載する地方公共団体が令和７年度までに 100%となるよう取り組む。	
河川・ダム	・河川管理施設	・補助事業について、令和２年度から、ライフサイクルコスト及びその縮減に関する具体的な方針を記載することを補助要件化している。 ・交付金事業について、令和３年度から、ライフサイクルコスト及びその縮減に関する具体的な方針を記載することを要件化している。 ・施設のライフサイクルコスト及びその縮減に関する具体的な方針について、個別施設計画に記載する管理者が令和７年度までに100%となるよう取り組む。 ・管理者におけるコスト縮減や事業の効率化につながるよう、樋門・樋管等の集約・撤去や新技術等の活用などの短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果について、個別施設計画に記載する管理者が令和７年度までに 100%となるよう取り組む。	＜河川・ダム＞ ・施設の点検結果や社会情勢等の変化を踏まえ、適切に個別施設計画を更新する。
	・ダム	・施設のライフサイクルコスト及びその縮減に関する具体的な方針について、個別施設計画に記載する管理者が令和７年度までに100%となるよう取り組む。 ・管理者におけるコスト縮減や事業の効率化につながるよう、新技術等の活用などの短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果につい	

②－Ａ’通知・要請（事務次官→各都道府県知事等）

事　務　連　絡
平成 25 年 12 月 20 日

各都道府県知事　殿
各指定都市市長　殿

国土交通事務次官

インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定等について

標記の件について、平成 25 年 11 月 29 日の「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、別添１の「インフラ長寿命化基本計画（以下「基本計画」という。）」を政府として決定しましたので、通知します。

基本計画においては、各インフラを管理・所管する者がインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画である「インフラ長寿命化計画（以下「行動計画」という。）」を策定するとともに、**各インフラの管理者が行動計画に基づき、個別施設毎の具体の対応方針を定める計画である「個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）」を策定することとしております。**

また、国の役割として、「各インフラを管理・所管する者に対しては、本基本計画の考え方等に基づき、（中略）各々の団体が置かれた実状に応じて、行動計画及び個別施設計画を策定するよう要請する」こととしています。

これを受け、総務省より別添２の通知がされていますので、行動計画の策定に向け、適切な対応をお願いいたします。

併せて、**個別施設計画の速やかな策定及び公表**並びにこれらの計画に基づく取組の推進をお願い致します。また、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対して、本件の内容について周知頂きますようお願いいたします。

なお、取組の推進に当たって、参考となる資料については今後地方整備局等を通じて送付する予定としております。

別添２

事　務　連　絡
平成 25 年 12 月 3 日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市財政担当課
御中

総務省自治財政局財務調査課

「インフラ長寿命化基本計画」の決定について

平成 25 年 11 月 29 日に開催された「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、別添の「インフラ長寿命化基本計画」が決定されました。

本基本計画においては、各インフラを管理・所管する者が、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画である「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を当該基本計画に基づき策定するとともに、当該行動計画に基づき、個別施設毎の具体の対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」を策定することとされています。

また、地方公共団体の役割として、自らが管理・所有するインフラについて適切に管理するとともに、出資等を行っている各インフラの管理者に対し、必要に応じて行動計画及び個別施設計画の策定を要請することが求められているところです。

他方、総務省としても、公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況が続くことが見込まれることに鑑み、長期的な視点から、所有する全施設を対象に更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図るため、公共施設等総合管理計画の策定を各地方公共団体に対して要請することを検討しておりますが、この計画は、先述の行動計画と一体のものとして策定するものとしております。今後、総務省として公共施設等総合管理計画（行動計画）の策定について技術的助言等を実施する予定としておりますので御承知おきください。

なお、個別施設計画の策定についての技術的助言等については、各インフラの所管省庁より行われるものと承知しております。

各地方公共団体におかれては、以上のことについて御承知いただくとともに、併せて、各都道府県市区町村担当課におかれては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対してもこの旨周知をお願いします。

長寿命化修繕計画への記載事例

維持管理・更新に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を図りつつ、持続可能なインフラメンテナンスの実現を図るため、第２次「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」（計画期間：令和３年度から令和７年度まで）において、所管者として「地方公共団体におけるコスト縮減や事業の効率化につながるよう、橋梁の集約・撤去や新技術等の活用などの短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果について、個別施設計画に記載する地方公共団体が令和７年度までに100%となるよう取り組む」こととしております。

つきましては、新技術等の活用や集約・撤去などの短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果が記載された計画を対象に、「検討の背景」、「新技術の適用対象」、「活用予定の新技術」、「集約・撤去対象橋梁」、「短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果の算出方法例」などを取りまとめましたので、計画改定時の参考資料としてご活用下さい。

なお、令和５年度予算以降は、長寿命化修繕計画に新技術等の活用や集約・撤去などの短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果を記載した自治体の事業に対して、道路メンテナンス事業補助制度において優先的な支援を予定しています。

表　記載事例一覧

	管理者名	計画名
新技術等の活用に関する記載事例	北海道札幌市	札幌市橋梁長寿命化修繕計画（令和３年12月改定）
	北海道名寄市	北海道名寄市橋梁長寿命化修繕計画（令和３年11月改定）
	石川県小松市	小松市橋梁長寿命化修繕計画（変更）（令和４年２月改定）
	愛知県西尾市	西尾市橋梁長寿命化修繕計画（令和３年３月改定）
集約・撤去に関する記載事例	北海道札幌市	札幌市橋梁長寿命化修繕計画（令和３年12月改定）
	北海道名寄市	北海道名寄市橋梁長寿命化修繕計画（令和３年11月改定）
	秋田県美郷町	美郷町橋梁長寿命化修繕計画（令和３年10月改定）
	愛知県西尾市	西尾市橋梁長寿命化修繕計画（令和３年３月改定）
	広島県府中市	府中市橋梁長寿命化修繕計画（令和３年８月改定）

新技術等の活用に関する長寿命化修繕計画への記載事例1（北海道札幌市）

【３】新技術等の活用

- 重要橋梁と位置づけている斜張橋について、次回点検（3巡目点検）を予定している令和7年度に新技術である「斜長ケーブル点検技術」等を活用し、従来技術（※1）を活用した場合と比較して、近接目視点検の精度の向上、安全性の向上、約2割程度のコスト縮減を目指します。
- 重要橋梁と位置づけている上路式トラス橋について、次回点検を予定している令和7年度、令和8年度に新技術である「ドローン技術」等を活用し、従来技術（※2）を活用した場合と比較して、近接目視点検の精度の向上、安全性の向上、約6割程度のコスト縮減を目指します。
- 修繕（設計・工事）、点検の実施にあたり、新技術・新材料・新工法等について活用の検討を行い、費用の縮減や効率化などに努めます。





※1　従来技術とは、ロープを用いた近接目視点検、大型高所作業車（最大床高さ50m 相当）を用いた近接目視点検を指す。

※2　従来技術とは、ロープを用いた近接目視点検、大型橋梁点検車（差し込み長さ15m 相当）を用いた近接目視点検を指す。

出典：札幌市橋梁長寿命化修繕計画（令和 3 年 12 月改定）

【記載内容の補足説明】

（1）新技術等活用検討の背景・目的

・ 近接目視点検の精度向上、安全性の向上、コスト縮減を図ることを目的に、新技術等の活用検討に着手している。

（2）新技術の適用対象について

・ 従来点検において、ロープアクセスや特殊な大型高所作業車が必要となる斜張橋（1橋）、橋梁点検車による点検に一部難がある（ブームが入らない、作業効率が悪い）上路式トラス橋（4橋）を新技術の適用対象として設定している。

（3）活用技術の選定について

・ 活用技術は、「点検支援技術　性能カタログ　令和3年10月（国土交通省）」を参考に「斜張橋ケーブル点検ロボットＶＥＳＰＩＮＡＥ（ヴェスピナエ）【BR010025-V0021】」（斜張橋）と「全方向衝突回避センサーを有する小型ドローン技術【BR010009-V0121】」（上路式トラス橋）の活用を想定している。

（4）「短期的な数値目標」と「そのコスト縮減効果」の算出方法について

・ 「斜張橋のケーブル点検技術」の活用効果については、対象部材（ケーブル）にのみに着目し、下式に基づき、従来点検費（見積）と新技術の費用（性能カタログに掲載されている点検費用を用いて、対象橋梁のケーブル延長を按分して算出）の比較を行い、コスト縮減率を約2割と算出している。

$$\frac{\text{従来点検費（見積）（1橋分）} - \text{新技術の費用（1橋分）}}{\text{従来点検費（見積）（1橋分）}} \fallingdotseq \text{約2割}$$

新技術の費用（1橋分）
⇒カタログ掲載費用（280万円/4800m）より
ケーブル1m当りの費用（583円/m）を算出
⇒583円/mに対象橋梁のケーブル延長を乗じることで
新技術の費用を算出

・ 「上路式トラス橋の点検におけるドローン技術」の活用効果については、下式に基づき、従来点検費（実績値）と新技術の費用（性能カタログに掲載されている点検費用を用いて対象橋梁の橋面積を按分して算出）を比較し、コスト縮減率を約6割と算出している。

$$\frac{\text{従来点検費（実績値）（4橋分）} - \text{新技術の費用（4橋分）}}{\text{従来点検費（実績値）（4橋分）}} \fallingdotseq \text{約6割}$$

新技術の費用（4橋分）
⇒カタログ掲載費用（60万円/1400m^2）より
橋面積1m^{2}当りの費用（429円/m^2）を算出
⇒429円/m^{2}に対象橋梁の面積を乗じることで
新技術の費用を算出

新技術等の活用に関する長寿命化修繕計画への記載事例 2(北海道名寄市)

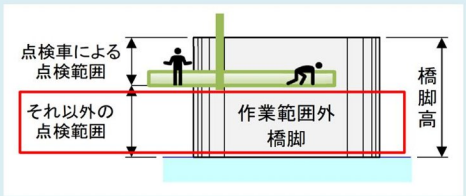
2. 新技術等の活用方針

従来技術と新技術を比較検討し、有効なものは積極的に活用していくことで、従来技術から新技術へと「技術の転換」を図り、定期点検の効率化や高度化、修繕費用の省力化や費用縮減を目指します。



2. .新技術等の活用に関する短期的な数値目標

2025年(令和7年)までの5年間に、定期点検を実施する橋梁3橋については、長大河川及び水面部、又は高橋脚等の損傷確認で、費用の縮減や事業の効率化等の効果が見込まれる新技術(あるいは新技術に類する技術)を活用し、200万円のコスト縮減を目指します。





出典：北海道名寄市 橋梁長寿命化修繕計画（令和 3 年 11 月改定）

【記載内容の補足説明】

（1）新技術等活用検討の背景・目的

- 限られた予算の中、インフラ施設の維持管理効率化、コスト縮減が喫緊の課題であったことから、新技術の活用検討に着手している。

（2）新技術の適用対象について

- 従来点検において、橋梁点検車等による近接目視が困難でありロープアクセスで点検を実施していた「高橋脚(橋台)・長大河川水面部に位置する橋脚」を新技術の適用対象として設定している。
- これによりコスト縮減と点検者の安全性の向上が見込まれると想定している。

（3）活用技術の選定について

- 活用技術は、点検を発注している点検業者に相談、聞き取り調査を行い、対象とした橋梁、範囲の点検が実施できる新技術として「UAV とアクションカメラを併用した技術」の採用を予定している。
- 新技術の選定にあたっては、今後の継続性も考慮し、地元の点検業者でも適用可能な技術（地元点検業者からの提案技術）も含めて検討している。

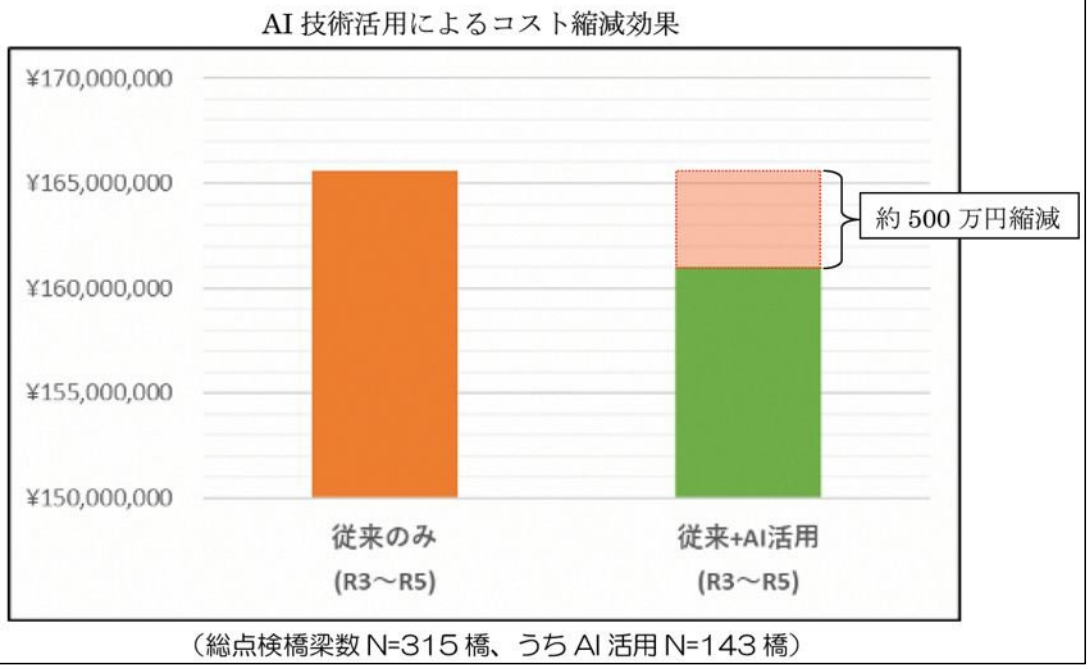
（4）「短期的な数値目標」と「そのコスト縮減効果」の算出方法について

- 短期的な数値目標及びコスト縮減効果については、従来点検（橋梁点検車及びロープアクセス）の費用と、新技術（UAV とアクションカメラを併用した技術）の費用を比較することで算出している。
- 算出にあたっては、対象部材にのみ着目し従来点検方法（ロープアクセス、橋梁点検車）で実施した場合と新技術を活用した場合の見積を取り、それらを比較することでコスト縮減額を約 200 万円と算出している。

従来点検費（3 橋分の見積） ― 新技術の費用（3 橋分の見積） ＝ 約 200 万円

新技術等の活用に関する長寿命化修繕計画への記載事例 3（石川県小松市）

・AI 技術の活用、新技術の検討（点検・診断）
→令和 3 年度～令和 5 年度の橋梁点検（N=315 橋）において、新技術である AI 橋梁診断支援システムを 143 橋に活用し、約 500 万円のコスト縮減、また点検に係る新技術の活用検討を行う。



（総点検橋梁数 N=315 橋、うち AI 活用 N=143 橋）

出典：小松市 橋梁長寿命化修繕計画（変更）（令和 4 年 2 月改定）

【記載内容の補足説明】

（1）新技術等活用検討の背景・目的

- 橋梁等の維持管理費の縮減が求められる中、まずは定期点検費を縮減し、補修費を確保していくことを目的に新技術の活用を検討している。

（2）新技術の適用対象について

- 橋長 5.0m 未満の橋梁のうち、溝橋、RC 床版橋などの単純構造の橋梁で 2 巡目以降の点検に当たる橋梁を新技術の適用対象として設定している。
- 上記に該当する橋梁は市内で 209 橋あり、令和 3 年度～令和 5 年度に定期点検を予定している 143 橋で活用することを予定している。

（3）活用技術の選定について

- 活用技術は、先行して取り組んでいる石川県内の他自治体の事例を参考に、「AI 橋梁診断システム」を活用することを想定している。
- 令和 2 年度に直営により 10 橋程度に対して試行的に活用したが、令和 3 年度からは委託により活用していく予定である。

（4）「短期的な数値目標」と「そのコスト縮減効果」の算出方法について

- 短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果については、従来点検費と新技術の費用を比較することで算出している。
- 従来点検費については、歩掛に基づき、橋面積、点検方法（地上、足場、橋梁点検車）に応じて直接工事費として算出し、新技術の費用については点検業者からの見積に基づき設定し、これらの差額約 500 万円を短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果としている。

従来点検費 （歩掛） （143 橋分）	―	新技術の費用 （見積） （143 橋分）	＝	約 500 万円

新技術等の活用に関する長寿命化修繕計画への記載事例 4（愛知県西尾市）

(4)　新技術等の活用方針

コスト縮減や維持管理の効率化を図るため、国土交通省「新技術情報提供システム（NETIS）」を活用する等、維持管理に関する最新のメンテナンス技術の積極的な活用を図ります。特に定期点検・補修設計については、国土交通省の「新技術利用のガイドライン（案）」を参考にしながら新技術等の活用を検討します。

令和６年度までに、管理する橋梁のうち１橋で新技術を活用した修繕を進め、従来技術を活用した修繕と比較して 100 万円程度のコスト縮減を目指します。

出典：西尾市 橋梁長寿命化修繕計画（令和３年３月改定）

【記載内容の補足説明】

（1）新技術等活用検討の背景・目的

- コスト縮減や維持管理の効率化を図ることを目的に新技術の活用を検討している。

（2）新技術の適用対象について

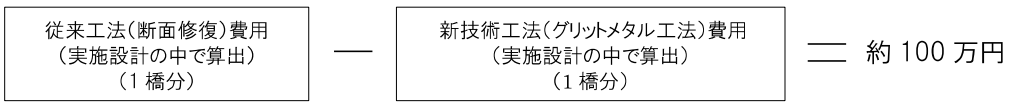
- Ⅲ判定の橋梁に対して実施設計の中で工法比較を行ったところ、該当 1 橋について従来工法よりも新技術を活用した方がコスト面で有利であるという検討結果が出たことから、新技術の適用対象として設定している。

（3）活用技術の選定について

- 活用技術は、「新技術情報提供システム（NETIS）」による情報収集と実施設計を委託しているコンサルタントからの提案により選定し、従来工法（断面修復）と比較してコスト面で有利となる「グリッドメタル工法（NETIS：QS-150039-A）」の活用を予定している。
- 対象橋梁の補修にあたっては、工事期間が渇水期に限定されることから、工期短縮の効果があることも本技術を選定した理由の１つである。

（4）「短期的な数値目標」と「そのコスト縮減効果」の算出方法について

- 短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果については、従来工法の費用と、新技術の費用を比較することで算出している。
- 実施設計の中で従来工法（断面修復）の費用と、新技術（グリッドメタル工法）の費用を比較し、その差額の約 100 万円をコスト縮減効果として設定している。



集約・撤去に関する長寿命化修繕計画への記載事例1（北海道札幌市）

【４】橋梁の集約化・撤去

・ 令和2年度点検の結果、迂回路が存在し集約が可能と考えられる3橋のうち判定区分Ⅲとなった1橋について、今後、周辺状況や利用調査を基に、令和7年度までの集約化・撤去を目指すことで、更新時期を迎える令和17年度までに必要となる費用を約6割程度縮減することを目指します。





出典：札幌市橋梁長寿命化修繕計画（令和３年 12 月改定）

【記載内容の補足説明】

（1）集約・撤去検討の背景・目的

・ 今後の維持管理費の抑制、日常管理を担っている維持業者の不足（減少・高齢化）、将来人口の減少が見込まれる中、利用者数を見据えた対応が必要と考え、集約・撤去の検討に着手している。

（2）集約・撤去対象橋梁の選定について

・ 集約・撤去対象橋梁の選定にあたっては、迂回路が存在し、利用者が限定的な橋梁を 3 橋抽出し、そのうち 2 巡目点検でⅢ判定となった橋梁を集約・撤去の対象候補として選定している。

・ 上記について、ある程度候補となり得そうな橋梁を管理者として把握しており、その中から候補を選定している。

（3）「短期的な数値目標」と「そのコスト縮減効果」の算出方法について

・ 対象橋梁について、橋梁長寿命化修繕計画より目標供用年数を 60 年に設定し、建設から 60 年目に当たる令和 17 年度に「撤去・更新した場合の費用」と「撤去のみを行った場合の費用」を比較してコスト縮減率（数値目標）を約 6 割と算出している。

・ 撤去費及び更新費については、別途設計済の橋梁の撤去費、更新費（実績）に基づき、橋面積あたりの単価を設定し、対象橋梁の橋面積を乗じることで算出している。

$$\frac{\text{撤去費＋更新費（1 橋分）⇒実績に基づき橋面積当たりの単価を設定 ⇒単価に対象橋梁の橋面積を乗じることで撤去費+更新費を算出} - \text{撤去費（1 橋分）⇒実績に基づき橋面積当たりの単価を設定 ⇒単価に対象橋梁の橋面積を乗じることで撤去費を算出}}{\text{撤去費（1 橋分）⇒実績に基づき橋面積当たりの単価を設定 ⇒単価に対象橋梁の橋面積を乗じることで撤去費を算出}} = \text{約 6 割}$$

【橋梁のグループ分けに応じた、目標供用年数と維持管理レベル】

	グループ	適 用 条 件	目標供用年数	維持管理レベル
重要橋梁	①	JR 線、高速道路を跨ぐ橋梁、又は豊平川に架かる橋長 15m以上の橋梁（新御料橋より下流）	100 年以上	予防保全(1)
	②	緊急輸送道路、都市計画道路を跨ぐ橋長 15m 以上の橋梁、又は緊急輸送道路、都市計画道路上の橋長 15m以上の橋梁で①に該当しない橋梁	100 年	予防保全(2)
	③	① ②以外の橋長 15m以上の橋梁		
一般橋梁	④	① ②以外の橋長 15m未満の橋梁	60 年	事後保全
	⑤	ボックスカルバート橋など		

※予防保全(1)：できるだけ長寿命化（供用年数100年以上）を図るため、損傷が軽微な段階で対策を行うとともに、耐久性を向上させる補修工法を選択するレベルの高い保全方法
※予防保全(2)：長寿命化（供用年数100年）を図るため、損傷が軽微な段階で対策を行う保全方法
※事後保全 ：橋梁点検等による経過観察を継続的に実施し、安全上の問題が生じる前の段階で対策を行う保全方法
※維持管理レベルの詳細はP18を参照。

・ 出典：札幌市橋梁長寿命化修繕計画（令和 3 年 12 月改定）

集約･撤去に関する長寿命化修繕計画への記載事例 2（北海道名寄市）

1. 集約化・撤去に関する短期的な数値目標

2025年(令和7年)までの5年間に、管理橋梁である智南橋について、社会経済情勢や施設の利用状況の変化、施設周辺の道路の整備状況、点検・修繕・更新等に係る中長期的な費用等を考慮しつつ、施設の撤去に伴う迂回路整備や、機能縮小などの検討を行い、50万円のコスト縮減を目指します。

出典：北海道名寄市 橋梁長寿命化修繕計画（令和 3 年 11 月改定）

【記載内容の補足説明】

（1）集約・撤去検討の背景・目的

- 橋梁等の維持管理費の縮減が求められる中、ほとんど利用されていない橋梁があることが判明し、定期点検費もかさんでいたことから、集約・撤去の検討に着手している。

（2）集約・撤去対象橋梁の選定について

- 対象橋梁は、1 巡目、2 巡目の橋梁定期点検を行った際、いずれも橋梁自体や、橋梁にアクセスする道路が利用されている形跡がなかったことから、今後も利用頻度がほとんどないと判断し、集約・撤去の対象として選定している。
- 対象橋梁は、橋長は長くない（橋長 12.7m、幅員 6m）が、桁高が高く橋梁点検車を使用した点検が必要であったため定期点検費がかさんでいた。

（3）「短期的な数値目標」と「そのコスト縮減効果」の算出方法について

- 令和 7 年度までに撤去を実施することで、「定期点検費 1 回分（約 50 万円：実績値）」が縮減できるものとし、これをコスト縮減効果（数値目標）として設定している。
- なお、対象橋梁の点検結果はⅡ判定であったため「修繕費」の縮減は見込んでいない。

集約･撤去に関する長寿命化修繕計画への記載事例 3(秋田県美郷町)

４．新技術の活用方針

【基本方針】
・管理する橋梁について、機能縮小、複数施設の集約化などの検討を行い、点検・修繕・更新等に係る中長期的な費用の縮減を行い、維持管理の更なる高度化、効率化を目指します。

【新技術等の活用の令和３年度から令和７年度までの短期的な数値目標】
・管理する 380 橋のうち、５橋の橋梁で新技術の活用を目指します。

【集約化・撤去の令和３年度から令和７年度までの短期的な数値目標】
・迂回路が存在し集約が可能な橋梁について、令和７年度までに２橋の集約化・撤去を目指します。

【費用縮減の令和３年度から令和７年度までの短期的な数値目標】
・新技術等の活用や集約化・撤去の取組を実施することで、令和７年度までに約６千万円のコスト縮減を目指します。

出典：美郷町橋梁長寿命化修繕計画（令和 3 年 10 月改定）

【記載内容の補足説明】

（1）集約・撤去検討の背景・目的

・ 点検・修繕・更新等に係る中長期的な費用の縮減を行うことを目的として集約・撤去を検討している。

（2）集約・撤去対象橋梁の選定について

・ 直営点検を実施した橋梁のうち、Ⅲ判定の橋梁で、迂回路が存在し、利用者が限定的な橋梁 2 橋を撤去対象候補として選定している。

・ 管理橋梁全体（380 橋）からルールや基準を定めて抽出したのではなく、ある程度候補となり得そうな橋梁を管理者として把握しており、その中から候補の選定を行っている。

（3）「短期的な数値目標」と「そのコスト縮減効果」の算出方法について

・ 令和 7 年度までに対象 2 橋について集約・撤去を実施することで、当面必要となる「修繕費（2 橋分：約 6 千万円））」が縮減できるものとし、これをコスト縮減効果（数値目標）として設定している。

・ 修繕費は、対象橋梁と同規模の橋梁を修繕した際に発生した修繕費（実績）に基づき、を算出している。

・ なお、対象橋梁は直営点検対象であったため「定期点検費」の縮減は見込んでいない。

修繕費（2 橋分） ⇒同規模の橋梁の修繕費（実績）×2	＝	約 6 千万円

集約･撤去に関する長寿命化修繕計画への記載事例 4（愛知県西尾市）

(5)　コスト縮減に関する具体的な方針

西尾市が管理する橋梁は 1,200 橋と多いため、第三者被害の可能性、交通量、地元の利便性、迂回路の存在、橋梁の損傷状況や劣化の進行性を考慮し、集約化・撤去の検討を進めていきます。また、定期点検・補修工事を実施する場合には、橋梁等の新技術（画像計測技術、非破壊検査技術）等を活用するなどコスト縮減を検討します。

新技術等の活用方針と同様に、管理する橋梁のうち 4 橋で小規模橋梁のボックスカルバート化、若しくは集約化・撤去に取組み、300 万円程度のコスト縮減を目指します。

出典：西尾市 橋梁長寿命化修繕計画（令和 3 年 3 月改定）

【記載内容の補足説明】

（1）集約・撤去検討の背景・目的

- 橋梁定期点検の結果、Ⅲ判定となった橋梁に対して、地元へ聞き取りを行ったところ使用頻度が低い橋梁があったことから、撤去の検討を行っている。

（2）集約・撤去対象橋梁の選定について

- 定期点検の結果、損傷が著しくⅣ判定に近いⅢ判定の橋梁が 3 橋程度あり、それらに対して撤去費と修繕費の比較、地元との合意形成を行い、撤去が可能な 1 橋を集約・撤去対象として選定している。
- 小規模橋梁に対するボックスカルバート化も並行して進めている。

（3）「短期的な数値目標」と「そのコスト縮減効果」の算出方法について

- 撤去対象について、施工業者からの見積に基づき撤去費と修繕費を比較し、その差額約 200 万円を撤去によるコスト縮減効果としている。
- また、小規模橋梁のボックスカルバート化により橋長 2m 未満となり橋梁点検対象から外れる橋梁が 3 橋あるため、これらの橋梁と上記撤去対象の計 4 橋分の点検費約 100 万円（1 橋あたり 25 万円×4 橋）もコスト縮減効果として見込み、合計約 300 万円としている。

対象橋梁　修繕費（見積）	－	対象橋梁　撤去費（見積）	＝	約 200 万円
点検費（1 橋あたり 25 万円）	×	4 橋 ⇒撤去橋梁 1 橋+ボックスカルバート化橋梁 3 橋	＝	約 100 万円
			コスト縮減効果（合計）	約 300 万円

集約･撤去に関する長寿命化修繕計画への記載事例 5（広島県府中市）

（2）橋梁の集約化・撤去

通行規制が必要となるような重大な損傷を有する橋梁や通行量が少なく近傍に機能が集約できる橋梁等については、延命化や架替えの検討と併せて、利用状況や代替えルートの確保などを考慮しながら、令和７年度までに２橋の集約化・撤去について検討します。

（3）費用縮減

橋梁の集約化・撤去に伴い、集約化の対象となる橋梁の修繕及び定期点検にかかる費用として、令和７年度までに 30.7 百万円の縮減を目標とします。

また、１巡目の定期点検で橋梁点検車及び高所作業車を使用した橋梁（管理橋梁の約１割）については、新技術の活用を重点的に検討し、令和７年度までに従来技術を活用した場合と比較して約１百万円のコスト縮減を目指します。

出典：府中市橋梁長寿命化修繕計画（令和 3 年 8 月改定）

【記載内容の補足説明】

（1）集約・撤去検討の背景・目的

- 平成 30 年の豪雨災害の際に対象橋梁である潜水橋 2 橋近辺で水位が上昇し、計画高水位を超えていた。調査の結果、流木等河積阻害により潜水橋自体が 50cm 程度水位上昇に影響があると判明したため、今後の豪雨等により破堤などの最悪の事態を避けるためこれら 2 橋の撤去を実施する判断に至っている。

（2）集約・撤去対象橋梁の選定について

- 上記のとおり平成 30 年の豪雨災害を契機に治水安全上（周辺市街地の安全確保）の観点から撤去対象を選定している。

（3）「短期的な数値目標」と「そのコスト縮減効果」の算出方法について

- 令和 7 年度までに対象橋梁 2 橋について集約・撤去を実施することで、「定期点検費（1 回分）」及び当面必要となる「修繕費」が縮減できるとし、これらの合計約 30.7 百万円をコスト縮減効果（数値目標）として設定している。
- 定期点検費は歩掛により算出し、修繕費は長寿命化修繕計画時に算出していた概算額を適用している。

定期点検費（2 橋分）（歩掛） ＋ 修繕費（2 橋分）⇒長寿命化修繕計画時に算出していた概算額 ＝ 約 30.7 百万円

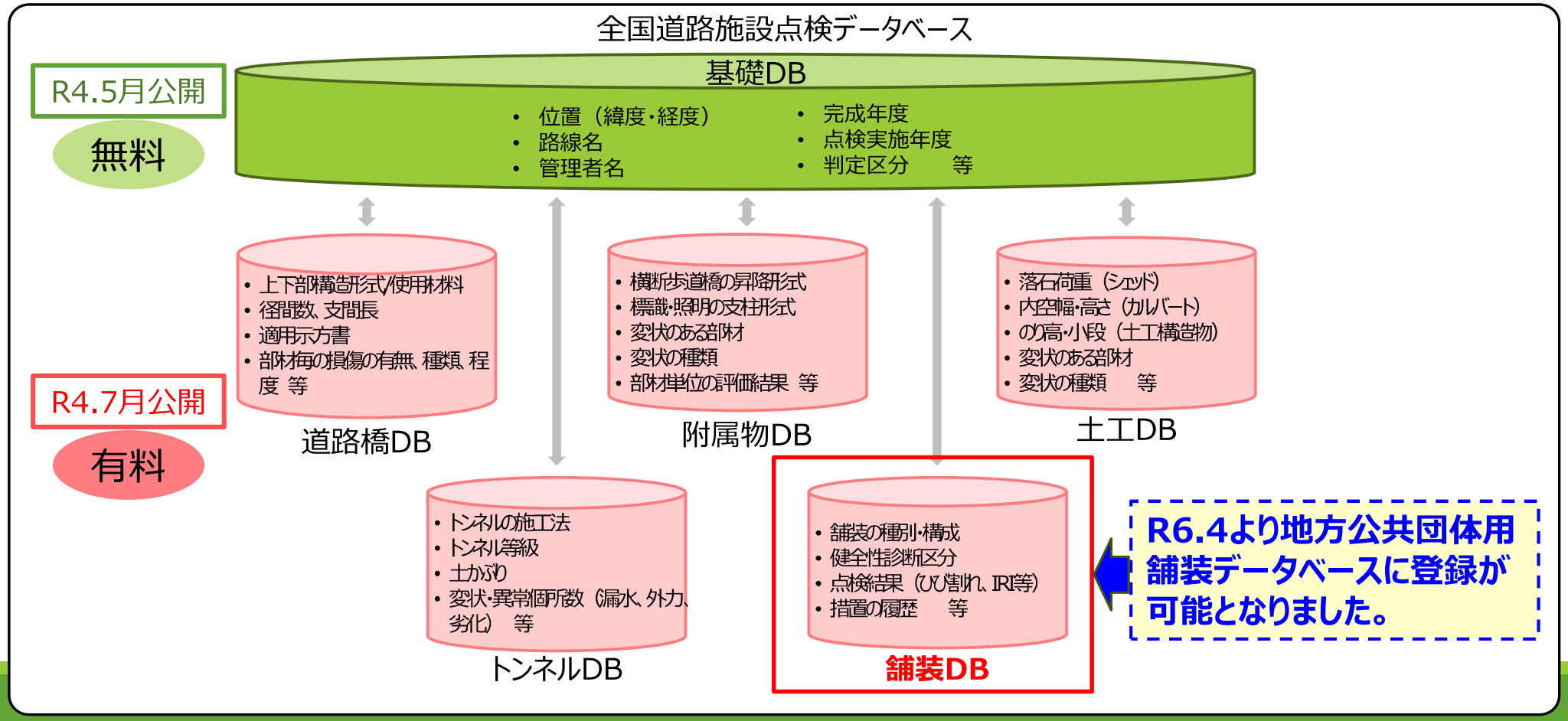
全国道路施設点検データベースを使った登録について

資料15

- 全国道路施設点検データベースを活用した、77条調査の登録方法になります。
  登録にあたってはマニュアル等を参照し入力をお願いします。

【参　考】

- 全国道路施設点検データベースは、基礎的なデータを格納する基礎データベース(基礎DB)及び道路施設毎のより詳細なデータを格納するデータベース群（詳細DB）で構成。
- 基礎DBは令和4年5月に、詳細データベースは同年7月に公開開始：webブラウザからの閲覧等が可能。加えてAPI（Application Programming Interface）を公開



JICE 一般財団法人 国土技術研究センター Japan Institute of Country-ology and Engineering

地方公共団体用
舗装データベース

操作マニュアル

2024/3/11　V2.1

一般財団法人　国土技術研究センター

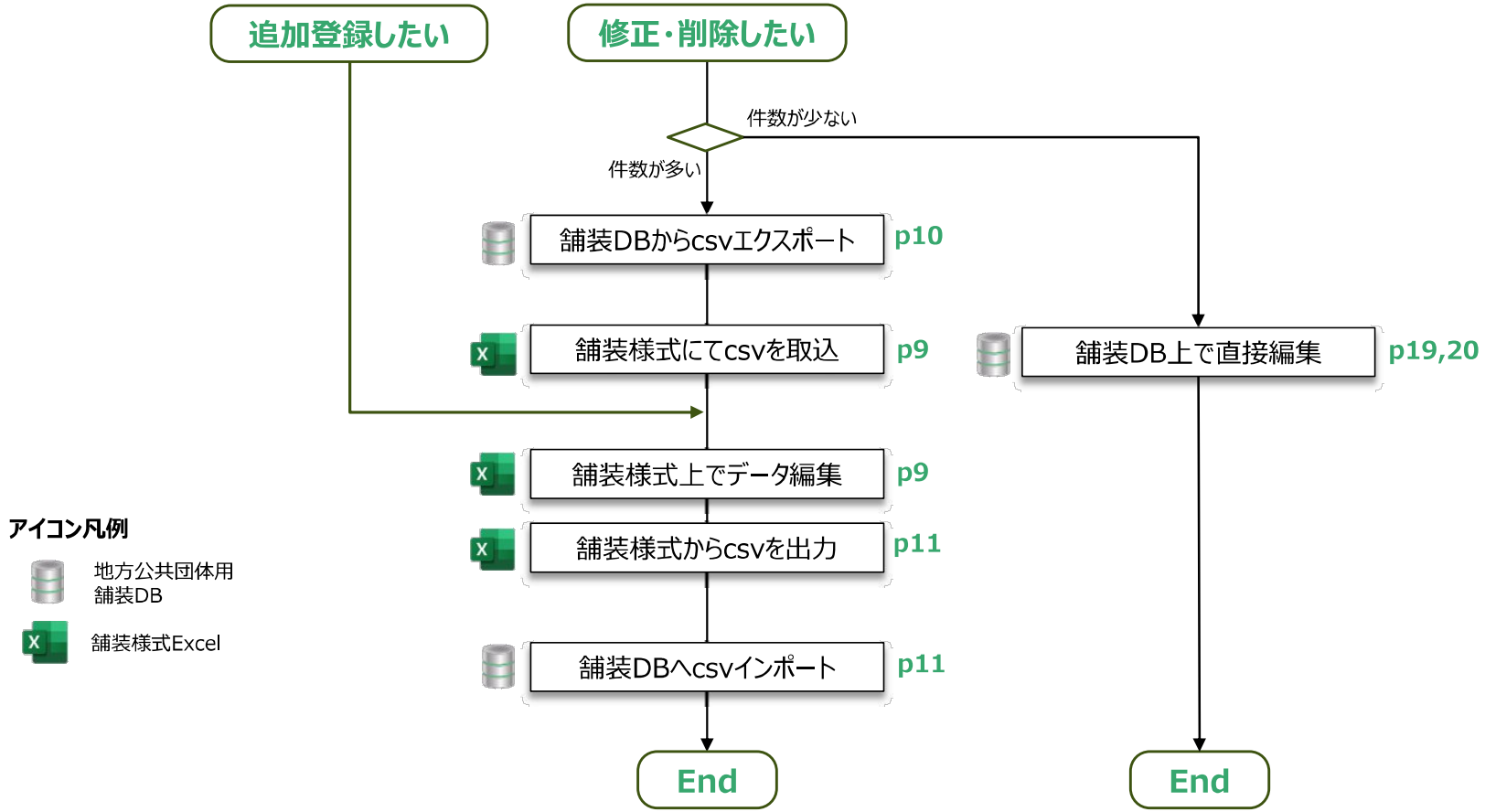
目次

- ログイン、データ表示 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.04
- データ項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.05
- 舗装様式Excel ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.09
- 点検データのエクスポート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.10
- 点検データのインポート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.11
- データ検索（簡易） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.12
- データ検索（詳細） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.13
- 画像ファイルの添付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.14
- データ集計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.15
- 資料ダウンロード ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.16

- データ修正（直接）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.18
- データ削除（直接）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.19
- プレートのお気に入り登録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.20
- よくあるトラブルと対処方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.21

操作の流れ

- 目的別の操作の流れを以下に示します。



ログイン、データ表示

JICE 一般財団法人 国土技術研究センター Japan Institute of Country-ology and Engineering

- 下記URLにアクセスし、DB内の登録データを表示します。

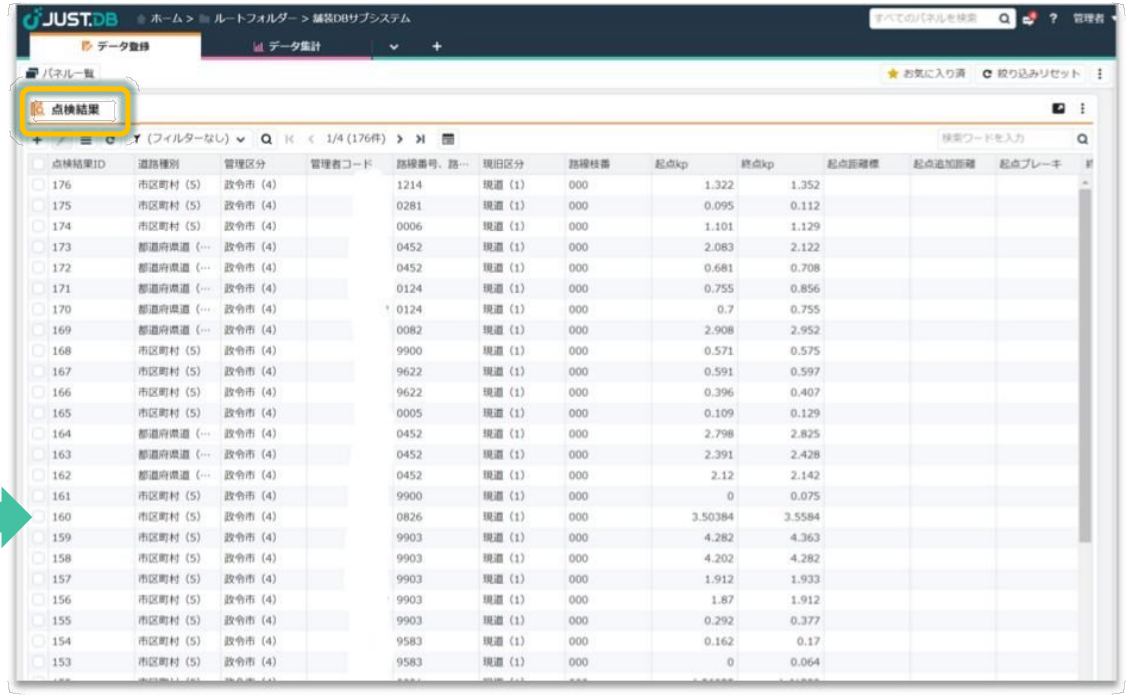
https://pavementdb.just-db.com/sites/login



①ID、パスワードを入力し、ログイン



②データ登録　をクリック



③「点検結果」タグを選ぶと、管理対象となる道路データが表示されます
※H29以降、毎年度当初に道路メンテナンス年報集計用に提出いただいた
Excel様式のデータが表示されます
※ログインした自治体以外のデータは表示されません

◆Tips

ホーム画面にアイコンが表示されない場合は、21ページ
「プレートのお気に入り登録」を実施願います

データ項目（1/3）

JICE 一般財団法人 国土技術研究センター Japan Institute of Country-ology and Engineering

必須	項目名	概要・備考
	差分更新方法	インポート時の操作コマンドを半角記号で入力。　＋(プラス)：データ追加　-(マイナス)：データ削除　空欄：データ更新
	点検結果ＩＤ	データ追加の場合は空白にする。データを削除、更新する場合は、従前のIDは消さずに残して下さい。
○	道路種別	1:高速自動車国道、2:一般国道（指定区間）、3:一般国道（指定区間外）、4:都道府県道、5:市町村道、9：複数種別の混在
○	管理区分	1:国、2:都道府県、3:道路公社、4:政令市、5:市区町村、6:高速道路会社
○	管理者コード	総務省による地方公共団体コード（6桁数字）、道路公社も別途コード化。コードは地公体用DBのログインIDと同じ
○	路線番号・路線名	路線番号を基本としますが、路線名（和文）の入力や両方の併記も可能 ※点検年度別、健全性（Ⅰ、Ⅱ）別の点検延長合計を入力する場合は「合計」と記載
	現旧区分	1:現道、2:旧道、3:新道
	路線枝番	バイパス・現道のダブルウェイ区間や、路線を管理事務所やブロック等で区分している場合など、同一の路線番号でKPが重複する場合は枝番を設定し、路線番号・路線名と路線枝番、KPが重複しないてください。
※	起点KP	km単位の小数表記
	終点KP	〃
	起点距離標	路線の起点側の最寄り距離標の値をkm単位の小数表記
	起点追加距離	上記距離標からの追加距離をm単位の整数表記
	起点ブレーキ情報	ブレーキ区間に該当する場合、1と記入
	終点距離標	（上記「起点距離標」に同じ）
	終点追加距離	（上記「起点追加距離」に同じ）
	終点ブレーキ情報	プラスのブレーキ区間に該当する場合、1と記入 マイナスのブレーキ(次の距離標と同位置)の場合、-1と記入
	起点緯度	十進表記（記入いただいた場合、損傷マップに表示可能）
	起点経度	〃
	終点緯度	十進表記（損傷マップでは起点に点表示するため、使用しない）
	終点経度	〃
○	車線延長	m単位（区間の延長ではなく車線延長を記入）。多車線道路での代表車線調査の結果を登録する場合、車線ごとに行を分けて同じ点検結果を登録するか、車線コードを91(車道全体)として区間中の車線延長を入力するかいずれかの方法で登録
	上り下り	1:上り、2:下り、3:上下、9:その他　※3は上下区分のない（中央線のない）道路において適用。集計値を登録する場合は空欄

※3パターンでの起終点情報の入力が可能です。

- ●基本はKP（km単位）で指定：黄色の項目を入力
  （例：1.25～1.27（kp））
- ●距離標と追加距離で指定する場合：水色の項目を入力
  （例：1.2 ＋ 50 ～ 1.2 ＋ 70　※ﾌﾞﾚｰｷ情報は必要な場合）
- ●緯度経度で指定する場合：赤色の項目を入力
  （例：35.12345，135.12345 ～ 35.12456，135.12456）

※いずれか1種類**以上**での入力をお願いします

※起終点緯度経度は、わかる場合に記入ください

データ項目（2/3）

JICE 一般財団法人 国土技術研究センター Japan Institute of Country-ology and Engineering

必須	項目名	概要・備考
○	分類	「舗装点検要領」に基づく道路の分類。数字で記入　（A：1、B：2　C：3　D：4）
	車線コード	第1車線を1、第2車線を2、右折車線を11とする舗装DBのコードを利用。代表車線調査の結果をまとめて登録する場合、車道部全体(91)も利用可。集計値を登録する場合は空欄
	その他位置内容	ランプの点検結果を登録する場合はその名称等、路線番号・現旧区分・枝番以外の区間情報があれば記入
○	舗装種別	1:アスファルト舗装(排水性以外または詳細不明)　2:排水性アスファルト舗装　3:コンクリート舗装　9:その他
○	点検年度	点検を実施した年度を記入。年度不明の場合や複数年度の集計値を登録する場合は”9999”と記入
○	健全性コード	健全性Ⅰ：10、Ⅱ：20、Ⅲ：30、Ⅲ-1：31、Ⅲ-2：32、未点検：99　※修繕後も次回の点検まで健全性コードは更新しない
	判断基準コード	以下を参照し、健全性の判断のもととなった調査項目のコードを入力ください。 1:ひび割れ、2:わだち掘れ、3:IRI、4:(コンクリート舗装の)目地部破損、5:詳細調査、9:その他 11:ひび割れ+わだち掘れ、12:ひび割れ+IRI、13:わだち掘れ+IRI、14:ひび割れ+わだち掘れ+IRI ※上記以外の組合わせで健全性を判断した場合は主たる調査項目のコードを入力し、その他の調査項目の名称を「その他判断基準内容」に入力ください
	その他判断基準内容	健全性の判断に至った、上記「判断基準コード」以外の情報があれば自由に入力ください
	ひび割れ点検手法コード	1:路面性状測定車、3:ビデオカメラによる撮影映像の画像解析、4:目視(徒歩点検)、5:目視(車上点検)、6:目視(方法不明)、9:その他
	ひび割れ点検手法詳細	画像解析システムの名称等、点検手法として特に記録に残すべき情報があれば自由に入力ください
	ひび割れ区分	「舗装点検要領」の区分に基づくコードを入力（1:0~20%, 2:20~40%, 3:40%~）。不明の場合は空欄
	ひび割れ計測値	平均ひび割れ率を整数あるいは小数で入力ください。単位”%”は入力しないでください
	わだち掘れ点検手法コード	1:路面性状測定車、2:スマートフォンセンサデータの解析、3:ビデオカメラによる撮影映像の画像解析、4:目視(徒歩点検)、5:体感・目視(車上点検)、6:体感・目視(方法不明)、9:その他
	わだち掘れ点検手法詳細	スマホセンサーや画像解析等のシステム名称等、特に記録に残すべき情報があれば自由に入力ください
	わだち掘れ区分	「舗装点検要領」の区分に基づくコードを入力（1:0~20mm, 2:20~40mm, 3:40mm~）。不明の場合は空欄
	わだち掘れ計測値	平均のわだち掘れ両をmm単位の整数あるいは小数で入力ください。単位”mm“は入力しないでください
	IRI点検手法コード	1:クラス 1(水準測量)、2:クラス 2(プロファイル測定装置)、3:クラス 3(RTRRMS)、4:クラス 4(体感・目視)、5:平坦性からの変換、8:不明、9:その他
	IRI点検手法詳細	測定装置やシステムの名称等、特に記録に残すべき事項があれば自由に入力ください

データ項目（3/3）

JICE 一般財団法人 国土技術研究センター Japan Institute of Country-ology and Engineering

必須	項目名	概要・備考
	IRI区分	「舗装点検要領」の区分に基づくコードを入力（1:0~3mm/m, 2:3~8mm/m, 3:8mm/m~）。不明の場合は空欄
	IRI計測値	調査区間の IRI を mm/m 単位（整数あるいは小数）で入力ください。単位”mm/m”は入力しないでください
	目地部健全性	コンクリート舗装区間で、目地部の損傷状況を入力（1:欠け等の損傷あり、2:損傷なし）
	目地部破損状況	目地部健全性が1：損傷あり だった場合、損傷状況を入力ください
	使用目標年数到達年度	使用目標年数（「舗装点検要領」参照）を設定している場合、当該区間の最終修繕年度に使用目標年数を加えた値を記入
	前回点検年度	上記「健全性Ⅲと判定された点検」より1回前の点検を実施した年度を西暦4桁で記入。不明の場合空欄 ※前回点検では複数の区間に分かれる場合、最近の点検年度を記載
	前回健全性コード	健全性Ⅰ：10、Ⅱ：20、健全性Ⅲ：30、Ⅲ-1：31、Ⅲ-2：32。不明の場合空欄
	修繕着手年度	修繕設計に着手した年度を西暦4桁で記入 ※切削オーバーレイや舗装打換など1車線以上の幅に対しておこなう工事を記録対象とします ひび割れへのシール材注入やわだち部のオーバーレイなど、車線内の一部分のみに対する補修工事は対象としません ※既存リストの区間の一部のみ修繕設計に着手した場合は行を分けてください
	修繕完了年度	修繕工事を完了した年度を西暦4桁で記入 ※既存リストの区間の一部のみ工事を実施した場合は行を分けてください
○	用いている技術基準	1：直轄版「舗装点検要領」、 2：「舗装点検要領」技術的助言版、 3：独自の点検要領、 9：不明
	点検サイクル	何年ごとに点検する計画か、年数を整数で記載。**未記入の場合は 5年 とみなします。異なる場合は、正しい年数を入力願います**
	点検結果備考	自由記述
	データ登録者	担当者名などを記録する必要があれば記入
	担当組織	（システムが自動入力）
	担当組織（名称）	〃
	（予備コード）	
	作成者	（システムが自動入力）
	作成日時	〃
	更新者	〃
	更新日時	〃

起終点情報

- 起終点情報は、距離標値(KP)による登録を基本に、複数の入力方法に対応（p5表参照）
  - ●基本はKP（km単位）で指定：p5表中、黄色の項目を入力
    （例：1.25～1.27 (kp)）
  - ●距離標と追加距離で指定する場合：p5表中、水色の項目を入力
    （例：1.2 + 50 ～ 1.2 + 70 ※ブレーキ情報は必要な場合）
  - ●緯度経度で指定する場合：p5表中、赤色の項目を入力
    （例：35.12345 , 135.12345 ～ 35.12456 , 135.12456）

※いずれか1種類"**以上**"での入力をお願いします
※●●で入力した場合も、起終点緯度経度がわかれば、両方を入力ください

- 距離標を定めていない場合の起終点情報の入力方法
  - ●路線の起点からの延長により記録（km単位） **※上記KPと同じ**
    （例：市道○号 1.25～1.27 (kp)）
  - ●主要交差点等ごとに路線枝番を定め、各枝番の起点からの延長により記録
    （例：市道○号 枝番△ 0.00～0.02 (kp)）
    ※定めた路線枝番のリストは、別途メール等にて管理運営団体に提供ください。
  - ●起終点の緯度経度で指定
    （例：35.12345 , 135.12345 ～ 35.12456 , 135.12456）

□緯度経度座標の取得方法
- ✓ google mapを開き、緯度経度座標を求めたい点で右クリック。
- ✓ 一番上の行に表示された数字（緯度, 経度）を左クリックするとコピー。
- ✓ 様式にペーストすると緯度, 経度が一つのセルにペーストされる
  緯度と経度とのセルを分けて完成

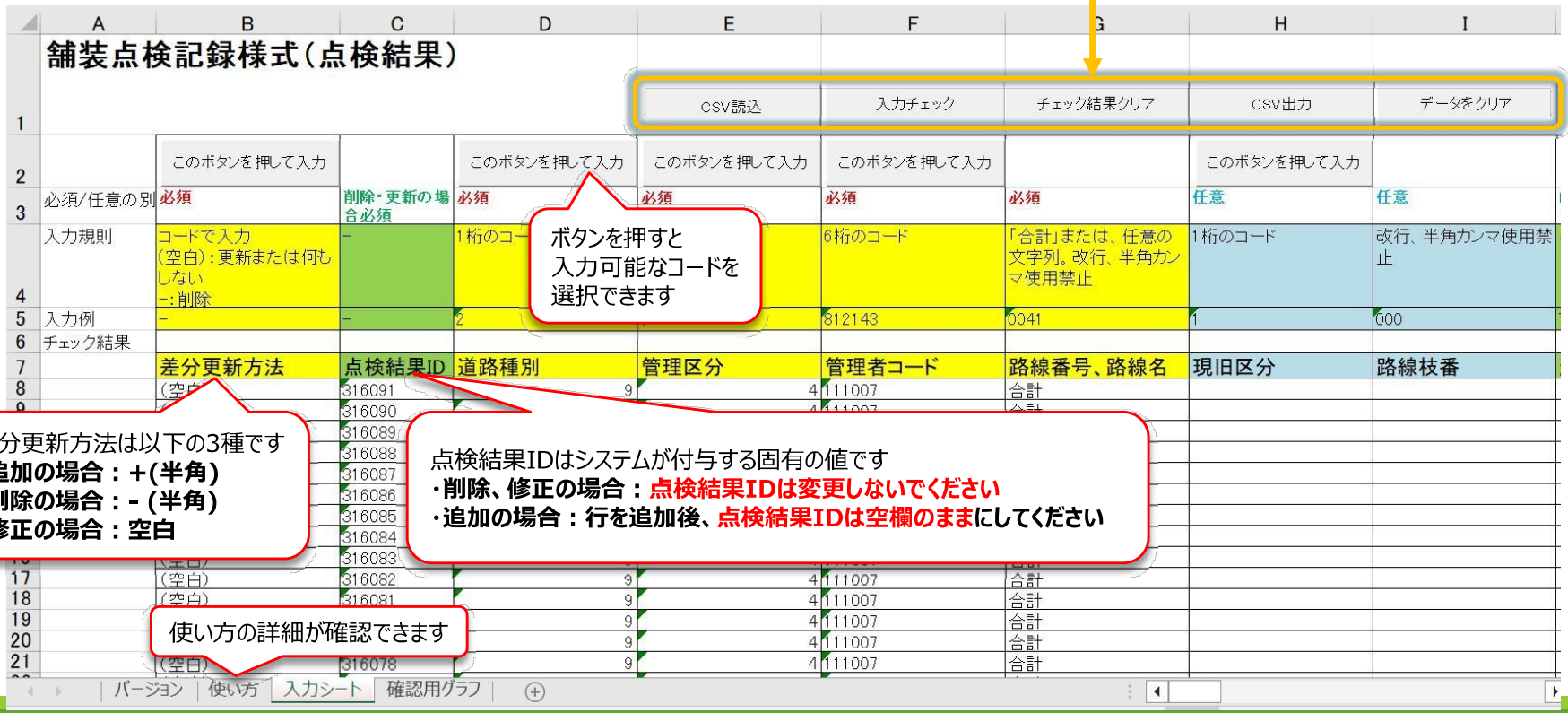


舗装様式Excel

JICE 一般財団法人 国土技術研究センター Japan Institute of Country-ology and Engineering

- JICEホームページ(リンク) で提供する舗装様式（マクロ付きExcel）を用いることで、DB登録前のチェック、登録内容の一括修正、削除が可能です。

CSV読込	• DBからエクスポートしたCSVファイルを読込み
入力チェック	• 不適切なコードや必須項目の未入力を赤く表示
チェック結果クリア	• 入力チェックで赤く表示された結果をクリア
CSV出力	• DBにインポートするCSVファイルを出力
データをクリア	• 入力やチェックの結果すべて消去し、白紙に戻す



点検データのエクスポート

- データ修正、削除を行う場合は、DBの情報を一旦舗装様式に取込み、操作に慣れたExcel（舗装様式）上で編集した後に、DBにインポートする方法が便利です。



①右上の ≡ ボタンで表示されるメニューより「**エクスポート**」をクリック

登録データ（csv）



②ダウンロードフォルダ内に
csvファイルが作成されます

③様式Excelの「csv読込」ボタンを押し、
ダウンロードしたCSVファイルを読み込みます

点検データのインポート

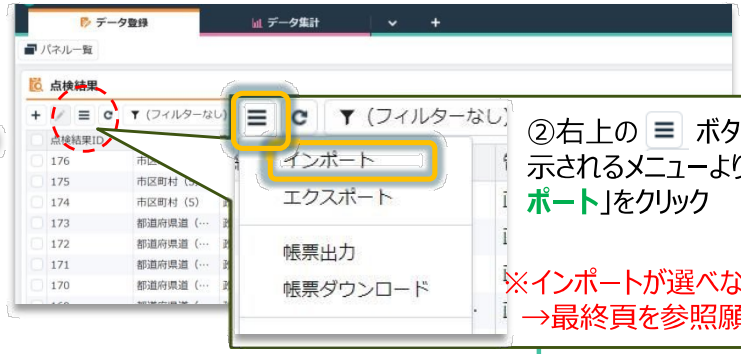
JICE 一般財団法人 国土技術研究センター Japan Institute of Country-ology and Engineering

- 舗装様式より出力したCSVファイルをインポートすることで、一括登録・修正・削除が可能です。

①様式Excelの「csv出力」ボタンを押し、
出力したCSVファイルを準備



登録データ（csv）

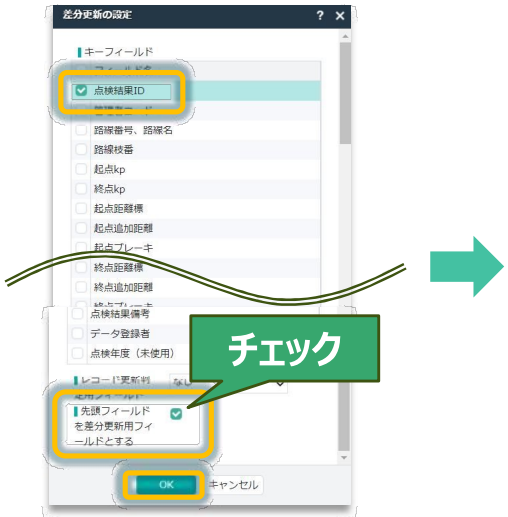


②右上の ≡ ボタンで表示されるメニューより「**インポート**」をクリック

※インポートが選べない場合
→最終頁を参照願います



③準備したcsvファイルを選択。
続いて「**フィールドの自動選択**」をクリック。
「**差分更新**」**をチェック**後、「**設定**」をクリック



④キー項目となる「**点検結果ID**」**を選択。**そのまま一番下までスクロールし、「**先頭フィールドを差分更新用とする**」**にチェックを入れた後、**「OK」

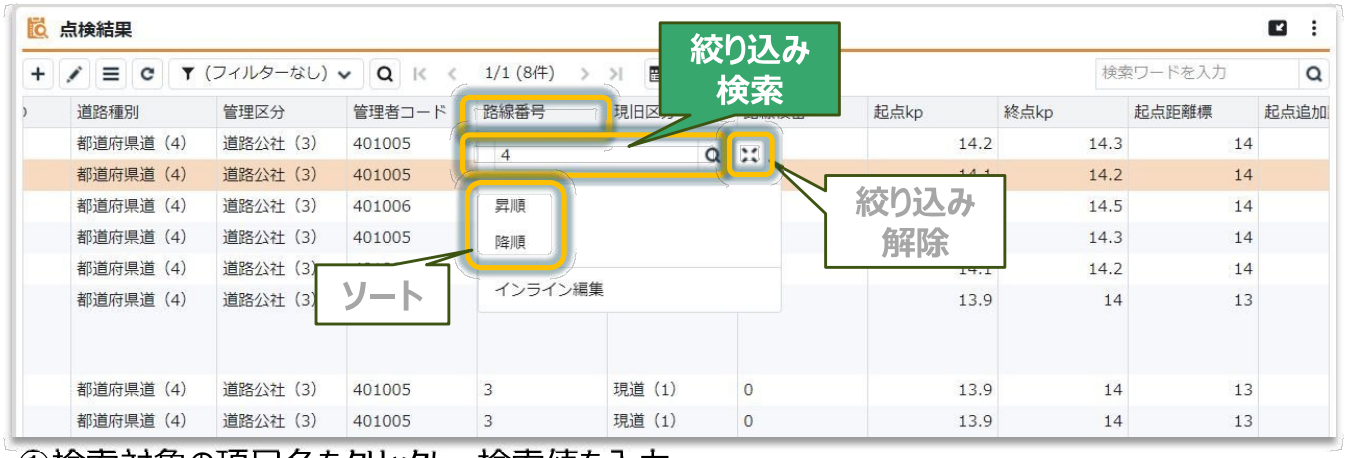


⑤前画面に戻るので「**インポート確認**」をクリック。
全件成功であれば、メッセージを閉じ、「**インポート**」クリック

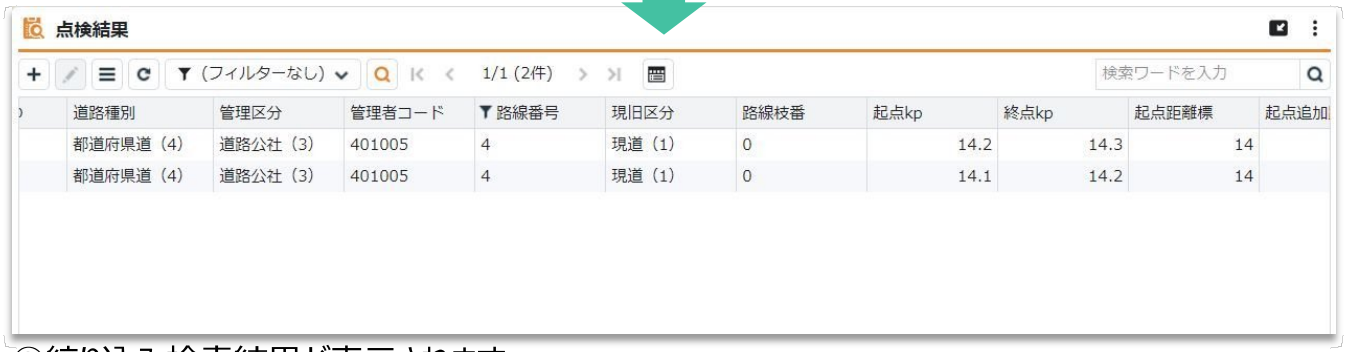
⑥インポート開始メッセージを閉じ、左上の 更新 ボタンを押すと、最新状態が画面上に反映されます

データ 検索（簡易）

- 項目名をクリックすると、ソートや簡易検索が可能です。
  ・数値フィールド　・・・　ソート（昇順／降順）
  ・文字フィールド　・・・　絞り込み検索、ソート（昇順／降順）



①検索対象の項目名をクリックし、検索値を入力



②絞り込み検索結果が表示されます

データ 検索（詳細）

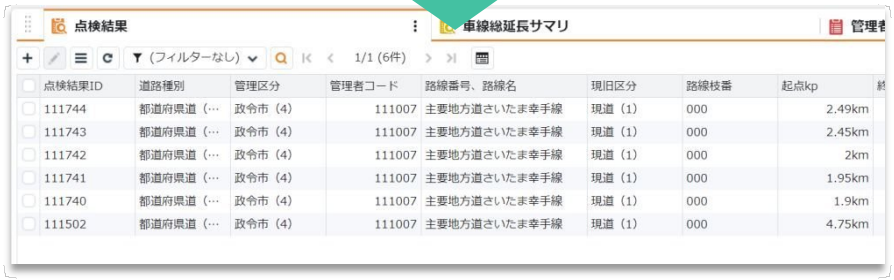
- 複雑な条件式を用いた詳細検索が可能です。



①フィルター横の虫眼鏡アイコンをクリック



②「**詳細検索**」タブを選び、検索したい条件を入力し、「検索」をクリック



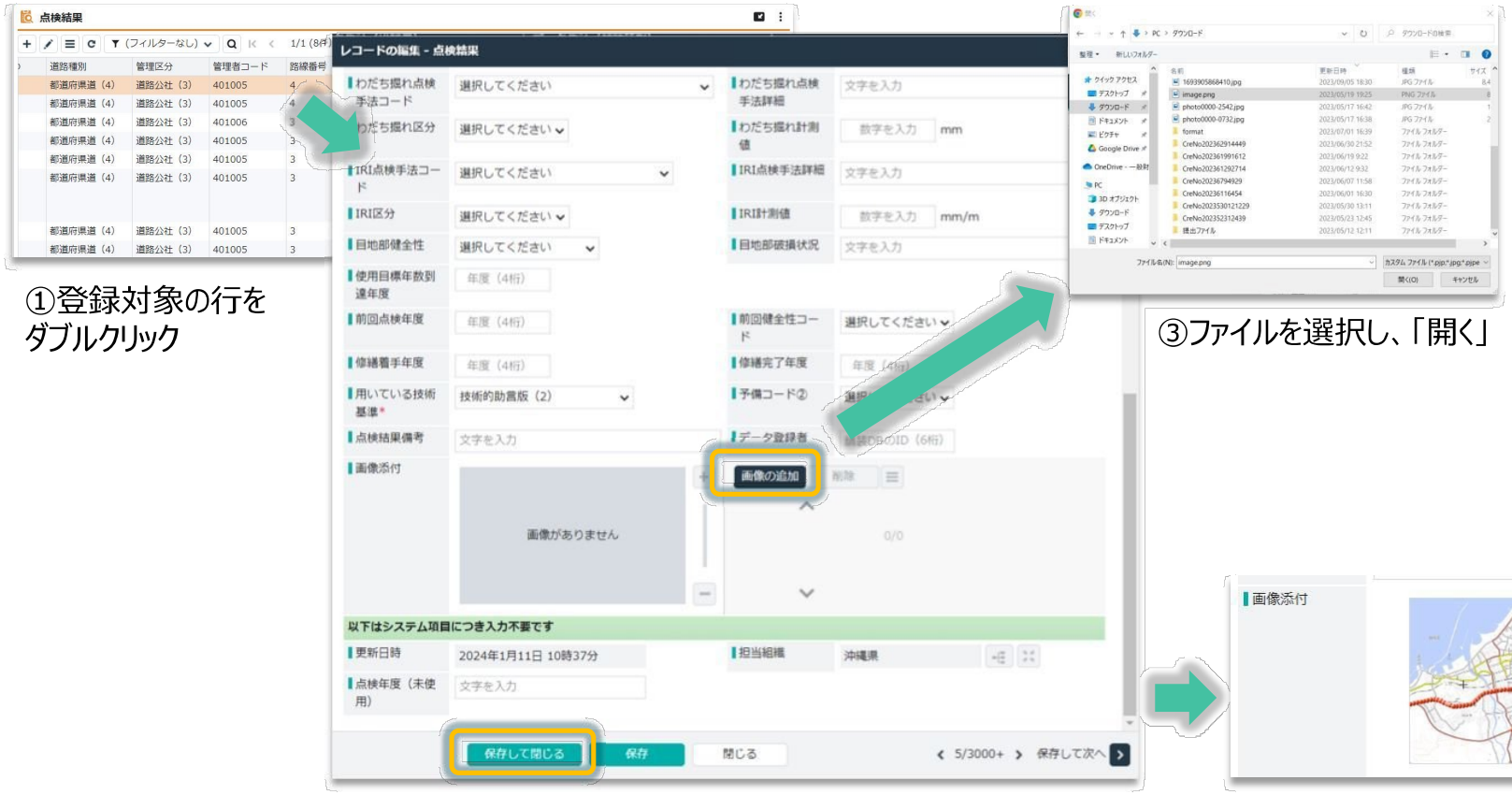
③検索ウィンドウを閉じると、指定した検索条件の検索結果が表示されます
検索条件をリセットしたい場合は「解除」後、「閉じる」ボタンをクリック

◆Tips

検索タブは文字列フィールドのみ検索対象です。
数値フィールドを含めて検索する場合、詳細検索タブを選んでください。

画像ファイルの添付

- 点検結果（１レコード）ごとに画像ファイルを添付する事が可能です。
- ファイル容量は1ファイルあたり、**最大1Mbyteを目安**にしてください。



①登録対象の行を
ダブルクリック

③ファイルを選択し、「開く」

②ウィンドウを下にスクロールし、「**画像の追加**」をクリック

④最後に「保存して閉じる」

画像が追加されます

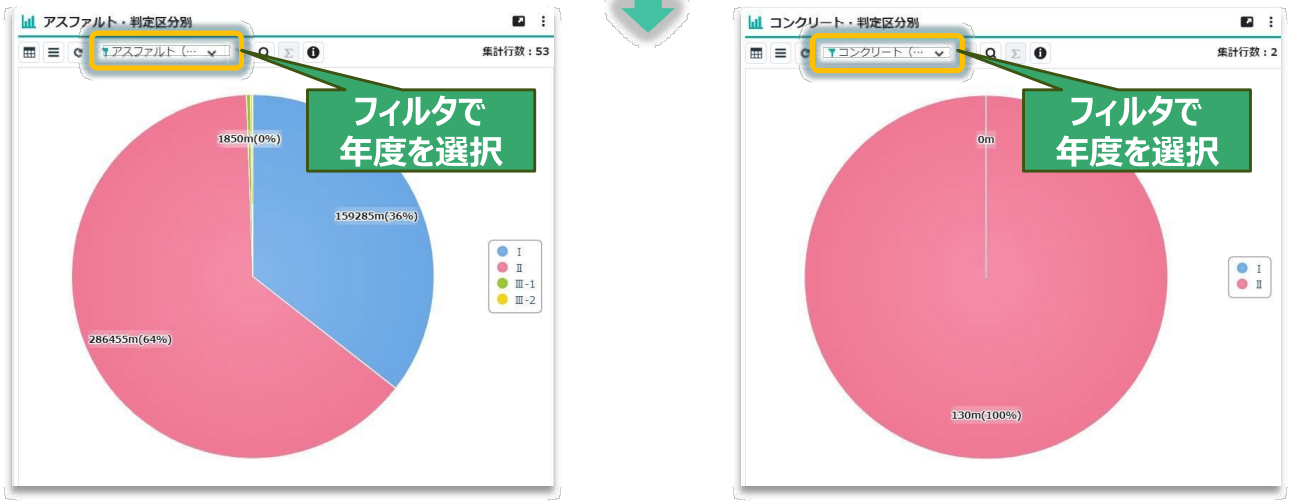
データ 集計（判定区分割合）

JICE 一般財団法人 国土技術研究センター Japan Institute of Country-ology and Engineering

- 円グラフで年度毎の判定区分割合を表示することが可能です。



集計（割合）をクリック



左がアスファルト、右がコンクリートにおける、判定区分割合です。
デフォルト表示は22年度ですが、フィルタ選択により、21年度以前の累計に切替え可能です。
22年度の車線延長は、以下の通りです。

- **Ⅰ,Ⅱ：最新集計値（年度＝9999）**
- **Ⅲ,Ⅲ-1、Ⅲ-2：22年度の区間リストの集計値**

※グラフ仕様は適宜見直します

2024/1/31追加

資料ダウンロード

●マニュアルや様式はホームページよりダウンロード可能です。ただし、自治体のセキュリティポリシーによっては、**ホームページ上のURLリンク（ダウンロード）が無効になっている**ことがあります。

●この場合は、以下の手順にて資料をダウンロード願います。

地方自治体用 舗装DBホームページ



https://www.jice.or.jp/pavement_db/pavement_db08



①ホーム画面の「資料ダウンロード」アイコンをクリック



②いずれかのファイル名をクリックします。pdfファイルの場合はそのまま開きますので、必要に応じてPCに保存願います。様式Excelはダウンロードされます。

その他の操作

p9,10ではcsvファイルによる一括修正・削除手順を示していましたが、DB画面上で直接編集することも可能です。
対象レコードが少ない場合は、以降の手順にて修正、削除してください。

- データ修正（直接）
- データ削除（直接）

データ修正（直接）

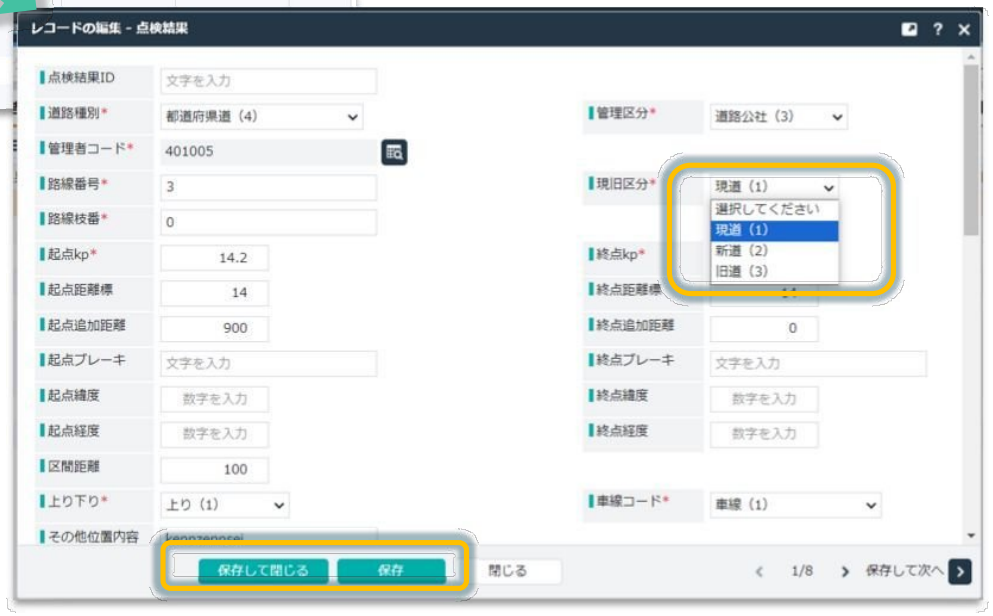
- 「詳細画面」にてデータを直接修正することが可能です。
- 修正箇所が少ない場合は、本手順にて修正します。



①修正対象の行をダブルクリック

◆Tips

＊ は必須入力項目です



②詳細画面にてデータを修正し、保存

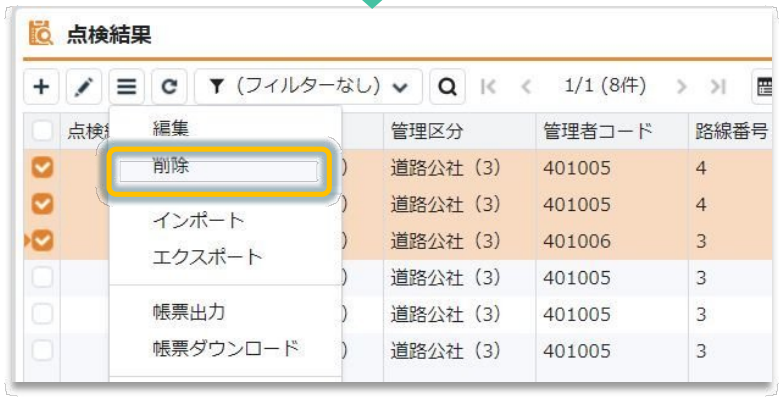
データ削除（直接）

- 画面上から削除対象データの削除が可能です。
- **削除したデータは復活できませんので、操作する前に必ずcsvファイルをエクスポート**してください。

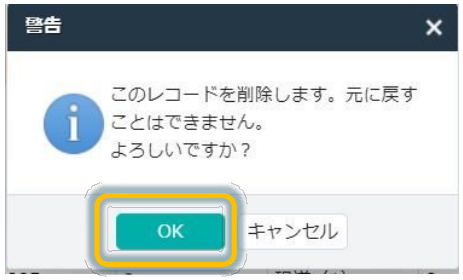
クリックすると
表示中の全行
を選択可能



①削除対象データを複数選択



②操作メニューから削除を選択



③確認画面にてOKクリック

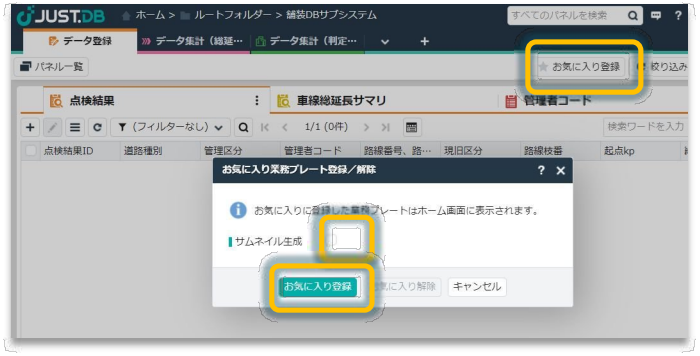
プレートのお気に入り登録

JICE 一般財団法人 国土技術研究センター Japan Institute of Country-ology and Engineering

- 初めてログインした場合など、ホーム画面にアイコンが表示されない場合は、以下の設定を行います。



①ログイン後、左メニューの「フォルダーから探す」をクリック。続いて表示される「舗装DBサブシステム」 ⇒ **「データ登録」の右にある矢印** （業務プレートへ移動）をクリック



②右上にある「☆お気に入り登録」をクリック 確認画面が表示されるので、 **サムネイル作成のチェックを外した状態で** 「お気に入り登録」ボタンをクリック





③「☆お気に入り登録」が「★お気に入り済」に変わります



④同じ手順で２つの「集計」、「資料ダウンロード」を「お気に入り登録」します。登録後、左上の「ホーム」をクリック



⑤上画面のように、ホーム画面に４つのアイコンが並んでいればOKです。 アイコンが足りない場合は、手順②以降を再度確認願います

よくあるトラブルと対処方法

JICE 一般財団法人 国土技術研究センター Japan Institute of Country-ology and Engineering

■ 誤ってデータを修正・削除してしまった

- **地公体用DBに「元に戻す」機能はありません。**データの修正や削除にあたっては、修正前のエクスポートデータを取得（p10参照）しておくことをおすすめします。
- なお、管理運営団体ではデータバックアップを適時実施しております。サポート窓口宛に連絡頂ければ、最新のバックアップデータを提供します。

■ データ入力様式のマクロが実行できない

- 地公体の情報セキュリティポリシーによっては、マクロプログラムが禁止されている場合があります。情報システム部門の方に確認頂き、マクロが禁止されている場合の解除（回避）手続きについてご相談ください。

■ インポートが選べない

- インポートしていないのに更新アイコン が表示され、操作メニューからインポートが選択できない あるいは、インポート画面からインポートボタンを押すと右のメッセージが表示される場合があります。



これらは、**他ユーザがインポート中**である事を意味します。しばらく時間をおいてから再操作願います。

■ エラーが発生していないのに、DBにインポートできない



- 画面右上の吹き出しをクリックし、「インポートが完了しました」をクリック
- 通知詳細画面にて、インポート結果の詳細を確認してください。
- 原因としては、p9 差分更新方法とIDの記載の矛盾などが考えられます。原因特定が困難な場合は、サポート窓口宛にインポートデータ（csvもしくは様式Excel）を送付願います。

End 21

コンクリート舗装の利用促進の取り組み

資料16

○ 平成24年12月 「国土交通省技術基本計画」への位置づけ

・コンクリート舗装の採用によるLCC縮減を明記

○ 平成25年度 設計業務等共通仕様書の改訂 ＜新設舗装＞

・道路詳細設計において、As舗装とCo舗装をLCCも含めて比較検討したうえで決定することを規定

＜設計業務等共通仕様書（抜粋）＞
受注者は、設計図書に示される交通条件をもとに、基盤条件、環境条件、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、舗装（アスファルト舗装／コンクリート舗装等）の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。

○ 平成28年10月 舗装点検要領の策定 ＜舗装修繕＞

・点検結果に基づく修繕設計にあたって、コンクリート舗装等への変更も含め、LCC比較検討を行うことを明記した「舗装点検要領」を全道路管理者へ通達

○ 平成28年10月～ 地方自治体へのCo舗装のPR

・全都道府県に設置している「道路メンテナンス会議」の場等を活用し、コンクリート舗装の適材適所での採用推進をPR

○ 令和3年12月 舗装種別選定の手引きのとりまとめ

・道路管理者が道路や沿道の状況に応じて適切な舗装種別を選定する際の検討手順やポイントをわかりやすく解説

○ 令和4年3月 設計業務等共通仕様書および詳細設計照査要領の改定

・舗装種別選定の手引きに示されたチェックシートを用いて比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計すること。また、チェックシートを用いて確認することを規定

「舗装種別選定の手引き」の概要

○「舗装種別選定の手引き」は、道路管理者が道路や沿道の状況に応じて適切な舗装種別を選定する際の検討手順やポイントをわかりやすく解説
○ 設計業務の参考図書として活用するよう各道路管理者に周知

■舗装選定種別の流れ

(1)舗装種別選定に必要な情報の収集

↓

(2)舗装種別選定実施区間の設定

↓

(3)実現可能な舗装種別の抽出
（スクリーニング）

↓

舗装種別の抽出
例えば2～4種程度

↓

(4)舗装種別のLCC等評価の実施

↓

舗装種別の選定

↓

(5)選定結果・経過の記録

＜スクリーニングのイメージ事例＞

スクリーニング項目			アスファルト舗装		コンクリート舗装				備考（記載例）
大項目	中項目	小項目	密粒度	ポーラス	普通	連続鉄筋	転圧	コンポジット	
施工	施工条件	施工規模	○	○	○	○	○	○	当該箇所の区間長は 2km。暫定２車線。
		材料供給条件	○	○	○	○	○	○	道路舗装材料としての供給可能な、ｱｽﾌｧﾙﾄ、ｺﾝｸﾘｰﾄのプラントは近傍に存在する。
		現場条件等	○	○	○	○	○	○	3種１級で特例箇所は無く、特に厳しい線形ではない。 積雪寒冷地であるが秋期の施工を予定。
維持管理	維持管理との整合性	繰り返しの可能性	○	○	○	○	○	○	繰り返し可能性は現時点ではない。将来、付近の開発に伴い、インフラ横断等の需要が生じる可能性はあるが、架空・カルバートで対応可
スクリーニング判定			通過	通過		通過		通過	総合評価の際に留意すべき事項 ・アスファルト舗装の場合の改質材（改質Ⅱ型等）使用 ・コンクリート舗装の場合の不等沈下対策 ・騒音対策の内容

表中の凡例：◎：適している　○：問題ない　△：制限がある　×：不適

＜評価のイメージ例＞

スクリーニングにより抽出された舗装種別	アスファルト舗装		コンクリート舗装	
	密粒度	ポーラス	連続鉄筋	コンポジット
想定される舗装断面	表層（密粒度As（20）改質Ⅱ） 基層 上層路盤 下層路盤 路床	表層（PoAs（20）改質H） 基層 上層路盤 下層路盤 路床	コンクリート版 アスファルト中間層 上層路盤 下層路盤 路床	表層（PoAs（20）改質H） コンクリート版 アスファルト中間層 上層路盤 下層路盤 路床
経済性（LCC）	・・・億円/年	・・・億円/年	・・・億円/年 最小	・・・億円/年
総合評価			◎ 不等沈下対応および騒音振動への対応について課題はあるものの、経済性（LCCの額）は他と比較して明らかに優位であり、当該舗装種別を選定する	

表中の凡例：◎：適している　○：問題ない　△：制限がある

国官技第３５６号
令和４年３月２９日

各地方整備局 企画部長　殿
北海道開発局 事業振興部長　殿
国土技術政策総合研究所 企画部長　殿
国土地理院 企画部長　殿

大臣官房
技術調査課長
（公印省略）

土木設計業務共通仕様書（案）等の一部改定について

土木設計業務等共通仕様書（案）（昭和６２年３月３１日付け建設省技調発第９２号の１）を別紙１のとおり、測量業務共通仕様書（案）（昭和５３年１月２０日付け建設省技調発第１３号）を別紙２のとおり、地質・土質調査業務共通仕様書（案）（平成３年３月３０日付け建設省技調発第９２号）を別紙３のとおり一部改定したので、通知する。

国官技第３５６号
令和４年３月２９日

沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省大臣官房
技術調査課長
（公印省略）

土木設計業務共通仕様書（案）等の一部改定について

標記について、別添のとおり地方整備局等に通知したので参考までに送付する。

(R4)

改　　定	現　　行	備　考
土木設計業務等共通仕様書（案） （建設省技調発第９２号の１　昭和６２年３月３１日） （一部改定　国官技第３５６号　令和４年３月２９日）	土木設計業務等共通仕様書（案） （建設省技調発第９２号の１　昭和６２年３月３１日） （一部改定　国官技第３６６号　令和３年３月２６日）	

(R4)

改　定	現　行	備　考
第6408条　道路詳細設計 ２．業務内容 （９）舗装工設計＊ 受注者は、設計図書に示される交通条件をもとに、基盤条件、環境条件、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、「舗装種別選定の手引き」（公益社団法人日本道路協会 R3.12）に示されたチェックシート等を参考にアスファルト舗装／コンクリート舗装等を比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。	第6408条　道路詳細設計 ２．業務内容 （９）舗装工設計 受注者は、設計図書に示される交通条件をもとに、基盤条件、環境条件、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、舗装（アスファルト舗装／コンクリート舗装等）の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。	

事　務　連　絡
令和４年３月２８日

各地方整備局 企画部　技術管理課長　殿
北海道開発局 事業振興部　技術管理課長補佐　殿
内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部　技術管理課長　殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長

詳細設計照査要領の運用について

詳細設計照査要領については、「詳細設計照査要領の改定について（令和4年3月28日国官技第378号通知）」により通知したところであるが、令和4年4月1日以降に公告される詳細設計業務においては、以下の通り、適切に運用されたい。

記

１．適用業務

Ⅰ 樋門・樋管詳細設計
Ⅱ 排水機場詳細設計
Ⅲ 築堤護岸詳細設計
Ⅳ 道路詳細設計（平面交差点を含む）
Ⅴ 橋梁詳細設計
Ⅵ 山岳トンネル詳細設計
Ⅶ 共同溝詳細設計
Ⅷ 仮設構造物詳細設計

２．特記仕様書記載例

詳細設計照査要領の運用にあたっては、原則として特記仕様書に運用方法等を記載するものとする。

【特記仕様書への記載例】

第〇条　詳細設計照査要領に基づく照査 本業務においては、詳細設計照査要領（令和4年3月改定版）に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行うものとする。 なお、詳細設計照査要領（令和4年3月改定版）については、〇〇地方整備局の以下のホームページに掲載されている。

http://www./////////（各地整等でインターネットにアップしたURLを記載など）

(R4)

改　　定	現　　行	備　　考
道路詳細設計照査要領 （平面交差点、小構造物を含む） 令和４年３月	道路詳細設計照査要領 （平面交差点、小構造物を含む） 平成２９年３月	

(R4)

改　　定

基本条件の照査項目一覧表（様式－１）

No.	照査項目		照査内容
12	用排水処理	1)	用水系統は適正か。また、用水路の統廃合について、土地改良区や地元での聞き取り調査等、関係者との調整は整っているか。
		2)	排水系統は適正か（曲線部の片勾配高さを反映）。また、水路管理者等と調整を行っているか。
		3)	盛土構造の基盤排水、法尻排水は適正か。また、切盛境、片切片盛り、沢部盛土等の排水処理は適正か。
		4)	調整池や油水分離桝設置の必要性や関係機関との協議結果を確認したか。
		5)	流末協議（放流先や途中の既設水路）は適正に実施されているか。
13	舗装工	1)	設計条件を確認したか。（交通量区分、舗装の設計期間、舗装の種別、疲労破壊輪数、舗装計画交通量、信頼度、設計ＣＢＲ、必要ＴＡ、適用箇所、寒冷地域の凍結深さ等）
		2)	仕様規定か性能規定を確認したか。
		3)	規定条件を満足しているか。
		4)	再生材の使用は考慮されているか。また、再生材は所定量入手可能か確認したか。
		5)	特別箇所(軟弱地盤、低盛土等)の路床改良の要否を確認したか。
		6)	路盤材料は市場性や地域性などを考慮しているか。また、隣接工区での使用状況等を確認したか。
		7)	「舗装種別選定の手引き（令和3年12月）」の巻末2に示す「舗装種別チェックシート」等を用いて確認したか。
14	小構造物	1)	標準設計の適用方法は適正か。
		2)	重力式擁壁、ブロック積等を設ける理由、型式高さ等決定根拠は明確か。また、ブロック積の適用条件（切盛、荷重の有無）に問題はないか。
		3)	プレキャスト製品の適用方法は適正か 。市場性や地域性などを考慮しているか。また、隣接工区での使用状況等を確認したか。
15	付属施設	1)	設計が必要な付属施設や道路施設は確認されているか。
		2)	配置及び規格は適正か。
		3)	種別及び設置条件は適正か。
		4)	設置のための事前調査は実施されているか。
		5)	防護柵の要否、設置基準の確認、種別の選択、設置条件、標準仕様の適用等は適正か。
		6)	景観、環境及び歩行者の安全に配慮されているか。
16	関連道路(側道､副道､取付交通)	1)	幅員、延長、断面、道路幾何構造は適正か。
		2)	沿道に対する高さ等の取合は考慮してあるか。
		3)	舗装構成は決定しているか。
		4)	関連協議で必要事項は確認されているか。
17	防雪対策	1)	雪崩、地吹雪対策は考慮する必要があるか。
		2)	雪況調査は実施されていたか。
		3)	対策工設置のための用地を設定したか。また埋設物や支障物件を確認したか。

現　　行

基本条件の照査項目一覧表（様式－１）

No.	照査項目		照査内容
12	用排水処理	1)	用水系統は適正か。また、用水路の統廃合について、土地改良区や地元での聞き取り調査等、関係者との調整は整っているか。
		2)	排水系統は適正か（曲線部の片勾配高さを反映）。また、水路管理者等と調整を行っているか。
		3)	盛土構造の基盤排水、法尻排水は適正か。また、切盛境、片切片盛り、沢部盛土等の排水処理は適正か。
		4)	調整池や油水分離桝設置の必要性や関係機関との協議結果を確認したか。
		5)	流末協議（放流先や途中の既設水路）は適正に実施されているか。
13	舗装工	1)	設計条件を確認したか。（交通量区分、舗装の設計期間、舗装の種別、疲労破壊輪数、舗装計画交通量、信頼度、設計ＣＢＲ、必要ＴＡ、適用箇所、寒冷地域の凍結深さ等）
		2)	仕様規定か性能規定を確認したか。
		3)	規定条件を満足しているか。
		4)	再生材の使用は考慮されているか。また、再生材は所定量入手可能か確認したか。
		5)	特別箇所(軟弱地盤、低盛土等)の路床改良の要否を確認したか。
		6)	路盤材料は市場性や地域性などを考慮しているか。また、隣接工区での使用状況等を確認したか。
14	小構造物	1)	標準設計の適用方法は適正か。
		2)	重力式擁壁、ブロック積等を設ける理由、型式高さ等決定根拠は明確か。また、ブロック積の適用条件（切盛、荷重の有無）に問題はないか。
		3)	プレキャスト製品の適用方法は適正か 。市場性や地域性などを考慮しているか。また、隣接工区での使用状況等を確認したか。
15	付属施設	1)	設計が必要な付属施設や道路施設は確認されているか。
		2)	配置及び規格は適正か。
		3)	種別及び設置条件は適正か。
		4)	設置のための事前調査は実施されているか。
		5)	防護柵の要否、設置基準の確認、種別の選択、設置条件、標準仕様の適用等は適正か。
		6)	景観、環境及び歩行者の安全に配慮されているか。
16	関連道路(側道､副道､取付交通)	1)	幅員、延長、断面、道路幾何構造は適正か。
		2)	沿道に対する高さ等の取合は考慮してあるか。
		3)	舗装構成は決定しているか。
		4)	関連協議で必要事項は確認されているか。
17	防雪対策	1)	雪崩、地吹雪対策は考慮する必要があるか。
		2)	雪況調査は実施されていたか。
		3)	対策工設置のための用地を設定したか。また埋設物や支障物件を確認したか。

備　　考

事　務　連　絡
令和3年12月８日

各地方整備局　　道 路 工 事 課 長　殿
　　道 路 管 理 課 長　殿
北海道開発局　　道路建設課長補佐　殿
　　道路維持課長補佐　殿
沖縄総合事務局　建 設 工 務 室 長　殿
　　道 路 管 理 課 長　殿

道路局　国道・技術課　課長補佐

舗装の新設・修繕等の設計に係る運用について

道路詳細設計において、アスファルト舗装とコンクリート舗装等のライフサイクルコスト等を比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定することとして、設計業務等共通仕様書に規定されているところであるが、そのための具体の検討作業の流れや留意事項について、今般「舗装種別選定の手引き（令和3年12月　公益社団法人　日本道路協会（以下、「手引き」という））」がとりまとめられたことから、今後の舗装種別の選定においては、下記に留意の上、適切に対応されたい。

記

1.「手引き」は道路設計段階、特に道路詳細設計での適用を想定されているが、それより前の予備設計等の段階や供用後の修繕の段階で検討する場合においても参考となるように配意されているので、各段階において、これを参考に適切に舗装種別の選定すること。

（別添1参照）

2.「手引き」の巻末2に示す「舗装種別選定チェックシート」は、道路詳細設計における照査項目（舗装工）とし、受発注者間で適切に確認を行うこと。

（別添2参照）

3. この通知については、令和4年1月１日以降公示を行う道路詳細設計業務等から適用すること。

事　務　連　絡
令和3年12月8日

各地方整備局　　地域道路課長　殿
北海道開発局　　地域事業管理官　殿
沖縄総合事務局　　道路建設課長　殿
各高速道路会社　　担　当　課　長　殿
名古屋高速道路公社　　担　当　課　長　殿
広島高速道路公社　　担　当　課　長　殿
福岡北九州高速道路公社　担　当　課　長　殿

道路局　国道・技術課　課長補佐
環境安全・防災課　課長補佐
高速道路課　課長補佐

舗装の新設・修繕等の設計に係る運用について（参考送付）

標記について、国土交通省においては、別添の「舗装の新設・修繕等の設計に係る運用について」を発出し、周知したところです。

つきましては、本連絡について、各高速道路会社及び各指定都市高速道路公社へ参考送付します。

また、貴管内地方公共団体へ参考送付するとともに、都道府県等を通じ、市町村及び地方道路公社へも情報提供いただきますようお願い致します。

別添1

舗装種別選定
の手引き

令和 3 年 12 月

公益社団法人　日本道路協会
舗装委員会　舗装マネジメント小委員会

目次

１．本手引きの目的 1
２．舗装種別選定の流れ 1
(1)舗装種別選定に必要な情報の収集 4
(2)舗装種別選定実施区間の設定 8
(3)実現可能な舗装種別の抽出（スクリーニング） 8
(4)舗装種別のＬＣＣ等評価の実施 14
(5)選定結果・経過の記録 15

巻末資料 16
巻末１．舗装種別の特徴 16
巻末２．舗装種別選定チェックシート 26
巻末３．舗装種別選定事例 27

１．本手引きの目的

舗装の新設・維持管理におけるライフサイクルコスト(以下「ＬＣＣ」という)を低減し、地域や交通に適合した道路とするためには、適切な舗装種別を選定することが有効である。

本手引きは、舗装技術者（道路管理者、設計コンサルタント等）が車道における適切な舗装種別を選定する際の技術的な支援となることを意図して策定したものである。舗装種別の選定においては、舗装種別を抽出した上で最終的には舗装種別の複数案についてＬＣＣ等による評価を行うこととなるが、本手引きは、そのための検討作業の流れ及び留意点等について記載している。

適用段階としては、道路設計段階、特に詳細設計での適用を想定しているが、それより前の予備設計等の段階や、供用後の修繕の段階で検討する場合においても参考となるよう配意している。

なお、一度舗装種別を検討した後、例えば道路詳細設計や修繕設計等で改めて舗装種別を検討する必要が生じた場合、従前の整理結果を引用することで、検討の一部分を省略することも可能である。その際、前回整理以降に得られる調査結果等、新たな情報が発生している場合は、それを加味して整理結果を吟味し、必要に応じ再検討を行うことが望ましい。新たな情報の例としては、地盤の沈下状況や周辺施設の立地計画、利用者・沿道住民のニーズ、有用な新技術・新工法等が挙げられる。

なお、本手引きにおいては、車道に採用される代表的な舗装種別として、アスファルト系とコンクリート系を取り上げているが、地域や交通の特性、技術の特性等に応じ、その他の舗装種別を取り上げ比較しても良い。

舗装種別選定にあたっては、本資料のほか、「舗装の構造に関する技術基準・同解説」「舗装設計施工指針」「舗装設計便覧」「舗装の維持修繕ガイドブック 2013」「コンクリート舗装ガイドブック 2016」等が参考となるので適宜参照されたい。

２．舗装種別選定の流れ

舗装の構造に関する技術基準（平成 13 年 6 月 29 日　国土交通省都市・地域整備局長、道路局長通達）に従い、舗装構造は、道路の存する地域の地質、気象その他の状況及び当該道路の交通状況を考慮し、通常の衝撃に対し安全であるとともに、安全かつ円滑な交通を確保する必要がある。

これら当該道路の舗装に求められる性能をふまえたうえで、舗装種別選定の流れとしては、

１）各種の舗装種別の特徴や、選定をする道路事業の特性等、舗装種別選定に必要な情報を収集
２）舗装種別選定実施区間を設定
３）実現可能な舗装種別を 2～4 種程度抽出
４）ＬＣＣ等の観点から評価を行い、舗装種別を選定
５）選定結果・経過を記録
のように行うことが基本となる。図１に選定作業の概略の流れを示す。

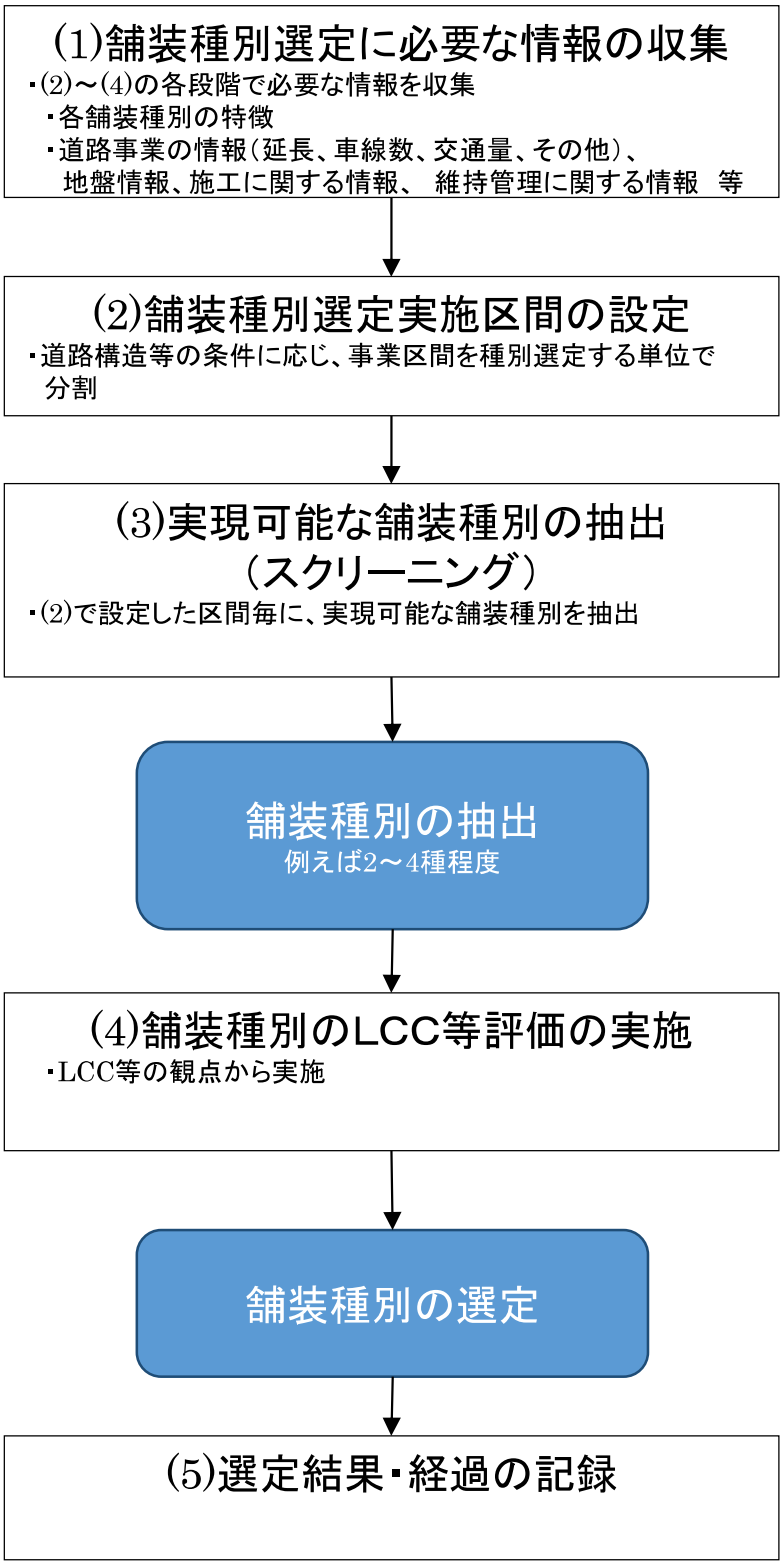


図１． 舗装種別選定の概略の流れ

(1)舗装種別選定に必要な情報の収集

舗装種別選定の作業に際し、各段階で必要となる情報の例を以下に示す。なお、検討の段階、対象事業の性質や維持管理戦略等により、必要な情報は異なってくることに注意が必要である。

1)舗装種別の選定作業を行う前提として必要な情報

舗装にはどのような種別のものがあり、それぞれどのような特徴を有しているのか、あらかじめ把握しておく必要がある。舗装種別とその特徴を「巻末資料１　舗装種別の特徴」に示す。

2)舗装種別選定区間設定に必要な情報　→(2)で使用

・交通条件に関する情報

　大型車交通量等

・地盤情報

　切土盛土状況、盛土高さ、軟弱地盤の有無・程度

・道路構造物等に関する情報

　トンネル区間、橋梁区間、ランプ部等

・騒音等に関わる情報

　走行速度（規制速度もしくは法定速度)、沿道の土地利用状況、各種環境に関する規程や要配慮事項等

3)実現可能な舗装種別の選定作業に必要な情報　→(3)で使用

・施工に関する情報

　施工機材が対応可能な現場か（施工規模、材料調達条件、現場条件、施工時期等)、基盤部（土工部）の施工方法（工法、施工時期等の、敷設条件に及ぼす影響)、規制に関する情報（規制区間長、車線規制の有無、規制時間、迂回路、交通量等)

・今後の維持管理に関する情報

　掘り返しの必要がなくなる共同溝、将来の掘り返しの必要が生じる占用物等の埋設予定あるいは埋設状況等、都市計画など沿線の土地利用に係る情報、隣接区間で採用されている（又は採用予定の）舗装種別、将来の修繕時の制約情報（規制車線数、工事規制時間、迂回路の有無等)

・地盤情報

　切土盛土状況、盛土高さ、軟弱地盤の有無・程度

・道路構造物等に関する情報
　橋梁、トンネル、土工、ランプ部等
・交通条件に関する情報
　大型車交通量、冬期交通環境（チェーン装着状況等）
・騒音等に関わる情報
　走行速度（規制速度もしくは法定速度）、沿道の土地利用状況、各種騒音に関する規制・規定や要配慮事項等

4)舗装種別のＬＣＣ等評価に際して必要な情報　→(4)で使用
・舗装条件に関する情報
　設計 CBR、舗装の設計期間、施工延長等
・施工（工事条件）に関する情報
　施工延長、施工幅員、工事規制区間長、規制車線数、工事規制時間等
・交通条件に関する情報
　舗装計画交通量（日大型車交通量もしくは 49kN 換算輪数でもよい）、その他必要に応じ、年平均日交通量、時間別交通量、走行速度（新設・改築の場合は設計速度）等
・維持管理に関する情報
　維持管理の方針、修繕の考え方等

以上に対応させて、具体事業での情報例を表形式（表１）でとりまとめたので、必要に応じ参考にされたい。

なお、これら舗装種別選定において用いる情報は、道路計画が具体化していくにつれ、新たに入手可能、あるいは精度が向上することがあるので留意しておく必要がある。

また、社会情勢の変化や技術開発等にともない、必要な情報やその収集方法が変化することもあるので、前例に倣うのみではなく、最新の知見に対応できるようにしておくことが必要である。

表１．舗装種別選定に必要な情報項目の例

項目	必要な情報		確認状況	備考
事業特性に関する情報	事業概要	道路区分	第３種第１級	
		事業延長	約 11km	
		事業目的	交通円滑化、交通安全	
交通条件に関する情報	大型車交通量	大型車交通量	1,500 台/日・方向	事業区間内で同一
	交通量	交通量	日交通量 12,000 台/日	
	走行速度	設計速度	80km/h	
	冬期交通環境	チェーン装着車両の通行	なし	スタッドレスタイヤが多数
地盤情報	切土盛土状況	盛土部延長	5km	切土部と盛土部とが交互に連担
		切土部延長	5km	切土部と盛土部とが交互に連担
	盛土高さ	盛土高さ	最大４段	
	軟弱地盤の有無・程度	N 値が 4 以下の箇所の有無	3 箇所	
		最小 N 値	2	
道路構造物等に関する情報	橋梁	橋梁の有無	3 橋	盛土部（谷筋）に橋長 40m、60m、150m
	トンネル	トンネルの有無	なし	
	ランプ等	ランプ等の有無	1 箇所	起点部に IC 構造（(暫定供用時)付加車線つき）
騒音等に関わる情報	沿道の土地利用状況	住宅地	あり	終点部付近に集落
		DID 地区	なし	
	騒音に関する条件	条例等の規定・規制	なし	
		要配慮事項	あり	終点部付近に、学校（要配慮施設）がある
		環境影響評価書の措置事項	あり	基準値を超過する箇所で環境保全措置として ・遮音壁の設置 ・排水性舗装の敷設 が記載
		規制速度	60km/h	
施工に関する情報	施工規模	区間長	2km	
		車線数	暫定２車線	
	材料調達条件	アスファルト合材プラントからの運搬時間	30 分	
		生コン工場からの運搬時間	50 分	同上

		施工時期等	雪寒区域だが冬季施工ではない	
	現場条件	最大縦断勾配	4%	
		最小曲線半径	280m	
	基盤部（土工部）の施工	施工方法	・軟弱地盤対策あり ・盛土が急速施工となる可能性有り	
		施工時期等	雪寒区域だが冬季施工ではない	（再掲項目）
	規制に関する情報	規制区間長	約 2km	今回は新設事業であり、LCC 計算において修繕工事の費用算出時に使用する
		路肩部の利用可否	可能	
		車線規制の有無、規制時間、迂回路、交通量等	新設時はなし	
今後の維持管理に関する情報	占用物等将来の掘り返しの可能性、および掘り返した場合の社会影響に関する情報	都市計画区域に属するか	属する	終点部付近のみ。準工業地域および１種住専
		共同溝の埋設（予定含む）の有無	なし	
		占用物の埋設（予定含む）の有無	今のところなし	
	将来の修繕時の制約情報	修繕時の交通形態の想定	橋梁部を除き、路肩部を利用しつつ対面通行	暫定２車線で中央部にコンクリートブロックが設置
	隣接区間で採用されている（又は採用予定の）舗装種別	起点側	普通コンクリート舗装	
		終点側	未事業化	
	維持管理・修繕の方針（アスファルト舗装）	使用目標年数	13 年	管理実績等をふまえ設定
		切削オーバーレイの間隔	13 年	管理実績等をふまえ設定
		舗装打換えまでの間隔	26 年	管理実績等をふまえ設定
	維持管理・修繕の方針（コンクリート舗装）	コンクリート版打換えまでの年数	65 年	管理実績等をふまえ設定
舗装条件に関する情報	舗装の設計期間		20 年	
	設計 CBR		6	
	施工延長、すりつけ高さ等		2km。新設なのですりつけは考慮不要	（一部再掲項目）

(2)舗装種別選定実施区間の設定

舗装種別選定に際して、事業区間全体で同一種別の舗装を選定することが合理的であるとは限らない。

例えば、交通条件、地盤条件や道路構造物条件（トンネル、橋梁等)、騒音等に関わる情報などをふまえ、複数の区間に分割して検討するとよい。ただ、区間の極端な細分化は、施工上の制約や維持管理上の制約等により非効率な事態を招く可能性があることに留意する必要がある。

(3)実現可能な舗装種別の抽出（スクリーニング）

(1)で収集した舗装種別選定に必要な情報をふまえ(2)で設定した舗装種別選定実施区間毎に、実現可能な舗装種別の抽出（スクリーニング）を行う。

検討項目の例を以下に示す。

1)施工の実施可能性

施工規模（施工面積、施工厚、施工幅員等)、材料調達条件、現場条件（最大縦断勾配、最小曲線半径、周辺状況等)、修繕の場合は交通規制に関する条件等の情報を勘案し、施工の実施が可能で、施工直後の平たん性等の管理基準を十分満足する施工が可能な種別を抽出する。

例えば材料の供給条件に関しては、プラントからの距離（時間）について、出荷から敷設までを一定時間以内に収めないと、十分な品質や施工性が得られなくなる。

2)舗装の合理的な維持管理の可能性（将来、維持管理が困難あるいは高コストとなるリスク)

2-1)維持管理との整合性

将来の掘り返しが物理上困難、あるいは高コストになる場面が想定されるか、掘り返しの可能性に係る情報（沿線の土地利用状況、都市計画、共同溝・除雪・融雪施設等の埋設物の状況・計画等）や、修繕工事や占用工事等を行った際の社会的影響に係る情報（交通量、ネットワーク情報、車線数、上下分離状況)、維持管理の容易さ（隣接区間の舗装種別との整合性、将来の事業展開（4 車化等)）から検討する。

例えば沿道に住宅や商店が立ち並んでいるが、共同溝が未整備で、かつ車道に埋設せざるを得ないような区間は、占用埋設物の更新に伴

う頻繁な舗装打換えが想定される。よって、コンクリート舗装とする場合は、部分的な打換えが容易なプレキャストコンクリート版あるいは、養生時間が短い早期交通開放型コンクリ―ト舗装の適用等について検討する必要がある。

2-2)不等沈下発生リスク

供用後、不等沈下が発生した場合は、平たん性の低下等により、安全な交通の確保に支障をきたすおそれがある。不等沈下のリスクについて、地盤情報（地質調査結果、軟弱地盤関係の情報)、盛土高さ（およびその変化割合)、土工部の施工時期・施工方法（急速に施工するかどうか)、道路構造情報（橋・トンネル、切り盛り）等から検討する。

不等沈下が発生した場合、アスファルト混合物はたわみ性を有するため平たん性は低下していくものの、ある程度までは沈下に追従することが可能である。

一方、コンクリート舗装は、剛性が高く沈下に追従しないため、小規模な沈下であっても、段差が発生したり、路盤との間にずれや空洞が発生しコンクリート版が早期に破壊されたりすることがあるので注意が必要である。

いずれの舗装においても、盛土の急速施工等により沈下の程度が大きいと想定される場合は、局所的なひび割れが発生し路盤に雨水が侵入することで舗装の早期劣化の要因となるおそれがあるため、地盤改良等の対策を検討する必要がある。

なお、一般的には時間の経過に伴い圧密沈下は収束していくことから、新設時はアスファルト舗装を敷設した場合でも、その後の修繕はコンクリート舗装での対応を検討することが適切な場合もある。

3)舗装ニーズへの対応

3-1)流動わだちへの耐久性

N7 交通（大型車の計画交通量 3,000 台/日・方向以上）等の大型車交通量が特に多い路線においては、舗装表面に流動わだちが発生し、安全な交通の確保に影響する可能性が高い。

このような箇所においては、アスファルト舗装の場合は、表層や基層のバインダーに、より高品質の改質材を使用するなどして、流動わだちへの耐久性を確保する必要がある。一方で、コンクリート舗装の場合は、表層にコンクリート版を使用する場合は流動わだちの発生リスクはないが、コンポジット舗装ではアスファルト舗装同様に表層の

バインダーに、より高品質の改質材を使用する必要がある。

3-2)路面の透水機能の有無

沿道環境等により水はね防止を求められたり、より一層のすべり抵抗の確保を求められたりするなど、雨水を路面下に速やかに浸透させることが求められる区間では、表層材料をポーラス系の材料とするなどして、舗装内部へ水を浸透させ路側・路肩に排水する必要がある。

3-3)路面の耐久性の保持

供用後、車両の走行に伴い、舗装路面において、骨材の飛散/摩耗、ポットホール発生のリスクがあるか検討する。

大型車交通量のほか、特に雪寒・寒冷地については、凍結融解作用、凍上やチェーン装着等による影響について配意し、必要に応じコンクリート舗装としたり、表層部に改質材や硬質骨材、あるいはフィラーの配合比率を高めた混合物を使用したアスファルト舗装としたりするなど、これらへの耐久性のある材料とする必要がある。

3-4)騒音の抑制

騒音について、騒音規制や環境影響評価書、条例等の規定、要配慮事項（沿道状況、自動車交通量等）により、配慮の必要な箇所においては、騒音に配慮した舗装材料を採用する必要がある。

例えば、表層材料をポーラス系の材料にすることで、騒音が低減される。

以上の項目および道路管理者において必要に応じて追加した項目について、表２で示すような観点から検討し、舗装種別のスクリーニング作業を行う。なお、表２はアスファルト舗装とコンクリート舗装の一般的な性質を比較したものであり、具体の舗装種別により各性質は大きく異なることから、実際のスクリーニングにあたっては表３のように舗装種別毎に比較を行うとよい。

なお、検討したところ適用不可能までには至らないものの、次のＬＣＣ等評価の段階で留意すべき点がある項目については、その旨を留意事項としておき、(4)のＬＣＣ等評価の際に参考にできるようにしておくとよい。

抽出する舗装種別の数は、２～４種程度にすることが合理的である。

表 2．アスファルト舗装とコンクリート舗装の比較

	アスファルト舗装 高い路面性能が確保できるが使用材料の特性に起因して劣化の進行速度のバラツキが大きい ・表層に密粒度アスファルト混合物を使用したアスファルト舗装 ・表層にポーラスアスファルト混合物を使用したアスファルト舗装 など	**コンクリート舗装** 目地部が構造的な弱点ではあるものの長期間供用し続けることが期待できる ・普通コンクリート舗装 ・連続鉄筋コンクリート舗装 ・転圧コンクリート舗装 ・コンポジット舗装 （注：表層はｱｽﾌｧﾙﾄ混合物だが、LCC の特徴をふまえｺﾝｸﾘｰﾄ舗装に分類） など
施工性	○一般に施工時間が短く養生が不要で早期の交通開放が可能である。 工事規模に応じ柔軟に対応可能で、高度な技術力が無くとも標準的な施工が可能である。 一方で温度管理に多大な配慮が必要である。	△養生時間が必要で、交通開放まで時間を要する。 機械の現場適用条件については、作業の可否・効率等の観点から、アスファルト舗装よりも厳しい場合がある。
維持管理	○部分補修や掘り返しが容易である。	△各種補修作業や掘り返しが困難である。
不等沈下への対応性	○小規模の不等沈下には追従可能。また、補修も容易である。	△アスファルト舗装と比較して、小規模の不等沈下には追従しにくく、空洞や段差が発生し、構造的弱点の原因となる。
流動わだちへの耐久性	△特に高温時は大型車交通量が多いと塑性変形による流動わだちが生じやすくなる。流動わだちへの耐久性を高めるためには、表層や基層に高品質な改質アスファルトを用いる必要がある。	○塑性変形による流動わだちが生じない。
路面の透水機能	○ポーラス構造のアスファルト舗装とすることで、路面下の透水により路外への排水が図られる。	△ポーラス構造のコンクリート舗装は施工実績が少なく、特殊な技術が必要である。

路面の耐久性	△コンクリート舗装と比較して、ポットホールや骨材飛散が生じやすい。　長期供用時には紫外線による劣化も生じやすい。	○目地部が弱点となりうるものの、構造特性上、高い耐久性を持つ。 骨材飛散抵抗性もアスファルト舗装に比べて高い。
騒音	ポーラスアスファルト混合物を表層に用いた場合は、騒音は施工後一定期間低減する。	普通コンクリート舗装は横目地による騒音が発生。連続鉄筋コンクリート舗装の場合は、横目地が存在しないため、改善される。 また、コンポジット舗装はアスファルト舗装とほぼ同等になる。
明色性	△トンネル内や夜間における視認性に劣る。	○路面反射率が高く、トンネル内や夜間における視認性が良好である。
熱環境負荷低減	△夏季や日照時は、コンクリート舗装に比べ路面温度が高い。 舗装表面等に光を反射する工夫を施した舗装（遮熱性舗装）を用いた場合は改善される。	○アスファルト舗装に比べ路面反射率が高いため、路面温度が低い。
走行性	○目地は存在せず、目地由来の振動はない。 ポーラスアスファルト舗装の場合は、路面排水機能が向上することにより雨天時の視認性は向上する。	△目地が存在するため、アスファルト舗装より一般に振動が大きい。ただし連続鉄筋コンクリート舗装の場合は、横目地が存在しないため、改善される。 また、コンポジット舗装はアスファルト舗装とほぼ同等になる。
材料の価格安定性	△アスファルト価格は原油価格に影響され不安定である。	○セメントは、ほとんどが国内で生産され、価格及び量ともに安定供給可能である。
初期コスト	○コンクリート舗装と比較して初期コストは安価な場合が多い。	△アスファルト舗装と比較して初期コストは高価な場合が多い。

※項目毎に比較を行い、一般的に優位な方を○、他方を△とした。
※なお、この表の比較内容については、あくまで一般的特徴を整理したものであり、地域条件等に応じて、また今後の社会情勢変化や技術開発等に応じて、個別に評価することが望ましい。

表 3.　スクリーニングのイメージ事例

スクリーニング項目			アスファルト舗装		コンクリート舗装				備考（記載例）
大項目	中項目	小項目	密粒度	ポーラス	普通	連続鉄筋	転圧	コンポジット	
施工	施工条件	施工規模	○	○	○	○	○	○	当該箇所の区間長は 2km。暫定 2 車線。
		材料供給条件	○	○	○	○	○	○	道路舗装材料としての供給可能な、ｱｽﾌｧﾙﾄ、ｺﾝｸﾘｰﾄのプラントは近傍に存在する。
		現場条件等	○	○	○	○	○	○	3 種 1 級で特例箇所は無く、特に厳しい線形ではない。 積雪寒冷地であるが秋期の施工を予定。
維持管理	維持管理との整合性	掘り返しの可能性	○	○	○	○	○	○	掘り返し可能性は現時点ではない。将来、付近の開発に伴い、インフラ横断等の需要が生じる可能性はあるが、架空・カルバートで対応可能。
		修繕・占用工事の際の影響	○	○	○	○	○	○	掘り返しの可能性はないと考えており、現時点では検討しない
		維持管理の容易さ（隣接区間の舗装種別との整合性）	○	○	○	○	○	○	供用済の隣接区間は連続鉄筋、未供用の側は未事業化区間で舗装種別は未定であり、特段の制限はない。
	不等沈下への対応性	地盤情報・盛土高さ・道路構造情報	○	○	△	△	△	△	盛土区間は、軟弱地盤区間であり、供用予定を鑑みると土工が急速施工となる可能性もある。当該区間は最大 3 段盛土で、軟弱地盤箇所で地盤改良予定だが、不等沈下が発生する可能性はある。
		施工方法	○	○	△	△	△	△	
供用中のニーズ	流動わだちへの耐久性	大型車交通量が N7	○（改質Ⅱ型使用） ×（ストアス使用）	○（改質Ⅱ型使用）	◎	◎	◎	○（改質Ⅱ型使用） ×（ストアス使用）	相当の大型車交通量（1,500 台/日/車線程度）が見込まれ、アスファルト舗装の場合、改質材（Ⅱ型以上）を混合させる必要
	路面の透水		○	○	○	○	○	○	歩行者交通量は多くなく水はね防止に特に配慮する必要は無い。またすべり抵抗に関しても、急カーブ・急勾配等の特別な事情はなく通常のすべり抵抗を有していれば良い。
	路面の耐久性		○	○	○	○	○	○	積雪寒冷地ではあるが、当該事業地域では凍結融解による路面損傷の実態は無い。また、当該事業地域では、冬期交通のほとんどがスタッドレスであり、チェーン走行の実態は少ない。
	騒音	環境影響評価書等、要配慮事項に対応可能か	○	◎	×	○	×	○（◎）	沿道に配慮施設があり、環境アセス評価書でも騒音対策実施について記載されている。なおコンポジット舗装の場合、表層にポーラスアスファルト混合物を用いれば評価は◎となる。

スクリーニング判定	通過	通過	－	通過	－	通過	総合評価の際に留意すべき事項 ・アスファルト舗装の場合の改質材（改質Ⅱ型等）使用 ・コンクリート舗装の場合の不等沈下対策 ・騒音対策の内容

表中の凡例：◎：適している　○：問題ない　△：制限がある　×：不適

※この後のＬＣＣ等評価の際に留意するべき特記事項は以下のとおり。

○コンクリート舗装においては、供用後の不等沈下をふまえた地盤改良等の対応が必要になる可能性がある。

○騒音への配慮については、他の対策（例えば遮音壁）との組み合わせを考慮する必要がある。

(4)舗装種別のＬＣＣ等評価の実施

(3)で抽出した適用可能な各舗装種別について、ＬＣＣ等評価を実施する。LCC のほか、(3)の検討において留意事項とした情報も加味し、LCC を含めた総合的な評価を実施する。

1) ＬＣＣ

LCC については、各舗装種別について、舗装構成や、維持管理戦略およびそれをふまえた建設・補修・維持管理の具体方法等を設定し、それら方法に応じた道路管理者費用（調査・工事等の道路建設に要する費用、道路の維持管理作業に要する費用等）を算出し、解析する期間を定めた上で、LCC を算定することが原則である。なお、道路管理者費用以外に、道路利用者費用（快適性、ガソリン代等）や、沿道及び地域社会の費用（騒音、大気汚染等の環境費用等）を考慮してもよい。

解析期間については、設計期間の２倍程度を１つの目安とする考え方がある（40 年としている事例が多い）。しかし、舗装の寿命は周辺環境や利用状況等に大きく影響されること、設計期間と実際に供用し続ける時間は異なることから、管内実績の実態データがある場合は、それを以て解析期間の根拠とすることが望ましい。

また、建設から再構築までの修繕費用を含めた舗装寿命１サイクルの総費用を期間で割った値で比較する手法も考えられる。ただこの場合、建設費用と修繕費用が異なることや、修繕費用についても一定でないこと（例：１回目の補修工事は表層切削オーバーレイ、２回目の補修（修繕）工事は路盤からの打ち替え）も想定されることに、留意が必要である。

なお例えば地盤条件の不確実性に起因する要素など、LCC 算出にあたって不確定要素が大きい場合は、額に幅を持って LCC を算出しておくことも考えられる。

LCC の算定に際しては、舗装設計施工指針（平成 18 年２月　日本道路協会）の付録-3 に記載されており，参考にするとよい。ただし、参照している資料類については最新のものを確認されたい。

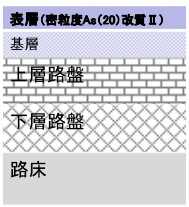
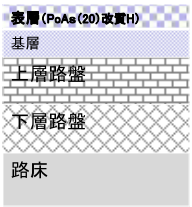
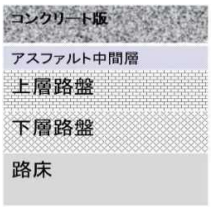
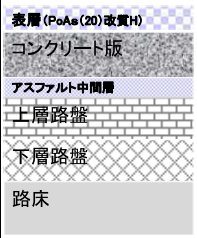
2) ＬＣＣ以外の項目

(3)で挙げた留意事項や、LCC に反映できない項目等の追加が考えられる。例えば、隣接区間の舗装種別との連続性や、実現性の観点からの予算条件、走行性等も、必要があれば考慮すると良い。

以上をふまえＬＣＣ等評価を行うが、評価のイメージ例（対象事業は表１および表２の具体例と同事業）を、表４に示す。

表 4. 評価イメージ例

対象事業：一般国道○号○○道路事業

スクリーニングにより抽出された舗装種別		アスファルト舗装		コンクリート舗装	
		密粒度	ポーラス	連続鉄筋	コンポジット
想定される舗装断面					
経済性（LCC）		･･･億円/年	･･･億円/年	･･･億円/年	･･･億円/年
スクリーニング項目(留意事項等のあるもの)	不等沈下への対応性	○	○	△	△
	流動わだちへの耐久性	△	△	○	△
	騒音	○	◎	○	◎
LCC に反映できない項目	特に該当無し				
総合評価				◎ 不等沈下対応および騒音振動への対応について課題はあるものの、経済性（LCC の額）は他と比較して明らかに優位であり、当該舗装種別を選定する	

表中の凡例：◎：適している　○：問題ない　△：制限がある

(5)選定結果・経過の記録

以上の経過・結論について、業務報告書等にとりまとめ、舗装データベースに入力するなどして記録し、以降の設計・施工へ反映させるとよい。将来の維持修繕の実施の際には、本記録を参照すれば、設計時にどのようなことが懸念されていたのかが分かるため、合理的な維持管理戦略立案の材料となる。

巻末資料

巻末１．舗装種別の特徴

以下、主な舗装種別およびその特徴を列挙する。

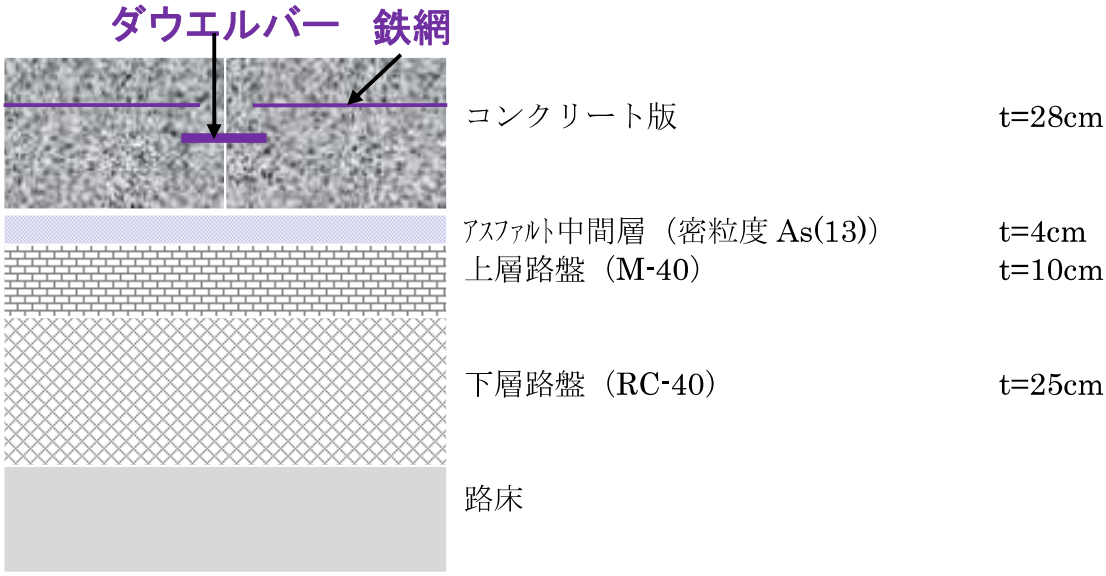
1. コンクリート舗装

コンクリート舗装は、疲労破壊や塑性変形に対して高い耐久性を有し、長期供用が可能な舗装種別である。

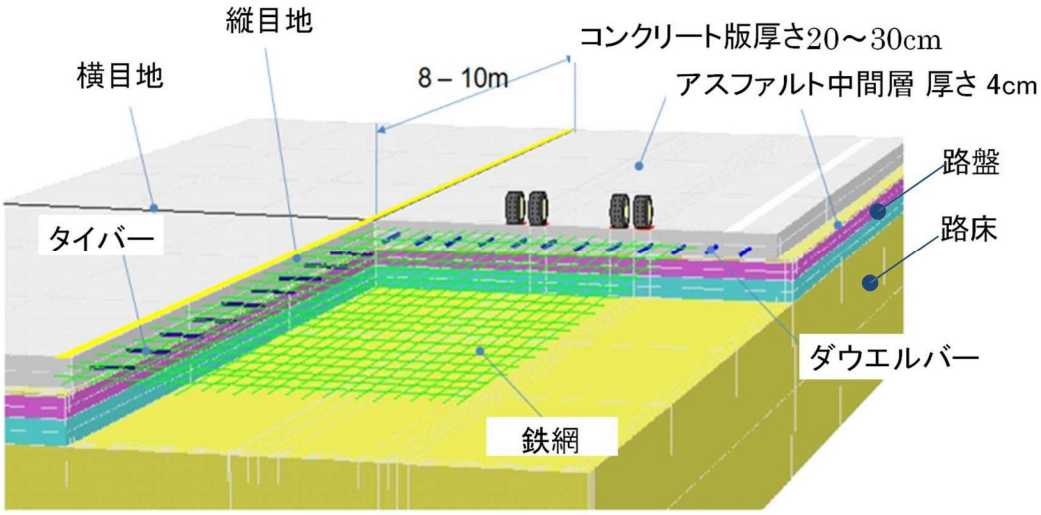
コンクリート舗装には様々な種別のものが存在する。近年で多く採用されているのは、１）普通コンクリート舗装、2)連続鉄筋コンクリート舗装、3)コンポジット舗装、4)転圧コンクリート舗装等があり、状況に応じ、その他の種別も検討してみるとよい。

1）普通コンクリート舗装

最も一般的なコンクリート舗装。一般的に 20～30cm の版厚で、5～10m の間隔で横収縮目地を有する。通常横目地にはダウエルバーを、縦目地にはタイバーを有する。



付図 1.1.1.1　普通コンクリート舗装の断面例（N6 交通，CBR=4）

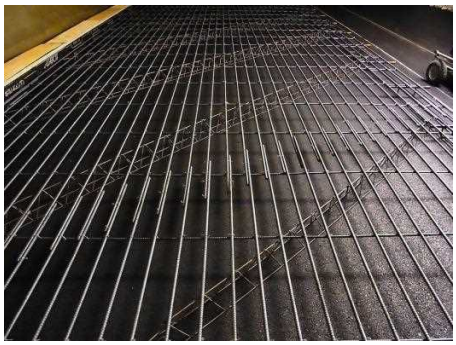


付図 1.1.1.2　普通コンクリート舗装の構造概要

2）連続鉄筋コンクリート舗装

縦方向に配置された鉄筋により、収縮ひび割れを分散させて発生させることで横収縮目地を省略した舗装。このひび割れのひび割れ幅はきわめて小さく、ひび割れにおける荷重伝達は十分に確保されている。

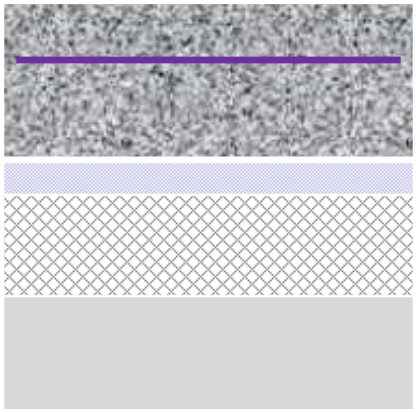
普通コンクリート舗装と比較して、横目地が無いため、目地部での騒音が抑制され、また構造的弱点が少なくなる。



付図 1.1.2.1
連続鉄筋コンクリートの配筋例



付図 1.1.2.2
供用中の連続鉄筋コンクリート舗装



付図 1.1.2.3　連続鉄筋コンクリート舗装の断面例（N6 交通，CBR=6）

3) コンポジット舗装

普通コンクリート舗装、転圧コンクリート舗装、連続鉄筋コンクリート舗装、半たわみ性舗装の上に機能層（アスファルト混合物による層）を設けたもの。構造的耐久性と良好な路面性能を確保することができる。

機能層を設けない場合と比較して、アスファルト混合物を敷設する分コストを要すること、コンクリート版に目地部が存在する場合は点検の際に目視できないなどして供用後の点検の精度が落ちることが欠点ではあるが、騒音の抑制や、コンクリート版の温度応力の軽減といった効果がある。



付図 1.1.3.1　コンポジット舗装の施工状況



表層（排水性 As13）　　t=4cm
基層（砕石ﾏｽﾁｯｸｱｽﾌｧﾙﾄ混合物）t=4cm

連続鉄筋コンクリート版　　t=25cm

ｱｽﾌｧﾙﾄ中間層（砕石ﾏｽﾁｯｸｱｽﾌｧﾙﾄ混合物）
t=4cm
セメント安定処理路盤　　t=16cm

付図 1.1.3.2　コンポジット舗装の断面例（高規格道路における事例）

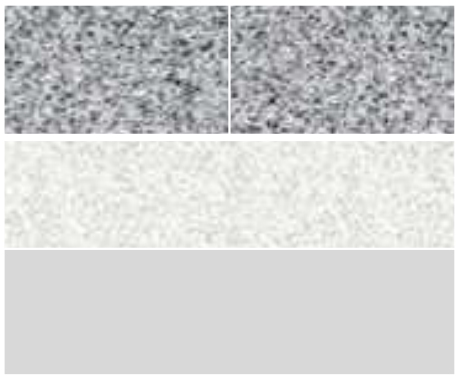
4）転圧コンクリート舗装

単位水量の少ないコンクリートをアスファルトフィニッシャで敷き均し、ローラで締め固めて施工する舗装。版厚は 25cm 以下、横収縮目地間隔は 5m を原則とする。普通コンクリート舗装と比較して、施工速度が速く、養生期間も短いため早期交通開放が可能である。またアスファルト舗装用の機械を使用するため、多くの舗装会社が施工可能である。

一方で、フィニッシャによる敷き均しを行う都合上、版厚を大きく出来ないため、大型車交通量の多い路線には適さない。また、ダウエルバーやタイバーを設けないため、版の沈下による段差や、隅角部におけるひび割れや角欠け等も生じやすい。



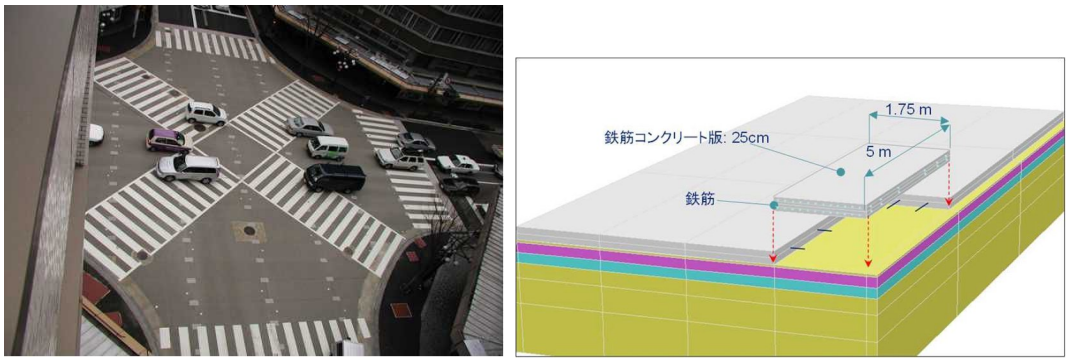
付図 1.1.4.1　施工中の転圧コンクリート舗装



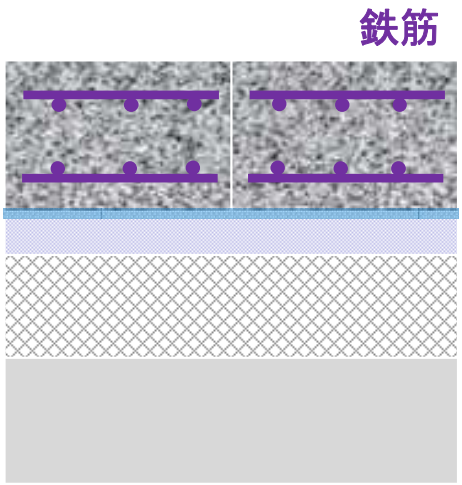
付図 1.1.4.2　転圧コンクリート舗装の断面例（N5 交通、CBR=4）

5) プレキャストコンクリート舗装

工場製作のプレキャスト鉄筋コンクリート版を敷き並べた舗装。普通コンクリート舗装と比較し、施工後即時の交通解放が可能。作業範囲が狭く車両通行帯の確保が容易である。また工場生産なので品質が安定している。ただし、他の舗装種別と比較して高価であること、施工後の版間にずれ・隙間や段差を生じさせないための高い技術力が必要なことに留意が必要である。



付図 1.1.5.1　プレキャストコンクリート版舗装の事例



ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ RC 版	t=25cm
裏込グラウト	t=2cm
ｱｽﾌｧﾙﾄ中間層（密粒度 As(13)）	t=4cm
路盤（M-40）	t=15cm
路床	

付図 1.1.5.2　プレキャストコンクリート舗装の断面例（N6 交通，CBR=12）

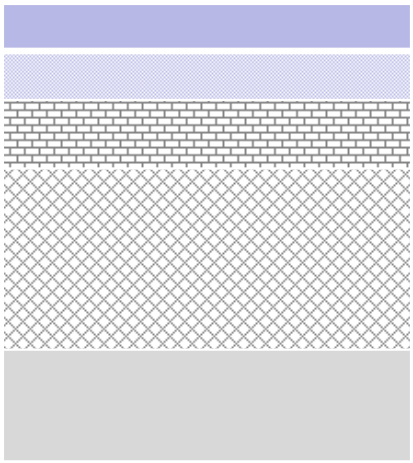
2.　アスファルト舗装

アスファルト舗装は、初期コストが安価である場合が多く、部分補修が容易で即日交通解放が可能である。さらに、敷設するアスファルト混合物の種類により舗装への様々な要求に応えることができる。

アスファルト舗装にも様々な種別があるが、ここでは代表的な種別およびその特徴について紹介する。

1) 表層に密粒度アスファルト混合物を使用したアスファルト舗装

砂利や砂等の骨材をアスファルトと混合させ接着させたアスファルト混合物を使用した、一般に最もよく用いられている舗装である。

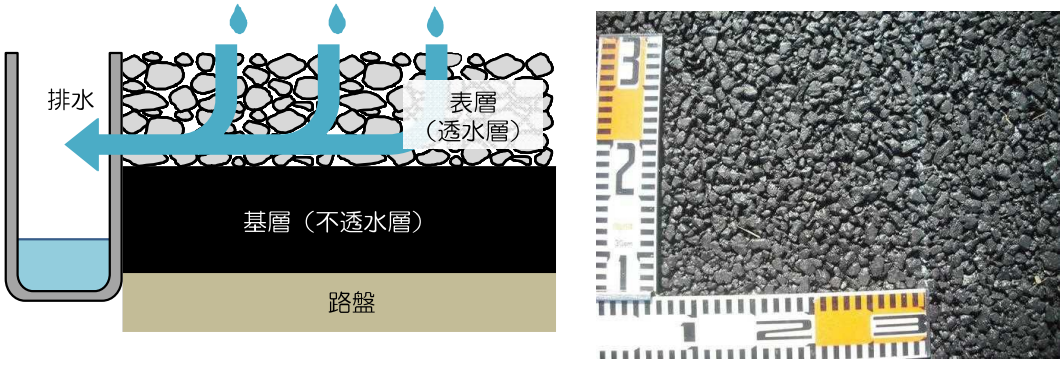


表層（密粒度 As20 改質 II型）　t=5cm
基層（粗粒度 As20）　t=5cm
上層路盤（瀝青安定処理）　t=8cm
下層路盤（RC-40）　t=30cm
路床

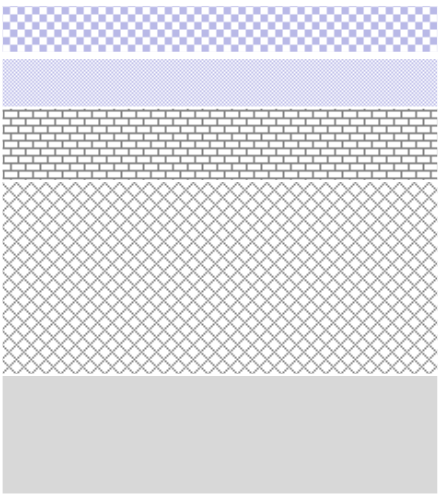
付図 1.2.1　舗装断面の事例（N6 交通，CBR=12）

2)表層にポーラスアスファルト混合物を使用したアスファルト舗装

粒径の大きな骨材の割合を高めるなどして、空隙率を高めた舗装。このうち表層下の不透水層により路肩方向へ排水する設計としているものを排水性舗装、舗装よりも地下に浸透させる設計としているものを透水性舗装という。このうち車道に使用されるのは排水性舗装となるが、通常のアスファルト舗装と比較して、排水性能は優れる一方で、飛散への耐久性やコストの点では劣る。



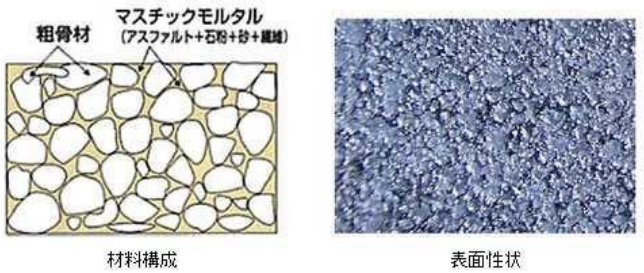
付図 1.2.2.1　排水性舗装の概念図及び写真



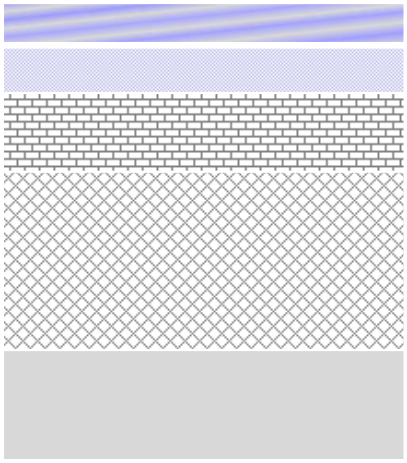
付図 1.2.2.2　舗装断面の事例（N6 交通，CBR=12）

3)表層にＳＭＡ（砕石マスチックアスファルト混合物）を使用したアスファルト舗装

粗骨材量が多く（７０～８０％)、細骨材に対するフィラー量が多い（８～１３％程度）アスファルトモルタルで粗骨材間隙を充填したアスファルト混合物を用いた舗装である。材料の配合を工夫するなどして、アスファルトモルタルの充填効果や粗骨材のかみ合わせ効果により、耐流動性、耐摩耗性、水密性、すべり抵抗性、疲労破壊抵抗性、たわみ追従性等を付加させることが可能である。



付図 1.2.3.1　SMA 舗装の材料

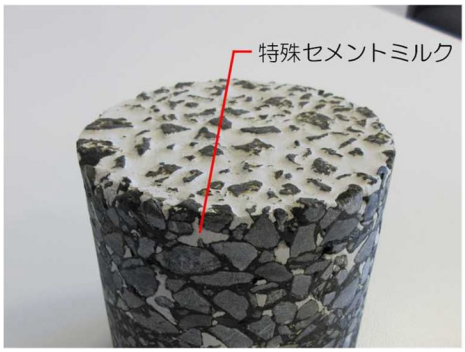


付図 1.2.3.2　舗装断面の事例（N6 交通，CBR=12）

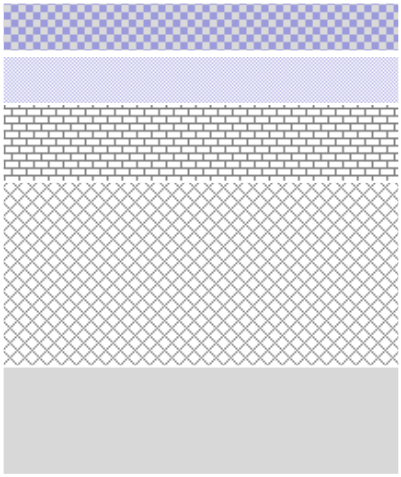
4) 半たわみ性舗装

耐流動性を高めるため、開粒度アスファルト混合物の空隙にセメントミルクを浸透させ、通常のアスファルト舗装用の機材で締め固めを行った舗装である。

コンクリート舗装と似た性質を有し、表層に密粒度アスファルト混合物を使用したアスファルト舗装と比較して、耐わだち性、耐油性等で優れる一方で、柔軟性・追随性については劣る。また養生に時間を要し、温度変化による収縮ひび割れも生じやすい。



付図 1.2.4.1　半たわみ性舗装のコアの事例



表層（半たわみ性）	t=5cm
基層（密粒度 As20）	t=5cm
上層路盤（瀝青安定処理）	t=8cm
下層路盤（C-40）	t=30cm
路床	

付図 1.2.4.2　舗装断面の事例（N6 交通，CBR=12）

巻末２．舗装種別選定チェックシート

区間設定、スクリーニング、ＬＣＣ等評価の各段階における必要検討事項を漏れなく実施するため、例えば下記のようなシートを作成し、確認をすると良い。

項目	必要な情報		確認結果	備考	確認状況		
					区間設定時	スクリーニング時	総合評価時
事業特性に関する情報	事業概要	道路種別			□	□	□
		事業延長			□	□	□
		事業目的			□	□	□
交通条件に関する情報	大型車交通量	大型車交通量			□	□	□
	交通量	交通量				□	□
	走行速度	走行速度（新設・改築の場合は設計速度）					□
	冬期交通環境	チェーン装着車両の通行				□	□
地盤情報	切土盛土状況	盛土部延長			□	□	□
		切土部延長			□	□	□
	盛土高さ	盛土高さ			□	□	□
	軟弱地盤の有無・程度	N値が4以下の箇所の有無			□	□	□
		最小N値			□	□	□
道路構造物等に関する情報	橋梁	橋梁の有無			□	□	
	トンネル	トンネルの有無			□	□	
	ランプ等	ランプ等の有無			□	□	
騒音等に関わる情報	沿道の土地利用状況	住宅地			□	□	□
		DID地区			□	□	□
	騒音に関する条件	条例等の規定・規制			□	□	□
		要配慮事項			□	□	□
		環境影響評価書の措置事項			□	□	□
		規制速度（もしくは法定速度）			□	□	□
施工に関する情報	施工規模	区間長			□	□	□
		車線数			□	□	□
	材料調達条件	アスファルト合材プラントからの運搬時間				□	□
		生コン工場からの運搬時間				□	□
		施工時期				□	□
	現場条件	最大縦断勾配				□	□
		最小曲線半径				□	□
	基盤部（土工部）の施工	施工方法				□	□
		施工時期等				□	□
	規制に関する情報（修繕時のみ）	規制区間長				□	□
		路肩部の利用				□	□
		車線規制の有無、規制時間、迂回路				□	□
今後の維持管理に関する情報	占用物等将来の掘り返しの可能性、および掘り返した場合の社会影響に関する情報	都市計画区域に属するか			□	□	□
		共同溝の埋設（予定含む）の有無			□	□	□
		占用物の埋設（予定含む）の有無			□	□	□
	将来の修繕時の制約情報	修繕時の交通形態の想定			□	□	□
	隣接区間で採用されている（又は採用予定の）舗装種別	起点側				□	□
		終点側				□	□
	維持管理・修繕の方針（アスファルト舗装）	使用目標年数					□
		切削オーバーレイの間隔					□
		舗装打換えまでの間隔					□
	維持管理・修繕の方針（コンクリート舗装）	コンクリート版打換えまでの年数					□
舗装条件に関する情報	舗装の設計期間	設計期間					□
	設計CBR	設計CBRの値					□
	環境条件	すりつけ高さ、凍結深等					□

注１）確認結果には、当該事業の情報や「有無」を記載の上、備考欄には補足情報を入れること。
例：大型車交通量「１，５００台／日・方向」とし、備考欄には「事業区間内で一定」等の情報を備考欄に追記
注２）情報項目の中には、必ず確認すべき情報、必要に応じ確認すべき情報（灰色掛）があることをふまえ確認のこと。
注３）確認状況については、それぞれの段階での検討で考慮した事実をもってレ点を付与すること。なお、それぞれの段階での検討熟度に応じて、考慮する必要がない項目もあり得るが、その場合も事前の段階で考慮した事実や念頭において検討した事実をもってレ点を付してよい。

巻末３．舗装種別選定事例

今後、実際の現場における試行をふまえ作成予定

■舗装種別選定チェックシート

別添2

項目	必要な情報		確認結果	備考	確認状況		
					区間設定時	スクリーニング時	総合評価時
事業特性に関する情報	事業概要	道路種別			□	□	□
		事業延長			□	□	□
		事業目的			□	□	□
交通条件に関する情報	大型車交通量	大型車交通量			□	□	□
	交通量	交通量				□	□
	走行速度	走行速度（新設・改築の場合は設計速度）					□
	冬期交通環境	チェーン装着車両の通行				□	□
地盤情報	切土盛土状況	盛土部延長			□	□	□
		切土部延長			□	□	□
	盛土高さ	盛土高さ			□	□	□
	軟弱地盤の有無・程度	N値が4以下の箇所の有無			□	□	□
		最小N値			□	□	□
道路構造物等に関する情報	橋梁	橋梁の有無			□	□	
	トンネル	トンネルの有無			□	□	
	ランプ等	ランプ等の有無			□	□	
騒音等に関わる情報	沿道の土地利用状況	住宅地			□	□	□
		DID地区			□	□	□
	騒音に関する条件	条例等の規定・規制			□	□	□
		要配慮事項			□	□	□
		環境影響評価書の措置事項			□	□	□
		規制速度（もしくは法定速度）			□	□	□
施工に関する情報	施工規模	区間長			□	□	□
		車線数			□	□	□
	材料調達条件	アスファルト合材プラントからの運搬時間				□	□
		生コン工場からの運搬時間				□	□
		施工時期				□	□
	現場条件	最大縦断勾配				□	□
		最小曲線半径				□	□
	基盤部（土工部）の施工	施工方法				□	□
		施工時期等				□	□
	規制に関する情報（修繕時のみ）	規制区間長				□	□
		路肩部の利用				□	□
		車線規制の有無、規制時間、迂回路				□	□
今後の維持管理に関する情報	占用物等将来の掘り返しの可能性、および掘り返した場合の社会影響に関する情報	都市計画区域に属するか			□	□	□
		共同溝の埋設（予定含む）の有無			□	□	□
		占用物の埋設（予定含む）の有無			□	□	□
	将来の修繕時の制約情報	修繕時の交通形態の想定			□	□	□
	隣接区間で採用されている（又は採用予定の）舗装種別	起点側				□	□
		終点側				□	□
	維持管理・修繕の方針（アスファルト舗装）	使用目標年数					□
		切削オーバーレイの間隔					□
		舗装打換えまでの間隔					□
	維持管理・修繕の方針（コンクリート舗装）	コンクリート版打換えまでの年数					□
舗装条件に関する情報	舗装の設計期間	設計期間					□
	設計CBR	設計CBRの値					□
	環境条件	すりつけ高さ、凍結深等					□

注１）確認結果には、当該事業の情報や「有無」を記載の上、備考欄には補足情報を入れること。
　　例：大型車交通量「１，５００台／日・方向」とし、備考欄には「事業区間内で一定」等の情報を備考欄に追記
注２）情報項目の中には、必ず確認すべき情報、必要に応じ確認すべき情報（灰色掛）があることをふまえ確認のこと。
注３）確認状況については、それぞれの段階での検討で考慮した事実をもってレ点を付与すること。なお、それぞれの段階での検討熟度に応じて、考慮する必要がない項目もあり得るが、その場合も事前の段階で考慮した事実や念頭において検討した事実をもってレ点を付してよい。

LCCの検討によるコンクリート舗装の採用事例【山形県 遊佐町 日本海沿岸東北自動車道】

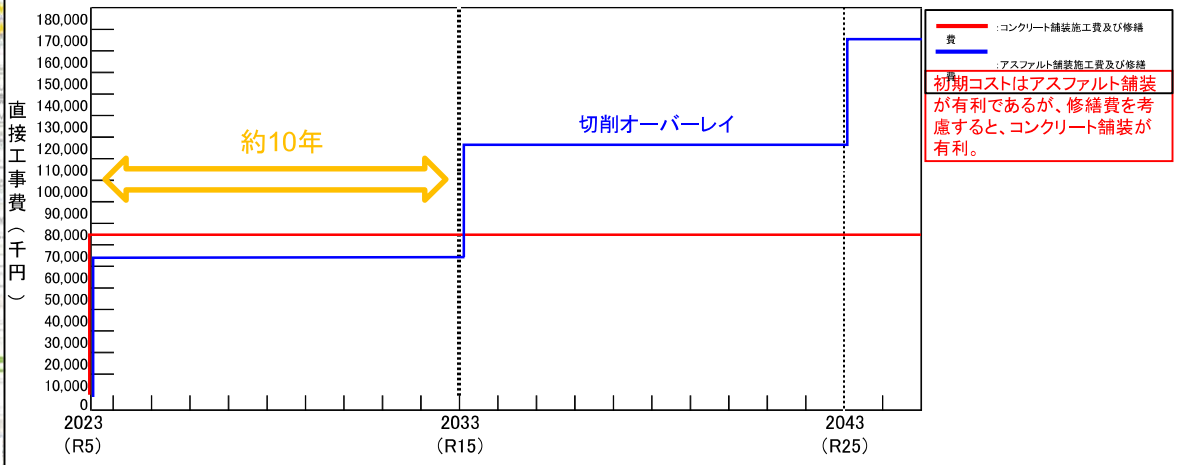
○ 令和5年度に開通を予定している「日本海沿岸東北自動車道（遊佐比子IC～遊佐鳥海IC）」のうち約700mでコンクリート舗装を採用。

○ 当該路線は、自動車専用道路であり、地下埋設物がないこと、LCCを検討した結果コンクリート舗装が有利となったことなどを総合的に判断し採用。









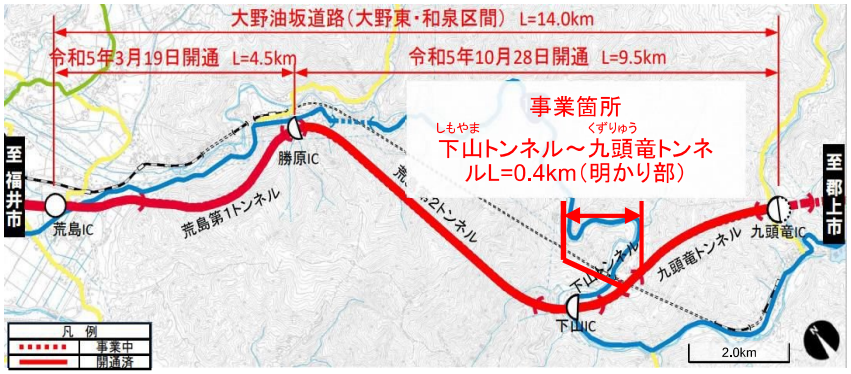
※1 直接工事費の対象面積は、位置図旗揚げ区間の約7,030m2で算出。

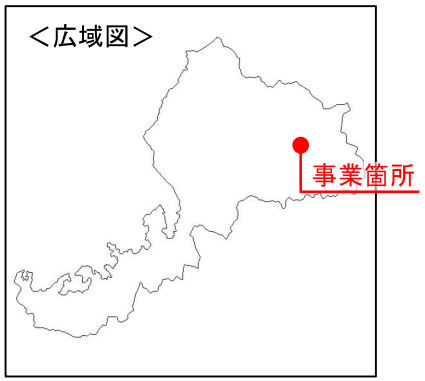
LCCの検討によるコンクリート舗装の採用事例【福井県大野市 国道158号中部縦貫自動車道】

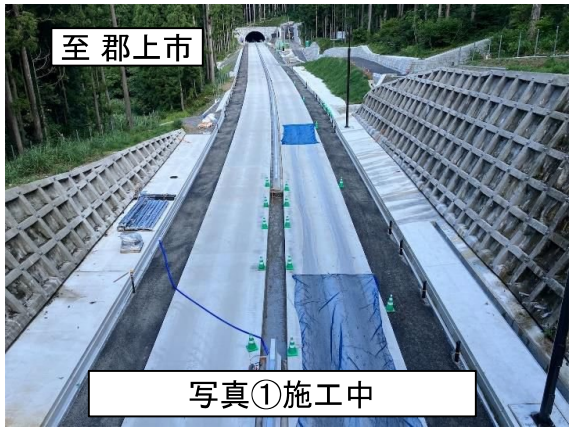
○ 現在事業を推進している国道158号　中部縦貫自動車道 大野油坂道路（L=35．0km）において、令和5年10月28日に開通した勝原・九頭竜区間（L＝9．5km）のうち、下山トンネル～九頭竜トンネルの間の明かり部区間（約400m）にコンクリート舗装を採用。

○ 当該路線は、自動車専用道路であり、地下埋設物がないこと、LCC検討した結果、コンクリート舗装が有利となったことなどを総合的に判断し採用。

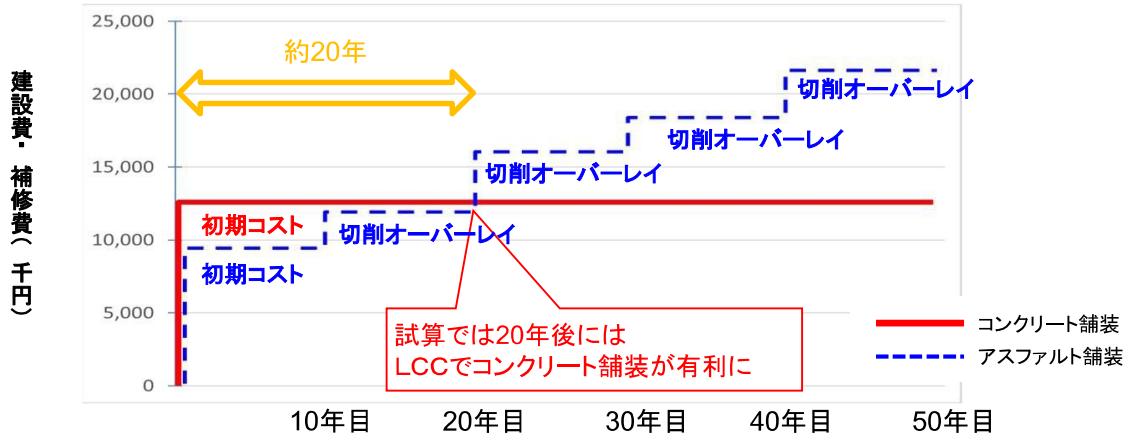
≪位置図≫











LCCの検討によるコンクリート舗装の採用事例【奈良県　天理市　国道25号（名阪国道）】

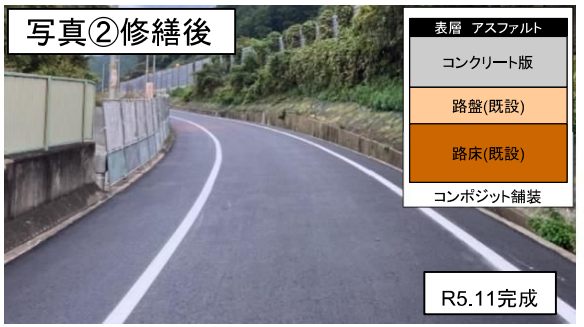
○ 国道25号名阪国道は、三重県亀山市から奈良県天理市を結ぶ自動車専用道路であり、アスファルト舗装の経年劣化による損傷が著しく、ひび割れが多数発生していることから、舗装の修繕工事を実施。
○ 施工箇所は、迂回路が確保でき、コンクリート版の養生期間中の全面通行止めが可能。
○ 沿道に住居が立地すること、地下埋設物がないことやLCCを検討した結果、コンポジット舗装が有利となったことなど総合的に判断し採用。

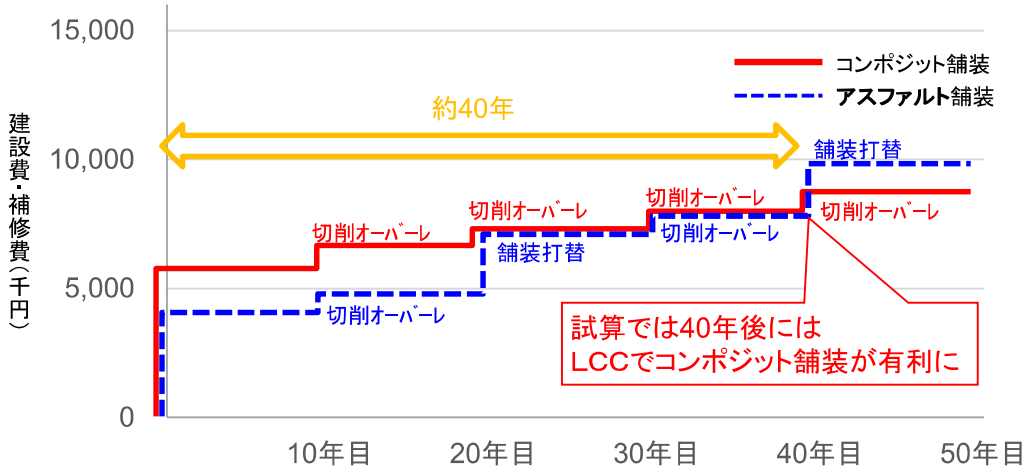
≪位置図≫











LCCの検討によるコンクリート舗装の採用事例【国道56号　愛媛県南宇和郡愛南町】

・国道56号は高知県高知市から愛媛県松山市を結ぶ主要幹線道路であり、アスファルト舗装の経年劣化による損傷が著しく、ひび割れが多数発生していることから、舗装の修繕工事を実施。
・施工箇所は2車線道路だが町道を迂回路とすることでコンクリート養生期間中の全面通行止が可能。
・LCCを検討した結果、コンクリート舗装が有利となり採用。

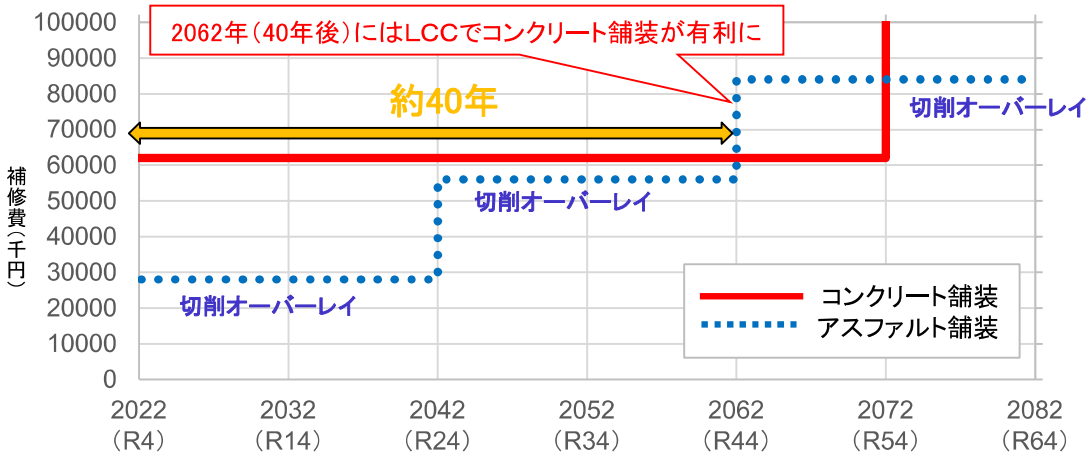
≪位置図≫











LCCの検討によるコンクリート舗装の採用事例【国道220号 宮崎県宮崎市】

○ 国道220号は宮崎県宮崎市から鹿児島県霧島市を結ぶ主要幹線道路であり、アスファルト舗装の経年劣化による損傷が著しく、ひびわれが多数発生していることから、舗装の修繕工事を実施
○ 全線4車線で片側2車線の対面交通によりコンクリート舗装の養生期間中の交通の確保が可能
○ LCCを検討した結果、コンクリート舗装が有利となり採用

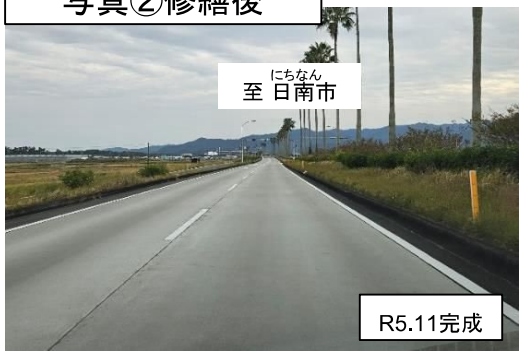
≪位置図≫

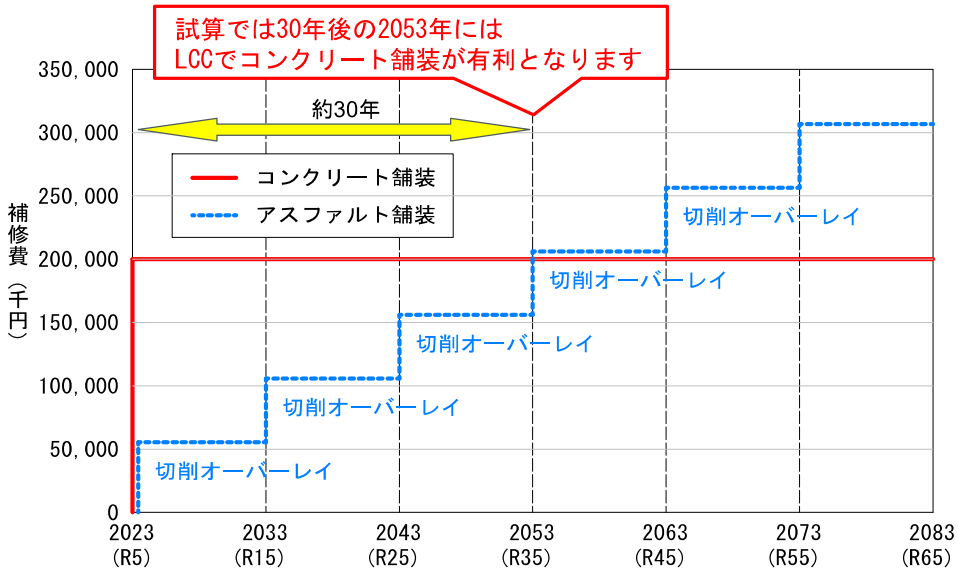


写真①修繕前



写真②修繕後

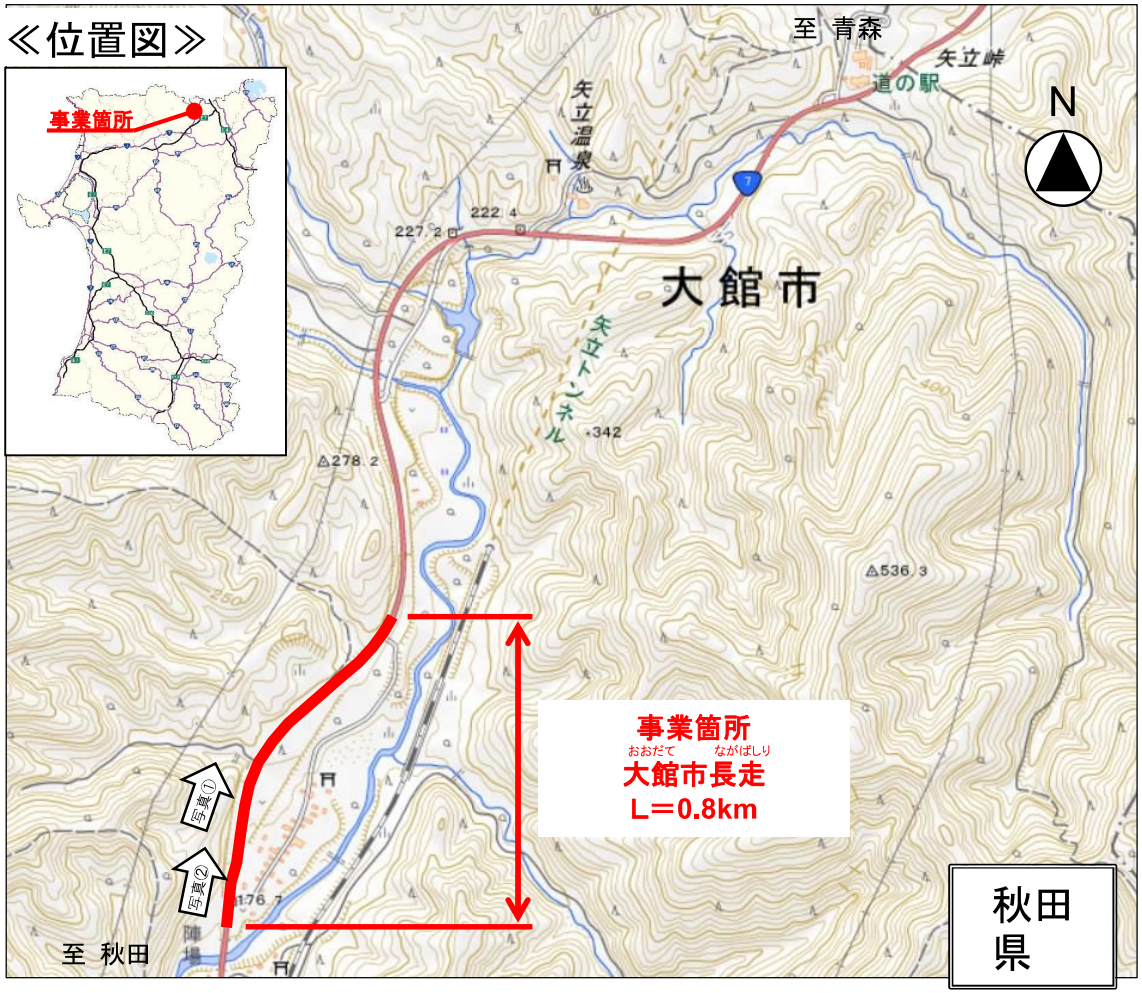




コンクリート舗装(修繕)の導入【秋田県　国道7号】

○国道7号は秋田県を縦断する主要幹線道路であり、アスファルト舗装の経年劣化による損傷が著しく、ひびわれが多数発生していることから、耐久性向上等を目的にアスファルト舗装からコンクリート舗装への施工を実施。

≪位置図≫



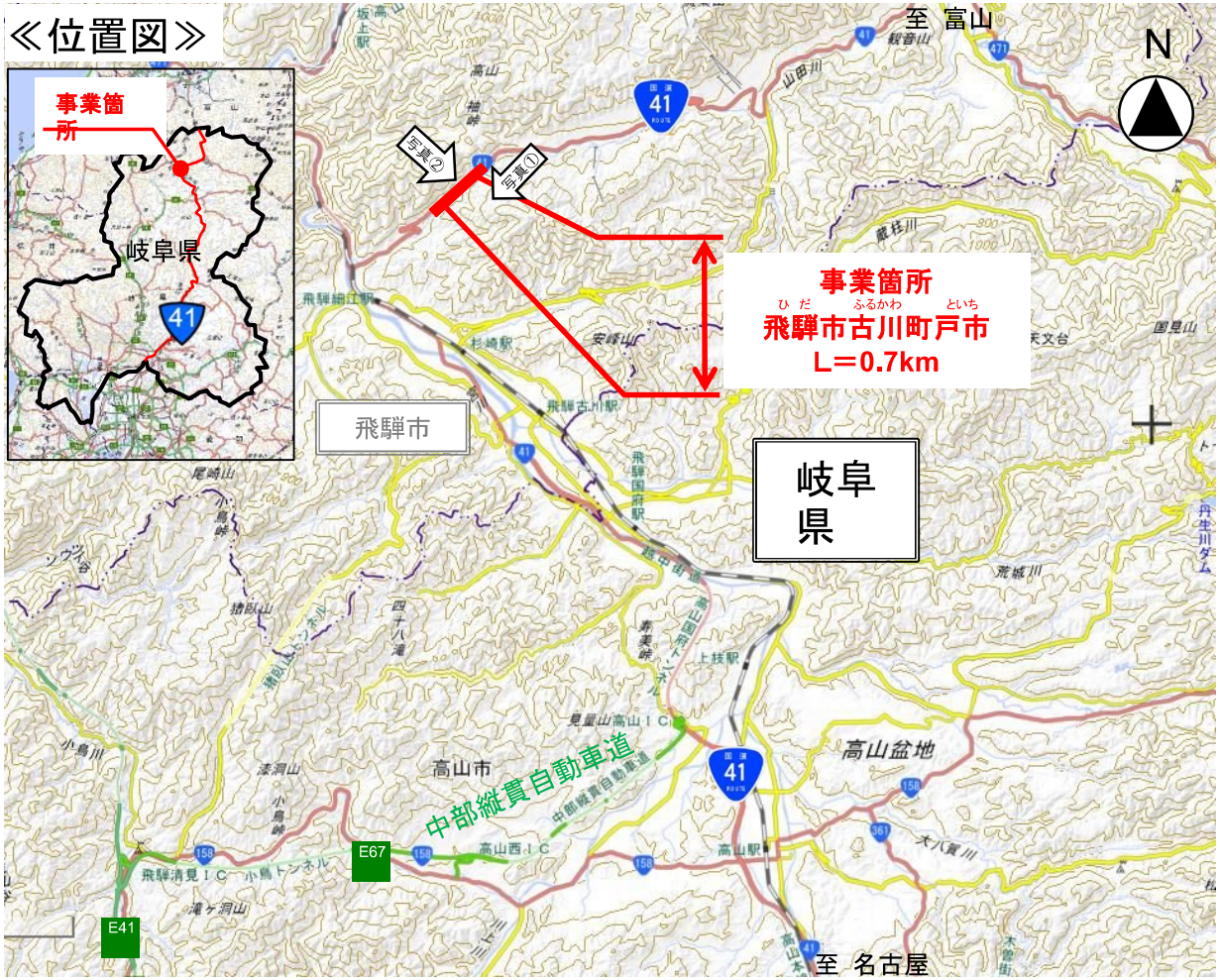




コンクリート舗装(修繕)の導入【岐阜県　国道41号】

○国道41号は愛知県から岐阜県を縦断し富山県に至る主要幹線道路であり、アスファルト舗装の経年劣化による損傷が著しく、ひびわれが多数発生していることから、耐久性向上等を目的にアスファルト舗装からコンクリート舗装への施工を実施予定。

≪位置図≫

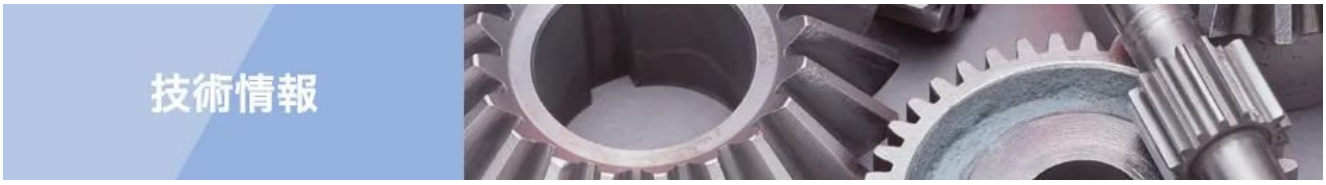


写真①現地状況



写真②現地状況(ひび割れ)





より永くコンクリート舗装を使うためのポイント集～「コンクリート舗装ガイドブック2016」補足資料～

背景

コンクリート舗装は，表層にコンクリート版を用いた高耐久な舗装で，長期的に見ればライフサイクルコストの観点において優れていると考えられています。一方で，コンクリート版の養生のため交通開放まで一定期間を要することや，車道の路面下にライフライン等が収容され占用工事対応が求められる区間である場合など，適用に際して十分な検討を必要とする場合もあります。このためコンクリート舗装を適材適所で有効に活用することが求められています。

国土交通省では，平成24年の第3期技術基本計画にて，「コンクリート舗装等耐久性の高い素材の採用等によるライフサイクルコストの縮減を目指す」ことを掲げており，これを受け平成25年以降の設計業務等共通仕様書では，「基盤条件，環境条件，走行性，維持管理，経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し，舗装（アスファルト舗装／コンクリート舗装等）の比較検討のうえ，舗装の種類・構成を決定し，設計する」旨が示されています。

このような状況に鑑み，コンクリート舗装に関する知識の習得および技術力の向上を目的に，指針・便覧等をよりわかりやすく，かつ初心者でも理解できるよう，図・表や写真を多く使った図書として，平成28年3月に「コンクリート舗装ガイドブック2016」が発刊されました。

一方，アスファルト舗装に比べてコンクリート舗装は施工実績が少ないため，コンクリート舗装に携わった道路管理者や技術者は一部に限られています。そのため，コンクリート舗装についての十分な知識が無く、本来長寿命が期待できるにもかかわらず、早期にひび割れが発生するなどの不具合がまれに発生し、そのことがコンクリート舗装の誤ったイメージを与えていることが懸念されています。

そこで，「コンクリート舗装ガイドブック2016」の参考資料として，当時ガイドブックを執筆したメンバーが中心となり，不具合の要因や不具合を未然に防ぐ方策，また不具合が生じてしまった場合の対処法について知見をとりまとめた技術資料として、本技術資料を作成することとなりました。

令和3年12月には、舗装種別選定の具体の検討作業の流れや留意事項についてとりまとめた「舗装種別選定の手引き」をHPにて公表するとともに，令和4年3月には設計業務等共通仕様書の参考図書にこの手引きが追加されました。コンクリート舗装の誤ったイメージをお持ちの方も本補足資料を参考に、適切な舗装種別選定を行われることを期待しています。

本資料について

本資料では，コンクリート舗装の設計，材料・施工，維持修繕の各段階において生じる可能性のある不具合について実例を挙げて紹介すると共に，

- 設計，材料・施工，維持修繕のどの段階においてどのような原因で生じたのか。
- 発生させないためには，どのような点に留意しなければならなかったのか。
- 起こってしまった場合に，どのような措置を施す必要があるか。

について分かりやすくまとめました。ただし，各事例の原因については，必ずしも起こり得る原因を全て示したものではなく，その事例の現場における主な要因を示しています。

各事例には「コンクリート舗装ガイドブック2016」の参考となる箇所が示されており，同図書と本技術資料を併用することでコンクリート舗装についてより深い知識を習得することができるようになっています。特に，設計に携わる方は設計に関する事例を，材料や施工に携わる方は材料・施工に関する事例を，維持修繕に携わる方は維持修繕に関する事例をそれぞれ熟読していただくことが重要です。

また，現場において，本技術資料でとりあげた事例に類似した不具合が生じた場合の対応を検討する際の参考としていただくことも可能です。類似した事例の内容で検索可能な一覧表も，技術資料と併せて公開していますのでご活用ください。

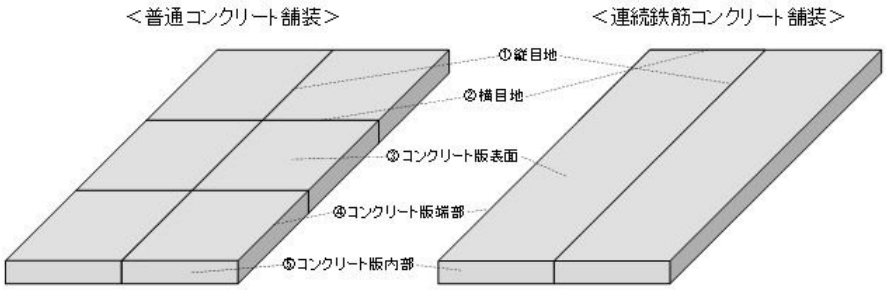
ただし，本技術資料に記載されている発生防止策や発生した場合の対応策についてはあくまで一例であり，実際の対応については，想定メカニズムに対応しつつ個々に置かれている現場条件を踏まえ，受発注者間で協議して総合的な判断のもと，適切に決める必要があります。また，本技術資料で取り上げている不具合は本来の設計では想定していないものであるため，対応した際はその結果を記録するとともに，その後の経過について継続して観察することが重要です。

なお，各事例の発生箇所については，以下の図に示すとおり，

- 縦目地
- 横目地
- コンクリート版表面
- コンクリート版端部

- コンクリート版内部

の5箇所に分類し，整理しています。



図： 不具合発生箇所の分類

事例のダウンロード

事例一覧（XLSX 18KB）・・・留意すべき段階や発生箇所，不具合の種類による事例の絞り込みができます。

すべての事例のダウンロードはこちら（PDF 7066KB）から

設計に関する事例

＋　クリックで展開 / 折りたたみ

材料・施工に関する事例

＋　クリックで展開 / 折りたたみ

維持修繕に関する事例

＋　クリックで展開 / 折りたたみ

追加・更新状況

●R4.7.19　技術資料を公開しました。

ご意見、ご質問、情報提供などはこちらから

意見や参考となる情報の提供をお願いします。

Get ADOBE READER
別ウィンドウで開きます。

2014 Copyright © Japan Road Association. All Rights Reserved.

セメント協会資料

コンクリート舗装に関する講習会　実施要領（案）

1．目的

本講習会では、コンクリート舗装が適切に活用され、その技術が次世代に継承されることを目的に、コンクリート舗装の現状や、適用事例、設計から維持管理に関する基礎的知識を、日本道路協会発刊の「コンクリート舗装ガイドブック 2016」や「より永くコンクリート舗装を使うためのポイント集」などの内容も交えながら解説します。

2．主催

一般社団法人セメント協会

3．後援

公益社団法人日本道路協会（予定）

4．期日

令和 6 年度

5．会場

北海道開発局、8 地方整備局、沖縄総合事務局

6．対象

道路計画・舗装工事に携わる可能性のあるすべての職員

7．講習内容

1）コンクリート舗装の推進について　13:15～13:45
（土木研究所より・調整中）

2）コンクリート舗装の基礎知識　13:45～16:00
（小梁川雅　東京農業大学　生産環境工学科　教授）

3）1DAY PAVE の概要　16:10～16:40
（セメント協会　コンクリート舗装推進 WG 委員）

4）質疑応答　16:40～17:00

以上

（一社）セメント協会主催　コンクリート舗装に関する講習会

■開催状況

地整等	開催日	開催場所	参加人数
中部地方整備局	令和4年11月11日	桜華会館	57名
九州地方整備局	令和5年2月9日	ARKビル	93名
近畿地方整備局	令和5年2月16日	近畿地方整備局内会議室	78名
中国地方整備局	令和5年5月10日	中国地方整備局内会議室	82名
沖縄総合事務局	令和5年6月16日	沖縄総合事務局内会議室	24名
東北地方整備局	令和5年7月　7日	東北地方整備局内会議室	71名
四国地方整備局	令和5年7月21日	高松サンポート合同庁舎アイプラザ	187名
北陸地方整備局	令和5年9月20日	北陸地方整備局内会議室	77名
関東地方整備局	令和5年9月29日	ビジョンセンター東京日本橋	21名
北海道開発局	令和5年12月7日	北海道開発局研修室	18名

合計708名
（R5.12.7時点）



開催状況写真（東北地方整備局）



開催状況写真（北陸地方整備局）



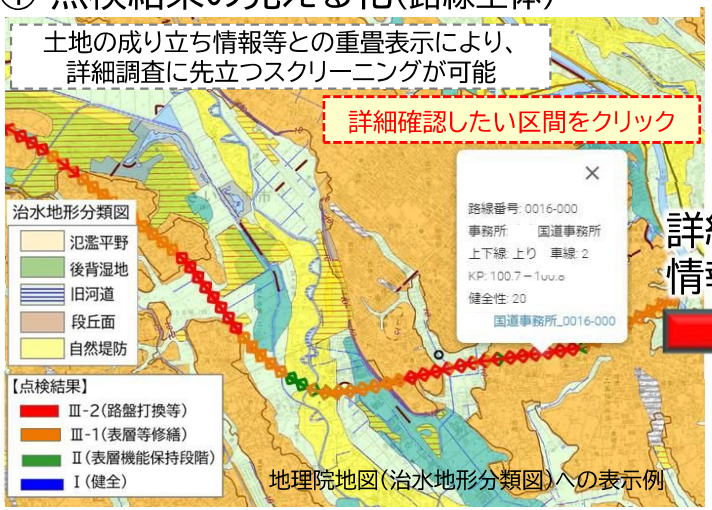
開催状況写真（北海道開発局）

予防保全型のメンテナンスを支援する「見える化アプリ」の開発・実装

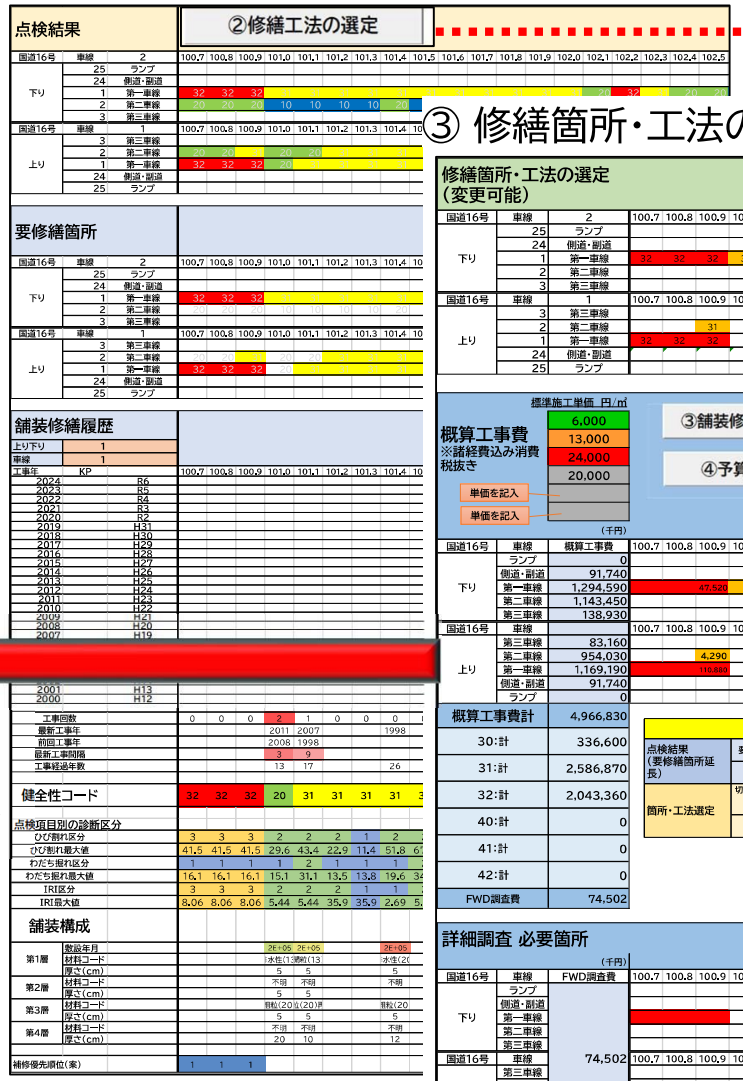
資料17

- データに基づく修繕箇所や優先順位の精緻化、予算配分の最適化を支援するアプリを整備し、修繕業務に実装
- 合理的な予算配分・執行による舗装修繕の遂行とともに、職員の業務負担軽減や時間の創出にも寄与

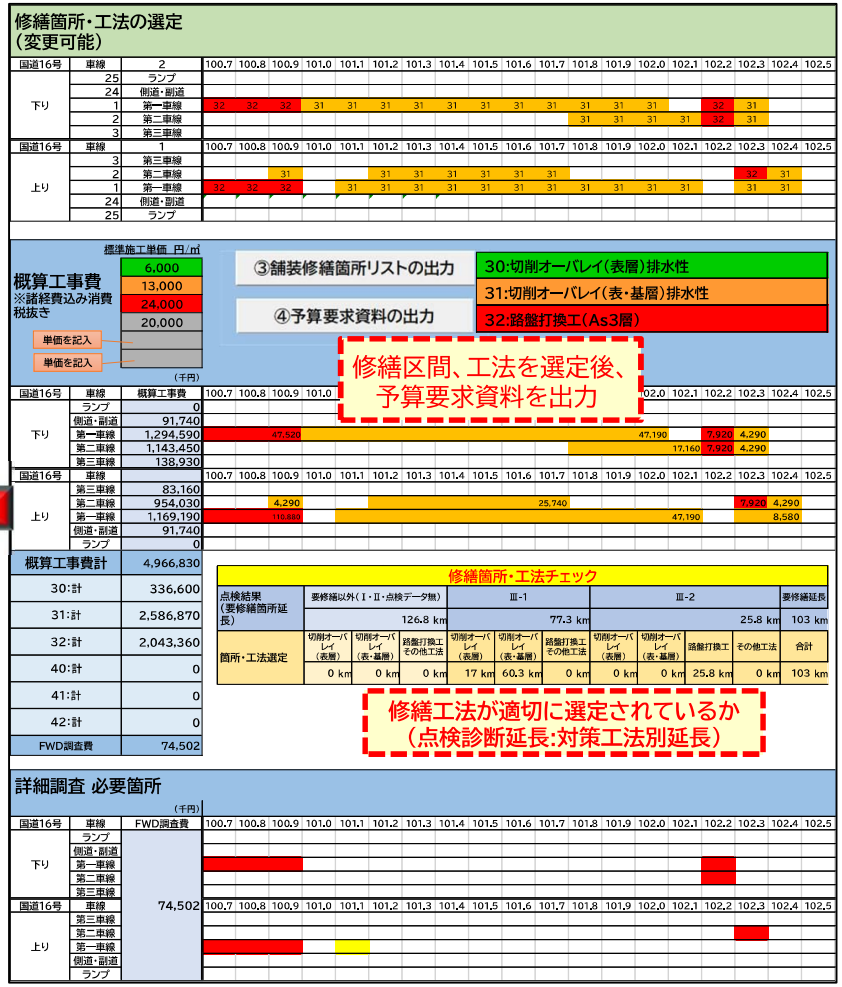
① 点検結果の見える化(路線全体)



② 要修繕箇所、修繕履歴、健全度、舗装構成の一元表示



③ 修繕箇所・工法の決定、概算工事費の算出



④ 予算要求資料の作成

自動作成

地整番号	地整	事務所	都道府県	路線番号	路線名(高規格・地高・BP名など) 特にない場合は記載不要	点検結果および対策工法 アスファルト舗装 判定区分 選択	対策工法記載	対策延べ車線延長計(km)	R7概算要求(ケース①)	R7概算要求(ケース②)
半角				半角						
83	関東			16	国道16号	Ⅲ-1	切削オーバレイ(表・基層)排水性			58,000
83	関東			16	国道16号	Ⅲ-2	路盤打換工(As3層)			3,400
83	関東			16	国道16号	Ⅲ-1	切削オーバレイ(表・基層)排水性			77,300
83	関東			16	国道16号	Ⅲ-2	路盤打換工(As3層)			25,800
83	関東			4	国道4号	Ⅲ-1	切削オーバレイ(表・基層)排水性			32,100
83	関東			4	国道4号	Ⅲ-2	路盤打換工(As3層)			3,800

舗装修繕設計業務発注における国土交通省登録資格について

資料18

- 舗装修繕設計や新技術の活用を適切に行うためには、舗装に詳しい職員及び専門家（コンサルタント）の育成もあわせて実施していく必要がある。
- コンサルタントに関して、国の舗装修繕設計業務の発注における国土交通省登録資格の対象区分に舗装の「計画・調査・設計」を拡充し、新たに「舗装診断士」を登録（R6.2）。

発注者（国道事務所等）

↓

舗装修繕設計を委託

受注者（建設コンサルタント）

管理技術者
（設計業務の統括を行う者）

担当技術者
（設計業務の従事者）

管理技術者には下記の資格を要件としている

【管理技術者資格の例】
技術士（建設部門）、博士号、土木学会認定技術者　等

舗装設計（計画・調査・設計）に関する登録資格を追加

＜目　的＞
○ 舗装設計に関する民間技術者の育成
○ 舗装設計の技術力向上


【コア抜き調査】


【FWDたわみ量調査】


【開削調査】

詳細調査の結果を基に舗装修繕設計を実施

国土交通省登録資格の対象区分【計画・調査・設計業務】

【以前】

部門	道路		
施設分野等 ／ 業務	道路	橋梁	トンネル
計　画	○	○	○
調　査			
設　計			

【R6.2～】

部門	道路			分野拡充
施設分野等 ／ 業務	道路	橋梁	トンネル	舗装
計　画	○	○	○	○
調　査				
設　計				

xROADを活用した次世代の舗装マネジメント

【目　的】

- 舗装の長寿命化を図り予防保全を実現するためには、定期点検結果に基づき、適切に舗装の状態を診断し、ライフサイクルコストを考慮した最適な設計による修繕を実施していくことが必要である。
- このような舗装マネジメントの効率的な実現には、点検、計画、設計、施工から品質管理までのあらゆる場面において、デジタル技術(DX)を積極的に活用することや、必要な技術力を有する技術者を官民ともに育成・活用していくことが求められる。
- 特に、xROADにより入手したデータを分析・活用し、舗装マネジメントを効率的に 推進するとともに、舗装技術のさらなる進展につなげていくことが必要である。
- また、予防保全の実現や新技術・新材料の活用を通じ、2050年カーボンニュートラルにも貢献することから、技術基準類の改定を含めた制度整備を進めるものとする。
- 以上の方針を「xROADを活用した次世代の舗装マネジメント1.0」として示し、当面、直轄国道において進めていくこととしつつ、マネジメントの進捗や技術の進展等に合わせ、逐次バージョンアップを図るものとする。

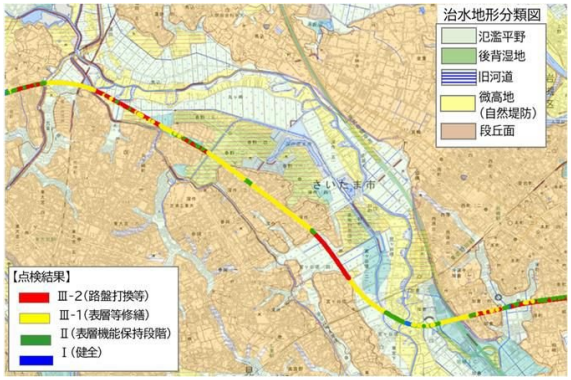
xROADデータの見える化によって早期に予防保全型のメンテナンスへ移行

国土交通省

- xROADの道路基盤地図等に点検結果を重ね合わせることで、舗装の状態把握や修繕の優先順位の抽出が容易となる。
- 次世代の舗装マネジメントの一環として、国ではこれらが可能となる「見える化アプリ」を開発。令和6年度より直轄で運用開始。
- 修繕が必要な箇所に絞って対策が行われていることのチェックを実施していくほか、修繕の年次計画、予算配分、毎月の工事進捗管理にも同アプリを活用し、できるだけ早期に予防保全型のメンテナンスに移行することを目指す。

≪データによる舗装マネジメントの最適化≫

① 舗装状態や修繕履歴等の見える化 要調査箇所の抽出、調査の実施





②適切な診断による修繕工法の選定



FWDによる健全度診断

③ データに基づく修繕箇所・優先順位の精緻化、予算配分の最適化







xROADデータの分析によって得られた知見を対策に活かす

国土交通省

- xROADのデータを用いて、舗装が特に早期劣化する箇所を分析した結果、土地の成り立ち（軟弱地盤など）との関係性が高いことが判明してきており、路盤の下の路床の支持力を適切に評価して、舗装設計を行うことの重要性が確認された。

  （参考）国道357号（湾岸道路）の路床は１ｍの厚さで地盤改良されており、東日本大震災の液状化時にも舗装の損傷は確認されていない。

- 今後とも、xROADのデータ分析を通じて得られた知見を対策に活かすことによって、次世代の舗装マネジメントを確立する。

■ xROADで提供される「舗装DB(点検結果)」と「地理院地図(土地の成り立ち・土地利用)」などの重畳表示で平易にデータ分析が可能

地理院地図「明治期の低湿地」との重畳表示



早期劣化と土地の成り立ちの関係性の事例（国道16号 大宮～岩槻間）

国道16号全線では、早期劣化箇所(約50km)のうち原地盤(路床以下)が脆弱※1と推察される箇所が約3割有り

※1 明治期の低湿地や旧河川、現在の氾濫平野、後背湿地など

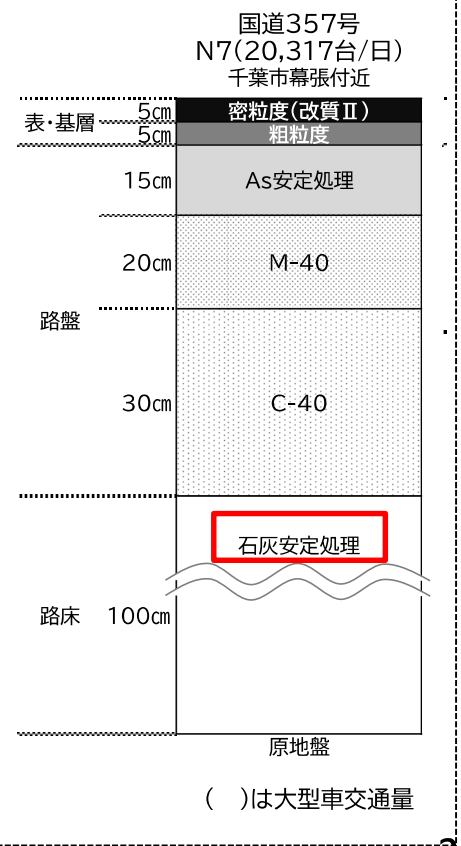
道路舗装の保全に関する重要なファクターとして、***新たに土地の成り立ちにも着目***し、下記の3要素を踏まえた調査・設計に基づく舗装修繕のマネジメントを検討

①外力(大型車)による表層等の損傷

②雨水浸透などによる路盤の損傷

③原地盤(路床以下)の支持力不足による損傷

■ 東日本大震災において液状化被害が生じなかった舗装構成の例



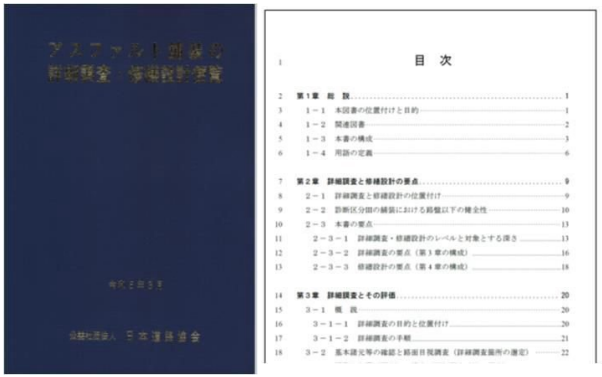
舗装の修繕設計段階での検討の充実

国土交通省

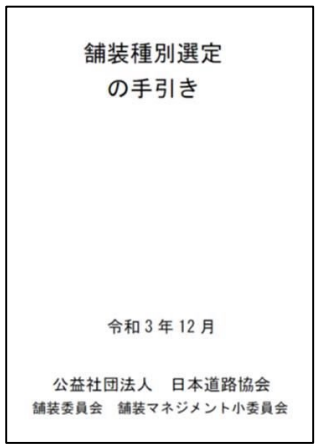
- xROADで得られた知見を対策に活かすためには、修繕設計段階での検討の充実が必要であり、段階的にコンサルタントへ発注やECI等の活用を増やしていく。
- これまで、舗装の修繕に関する体系的な手引書がなかったことから、R5.3に日本道路協会から「アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧」が発刊されたところであり、今後は本手引書に沿って十分な修繕設計を行ったうえで対策工事を実施していくこととする。
- また、「アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧」においては、舗装修繕設計段階でのFWD等による詳細調査により、一定水準以下の支持力不足が確認され、かつ路床に問題がある場合は路床の改良が手法として位置づけられており、その一環として、当面、直轄においては、定期点検でIII判定とされた箇所について、土地の成り立ちが軟弱地盤等であり、かつ過去の修繕間隔が短い（例えば、使用目標年数の半分以下で繰り返し修繕）箇所については、路床の状態を確認し、路床改良などそれに応じた措置を講ずる。
- このほか、修繕設計段階において、新技術・新材料の採用、Co舗装・As舗装の選択などの検討を行い、ライフサイクルコストを最小化するような舗装設計を実施していくことが重要。
- こうした最適な舗装修繕設計を積み重ねていくことで、舗装の使用目標年数の長期化を目指す。

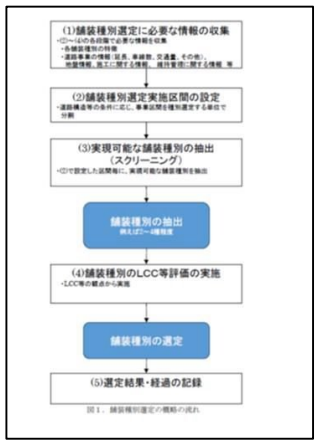
（現在は、IIIの平均年：17.4年、通常の修繕サイクル(III-1)：21.4年、早期劣化区間(III-2)：8.6年）

【アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧】



【舗装種別選定の手引き】





【地整別の平均供用年数】



※ 平均供用年数は、道路舗装DBの登録データより算出

ECI方式を活用した舗装修繕設計・工事の発注（舗装ECI）

資料20

○Ⅲ－２判定箇所の修繕工事は、発注者が補修方法を路盤打換と決めて発注しており、詳細調査による路盤以下（路床含む）の損傷状況の確認は十分に行われておらず、修繕設計も実施されていない状況

○今後は、令和５年３月に発刊される「アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧」を用いた詳細調査・修繕設計を実施したいが、舗装修繕の知見が豊富な設計コンサルが少ない状況

○このため、モデル工事を設定してＥＣＩ方式により発注し、舗装業者の知見を修繕設計に活かしたい

モデル箇所のイメージ

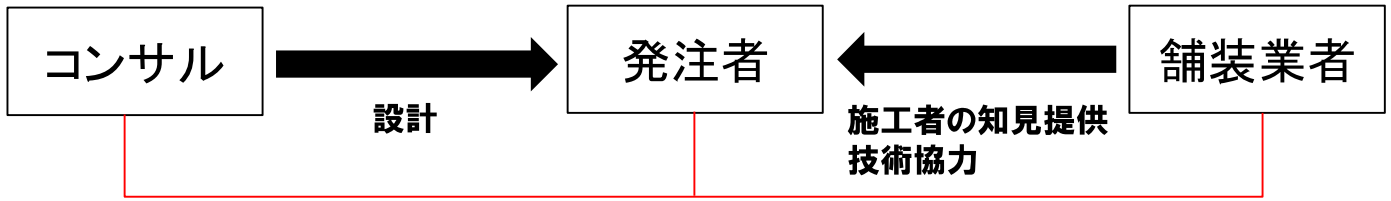


圃場部のバイパス等で早期劣化を確認



50年以上経過し、数度の表層修繕を経験

ＥＣＩ方式のイメージ



ECI方式を通じて、発注者（担当者）及びコンサルのスキルアップを図る

全国に展開（北陸道路舗装会議を活用）

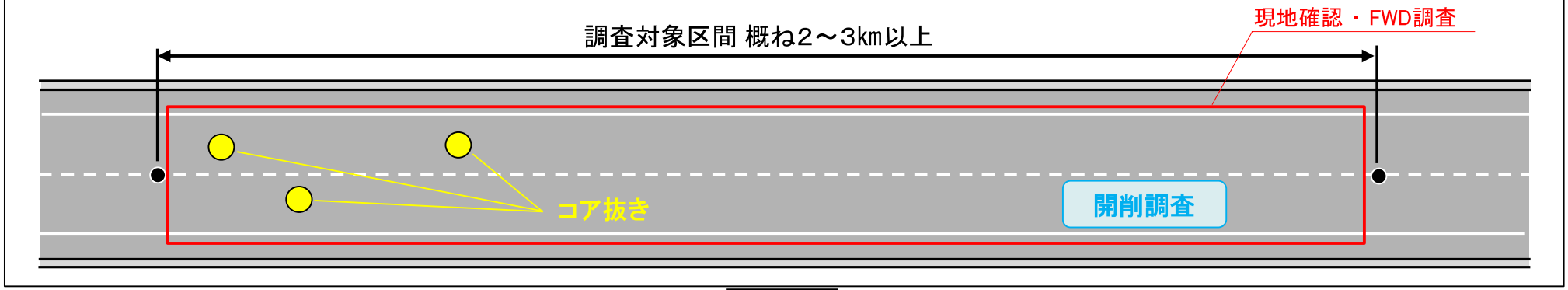
開催時期：令和７年度（予定）
主　　催：北陸道路舗装会議実行委員会
（メンバー）
北陸地整、NEXCO東日本、NEXCO中日本
北陸３県（新潟・富山・石川）土木部
（一社）北陸地域づくり協会、
（一社）新潟県建設技術センター、
（一社）日本道路建設業協会



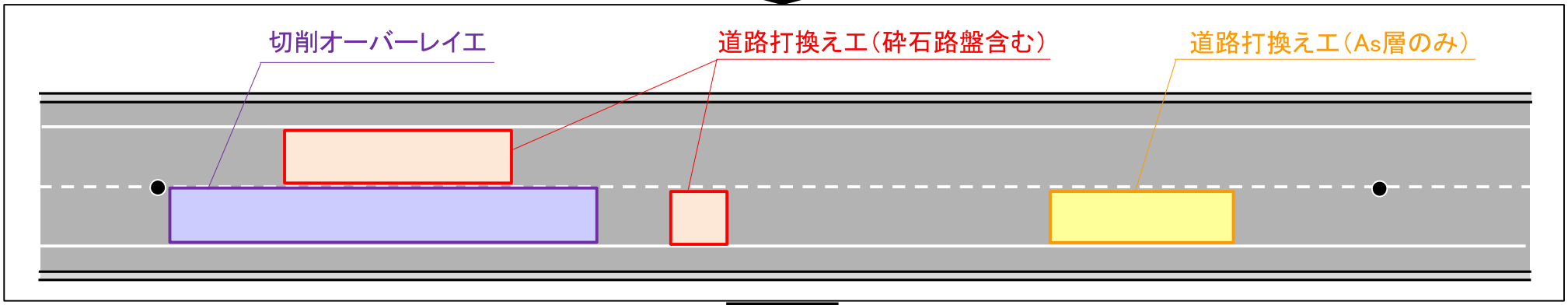
第15回（R4年5月：新潟市内で開催）

舗装ECI　調査対象区間と工事対象範囲（イメージ）

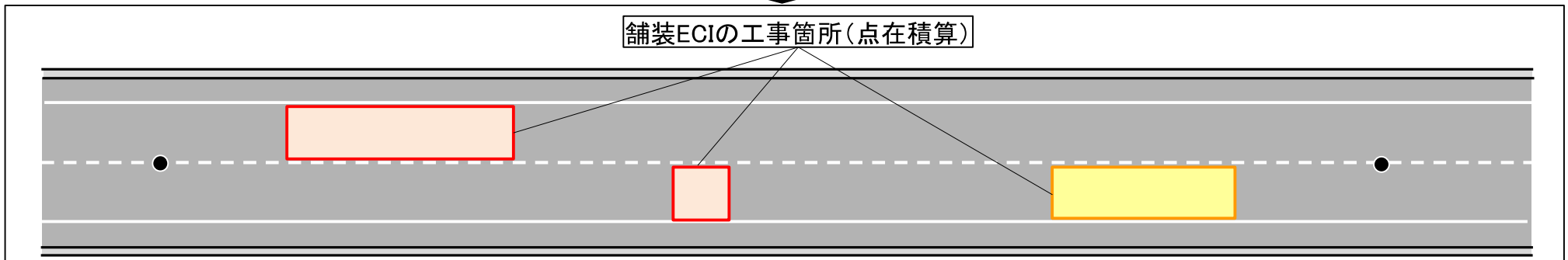
詳細調査



対策工法選定



工事契約



※切削オーバーレイエを当該工事で実施するかどうかは、緊急性・予算状況を勘案して判断

舗装ECI　設計業務・技術協力業務の発注方式と業務内容（案）

設計者（設計業務）

〇発注方式：簡易公募型競争入札

〇業務実績：
　同種：道路詳細設計業務　又は　舗装に関する業務
　類似：道路予備設計業務

〇配置予定技術者の資格要件
- 技術士（総合技術監理部門・建設）
- 技術士（建設部門）
- 国土交通省登録技術者資格（施設分野：舗装、業務：診断）
- ＲＣＣＭ
- 土木学会認定技術者（特別上級・上級・１級）

〇業務項目
(1) 路線測量
- 中心線測量
- 横断測量
- 縦断測量

(2) 詳細調査・修繕設計
- 基本諸元の確認
- 路面目視調査
- 損傷した層の推定
- 詳細調査の実施
- 損傷した層の特定
- 修繕工法の選定・修繕設計

■積算方法
- 路線測量・・・・・・・・・基準書により積算
- 詳細調査・修繕設計・・・入札参加者からの見積徴収

施工者（技術協力業務）

〇発注方式：簡易公募型プロポーザル方式
　（技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ））

〇技術提案を求める項目：
　①技術協力業務の実施に関する提案
　②損傷内容を的確に捉える計測方法の提案
　③路盤を含む道路打換え工事において交通規制を最小化する施工方法の提案

〇配置予定技術者の資格等
(1) 技術協力業務：<u>建設工事とは別の者を登録可</u>
- 技術士（総合技術監理部門又は建設部門）
- RCCM
- １級・２級土木施工管理技士、又はこれと同等の資格

(2) 建設工事：<u>複数の候補者を申請可能</u>
- １級土木施工管理技士、又はこれと同等以上の資格

※専任義務は建設工事の着手以降

〇業務項目
- 技術情報等の提出
- 設計の確認
- 現地作業への協力（当初は費用計上しない）
- 施工計画の作成
- 全体工事費の算出

■積算方法
- 入札参加者からの見積徴収
　（入札公告にて業務規模を明示）

舗装ECI　業務の進め方と役割分担（イメージ）

設計者（設計業務）		施工者（技術協力業務）
1．基本条件の整理		
・舗装構成・修繕履歴 ・舗装点検における損傷状況		
2．現地確認（路面状況の確認）		
・路盤以下に及ぶと思われる損傷の確認 （表層沈下、骨材剥離、沈下＋亀甲状のひび、細粒分析出）		
3．損傷範囲の推定		
・基本条件、現地状況から損傷範囲と損傷している層の推定 ・上記を踏まえた詳細調査の範囲・方法の提案		
4．詳細調査の実施	現場対応の協力	1．詳細調査の協力（現場対応）
		・交通規制・コア抜き等、現場施工が伴う調査の協力
5．損傷範囲の特定と修繕設計の実施	修繕工法等の提案・確認	2．設計内容の確認・技術的な助言
・これまで得た情報から損傷範囲・損傷している層を特定 ・損傷している層を踏まえた修繕方法の提案・補修図作成		・設計案に対する施工的な見地からの助言
		3．施工計画作成・概算工事費算出
成果の納品		成果の納品
		（価格交渉の実施） R6.9頃 契約予定
		（工事契約）

①②　③④

① R5長岡国道管内舗装調査・設計業務
② 令和5年度金沢河川国道舗装調査・設計業務

③ 国道8号金沢河川国道舗装修繕工事にかかる技術協力業務
④ 長岡国道管内舗装修繕工事にかかる技術協力業務

※ いずれもR6.7.31が工期末

資料21

事　務　連　絡
令和６年４月２６日

国土交通省 各地方整備局
　企画部 技術管理課長 殿
　道路部 路政課長　　殿
　　道路工事課長 殿
　　道路管理課長 殿
国土交通省 北海道開発局
　事業振興部 技術管理課長補佐 殿
　建設部　　建設行政課長補佐 殿
　　道路建設課長補佐 殿
　　道路維持課長補佐 殿
内閣府 沖縄総合事務局
　開発建設部 技術管理課長 殿
　　建設行政課長 殿
　　建設工務室長 殿
　　道路管理課長 殿

大臣官房
　技術調査課　課長補佐
道路局
　路政課道路利用調整室　専門調査官
　国道・技術課道路メンテナンス企画室　課長補佐

舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理の徹底について

標記については、平成 28 年 3 月 18 日付け事務連絡により、適切な処理がなされるよう周知をお願いしているところです。

本取り組みについては、直轄のみでなく、地方公共団体における取り組みが重要であることから、地域発注者協議会や道路工事調整会議、道路メンテナンス会議の場なども活用のうえ、管内の地方公共団体に周知するよう再度お願いします。

（問い合わせ）
大臣官房技術調査課 事故分析係
道路局路政課 道路利用調整室 高度利用係
　　国道・技術課道路メンテナンス企画室 維持修繕係

事　　務　　連　　絡
平成２８年３月１８日

各地方整備局
北海道開発局
沖縄総合事務局
　　技術管理担当課長　様
　　道路工事発注担当課長　様
　　道路占用許可担当課長　様

大臣官房
　技術調査課　課長補佐
道路局
　路政課道路利用調整室　課長補佐
　国道・防災課道路保全企画室　課長補佐

舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法の徹底について

舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じり合った排水については、「舗装の切断作業時に発生する排水の処理について」（平成 24 年３月 13 日付事務連絡）及び「舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法について」（平成 26 年１月８日付事務連絡）により、回収し適正に処理するよう通知しているところであるが、回収した当該排水の適正な処理方法について、下記に留意の上、適切に施工がなされるよう関係者に再周知されたい。

記

平成 26 年１月８日付事務連絡で通知したとおり、回収した当該排水の処理については、
・産業廃棄物として、そのまま産業廃棄物処理施設に持ち込む
・施工現場内で脱水等の処理を行い、当該処理後の廃棄物を産業廃棄物処理施設に持ち込む
こと等により適正に対応されたい。
また、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、排出事業者（請負業者）は、その責任において、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を把握し処理業者に提供すること」を必要とされており、その旨を特記仕様書等に明記すること。
さらに、国土交通省以外の者が施工する占用工事等については、適正な処理のために必要な廃棄物情報が、排出事業者から処理業者に対して適切に提供されるよう、事前協議の際の指導において徹底すること。
各地方整備局等におけるこれらの取り組み状況について、積極的に地方公共団体に周知すること。

（問い合わせ）
大臣官房技術調査課 事故分析係
道路局路政課 道路利用調整室 高度利用係
国道・防災課道路保全企画室 道路工事調整係

事　務　連　絡
平成２６年１月８日

各地方整備局
北海道開発局
沖縄総合事務局
　技術管理担当課長　　様
　道路工事発注担当課長　様
　道路占用許可担当課長　様

大臣官房
　技術調査課 課長補佐
道路局
　路政課道路利用調整室 課長補佐
　国道･防災課道路保全企画室 課長補佐

舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法について

舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じり合った排水については、「舗装の切断作業時に発生する排水の処理について（平成２４年３月１３日付事務連絡）」により、国土交通省直轄工事においては、回収し適正に処理するよう通知しているところですが、回収した当該排水の適正な処理方法について、下記に留意の上、適切に施工がなされるよう関係者に再周知されたい。

記

平成２４年３月１３日事務連絡の２．②にある「回収した当該排水の適正な処理方法」については、該当する地方公共団体（産業廃棄物担当部局）の取扱規則や基準等に基づき適正に処理するものとし、排水回収後、
・産業廃棄物として、そのまま産業廃棄物処理施設に持ち込み適正に処理すること
・施工現場内で脱水等の処理を行い、当該処理後の廃棄物を産業廃棄物処理施設に持ち込み適正に処理すること
等を意味するものである。

（問い合わせ）
　大臣官房技術調査課　技術管理係
　道路局路政課道路利用調整室　高度利用係
　　国道･防災課道路保全企画室　道路工事調整係

事　　務　　連　　絡
平成２４年　３月１３日

各地方整備局
北海道開発局
沖縄総合事務局
　技術管理担当課長　　様
　道路工事発注担当課長　様
　道路占用許可担当課長　様

大臣官房
　技術調査課　課長補佐
道路局
　路政課道路利用調整室　課長補佐
　国道・防災課道路保全企画室　課長補佐

舗装の切断作業時に発生する排水の処理について

舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水については、水質汚濁の防止を図る観点から、排水吸引機能を有する切断機械等により回収することとし、回収された排水については、当該作業現場が属する地方公共団体の指導等に基づき適正な処理を実施されたい。

記

１．対象工事の範囲
国土交通省が施工する直轄国道及び関連道路の舗装切断工事（道路事業）
〔なお、発注済み工事等においても、変更協議等により可能な限り対応されたい。（今後の発注工事等は全て適用）〕

２．工事発注時等の対応
①前項の対象工事（発注済み工事を除く）は、当該排水の適正な処理について、当初発注図書に盛り込むものとする。
②当初発注図書の作成にあたっては、回収した当該排水の適正な処理方法に関して、該当する地方公共団体（産業廃棄物担当部局）での取扱規則や基準等を予め把握し、それを反映するものとする。
③また、当該排水処理に関する工事積算にあたっては、当面、必要に応じて見積り等により適正な工事費用を計上するものとする。
④適正な現場管理がなされるよう、当該排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しの提出等を特記仕様書等に明記するものとする。

３．その他の事項
①直轄国道において国土交通省以外の者が施工する占用工事等については、事前協議の際に、当該排水の回収と適正な処理に関して指導すること。
②当該排水が生じない工法（空冷式等）を採用する場合は、当該排水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処理を実施する。

４．問い合わせ
大臣官房技術調査課　技術管理係
道路局路政課道路利用調整室　高度利用係
　　国道・防災課道路保全企画室　道路工事調整係

資料22

事　務　連　絡
令和４年９月１３日

各地方整備局　路　政　課　長　殿
　　道路管理課長　殿
北海道開発局　建設行政課長補佐　殿
　　道路維持課長補佐　殿
沖縄総合事務局　建設行政課長　殿
　　道路管理課長　殿

道路局　路　政　課
　　道路利用調整室　企画専門官
　　国道・技術課
　　道路メンテナンス企画室　課長補佐

路面下空洞対策に係る費用の負担について

国が管理する一般国道等においては、道路の陥没の原因となる路面下の空洞を早期に発見し陥没等を未然に防止するため、路面下空洞調査を実施しているところである。

路面下にある道路施設や占用物件の破損等が原因で路面下に空洞が発生するなどしている事例があり、今後も老朽化が進み、同様の事例が増加することが懸念されている中、当該路面下空洞調査は占用物件を起因とする空洞の発見にも有効であることなどから、今般、当該占用物件の占用企業者等に費用の負担を求めるための考え方を別添のとおり、とりまとめたので、下記事項に留意の上、適切に実施されたい。

記

１．地方連絡協議会等により、各地整等管内の占用企業者等に周知を図ること。
２．道路管理者及び占用企業者等が実施する路面下空洞対策や地下埋設物件に関する調査、点検等により、双方の維持管理や空洞の早期発見等に有効な情報が確認された場合は、道路管理者と占用企業者等の間で相互に情報共有を図ること。
３．本事務連絡によらず、協定等により既に路面下空洞調査に係る費用を占用企業者等が負担している場合においては、この限りではない。
４．本事務連絡については、令和５年４月１日以降に路面下空洞調査（一次調査）を実施するものから適用する。

事　務　連　絡
令和４年９月１３日

各地方整備局　地域道路課長　殿
北海道開発局　地域事業管理官　殿
沖縄総合事務局　道路建設課長　殿

道路局　路　政　課
道路利用調整室　企画専門官
国道・技術課
道路メンテナンス企画室　課長補佐
環境安全・防災課　課長補佐

路面下空洞対策に係る費用の負担について（情報提供）

標記について、国土交通省においては、別添「路面下空洞対策に係る費用の負担について」を発出し周知したところです。

つきましては、本連絡について、貴管内都道府県等へ参考送付するとともに、都道府県を通じ、市区町村及び地方道路公社へも情報提供いただきますようお願いいたします。

事　務　連　絡
令和４年９月１３日

各地方整備局　路　政　課　長　殿
　　道路管理課長　殿
北海道開発局　建設行政課長補佐　殿
　　道路維持課長補佐　殿
沖縄総合事務局　建設行政課長　殿
　　道路管理課長　殿

道路局　路　政　課
　　道路利用調整室　企画専門官
　　国道・技術課
　　道路メンテナンス企画室　課長補佐

路面下空洞対策に係る費用の負担について

国が管理する一般国道等においては、道路の陥没の原因となる路面下の空洞を早期に発見し陥没等を未然に防止するため、路面下空洞調査を実施しているところである。

路面下にある道路施設や占用物件の破損等が原因で路面下に空洞が発生するなどしている事例があり、今後も老朽化が進み、同様の事例が増加することが懸念されている中、当該路面下空洞調査は占用物件を起因とする空洞の発見にも有効であることなどから、今般、当該占用物件の占用企業者等に費用の負担を求めるための考え方を別添のとおり、とりまとめたので、下記事項に留意の上、適切に実施されたい。

記

１．地方連絡協議会等により、各地整等管内の占用企業者等に周知を図ること。
２．道路管理者及び占用企業者等が実施する路面下空洞対策や地下埋設物件に関する調査、点検等により、双方の維持管理や空洞の早期発見等に有効な情報が確認された場合は、道路管理者と占用企業者等の間で相互に情報共有を図ること。
３．本事務連絡によらず、協定等により既に路面下空洞調査に係る費用を占用企業者等が負担している場合においては、この限りではない。
４．本事務連絡については、令和５年４月１日以降に路面下空洞調査（一次調査）を実施するものから適用する。

別　添

路面下空洞対策に係る費用の負担の基本的な考え方（指針）

（R4.9.13 策定）

１．基本的な費用負担の考え方について

道路管理者にて実施している路面下空洞調査が路面下の空洞の有無や空洞の発生原因の確認といった観点から復旧工事の前提となり、当該調査の結果、空洞が発見され、復旧工事を実施することとなった場合で、かつ、その空洞の原因が路面下占用物件であると特定できた場合においては、当該調査と当該復旧工事との間に相当な因果関係が認められることから、道路法第５８条に基づき、当該調査に係る費用については、占用企業者等に対して全部又は一部を負担させるものである。

なお、道路管理者が復旧工事（仮復旧工事を含む。以下同じ。）を実施する場合には、当該工事に係る費用についても、同様に負担させることを申し添える。

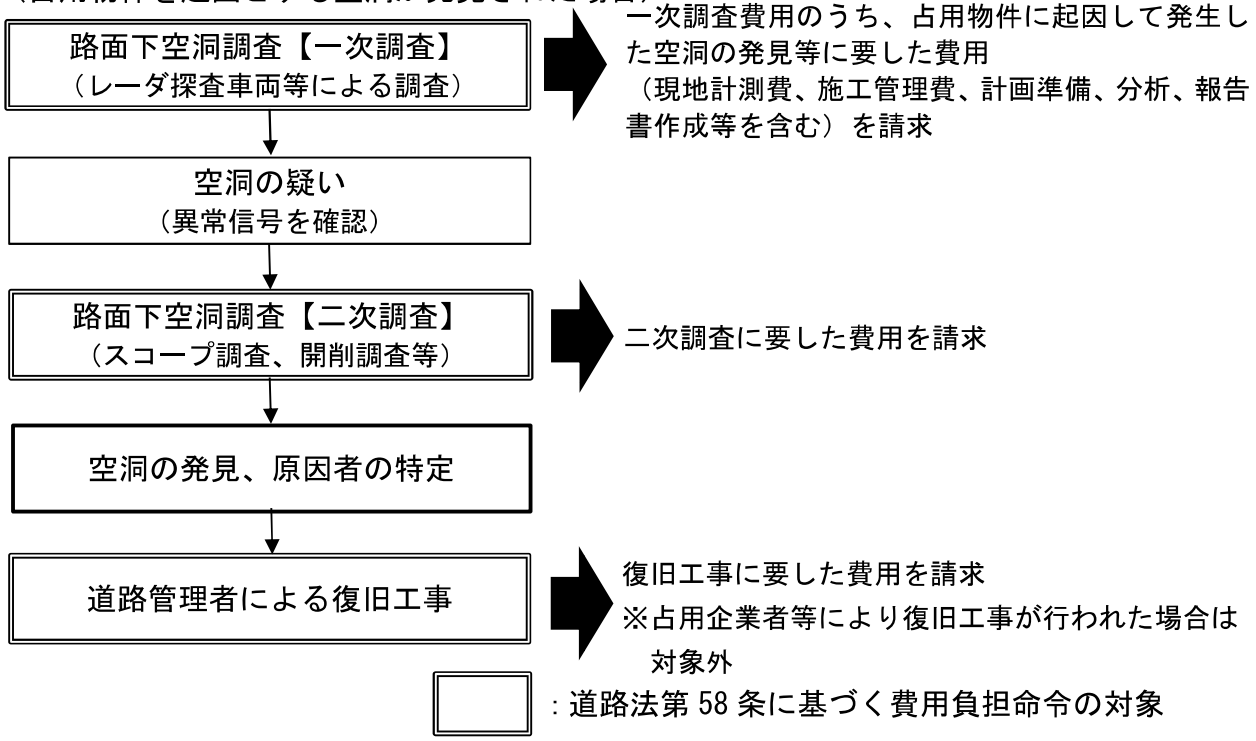
２．費用負担額の算出方法について

１．により占用企業者等に対して費用の全部又は一部を負担させる場合の負担額の算出については、原則として以下のとおりとする。

・一次調査（レーダ探査車両やハンディ型地中レーダ等による調査）費用分
　＝一次調査費用のうち、占用物件に起因して発生した空洞の発見等に要した費用（現地計測費、施工管理費、計画準備、分析、報告書作成等を含む）
・二次調査（スコープ調査や開削調査等による調査）費用分＝二次調査に要した費用
・復旧工事費分＝当該工事に要した費用

３．路面下空洞対策の流れと費用負担の範囲

（占用物件を起因とする空洞が発見された場合）



資料23

道路橋の集約・撤去事例集

令和５年４月

国土交通省　道路局

■ 目 次

1. はじめに 1

2. 道路橋における集約・撤去の意義 3

2.1 道路橋における集約・撤去の必要性 3
2.2 集約・撤去に取り組むメリット 11

3. 道路橋における集約・撤去事例 13

3.1 単純撤去事例 15
3.2 撤去＋迂回路整備事例 21
3.3 ダウンサイジング（既設縮小化）事例 28
3.4 ダウンサイジング（新設縮小化）事例 31
3.5 複数橋梁の集約事例 35
（参考）集約・撤去の対象事例 37
（参考）事業内容の選択事例 38

4. 集約・撤去を進めるうえでの検討項目・留意事項 39

4.1 主な検討項目 39
4.2 計画・調整段階 40
4.3 利用者・住民との合意形成 51
4.4 関係機関との協議 59

（補足）道路メンテナンス事業補助制度

1．はじめに

道路は、人の移動や物資の輸送に不可欠な基本的な社会資本であり、社会経済の発展や国民生活の向上に大きな役割を果たしており、高度経済成長期の急激な道路交通需要の増大に対応して大量に建設されてきた。

しかしながら、これら高度経済成長期に建設された道路橋を中心に老朽化が進展してきており、今後の維持管理・更新費の増加が懸念されている。このような中、老朽化対策を効率的・効果的に進めていくために、各道路管理者において橋梁長寿命化修繕計画を策定し、従来の事後保全から予防保全への転換が図られつつあるが、老朽化対策として充当できる財源確保が課題となっている。

一方で、建設時からの時間経過とともに、土地利用の変化や周辺人口の減少に加え、周辺道路網が整備されたこと等により、利用交通量が著しく減少している道路橋も散見される。

厳しい財政状況の下、財源確保が課題となっている中においては、道路橋の老朽化対策の一つとして、地域の実情や利用状況に応じて集約・撤去を選択肢とすることが、一時的な負担が生じたとしても、長期的な視点で見た際には有効な手段となりうる。

また、第 5 次社会資本整備重点計画及び国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）においても、施設の集約・撤去を推進することを方針として掲げており、令和 7 年度までに施設の集約・撤去を検討した地方公共団体を 100%にすることを目標としている。

そのような中、国土交通省が令和元年度に地方公共団体に向け実施した「集約・撤去に関するアンケート」では、「地元や利用者の理解が得られない」が約 6 割、「集約・撤去を進める順序、作業内容がわからない」が約 2 割を占める等、集約・撤去を進めるうえでの課題が明らかになっているところである。

このような背景を踏まえ、国土交通省では道路橋における集約・撤去への取組事例を調査し、各地方公共団体における取り組みの一助となるよう、好事例や参考となる情報を本事例集として取りまとめることとした。

＜事例集の位置づけ＞
・本事例集は、地方公共団体による「道路橋における集約・撤去」の取り組みを推進するために、取組事例をもとに、好事例や参考となる情報をとりまとめたものである。

本事例集における各章の主な記載事項及び活用例を以下に示す。

表 1-1 各章の主な記載事項及び活用例

目次構成		記載事項	活用例
2.道路橋における集約・撤去の意義		地方公共団体において、集約・撤去に取り組むきっかけを与えられるように、道路橋における集約・撤去の必要性、集約・撤去に取り組むメリットを整理。	利用者・住民等に対して集約・撤去の必要性を説明する際の参考とする。
3.道路橋における集約・撤去事例		取組事例として、対象橋梁の概要、位置図、事業内容、集約・撤去の経緯、担当課を紹介。	集約・撤去の対象候補を抽出・選定する際や事業内容を選択する際に参考とする。
4.集約・撤去を進めるうえでの検討項目・留意事項	4.1 主な検討項目	集約・撤去を進めるうえでの主な検討項目（検討事例）を一覧表として記載。	集約・撤去を進めるうえで、どのような検討が必要かを把握する際に参考とする。
	4.2 計画・調整段階	長寿命化修繕計画策定時における検討事例、留意事項を記載。（対象候補の抽出事例、コスト効果算出事例等）	管理橋梁全体から集約・撤去対象候補を抽出する等、計画策定時の検討事項として参考とする。
	4.3 利用者・住民との合意形成	利用者・住民との合意形成事例、留意事項を記載。	利用者・住民との合意形成時に参考とする。
	4.4 関係機関との協議	関係機関との協議における留意事項を記載。	関係機関との協議時に参考とする。

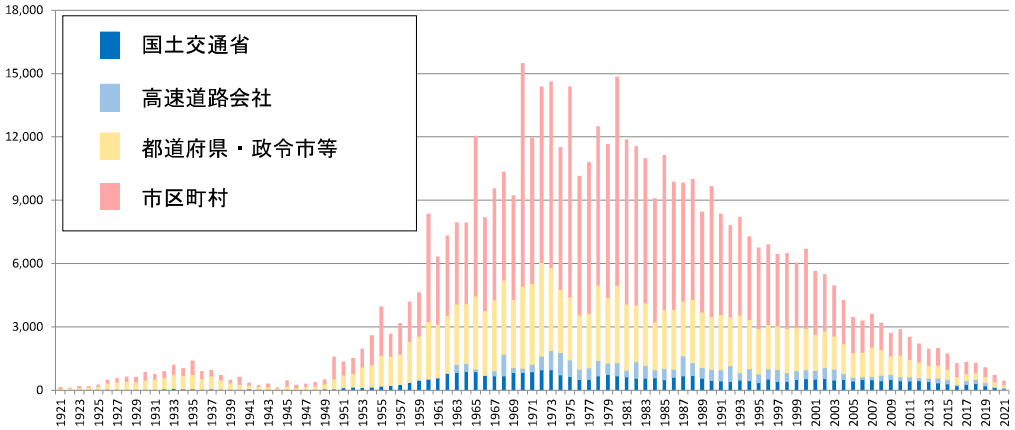
2. 道路橋における集約・撤去の意義

2.1 道路橋における集約・撤去の必要性

2.1.1 道路橋管理を取り巻く背景

（1）道路整備の経緯

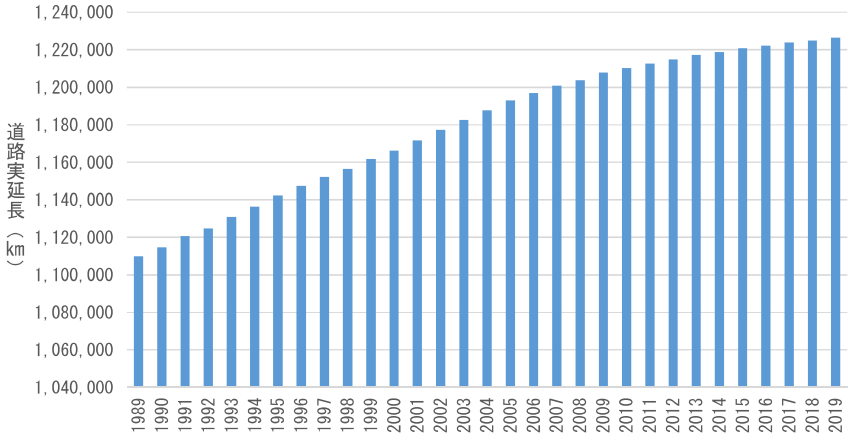
- 道路は、人の移動や物資の輸送に不可欠な基本的な社会資本であり、社会経済の発展や国民生活の向上に大きな役割を果たしている。
- 我が国においては、急激な道路交通需要の増大に対応して**高度経済成長期に大量に建設**されてきており、2019 年時点において、**道路延長（実延長）約 122.6 万 km、道路橋約 73 万橋**が整備され、道路ネットワークを形成している。



※この他、古い橋梁等記録が確認できない建設年度不明橋梁が約 23 万橋ある。

（出典）道路局調べ（2022 年 3 月末時点）

図 2-1 建設年度別橋梁数の推移

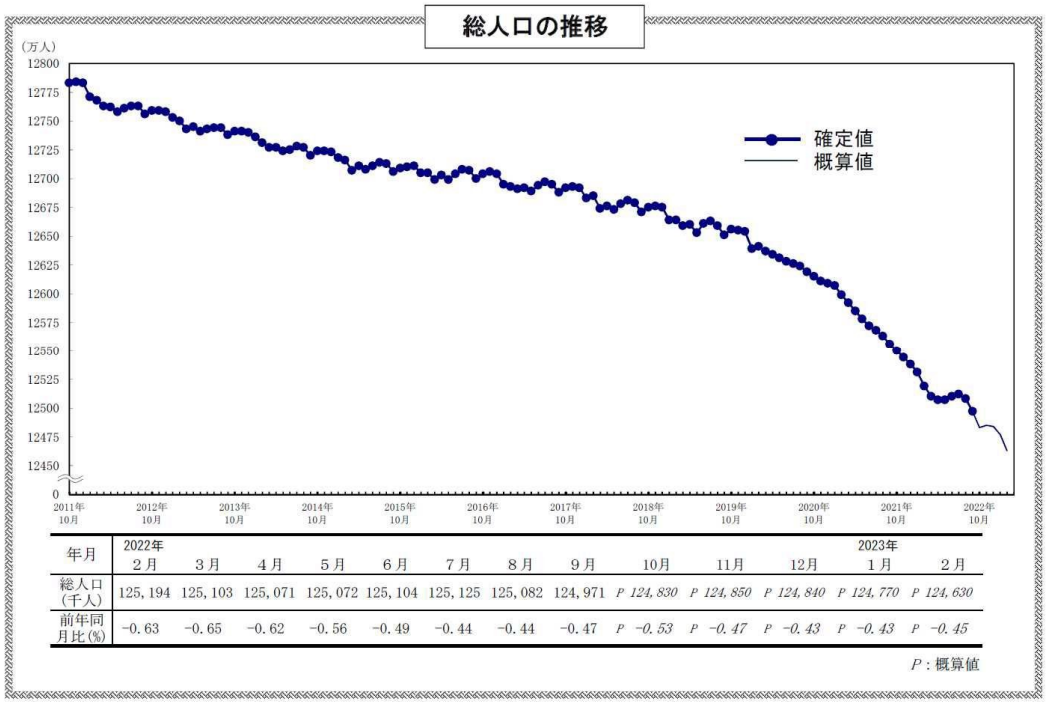


（出典）道路統計年報 2020　表 1-1 道路現況の推移（その 1）より作成

図 2-2 道路実延長の推移

（2）道路橋を取り巻く社会構造の変化

- 一部の道路橋においては、建設時からの時間経過とともに、**土地利用の変化や周辺人口の減少**に加え、**周辺道路網が整備されたこと等により、利用交通量が著しく減少**している道路橋も散見される。
- これは、建設時に想定されていた役割が時間経過とともに変化したことに起因すると想定される。



年月	2022年 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2023年 1月	2月
総人口（千人）	125,194	125,103	125,071	125,072	125,104	125,125	125,082	124,971	P 124,830	P 124,850	P 124,840	P 124,770	P 124,630
前年同月比(%)	−0.63	−0.65	−0.62	−0.56	−0.49	−0.44	−0.44	−0.47	P −0.53	P −0.47	P −0.43	P −0.43	P −0.45

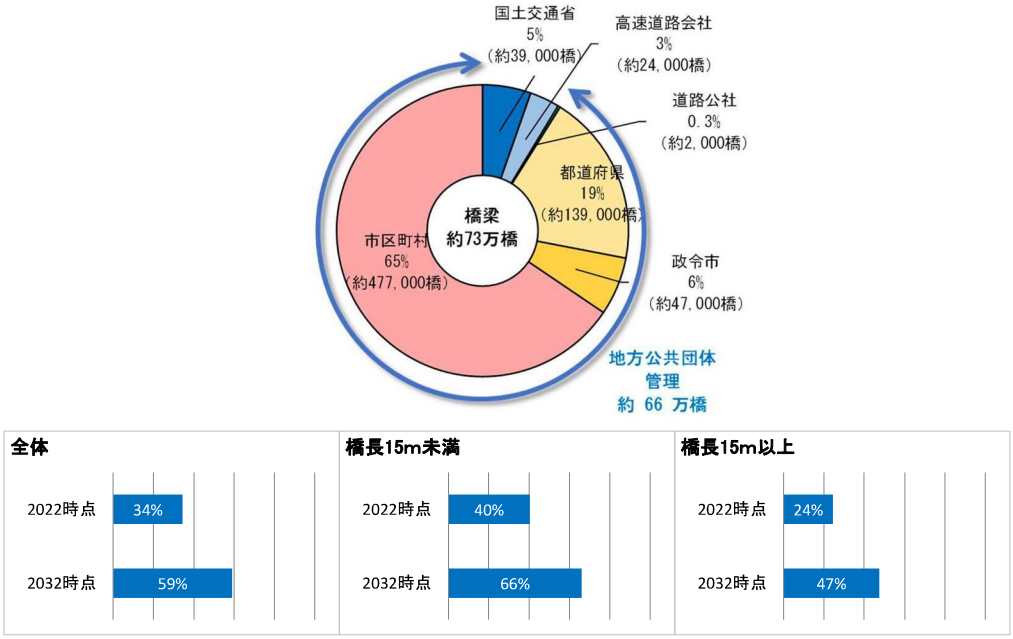
P：概算値

（出典）人口推計－2023 年（令和 5 年 2 月報－（総務省統計局）

図 2-3 総人口の推移

（3）道路橋における老朽化の進展

- 全国約 73 万橋の道路橋のうち、**9 割以上となる約 66 万橋が地方公共団体管理**であり、建設後 50 年を経過した橋梁の割合は、2022 年時点の 34%から 10 年後の 2032 年には約 59%に増加する。

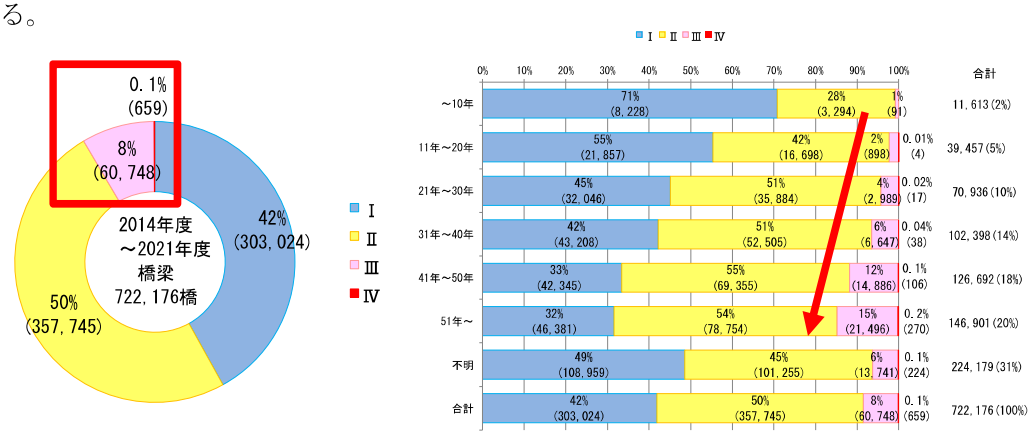


※この他、古い橋梁等記録が確認できない建設年度不明橋梁が約 23 万橋ある。

（出典）道路局調べ（2022 年 3 月末時点）

図 2-4 道路管理者別橋梁数（上）、建設後 50 年を経過した橋梁の割合（下）

- 全国の道路橋において 2014 年度～2021 年度に実施された定期点検結果に着目すると、早期に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ）と判定された橋梁が 8%（60,748 橋）、緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅳ）と判定された橋梁が 0.1%(659 橋)となっている。
- また、**建設後の経過年数の増加に伴い、判定区分Ⅲ・Ⅳの割合が高くなる傾向**が確認できる。



（出典）道路局調べ（2022 年 3 月末時点）

図 2-5 橋梁の判定区分の割合（左）、判定区分と建設後経過年数（右）

・ 地方公共団体における判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況に着目すると、1 巡目（2014 年度～2018 年度）の点検で早期に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ）または緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅳ）と診断された橋梁の修繕等に着手した割合は、**2021 年度末時点で 65%、完了した割合は 46%**に留まっている。

・ また、判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は、次回点検まで（5 年以内）に措置を講ずべきとしているが、地方公共団体における 5 年以上前に判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された橋梁の措置着手率は 6 割～7 割程度と遅れている。

Ⅲ と Ⅳ	点検実施年度	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B	措置完了済の施設数 D	着手率（B／A） 0% 20% 40% 60% 80% 100%	着手率	完了率
国土交通省	2014	3,402	3,107 (91%)	1,805 (53%)	83% 100%	100%	83%
	2015				79% 100%	100%	79%
	2016				65% 100%	100%	65%
	2017				26% 84%	84%	26%
	2018				21% 76%	76%	21%
高速道路会社	2014	2,539	2,068 (81%)	1,533 (60%)	85% 100%	100%	85%
	2015				90% 100%	100%	90%
	2016				78% 100%	100%	78%
	2017				55% 82%	82%	55%
	2018				24% 48%	48%	24%
地公体計	2014	62,694	40,611 (65%)	28,589 (46%)	64% 77%	77%	64%
	2015				56% 72%	72%	56%
	2016				48% 66%	66%	48%
	2017				34% 57%	57%	34%
	2018				28% 53%	53%	28%
都道府県・政令市等	2014	20,393	16,385 (80%)	11,168 (55%)	72% 86%	86%	72%
	2015				65% 86%	86%	65%
	2016				57% 81%	81%	57%
	2017				42% 74%	74%	42%
	2018				39% 77%	77%	39%
市区町村	2014	42,301	24,226 (57%)	17,421 (41%)	58% 70%	70%	58%
	2015				52% 66%	66%	52%
	2016				44% 61%	61%	44%
	2017				31% 48%	48%	31%
	2018				22% 40%	40%	22%
合計		68,635	45,786(67%)	31,927(47%)	47% 67%	67%	47%

（出典）道路局調べ（2022 年 3 月末時点）

図 2-6 1巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況

（4）老朽化に伴う落橋リスクの増加

- 欧米において長大橋が崩落する事例が報告されており、国内においても老朽化等が原因で落橋した事例が確認されている。
- これらの事例の中には車両が通行中に落橋した事例があるほか、落橋によって桁下の河川断面を阻害する等、二次的な被害に波及している事例もある。
- 老朽化等により通行止め等を実施していたとしても、**損傷等を放置することで落橋に至り、二次的な被害に波及してしまうリスクも懸念**される。

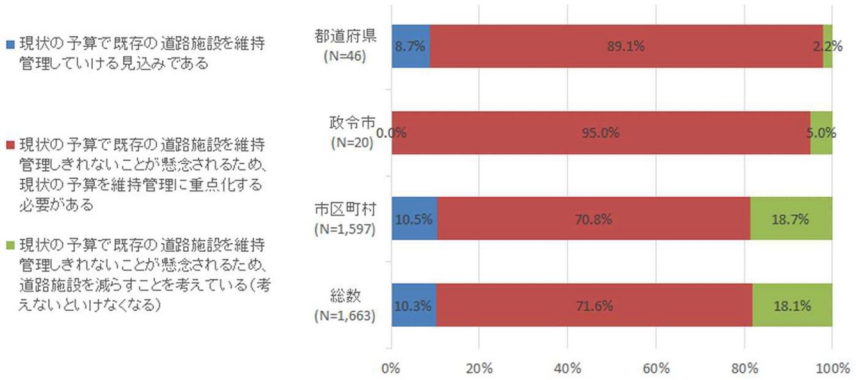


（出典）内閣府沖縄総合事務局資料（道路構造物の老朽化に関する取り組み）

写真 2-1 老朽化が原因で落橋した国内事例

(5) 地方公共団体における厳しい財政状況

- 老朽化に伴い維持管理・更新費が増加することが想定される中、地方公共団体において財源確保が課題となっている。
- 地方公共団体へのアンケート結果によると、**約 9 割の地方公共団体が現状の予算では、既存の道路施設を維持管理しきれなくなることを懸念**している。

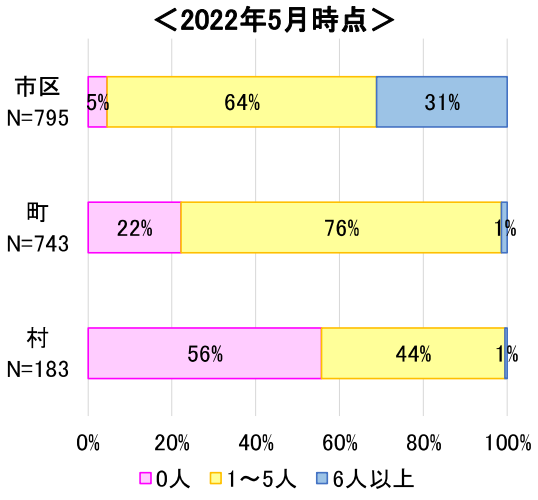


（出典）道路局調べ（2019 年 6 月時点）

図 2-7 現状の予算に対する道路施設の維持管理(点検・修繕)状況について

(6) 管理職員の不足（人材の不足）

- 財政面と同様、老朽化に伴って維持管理・更新への対応が増加することが想定される中、道路橋の管理を担う人材の不足が問題になっている。
- 2022 年 5 月時点において**橋梁管理に携わる土木技術者が存在しない市区町村の割合は、町で 2 割以上、村で 5 割以上**となっている。



（出典）道路局調べ（2022 年 5 月時点）

図 2-8 市区町村における橋梁管理に携わる土木技術者の人数

2.1.2 背景を踏まえた集約・撤去の必要性

- 道路橋の老朽化が進展している中、適切に維持管理を実施しないと人的被害や桁下への影響（第三者被害含む）を伴う落橋が発生するリスクがあり、道路管理者には適切な管理が求められている。

- 一方で、我が国では戦後の急激な道路交通需要の増大に対応して道路延長を伸ばしてきたが、地域によっては、土地利用の変化、周辺道路網の整備等により、利用交通が著しく減少している道路橋も散見される。

- 厳しい財政状況の下、老朽化対策として充当できる財源確保が課題となっている中においては、老朽化対策の一つとして地域の実情や利用状況に応じて集約・撤去を選択肢とすることが、一時的な負担が生じたとしても、長期的な視点で見た際には有効な手段となりうる。

＜参考：集約・撤去の考え方＞

老朽化等により現橋の継続利用が困難な場合において、今後も同等以上の機能が必要な橋梁は「架替」を実施し、周辺環境の変化等により役割を終えている橋梁は「単純撤去」を実施することが考えられる。

一方、それらの中間として、同じ機能で造り直すほどではないが何らかの機能の保持が求められる橋梁は、「迂回路の機能を充実させる（撤去＋迂回路整備）」、「機能を低下させる（ダウンサイジング）」、「架替橋梁を集約する（複数橋梁の集約）」等も選択肢となることが考えられる。

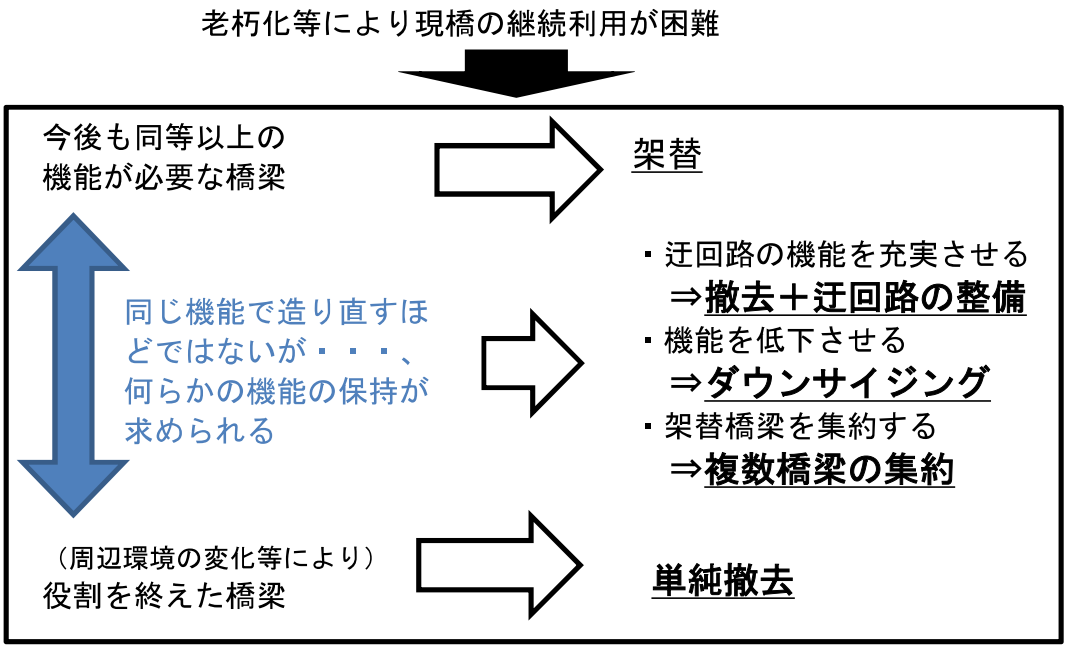
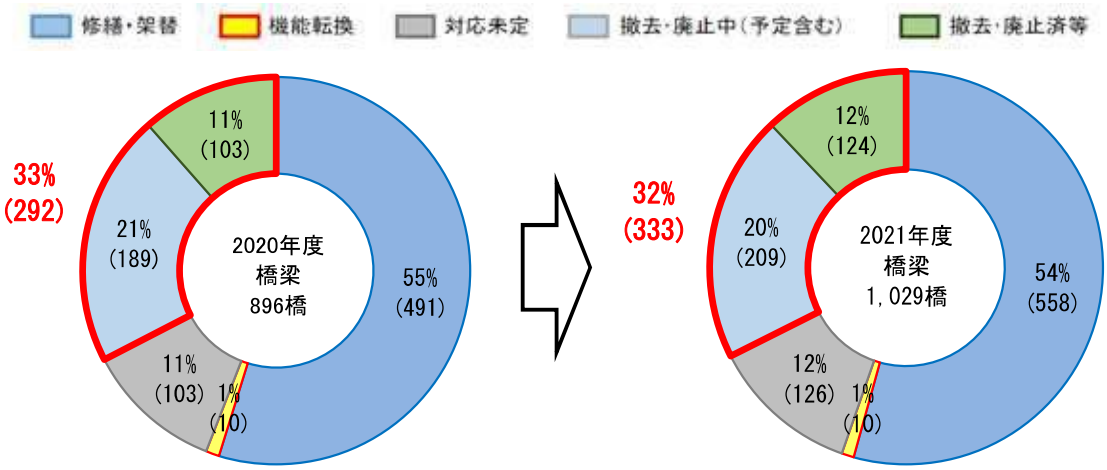


図 2-9 集約･撤去の考え方

＜参考：判定区分Ⅳの橋梁の措置状況（予定含む）＞

2021 年度末時点で判定区分Ⅳと診断された橋梁の措置状況のうち、撤去・廃止中または撤去・廃止済等の橋梁数は、2021 年度末時点で 333 橋であり、2020 年度末よりも増加する等、集約・撤去の事業件数は増加傾向にある。



（出典）道路局調べ（2022 年 3 月末時点）

図 2-10 判定区分Ⅳの橋梁の措置状況（予定含む）

2.2 集約・撤去に取り組むメリット

（1）管理者にとってのメリット

1） 維持管理・更新費等の縮減

道路橋の集約・撤去を実施することにより、初期費用として一時的な負担が生じるものの、中長期的な視点で見ると、管理橋梁数が削減され、将来の点検費、補修費等の維持管理費を縮減することができる。また、集約・撤去を実施するタイミングについてもより早期に取り組むことで、将来の補修費や点検費を縮減することができる。

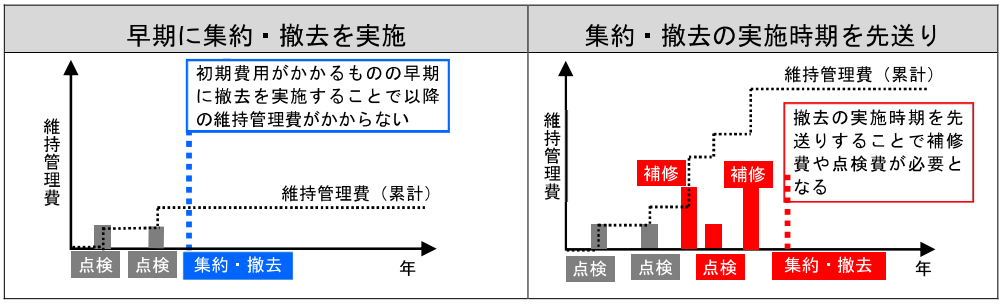


図 2-11 集約･撤去に取り組むタイミングの違いによる費用比較（イメージ）

2） 管理瑕疵リスクの除去

老朽化や耐震性の問題等で、落橋による人的被害や桁下の河川断面を阻害する等の二次的な被害に波及するリスクが懸念される。また、跨線橋や跨道橋はコンクリート片の剥落等による第三者被害リスクも懸念される。老朽化対策の手法として橋梁を撤去することは、このような管理瑕疵に係る道路管理者のリスクを除去・低減することができる。

3） 管理負担の軽減（点検や補修等の実施に伴う手続き・調整・管理等）

道路橋等の老朽化が進行している中、点検や補修等の実施に伴い必要となる発注手続き、調整、施工管理等、管理者の負担が増加している。特に跨線橋や高速道路を跨ぐ跨道橋等は、点検や補修等を実施する際に交差物件管理者との調整、協議が必要となり管理上の負担が大きい。道路メンテナンス会議※で交差物件管理者との協議支援が実施されているものの、特に技術系職員が少ないまたはいない市町村にとっては大きな負担となっている。道路橋の集約・撤去は、このような管理負担を軽減することができる。

※道路メンテナンス会議とは

国土交通省や地方公共団体、高速道路会社などの関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、都道府県単位で全国に設置されている会議体である。

4） 河積阻害の解消（治水効果の向上）

架設年次が古い渡河橋は、一般的に橋脚数が多い場合が多く、径間長や桁下高等について現行基準を満たしていない等、治水の観点から問題を抱えている場合がある。利用状況に応じて、こうした渡河橋に対して集約・撤去を実施することで、河積阻害の解消による治水効果の向上を通じて地域の安全・安心の確保に繋がる。

(2) 利用者・周辺住民にとってのメリット

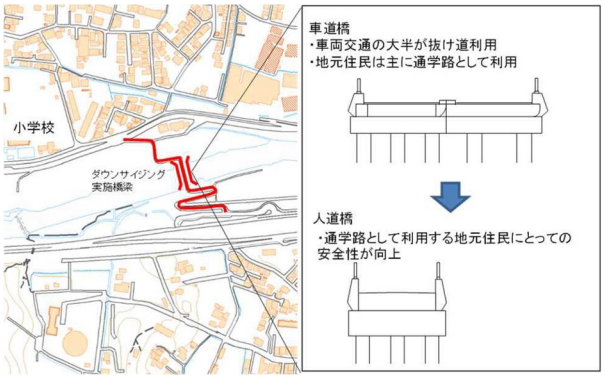
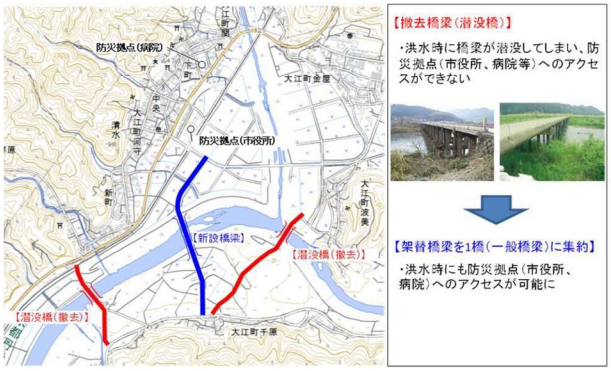
1) 落橋による事故の危険性の排除

利用者にとっては、日常的に利用する道路から「落橋による事故の危険性」が排除され、安心して利用できるようになることが最も大きなメリットになる。

2) 集約・撤去による付加的なメリット

一部の事例においては、以下に示すように事業全体として見た際に利用者や周辺住民にとって付加的なメリットになっている場合がある。

表 2-1 集約・撤去による付加的なメリット事例

概要	イメージ図
人道橋へのダウンサイジングにより、通行安全性が向上 車両交通の大半が抜け道利用となっている車道橋を人道橋にダウンサイジングした事例では、通学路等として利用する地元住民にとっての安全性が向上している。	 国土地理院地図（標準地図）を加工して作成
複数橋梁の集約により、洪水時のネットワーク機能が向上 老朽橋（潜没橋）2 橋を撤去し、新たに 1 橋新設する集約事例では、洪水時にも防災拠点へのアクセスが可能になる等、ネットワーク機能が向上している。	 国土地理院地図（標準地図）を加工して作成

3. 道路橋における集約・撤去事例

道路橋における集約・撤去の事例を分類すると、主に表 3-1 のように分類できる。取組事例について、これら事業内容別に次頁以降に紹介する。

表 3-1 集約･撤去の事業内容

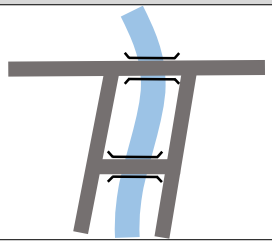
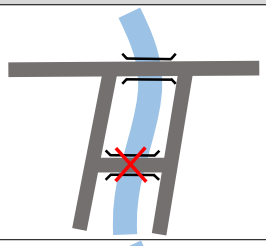
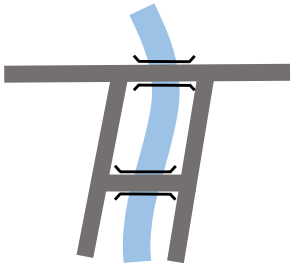
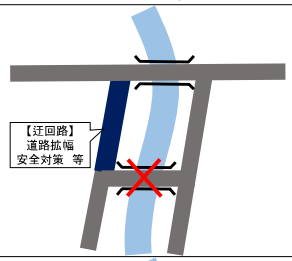
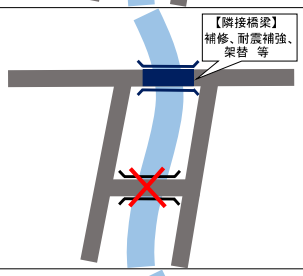
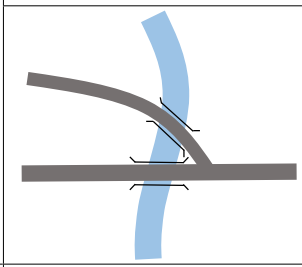
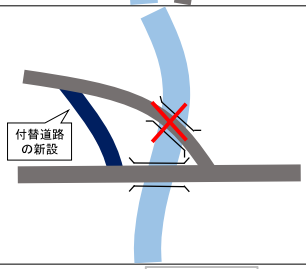
事業内容		概要	イメージ図 Before	イメージ図 After
単純撤去		迂回路整備を伴わない、橋梁の撤去		
撤去＋迂回路整備		撤去に加え、撤去する橋梁の迂回路となる経路に対する整備を実施		
				
				
ダウンサイジング	既設縮小化	既設の車道橋を活用し人道橋等にリニューアル		
	新設縮小化	既設の車道橋を撤去し、人道橋として架替を実施		
複数橋梁の集約		隣接する複数橋梁を撤去し、機能を集約した橋梁を新設		

表 3-2 集約･撤去の取組事例一覧

事業内容		橋梁名（管理者名）	橋長	供用年	交差物件	健全度	主な実施理由（きっかけ）	道路メンテナンス事業補助制度活用事例
単純撤去		新那珂橋（栃木県）	302.0m	1935 年	河川	Ⅳ	老朽化・被災	
		掛渕橋（山口県長門市）	78.4m	1948 年	河川	Ⅳ	老朽化	
		小国 2 号橋（山形県鶴岡市）	5.0m	1968 年	河川	Ⅳ	老朽化	
		月夜の平橋・溝上橋（山梨県西桂町）	40.9m 40.1m	1966 年 1969 年	高速道路	Ⅱ	利用者なし	
		東名千福橋（静岡県裾野市）	51.3m	1968 年	高速道路	Ⅱ	利用者なし	
		赤狩吊橋（群馬県高山村）	16.2m	不明	河川	Ⅱ	利用者なし	
撤去＋迂回路整備		新利根橋（茨城県稲敷市）	88.0m	1927 年	河川	Ⅳ	老朽化・被災	○
		黒川橋（山形県鶴岡市）	300.8m	1935 年	河川	Ⅲ	老朽化	○
		御庄橋（山口県岩国市）	215.6m	1953 年	河川	Ⅳ	老朽化	○
		向田橋（山形県鶴岡市）	8.5m	1962 年	河川	Ⅳ	老朽化	
		高崎橋（鹿児島県姶良市）	7.0m	1966 年	河川	Ⅲ	老朽化	
		上柴怒田大橋（静岡県御殿場市）	58.0m	1975 年	河川	Ⅱ	道路拡幅事業に伴う撤去	
		市道 141 号線 1 号橋（京都府城陽市）	13.4m	1970 年	河川	Ⅱ	河川改修事業に伴う撤去	
ダウンサイジング	既設縮小化	晒屋橋（徳島県徳島市）	37.8m	1970 年 1960 年	河川	Ⅳ	老朽化	
		下香春橋（福岡県香春町）	46.2m	1934 年	河川	Ⅲ	老朽化	
		鹿本橋（東京都江戸川区）	118.4m	1955 年 1969 年	河川	Ⅲ	老朽化	
	新設縮小化	西新開中道線 1 号橋（広島県呉市）	17.8m	不明	河川	Ⅲ	老朽化	
		竹重橋（勉脩橋）（佐賀県有田町）	12.4m	不明	河川	Ⅲ	老朽化	
		赤平橋（下り線）（北海道）	140.9m	1952 年	河川	Ⅲ	老朽化	
		和口橋（静岡県磐田市）	120.6m	1960 年頃	河川	Ⅲ	老朽化 河川改修事業	
複数橋梁の集約		尾藤橋、波美橋（京都府）	118.8m 131.7m	1955 年 1978 年	河川	—	老朽化 緊急水防災対策	
		川原橋、長興寺橋（愛知県豊田市）	9.0m 11.0m	1979 年 1979 年	河川	Ⅰ Ⅲ	河川改修事業に伴う集約	

3.1 単純撤去事例

（1）新那珂橋（栃木県）

～渡河橋における単純撤去事例～

○事業概要

・老朽化の進展および耐震性能が不足していた新那珂橋を撤去。
・補修設計を実施した際、費用が高額になることが判明し、通行規制を実施していた中、東日本大震災でさらなる損傷を受け補修困難と判断。
・下流側の若鮎大橋までの迂回距離は約1kmであり迂回可能と判断し撤去の方針を決定。

○位置図



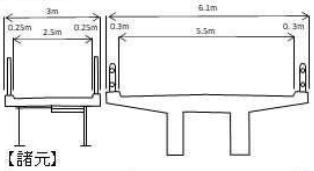
○担当課
栃木県 県土整備部 道路保全課

○撤去橋梁

【全景】



【断面図】



【諸元】

項　目	内　容
橋　梁　形　式	11径間ゲルバーRCT桁
橋　　長	302.0m
幅　　員	5.5m(車道)
供　用　年	1935(S10)年
点　検　結　果	Ⅳ相当

○集約・撤去（単純撤去）

【交通量調査】:未実施（通行止めを実施）
【迂回先（若鮎大橋）までの距離】:約1km



国土地理院地図（標準地図）を加工して作成

【撤去の状況】





【撤去後】

事業着手:2011(H23)年度
完了年度:2012(H24)年度／総事業費(実績):約353百万円(護岸の復旧工事費用を含む)

○集約・撤去の経緯

実施年	検討内容	撤去までの規制期間	計画・調整段階	利用者、住民との合意形成	実施設計・工事
1935年	新那珂橋開通				
2007年	老朽化に伴い緊急点検を実施				
2008年	通行止め、補修工事で耐震補強を実施				
2009年	通行再開（重量制限6t,震度4以上の地震発生時の即時通行止めが条件）				
2011年	東日本大震災が発生。震度6弱を記録し、即時通行止め 調査と補修工事の検討を実施した結果、撤去する方針へ 町議会の全員協議会に説明 地元自治会に説明 県議会が新那珂橋の撤去工事のための補正予算を議決 着工（準備工）	撤去までの閉鎖期間 約2年			
2013年3月	撤去工事完了				

（2）掛渕橋（山口県長門市）

～渡河橋における単純撤去事例～

○事業概要

・老朽化により通行止めにしていた掛渕橋を撤去。

・本橋は昭和23年に整備され、当時は掛渕地域から対岸の油谷河原方面への物資の運搬や人の往来橋として重要な役割を担ってきたが、周辺道路網の整備、施設（漁港、市場）配置状況の変化、圃場整備による耕作地保有者の変化等に伴い、利用者が大幅に減少していた。

○位置図



○担当課

長門市 建設部 都市建設課

○撤去橋梁

【全景】



【橋面】



【諸元】

項　目	内　容
橋梁形式	鋼H桁橋（10径間）
橋　長	78.4m
幅　員	2.9m
供用年	1948（S23）年
点検結果	Ⅳ相当（H22）

○集約・撤去（単純撤去）

【交通量調査】：未実施（数名の利用であることを確認）
【迂回先（油谷大橋）までの距離】：約450m
【迂回先（新橋）までの距離】：約900m



国土地理院地図（標準地図）を加工して作成

【隣接橋（新橋）】





事業着手：2015（H27）年度
完了年度：2017（H29）年度
測量調査業務費：約4百万円、工事費（撤去）：約26百万円

○集約・撤去の経緯

実施年	検討内容	撤去までの規制期間	計画・調整段階	利用者、住民との合意形成	関係機関との協議	実施設計・工事
1982年	老朽化に伴い、車両通行止めを実施					
2010年	橋梁点検において、Ⅳ判定相当の著しい損傷を確認 橋梁長寿命化修繕計画において、修繕リスト1位としていたが、費用対効果が望めないことからリストから除外					
2013年　7月 10月	自治会班長と掛渕橋の今後について協議（点検結果に基づく現状説明、自治会の選択説明） 自治会長協議（通行止めについて、利用者の意見集約） 班長集会（「通行止めと撤去の同意」を決定、「掛渕橋に関する要請書」を市に提出） 全面通行止めを実施	35年				
2015年	測量調査業務（機械ボーリング、潜水探査、河川測量）					
2016年	撤去工法の検討 河川管理者（山口県）との協議により工法を決定					
2017年　7月 12月	撤去工事着手 撤去工事完了					

（3）小国 2 号橋（山形県鶴岡市）

～渡河橋における単純撤去事例～

○事業概要

・架設当時、小学校の通学路として利用されていたが、廃校に伴い利用実態がほとんどなくなっていた老朽化した小国(おぐに)2号橋を撤去。

○位置図



○担当課
鶴岡市 建設部 土木課

○撤去橋梁

【全景(撤去前)】



【全景(撤去後)】



【諸元】

項　目	内　容
橋 梁 形 式	RC橋
橋　　長	5.0m
幅　　員	1.2m
供　用　年	1968年
点 検 結 果	Ⅳ(H24)

○集約・撤去(単純撤去)

[交通量調査]:未実施
【迂回先までの距離】:約150m



国土地理院地図(標準地図)を加工して作成

事業着手:2015(H27)年度
完了年度:2016(H28)年度／総事業費(実績) 約0.2百万円

○集約・撤去の経緯

実施年	検討内容	計画・調整段階	利用者、住民との合意形成	実施設計・工事
2012年度	橋梁点検(遠望目視)実施 診断結果Ⅳ判定と診断	●		
2015年　5月 6月	地元自治会長に説明し、通行止めを実施 撤去を実施することについて、地元自治会と合意		●	
2016年　5月	撤去工事完了			●

（4）月夜の平橋・溝上橋（山梨県西桂町）

～跨道橋（高速道路を跨ぐ橋梁）における単純撤去事例～

○事業概要

・利用がほとんど無くなっていた中央自動車道を跨ぐ老朽化した跨道橋2橋（月夜の平橋・溝上橋）を撤去。

・両橋とも建設当時は木材の搬出で多数の通行があったが、最近では利用者が減少していた一方で、山から動物が橋を渡り農作物を荒らしていたため、両橋ともに立入防止柵をつけて通行止めにしていた。

・利用のない跨道橋でコンクリート片の剥落や落橋のリスクを抱えるよりは、撤去により後世に苦労を残さないという撤去方針を決定。



○担当課
西桂町　建設水道課

○撤去橋梁（月夜の平橋）



【諸元】

項目	内容
橋梁形式	π ラーメン橋
橋長	40.9m
幅員	3.0m
供用年	1966（S41）年
点検結果	Ⅱ相当（H21NEXCO中日本）

○撤去橋梁（溝上橋）



【諸元】

項目	内容
橋梁形式	π ラーメン橋
橋長	40.1m
幅員	3.0m
供用年	1969（S44）年
点検結果	Ⅱ相当（H21NEXCO中日本）

○集約・撤去（単純撤去）　【交通量調査】：未実施（通行止めを実施）
【迂回先（横断ボックス）までの距離】：月夜の平橋 約100m 溝上橋 約300m



事業着手：2015（H27）年度
完了年度：2017（H29）年度
設計委託費：約9百万円、工事費（撤去）：約260百万円

国土地理院地図（標準地図）を加工して作成

○集約・撤去の経緯

実施年	検討内容	撤去までの規制期間	計画・調整段階	利用者、住民との合意形成	関係機関との協議	実施設計・工事
1969年	中央道整備に伴い、日本道路公団（当時）が既存道路の機能補償として整備 当時は材木の搬出で多数の通行あり					
2003年頃	時代の変化により木材の搬出に伴う歩行者がほとんどいなくなる 山から動物が橋を渡って農作物を荒らすようになり、地元要請により両跨道橋に立入防止柵を取り付け（通行止め）	撤去までの規制期間 14年				
2009年	近接目視点検の結果、「損傷は補修が必要ではあるが緊急性はない」					
2013年	自由に橋梁を渡ることができない状態が10年以上続いているにも係わらず、住民より苦情等も寄せられていないため、「利用のない跨道橋でコンクリート片の剥落や落橋のリスクを抱えるよりは、撤去により後世に苦労を残さない」という撤去方針を決定					
2014年	「跨道橋撤去に係る基本方針（案）」を策定 跨道橋2橋の撤去に関するパブリックコメント実施					
2015年	地元関係者への説明、議会広報にて町民に周知 撤去工事設計					
2016年	道路管理者（NEXCO中日本）と基本協定締結					
2017年	撤去工事					

（5）東名千福橋（静岡県裾野市）

～跨道橋（高速道路を跨ぐ橋梁）における単純撤去事例～

○事業概要

・東名高速道路の開通に伴い機能補償として架設されたが、老朽化や橋梁へのアクセス道路の整備状況、平成15年度の東名高速道路を横断する函渠型道路の開通により、利用がなくなった東名千福橋（とうめいせんぷくばし）を撤去。

・今後の点検費、修繕費が高額となることが想定される中、負の遺産を将来に残さない方針。

○位置図



○担当課

裾野市 建設部 建設管理課

○撤去橋梁

【全景】



【橋面】



【諸元】

項　目	内　容
橋梁形式	PC斜材付変形π型ラーメン橋
橋　長	51.3m
幅　員	3.7m
供用年	1968（S43）年
点検結果	Ⅱ（H26）

○集約・撤去（単純撤去）

【交通量調査】：
看板等を設置し利用者がいないことを確認
【迂回先（横断ボックス）までの距離】：約100m

【函渠型道路】





【橋梁へのアクセス道路（未整備）】

事業着手：2017（H29）年度
完了年度：2021（R3）年度

国土地理院地図（標準地図）を加工して作成

○撤去状況

【撤去の状況】



【撤去後】



○集約・撤去の経緯

実施年	検討内容	撤去までの規制期間（東名千福橋）	計画・調整段階	利用者、住民との合意形成	関係機関との協議	実施設計・工事
2015年　2月 4月 7月 10月	定期点検を実施（Ⅱ判定と診断）、補修を含めた対応検討 NEXCO御殿場保全SCに撤去相談 国の撤去支援や適化法を確認 現地調査					
2016年　6月 7月 12月	NEXCO御殿場保全SCとの協議（撤去案を受領） 他事例調査を実施 撤去方針決定、NEXCO東京支社へ撤去支援依頼					
2017年　1月 7月 8月 9月～	地元説明会の開催 設計委託 東名千福橋閉鎖に伴う地権者、区長説明、地元回覧 全面通行止めの実施（利用者の有無を確認するために実施） NEXCO東京支社との協議					
2018年	NEXCO御殿場保全SC、NEXCO東京支社との協議	約2年				
2019年 ～2021年	撤去工事実施　工事期間2019.1～2021.7 （高速道路夜間通行止め：2021.2.1～2021.2.3） 撤去後に路線廃止 NEXCOとの重複管理協定の変更					

（6）赤狩吊橋（群馬県高山村）

～渡河橋における単純撤去事例～

○事業概要

・橋梁の先の住民が転居したことに伴い、利用者がいなくなっていた赤狩吊橋を撤去。

・点検結果（健全度Ⅱ）を踏まえ修繕を検討していたが、利用者がいないこと、迂回路が確保されていること、費用対効果等を考慮し撤去を実施することとした。

○位置図



○担当課：高山村 建設課

○撤去橋梁

【全景（撤去前）】



【全景（撤去前）】



【諸元】

項　目	内　容
橋 梁 形 式	単純H形鋼橋
橋　　長	16.2m
幅　　員	1.0m
供　用　年	不明
点 検 結 果	Ⅱ（H29）

○集約・撤去（単純撤去）

【交通量調査】：利用者がいなくなっていることを確認
【迂回先（北山1号橋）までの距離】：約120m



事業着手：2019（H31）年度
完了年度：2019（H31）年度／工事費（撤去）：約1百万円

○集約・撤去の経緯

実施年	検討内容	計画・調整段階	利用者、住民との合意形成	実施設計・工事
2008年	橋梁の先に1件住宅があり1名が住んでいたが、転居したため空き家となる			
2017年	橋梁定期点検Ⅱ判定（主桁：腐食、防食機能の劣化）			
2018年	利用者がいないため、また迂回路（河川上流側の北山1号橋）があるため、撤去を検討 行政区長に相談し同意をいただき、行政区長により地域への説明を実施			
2019年	撤去工事			

3.2 撤去＋迂回路整備事例

（1）新利根橋（茨城県稲敷市）

道路メンテナンス事業補助制度活用事例

～渡河橋における迂回路整備を伴う撤去事例～

○事業概要

・老朽化が進展する中で東日本大震災で甚大な損壊を受けて通行止めとなった新利根橋を撤去。路線の再編により、同一路線の隣接橋に接続する道路の拡幅及び交差点改良を実施することで新利根川の渡河機能を集約。

・本橋は、震災前に橋梁長寿命化による点検を実施し、補修に向けた計画を検討していたが、震災による被害の大きさと経年劣化により補修が困難となり、明らかに利用者が少なく、国道125号の新利根橋及び側道橋で迂回可能であることから、経済性と安全性から撤去の判断に至った。

○位置図



○担当課

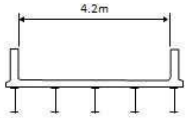
稲敷市 土木管理部 建設課

○撤去橋梁

【全景】



【断面図】



【諸元】

項　目	内　容
橋　梁　形　式	鋼橋
橋　　長	88 m
幅　　員	4.2m
供　用　年	1927(S2)年
点　検　結　果	Ⅳ (H23)

○集約・撤去（撤去＋迂回路整備）

【交通量調査】：未実施

【迂回先（国道 新利根橋）までの距離】：約60m



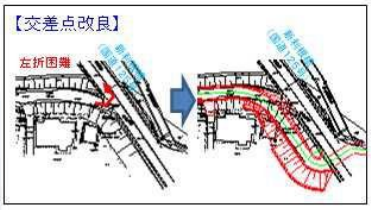
※ 集約再編事業後は、市道（東）174号線を国道125号と同一路線に振り替える

国土地理院地図（標準地図）を加工して作成

事業着手：2014（H26）年度

完了年度：事業中

【交差点改良】



【道路拡幅】



○集約・撤去の経緯

実施年	検討内容	撤去までの規制期間	計画・調整段階	利用者、住民との合意形成	関係機関との協議	実施設計・工事
2011年　1月 3月11日 3月17日	橋梁点検（近接目視）実施（Ⅲ相当判定） 東日本大震災 災害調査を実施（Ⅳ相当判定） 東日本大震災で、液状化による橋脚の沈下、橋台と橋梁上部の段差、舗装面の亀裂、高欄の破損など、甚大な損壊を受けたために全面通行止め ※震災前に橋梁長寿命化による点検を実施し、補修に向けた計画を検討していたが、震災による被害の大きさと経年劣化により補修が困難となり、明らかに利用者が少なく、国道125号の新利根橋及び側道橋で迂回可能であることから、経済性と安全性から撤去の判断に至った。	撤去までの通行止め期間 9年				
2013年	竜ケ崎工事事務所河川整備課と協議					
2014年	新利根橋撤去設計業務委託（測量・設計・地質調査）					
2016年　5月 11月 12月	両岸の地権者に説明 新利根橋撤去修正設計業務委託（設計） 竜ケ崎工事事務所河川整備課及び道路管理課と新利根橋周辺整備（国道の新利根橋と市道の新利根橋をつなぐ道路の整備）について協議					
2020年	新利根橋の撤去工事 迂回路（堤防道路）整備について継続協議					

（2）黒川橋（山形県鶴岡市）

道路メンテナンス事業補助制度活用事例

～渡河橋における迂回路整備を伴う撤去事例～

○事業概要

・昭和10年竣工で老朽化が著しく耐震性、耐荷性に問題があった黒川橋を撤去し、隣接橋に接続する迂回路の交差点改良を実施することで渡河機能を集約。

・黒川橋は、従来は県道として利用されていたが、昭和55年に上流約400mの位置に王祇橋が供用されて以降、集落間を結ぶ生活道路に変遷していた。

・こうした中、老朽化等により架け替えを検討していたが、河川管理者からの指導も踏まえ、撤去を実施する判断に至った。

○位置図



○担当課

鶴岡市 建設部 土木課

○撤去橋梁

【全景】



【橋面】



【諸元】

項　目	内　容
橋梁形式	RC橋(15径間)
橋　長	300.8m
幅　員	4.6m
供用年	1935(S10)年
点検結果	Ⅲ(H28)

○集約・撤去（撤去＋迂回路整備）

【交通量調査(H24:平日12時間)】:自動車類1647台、歩行者自転車類84台

【迂回先(王祇橋)までの距離】:約400m



事業着手:2017(H29)年度

完了年度:事業中

国土地理院地図(標準地図)を加工して作成

○集約・撤去の経緯

実施年	検討内容	撤去までの規制期間	計画・調整段階	利用者、住民との合意形成	関係機関との協議	実施設計・工事
2012年 2月	河川管理者(1級河川赤川:国土交通省)から、社会情勢の変化や東日本大震災を受けて、昭和10年竣工で老朽化が著しく、耐震性や耐荷性に問題があったため、早期に撤去すべきとの指導					
3月	庁内検討会の立ち上げ					
2013年 2月	耐荷力試験実施を決定 橋梁長寿命化修繕計画において、「重量制限等が必要で、近隣に代替え迂回路がある場合で撤去検討を行う橋(継続観察型管理)」に位置づけ					
2014年 10月 12月	耐荷力試験中止と占用方針の変更 解体・撤去の方針決定					
2015年3月 ～2016年2月	地元説明会の実施 (区長説明⇒区長会での説明⇒地元説明会)					
2016年 3月 8月	議会説明 三区長現地再説明					
2017年 3月	車両通行止め	約8年				
2026年 3月	撤去工事完了予定					

（3）御庄橋（山口県岩国市）

道路メンテナンス事業補助制度活用事例

～渡河橋における迂回路整備を伴う撤去事例～

○事業概要

・利用度が低く老朽化した御庄橋を撤去し、隣接する県道岩国大竹線へ接続する市道の改良（道路拡幅および交差点改良）を実施することで、御庄大橋に渡河機能を集約。

・御庄橋は、平成29年2月に実施した橋梁点検においてⅣ判定と診断され、通行止め規制を実施していたが、ゲルバー形式であることから、橋桁落下の恐れがあり、二級河川錦川の治水保全の観点からも早急な対策が求められていた。

・また、御庄橋が位置する市道御庄1号線は、岩国市多田地区の国道2号と御庄地区を結ぶ生活道路であり、利用度は低い状況にあった。

○位置図



○担当課

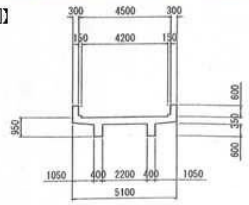
岩国市 建設部 道路課

○撤去橋梁

【全景】



【断面図】



【諸元】

項　目	内　容
橋　梁　形　式	10径間RCT桁
橋　　長	215.6m
幅　　員	4.2m
供　用　年	1953(S28)年
点　検　結　果	Ⅳ（H29）

○集約・撤去（撤去＋迂回路整備）

【交通量調査】:0台/日（閉鎖）

【迂回先（御庄大橋）までの距離】:約300m

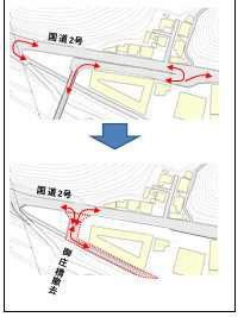


国土地理院地図（標準地図）を加工して作成

事業着手：2018(H30)年度

完了年度：事業中

【交差点改良】



【道路拡幅】



○集約・撤去の経緯

実施年	検討内容	撤去までの規制期間	計画・調整段階	利用者、住民との合意形成	関係機関との協議	実施設計・工事
2017年　2月 3月 7月 8月 9月 10月	橋梁点検においてⅣ判定（緊急に措置を講ずべき状態：主桁の複数箇所において著しいひびわれ等を発見）と診断され、通行止め規制を実施 学識経験者及び関係機関への所見伺い（Ⅳ判定の妥当性等） 閉鎖方針の決定（道路管理者） 地元の復旧要望について、閉鎖方針の回答を行う 自治会長総会（閉鎖方針の説明） 地元説明会開催（閉鎖、撤去方針の説明）、御庄橋の閉鎖	約3年				
2018年　7月 12月	西日本豪雨災害 橋梁撤去設計（防災安全交付金）					
2019年	河川管理協議により橋梁撤去計画の承認					
2020年	上部工撤去【P4～P7】（防災安全交付金）					
2021年	迂回路の詳細設計（道路改良計画） 上部工撤去【P7～A2】（道路メンテナンス事業補助） 河川管理者と迂回路（堤防道路）整備について協議					
2022年～	上部工撤去工事【A1～P4】（道路メンテナンス事業補助） 道路改良工事、下部工撤去工事予定					

（4）向田橋（山形県鶴岡市）

～渡河橋における迂回路整備（付替道路の新設）を伴う撤去事例～

○事業概要

・老朽化により通行止めにしていた向田橋を撤去。
・国道345号への付替道路を整備をすることで木野俣川の渡河機能を松流橋に集約。
・向田橋は昭和37年竣工であり、従来は県道として利用されていたが、昭和50年代に国道345号が開通したことに伴い、市に移管され、生活道路という位置づけになっていた。
・その後、H27年度～H29年度の3ヵ年で市道木野俣線の道路改良を実施する予定としていた中で、橋梁点検でⅣ判定であることが明らかとなったが、同じタイミングで空き家が生じたため、付け替え道路を整備することができ、向田橋の撤去が可能となった。

○位置図



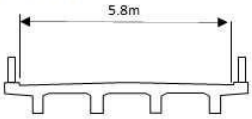
○担当課
鶴岡市 建設部 土木課

○撤去橋梁（向田橋）

【全景】



【断面図】



【諸元】

項　目	内　容
橋 梁 形 式	RC橋
橋　　長	8.5m
幅　　員	5.8m
供　用　年	1962(S37)年
点 検 結 果	Ⅳ(H27)

○集約・撤去（撤去＋迂回路整備）

【交通量調査】：未実施
【迂回先（松流橋）までの距離】：約30m



国土地理院地図（標準地図）を加工して作成

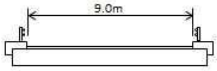
事業着手：2016(H28)年度
完了年度：2018(H30)年度
設計委託費：約4百万円、工事費（迂回路工事費除く）：約12百万円
土地取得費、補償費：約6百万円

○松流橋

【橋面】



【断面図】



【付替え道路整備】





○集約・撤去の経緯

実施年	検討内容	撤去までの規制期間	計画・調整段階	利用者、住民との合意形成	実施設計・工事
2015年 2月 5月 10月 12月	橋梁点検（近接目視）実施 診断結果Ⅳ判定と診断 損傷状況及び緊急対応について自治会長（集落代表）に説明 損傷の無い箇所のみを通行させる形で通行規制を実施（幅員減少による片側交互通行） 道路改良工事について地元説明を実施。これに伴い向田橋を通行止めすることを併せて説明 ※バイパス整備により、地元の利便性は変わらないため、反対意見はなかった。また、バイパス整備による補償物件も少なく（小屋1棟）問題はなかった。 車両通行止め	約3年			
2016年	道路改良工事を着工（向田橋のバイパス部分についてはH28年度完成供用済）				
2019年3月	向田橋の撤去工事完了				

（5）高崎橋（鹿児島県姶良市）

～渡河橋における迂回路整備（付替道路の新設）を伴う撤去事例

○事業概要

・老朽化が進展している市道高崎線の高崎橋を撤去。市道小山田線への付替道路を整備することで猪目田川の渡河機能を阿弥陀橋に集約。

・一般車両は市道 小山田線を主要に通行しており、高崎橋の車両通行は周辺住民のみ（1日に数十台程度）であったことから、地元と調整し、高崎橋を撤去して付替道路を整備することとした。

○位置図



○担当課

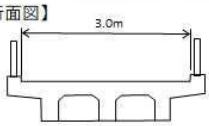
姶良市 建設部 土木課

○撤去橋梁（高崎橋）

【全景】



【断面図】



【諸元】

項　目	内　容
橋 梁 形 式	RC橋T桁橋
橋　　長	7.0m
幅　　員	3.0m
供　用　年	1966(S41)年
点 検 結 果	Ⅲ相当(H21)

○集約・撤去（撤去＋迂回路整備）

【交通量調査】：未実施

【迂回先までの距離】：約10m



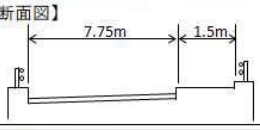
国土地理院地図（標準地図）を加工して作成

○阿弥陀橋

【橋面】



【断面図】



【付替道路の新設】



事業着手：2012(H24)年度
完了年度：2013(H25)年度
設計委託費：約1.4百万円、工事費（撤去+付替道路）：約6百万円

○集約・撤去の経緯

実施年度	検討内容	計画・調整段階	利用者、住民との合意形成	実施設計・工事
2009年	概略点検を実施し健全度Ⅲ相当であることが確認された（主構にひび割れ、鉄筋露出が多数あり供用は望ましくない状況であった） ※地元調整の結果、既設橋を撤去し、付替道路を整備する方針を決定			
2012年	測量設計業務委託完了			
2013年	代替道路用地取得			
2013年	撤去工事及び代替道路完成			

（6）上柴怒田大橋（静岡県御殿場市）

～渡河橋における迂回路整備（付替道路の新設）を伴う撤去事例～

○事業概要

・現道から約50m隣接した位置に開発道路として新橋を新設したことから、利用者に影響がないものと判断し、上柴怒田大橋を撤去。

・道路拡幅事業に伴う再編である。

○位置図



○担当課

御殿場市 都市建設部 道路河川課

○撤去橋梁

【全景（撤去前）】



【全景（撤去後）】



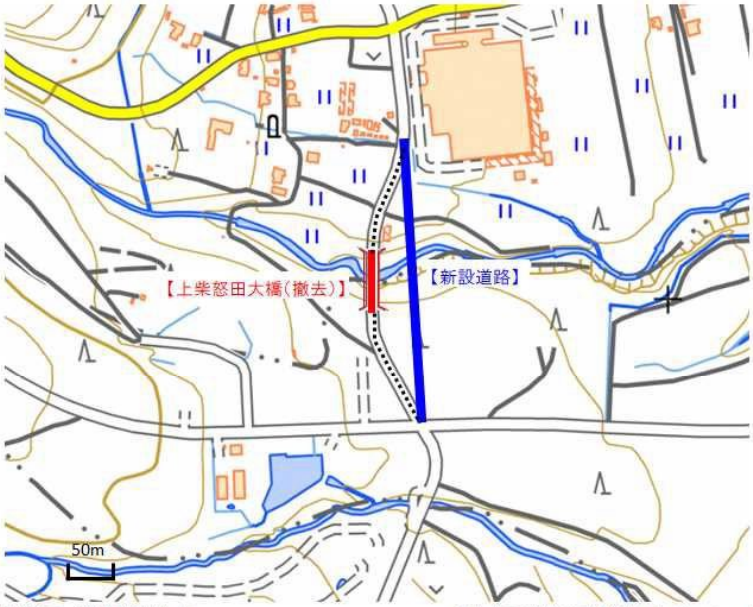
【諸元】

項　目	内　容
橋梁形式	鋼3径間単純合成飯桁橋
橋　長	58m
幅　員	9.9m
供用年	1975年
点検結果	Ⅱ（H29）

○集約・撤去（撤去＋迂回路整備）

【交通量調査】：未実施

【迂回先（新設道路）までの距離】：約50m



事業着手：2009（H21）年度

完了年度：2019（H31）年度／総事業費（実績） 約97百万円

国土地理院地図（標準地図）を加工して作成

○集約・撤去の経緯

実施年	検討内容	計画・調整段階	利用者、住民との合意形成	実施設計・工事
2009年	開発道路として新橋を新設し、上柴怒田大橋を撤去する方針を決定			
2017年	定期点検Ⅱ判定			
2017年	撤去設計			
2018年	事業全体の概要説明 新道の道路位置等の説明 現地説明会（道路幅員の確認等）を実施			
2019年	撤去工事			

（7）市道 141 号線 1 号橋（京都府城陽市）

～渡河橋における迂回路整備（隣接橋の架替、車道拡幅）を伴う撤去事例～

○事業概要

・一級河川古川（ふるかわ）の河川改修事業に伴って、古川を渡河する市道141号線1号橋（人道橋）を撤去し、隣接する古川橋を架替時に拡幅することで渡河機能を集約。また、通学路である市道132号線の古川橋東側を車道拡幅及び歩道設置。

・市道141号1号橋は、1970年に生活道路として架設されたが、近年では主に近隣病院へのアクセスに利用（主に病院職員が利用）されており、利用者は明らかに減少していた。

○位置図



○担当課

城陽市 都市整備部 管理課

○撤去橋梁（市道141号線1号橋）



項　目	内　容
橋梁形式	2径間単純RC桁
橋　長	13.4m
幅　員	1.8m（人道橋）
供用年	1970（S45）年
点検結果	Ⅱ相当（H26）

○架替橋梁（古川橋）



項　目	内　容
橋梁形式	単純トラス橋
橋　長	18.1m
幅　員	4m
供用年	1973（S48）年
点検結果	Ⅲ相当（H24）

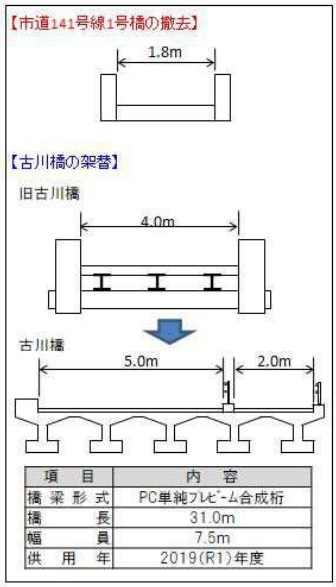
○集約・撤去（撤去＋迂回路整備）

【交通量調査（H24：平日AM7時～PM12時）】：利用者76人（隣接病院の職員：51人、地域住民：25人）
【迂回先（古川橋）までの距離】：約100m



事業着手：2012（H24）年
完了年度：2019（R1）年
総事業費：385百万円

国土地理院地図（標準地図）を加工して作成



項　目	内　容
橋梁形式	PC単純プレテ-ム合成桁
橋　長	31.0m
幅　員	7.5m
供　用　年	2019（R1）年度

○集約・撤去の経緯

実施年	検討内容	計画・調整段階	利用者、住民との合意形成	関係機関との協議	実施設計・工事
2011年	古川広域河川改修事業に伴う城陽市道橋の架替について（京都府から照会）				
2011～2012年	2自治会に対して意見照会を実施 1自治会、近隣病院に対して説明会を実施 市内部（農政課）での協議 交通量調査の実施 →地元自治会との調整に時間を要した。 撤去設計及び架替設計を実施				
2013年	古川広域河川改修事業に伴う城陽市道橋の架替について（回答）				
～2016年	京都府との協議				
2019年	撤去及び架替完了				

3.3 ダウンサイジング（既設縮小化）事例

（1）晒屋橋（徳島県徳島市）

～渡河橋におけるダウンサイジング（既設縮小化）事例～

○事業概要

・上流側と下流側が架設年次が異なる別構造になっている老朽化した晒屋橋（さらしや）に対し、上流側を撤去し、下流側を補修することで人道橋にリニューアル。

・平成25年度の橋梁定期点検時、上流側鋼管杭に補修対策が困難な大きな損傷を発見。当初は撤去する方針であったが、通学路に指定されていたためダウンサイジングを検討。

・車両交通の大半が渋滞する道路の抜け道として利用されていた中で、人道橋にダウンサイジングすることで地元住民（歩行者）の安全性が向上。

○位置図



○担当課

徳島市 都市建設部 道路建設課

○ダウンサイジング前（車道橋）



【諸元】

項　目	内　容
橋梁形式	RC橋
橋　長	37.8m
幅　員	4.4m
供用年	上流側1970（S45）年 下流側1960（S35）年
基礎形式	上流側：鋼管杭 下流側：既製RC杭
点検結果	Ⅳ相当

○ダウンサイジング後（人道橋）

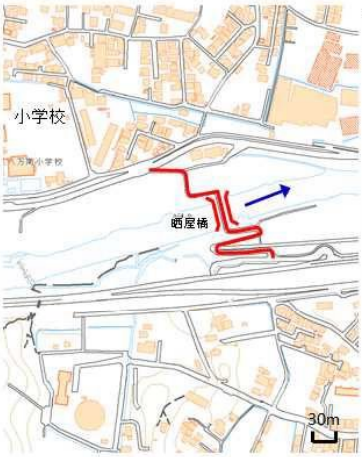


【諸元】

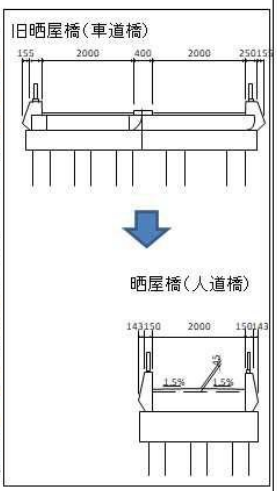
項　目	内　容
橋梁形式	RC橋
橋　長	37.8m
幅　員	2.0m
供用年	2015（H27）年

○集約・撤去（ダウンサイジング：既設縮小化）

【交通量調査（平日12時間：7時～19時）】
乗用車392台、トラック9台、自動二輪68台、自転車118台、歩行者（小学生）166人、その他歩行者32人
【迂回先までの距離】：約600m



国土地理院地図（標準地図）を加工して作成



事業着手：2014（H26）年度
完了年度：2015（H27）年度／設計委託費：約9百万円、工事費：約50百万円

○集約・撤去の経緯

実施年	検討内容	計画・調整段階	利用者、住民との合意形成	関係機関との協議	実施設計・工事
2013年8月 8月 9月 11月	橋梁定期点検により下流側の床版下面に鉄筋の破断を確認 市役所内部で調整を行い、河川管理者、県警、小中学校、地元町内会に損傷に伴う通行規制を実施する旨を説明 下流側の通行規制 設計業務委託締結				
2014年2月 7月 8月 8月 8月 9月 12月	詳細調査実施 上流側鋼管杭に大きな損傷（腐食、破断）を発見、車両通行止め 全面通行止め 地元説明会 暫定補修工事（床版補強工） 下流側暫定通行可（歩行者のみ） 補修工事締結（上部工撤去、下部工撤去（上流側）、上部工（下流側）、下部工梁補修工（下流側）、仮設工など）				
2015年3月 6月 7月	全面通行止め 通行規制解除 補修工事完成				

（2）下香春橋（福岡県香春町）

～渡河橋におけるダウンサイジング（既設縮小化）事例～

○事業概要

・老朽化した下香春橋（車道橋）に対し、補修を実施して人道橋にリニューアル。
・本橋は、橋梁長寿命化修繕計画の中で対策優先順位が高かったこと、及び別の橋梁が隣接していることから撤去も検討されていたが、地域と地域を結ぶ橋梁として今後も必要であるという判断からダウンサイジングを実施することになった。

○位置図



○担当課：香春町 建設課

○ダウンサイジング前（車道橋）



【諸元】

項目	内容
橋梁形式	RC橋
橋長	46.2m
幅員	4.4m
供用年	1934(S9)年
点検結果	Ⅲ

○ダウンサイジング後（人道橋）

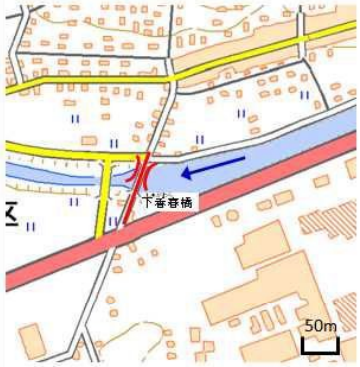


【諸元】

項目	内容
橋梁形式	RC橋
橋長	46.2m
幅員	4.4m
供用年	2015(H27)年

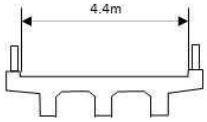
○集約・撤去（ダウンサイジング：既設縮小化）

【交通量調査】：未実施
【迂回先までの距離】：約50m



国土地理院地図（標準地図）を加工して作成

【下香春橋の補修内容】



部材		補修工法・材料
上部工	主桁・床版	断面補修工（ポリマーセメントモルタル）
		ひびわれ注入工（エポキシ樹脂Ⅰ種）
		ひびわれ充填工（シーラント系）
下部工	橋台・橋脚	ひびわれ注入工（エポキシ樹脂Ⅰ種）
		断面補修工（ポリマーセメントモルタル）
		ひびわれ充填工（シーラント系）
橋面工	地覆	地覆部修工
	舗装	橋面防水工（シート系防水）
		舗装工（アスファルト舗装t=40）
	防護柵・高欄	塗装工
	遊石	塗装工
	伸縮部	クラック防水シート
仮設工	足場工	吊り足場

事業着手：2013(H25)年度
完了年度：2014(H26)年度
設計委託費：約4百万円、工事費：約9百万円

○集約・撤去の経緯

実施年	検討内容	計画・調整段階	利用者、住民との合意形成	実施設計・工事
2012年	橋梁点検を実施 健全度1（現在のⅢ相当）であることを確認 ※地元調整の結果、既設縮小化を行う方針を決定			
2013年	測量設計業務委託完了			
2014年	工事完了			

（3）鹿本橋（東京都江戸川区）

～渡河橋におけるダウンサイジング（既設縮小化）事例～

○事業概要

・歩道部と車道部が分離構造になっている老朽化した鹿本橋に対し、歩道部を撤去し、車道部を補修することで人道橋にリニューアル（用途変更）。

・本橋から上流側約100mの位置に鹿骨新橋が架橋されており、令和3年2月に都市計画道路補助第284・288号線（中央）（環七通りと千葉街道の区間）の相互通行化が完了したことで、新中川を渡河する主要交通が鹿骨新橋に転換されることとなった。

・一方で、歩行者や自転車の利用が一定程度あり、車道部は引き続き長寿命化を図りながら人道橋化し、歩道部は撤去する方針とした。

○位置図



○担当課
江戸川区 土木部 保全課

○集約・撤去橋梁（鹿本橋）

【橋面】



【諸元（車道部）】

項　目	内　容
橋　梁　形　式	鋼橋
橋　　長	118.4m
幅　　員	6.0m
供　用　年	1955(S30)年
点　検　結　果	Ⅲ（R2）

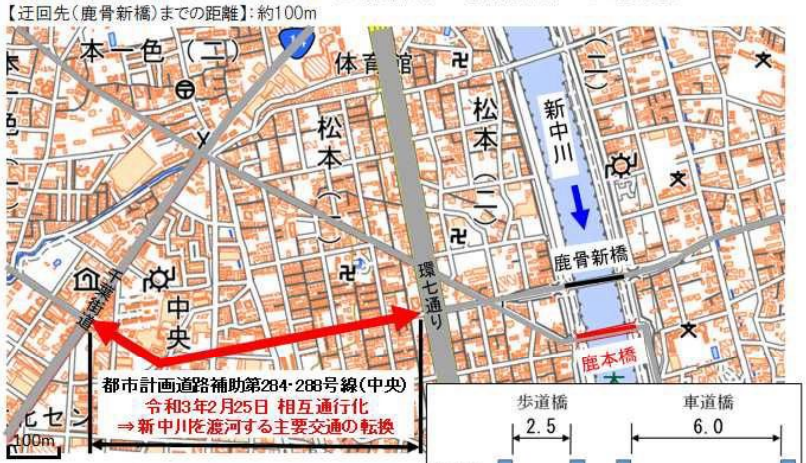
【諸元（歩道部）】

項　目	内　容
橋　梁　形　式	鋼橋
橋　　長	118.4m
幅　　員	2.5m
供　用　年	1969(S44)年
点　検　結　果	Ⅲ（R2）

○集約・撤去（ダウンサイジング：既設縮小化）

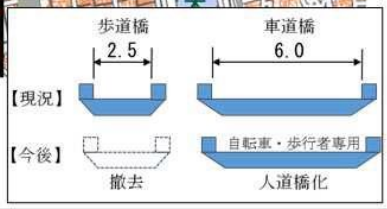
【交通量調査（鹿本橋：平日12時間）】：1,478台（自動車）、566台（自転車）、134人（歩行者）

【迂回先（鹿骨新橋）までの距離】：約100m



国土地理院地図（標準地図）を加工して作成

事業着手：2021(R3)年度
完了年度：事業中



○集約・撤去の経緯

実施年	検討内容	計画・調整段階	利用者、住民との合意形成	関係機関との協議	実施設計・工事
1988年度	「新中川橋梁整備基本計画」において鹿本橋は架替を実施する方針としていた				
2020年度	都市計画道路補助第284・288号線（中央）（環七通りと千葉街道の区間）の相互通行化が完了 地元の町会長に説明 橋梁定期点検				
2021年度	橋梁長寿命化修繕計画更新 （鹿本橋を人道橋化する方針を計画に明記） 車道部の補修工事（～2023年度に完了予定） 河川管理者（東京都）・交通管理者（警視庁）と計画協議				
2023年度	地元周知（予定） 歩道部の撤去設計委託（予定） 人道橋化に向けた交通安全対策に着手（予定） 車道部を自転車・歩行者専用に切替（予定）				
2024年度 ～2025年度	歩道部の撤去工事（予定）				

3.4 ダウンサイジング（新設縮小化）事例

（1）西新開中道線１号橋（広島県呉市）

～渡河橋におけるダウンサイジング（新設縮小化）事例～

○事業概要

・老朽化により通行止めを実施していた西新開中道線1号橋（車道橋）を地元調整を経て人道橋にダウンサイジング（架替）。

・当初は車道橋への架替を検討していたが、多額の工事費と年月を要することから、人道橋への架替を地元に提案。

・また、国道から集落へのアクセスとして、従来は左岸側市道を通行していたが、右岸側市道を一部拡幅することにより、右岸側市道も車両が通行出来るようになるため、人道橋へのダウンサイジングが可能となった。

○位置図



○担当課

呉市 土木部 土木整備課

○ダウンサイジング前（車道橋）



【諸元】

項　目	内　容
橋梁形式	RC橋
橋　長	17.8m
幅　員	2.7m
供用年	不明
点検結果	Ⅲ

○ダウンサイジング後（人道橋）



【諸元】

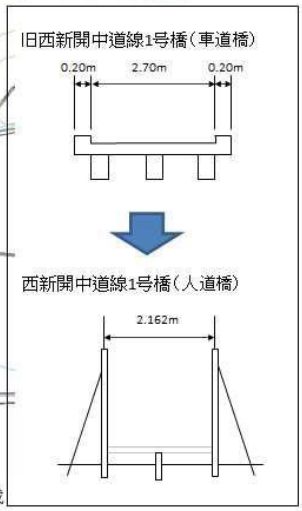
項　目	内　容
橋梁形式	その他（FRP）
橋　長	10.7m
幅　員	2.162m
供用年	2015（H27）年12月

○集約・撤去（ダウンサイジング：新設縮小化）

【交通量調査】：未実施

【迂回先までの距離】：約200m





国土地理院地図（標準地図）を加工して作成

事業着手：2013（H25）年度

完了年度：2015（H27）年度

設計委託費：約5百万円、橋梁撤去及び道路拡幅工事費：約22百万円

橋梁改良（橋梁上部工）工事費：約17百万円

○集約・撤去の経緯

実施年	検討内容	計画・調整段階	利用者、住民との合意形成	実施設計・工事
2010年　1月	定期点検で早期に措置を講じるべき損傷を確認（Ⅲ判定相当）			
2013年　12月	橋梁補修調査設計業務を発注 通行止めを実施			
2014年　5月	車道橋から人道橋への架替について、地元説明会を実施 当初は車道橋から車道橋への架替を検討していたが、多額の工事費と年月を要することから、人道橋への架替を地元に提案。 橋梁撤去及び道路拡幅工事を発注			
2015年　12月	橋梁上部工を発注 工事完成			

（2）竹重橋（勉脩橋）（佐賀県有田町）

～渡河橋におけるダウンサイジング（新設縮小化）事例～

○事業概要

・老朽化した竹重橋（車道橋）を人道橋にダウンサイジング（架替）。

・竹重橋は以前は車両の通行が一日数台程度であったが、小学校の移設に伴い通学路としての需要が発生した。

・このため、当初は撤去も含めて検討したが、学校関係者と協議した結果、通学路として存置することとなり、補修案と経済比較した結果、上部工を撤去し、人道橋にダウンサイジングすることとなった（架替に伴い勉脩橋に橋梁名を変更）。

○位置図



○担当課：有田町 建設課

○ダウンサイジング前（車道橋）



【諸元】

項目	内容
橋梁形式	鋼I桁橋
橋長	12.4m
幅員	3.2m
供用年	不明
点検結果	Ⅲ

○ダウンサイジング後（人道橋）



【諸元】

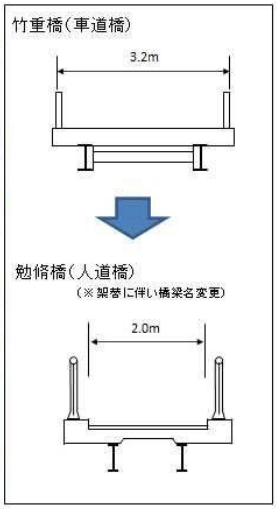
項目	内容
橋梁形式	鋼I桁橋
橋長	12.4m
幅員	2.0m
供用年	2018(H30)年2月

○集約・撤去（ダウンサイジング：新設縮小化）

【交通量調査】：未実施

【迂回先（育英橋）までの距離】：約90m





国土地理院地図（標準地図）を加工して作成

事業着手：2016(H28)年度

完了年度：2017(H29)年度

設計委託費：約3百万円、工事費（ダウンサイジング）：約11百万円

○集約・撤去の経緯

実施年	検討内容	計画・調整段階	利用者、住民との合意形成	関係機関との協議	実施設計・工事
2015年10月 11月 12月	定期点検にて著しい損傷を確認（Ⅲ判定） 学校と撤去に関して協議 補修にて対応検討決定				
2016年 5月 7月 9月 12月	補修設計業務を発注 河川管理者と占用に関して協議 補修設計において架替との比較検討の結果、架替方針決定 県道路課と予算に関して協議				
2017年 4月 9月 2018年 2月	隣接者へ工事の説明 架替工事を発注 架替工事完了				

（3）赤平橋（下り線）（北海道）

～渡河橋におけるダウンサイジング（新設縮小化）事例～

○事業概要

・国道38号バイパス整備に伴って交通量が減少していたダブルウェイ方式の赤平橋（あかびら）について、老朽化が進行した「下り線側橋梁」の更新時にダウンサイジング（車道橋→人道橋）。ダウンサイジングにあわせて「上り線側橋梁」の運用を上り線2車線から上下線の対面通行に変更。

・下り線側橋梁を人道橋に架け替えることで、歩行者の安全性や利便性の確保といった課題を解消。

・赤平橋は、建設当時は国道として整備されていたが、赤平バイパスの整備に伴って交通量が減少していた。また、市街地の小学校、中学校がそれぞれ統廃合を予定しており、動線の変化に伴う児童など歩行者の安全性や利便性の確保として両歩道整備が強く要望されている。

○位置図



○担当課

北海道 建設部 土木局
道路課 道路計画係

○ダウンサイジング前（下り線）
（車道橋：2車線）

【橋面】



【諸元】

項　目	内　容
橋梁形式	5径間単純上路トラス橋
橋　長	140.9m
幅　員	7.2m
供用年	1952(S27)年
点検結果	Ⅲ

○ダウンサイジング後（下り線）
（人道橋）

【諸元】

項　目	内　容
橋梁形式	3径間連続非合成鋼箱桁
橋　長	158.1m
幅　員	2.8m
供用年	（事業中）

○集約・撤去（ダウンサイジング）

【交通量調査（H27センサス）】：6,463台／日（赤平バイパス）、6,006台／日（赤平橋付近）

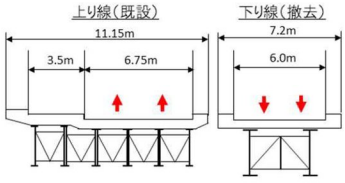


国土地理院地図（標準地図）を加工して作成

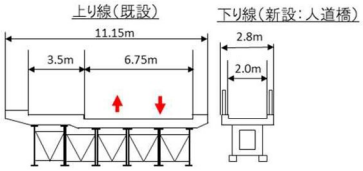
事業着手：2014（H26）年度
完了年度：事業中

【赤平橋（下り線：人道橋）の新設】

ダウンサイジング前（4車線＋片側歩道）



ダウンサイジング前（2車線＋両側歩道）



○集約・撤去の経緯

実施年	検討内容	計画・調整段階	利用者、住民との合意形成	関係機関との協議	実施設計・工事
2013年度	橋梁点検により、損傷を確認 橋梁長寿命化修繕計画に架替橋梁として登録				
2014年度	調査・実施設計実施 札幌開発建設部、公安委員会、赤平市との協議 赤平市役所、1自治会に説明会を実施 赤平橋歩道整備期成会を設立、道に整備促進の要望				
2016年度	公安委員会との協議完了 既設橋（下り線）撤去開始				
2021年度	人道橋（下り線）着工済 2023年事業完了予定				

（4）和口橋（静岡県磐田市）

～渡河橋におけるダウンサイジング（新設縮小化）事例～

○事業概要

・行政界（磐田市、袋井市）に位置する太田川を渡河（基準不適格）している老朽化した和口橋を撤去し、地元調整を経て新たに人道橋を設置。
・また車両の渡河機能の集約に備えて隣接する二瀬橋の耐震補強（県管理）を実施。
・旧和口橋は幅員が狭く、車両などは交互通行により供用していたが、上流側に県道磐田掛川線が整備されたことで広域的な利用は県道へ移行して交通量が減少していたこと等から、人道橋へのダウンサイジングの判断に至っている。

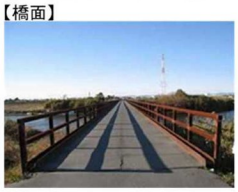
○位置図



○担当課
磐田市 建設部 道路河川課

○撤去橋梁（旧和口橋）

【橋面】



【諸元】

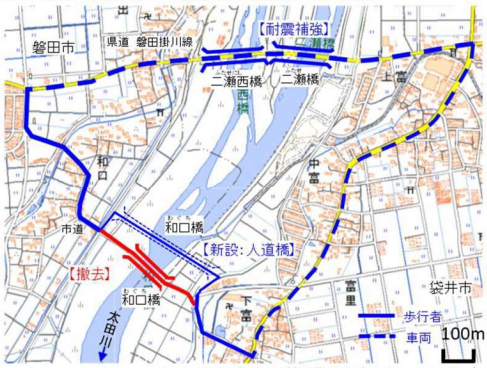
項　目	内　容
橋梁形式	鋼橋（16径間）
橋長	120.6m
幅員	4.0m
供用年	1960（S35）年頃
点検結果	Ⅲ

○耐震補強橋梁（二瀬橋）



○集約・撤去

【交通量調査（平日6:00～19:00）】:
車両約800台、バイク約90台、自転車約130台、歩行者約20人
【迂回先（二瀬西橋、二瀬橋）までの距離】:約1.3km

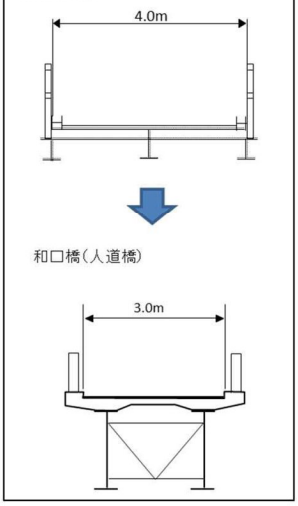


国土地理院地図（標準地図）を加工して作成

※事業概要　磐田市：和口橋（人道橋）新設、旧和口橋撤去
静岡県：二瀬橋　耐震補強

事業着手：2015（H27）年度
完了年度：2020（R2）年度／総事業費：1,269百万円

【和口橋（人道橋）の新設】



○集約・撤去の経緯

実施年	検討内容	計画・調整段階	利用者、住民との合意形成	関係機関との協議	実施設計・工事
2001年	二級河川　太田川河川改修計画開始				
2008年	河川改修により和口橋の架替方針を議論開始				
2009年	交通量調査 ※車両の交通量は少ないことから、自歩道橋へ架け替える案が有力				
2013～2015年	磐田市・袋井市で自治会役員を対象に3回、和口橋の事業説明を実施				
2014年	新和口橋を自歩道橋にすることについて、磐田市の地元は了解が得られていたが、袋井市の地元より車道橋の要望があり、未決定であった。袋井市側で交通量調査を実施し、その結果報告の地元説明会を実施し、自治会の理解が得られたため、人道橋で整備することに決定した。				
2014～2016年	磐田市・袋井市で地元説明会を3回実施				
2015年	架替概略設計（河川協議を実施）				
2016年	橋梁点検を実施　Ⅲ判定 架替詳細設計（河川協議を実施）				
2017～2020年	架替工事完了				

3.5 複数橋梁の集約事例

（1）尾藤橋、波美橋（京都府）

～渡河橋における複数橋梁の集約事例～

○事業概要

・由良川を渡河するために架設されていた老朽化した潜没橋2橋（尾藤橋・波美橋）を撤去し、洪水時にも防災拠点（福知山市役所大江支所、国保新大江病院）へのアクセスを可能とする大江美河橋を新設して渡河機能を集約。

・尾藤橋と波美橋は出水時に水面下に沈み通行ができなくなる状況で、平成16年の台風23号が由良川沿いに重大な被害をもたらしたことを契機に、直轄の由良川下流部緊急水防災対策と連携し、尾藤橋と波美橋を統合して架替を実施した。

○位置図



○担当課

京都府 建設交通部道路建設課

○撤去橋梁（尾藤橋）



【諸元】

項　目	内　容
橋梁形式	RC橋（16径間）
橋　長	118.8m
幅　員	4.0m
供用年	1955（S30）年

○撤去橋梁（波美橋）



【諸元】

項　目	内　容
橋梁形式	RC橋（10径間）
橋　長	131.7m
幅　員	6.0m
供用年	1978（S53）年

○集約・撤去（複数橋梁の集約）

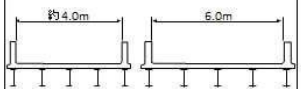
【交通量調査（平日12時間）】尾藤橋：469台（H17）/波美橋：未実施

【迂回先（大江美河橋）までの距離】尾藤橋：約1.2km、波美橋：約0.9km

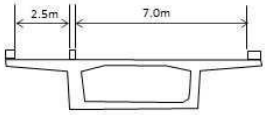


国土地理院地図（標準地図）を加工して作成

【尾藤橋の撤去】　【波美橋の撤去】



【大江美河橋の新設】



項　目	内　容
橋梁形式	PC5径間連続ラーメン箱桁
橋　長	345m
幅　員	9.5m
供用年	2011（H23）年

事業着手：2007（H19）年度／完了年度：2011（H23）年度

設計費：約103百万円、撤去費（尾藤橋）：約36百万円、撤去費（波美橋）：約37百万円

新設費（大江美河橋）：約2239百万円、その他用地費等：約235百万円

○集約・撤去の経緯

実施年	検討内容	計画・調整段階	利用者、住民との合意形成	関係機関との協議	実施設計・工事
2004年～	・2004年10月の台風23号で由良川下流域で甚大な被害が発生 ・国において従前の水防災対策の整備計画の見直し、緊急整備区間の設定等が行われ、由良川下流部緊急水防災対策事業として築堤の実施等の取組を推進 ・由良川下流部緊急水防災事業と関連し、潜没橋2橋の統合について、三者（国、府、市）で協議開始				
2005年	・輪中堤の築堤と同時に統合橋へ改築する方針で、三者が基本合意				
2006年	・橋梁予備設計を実施 ・地元自治会へ概略ルートの説明 ・三者で費用負担に関する協議を開始				
2007年	・新規事業着手 ・地元自治会、地権者へ事業詳細計画の説明 ・三者での費用負担に関する協議が完了し、三者協定を締結 ・橋梁詳細設計を実施				
2008年	・工事着手				
～2011年	・統合橋が完成				

（2）川原橋、長興寺橋（愛知県豊田市）

～渡河橋における複数橋梁の集約事例～

○事業内容

・一級河川安永川の河川改修事業（河川断面の拡幅）に伴い、隣接する渡河橋2橋（川原橋、長興寺橋）の架替が発生。

・そのうち、利用頻度の少ない川原橋を撤去し、長興寺橋のみを架替して渡河機能を集約。

○位置図



○担当課

豊田市 建設部 道路予防保全課

○撤去橋梁（川原橋）



【諸元】

項　目	内　容
橋　長	9m
幅　員	3.7m
供 用 年	1979(S54)年
点検結果	Ⅰ(H26)

○架替橋梁（長興寺橋）



【諸元】

項　目	内　容
橋　長	11m
幅　員	12.7m
供 用 年	1979(S54)年
点検結果	Ⅲ(H27)

○集約・撤去（複数橋梁の集約）

【交通量調査】：未実施

【迂回先（長興寺橋）までの距離】：約30m



事業着手：2015(H27)年度

完了年度：2019(R1)年度

設計委託費（長興寺橋）：約6百万円、新設費（長興寺橋）：約289百万円、道路整備費：約5百万円

撤去費：河川改修事業にて実施

国土地理院地図（標準地図）を加工して作成

○集約・撤去の経緯

実施年度	検討内容	計画・調整段階	利用者、住民との合意形成	実施設計・工事
2012年	河川改修事業概要について、地元説明			
2013年	河川改修事業計画（橋梁含む）について、地元説明			
2014年	定期点検（川原橋：健全性Ⅰ）			
2015年	橋梁の撤去設計			
2018年	橋梁撤去工事を含む河川改修事業について、地元説明			
2019年	撤去工事			

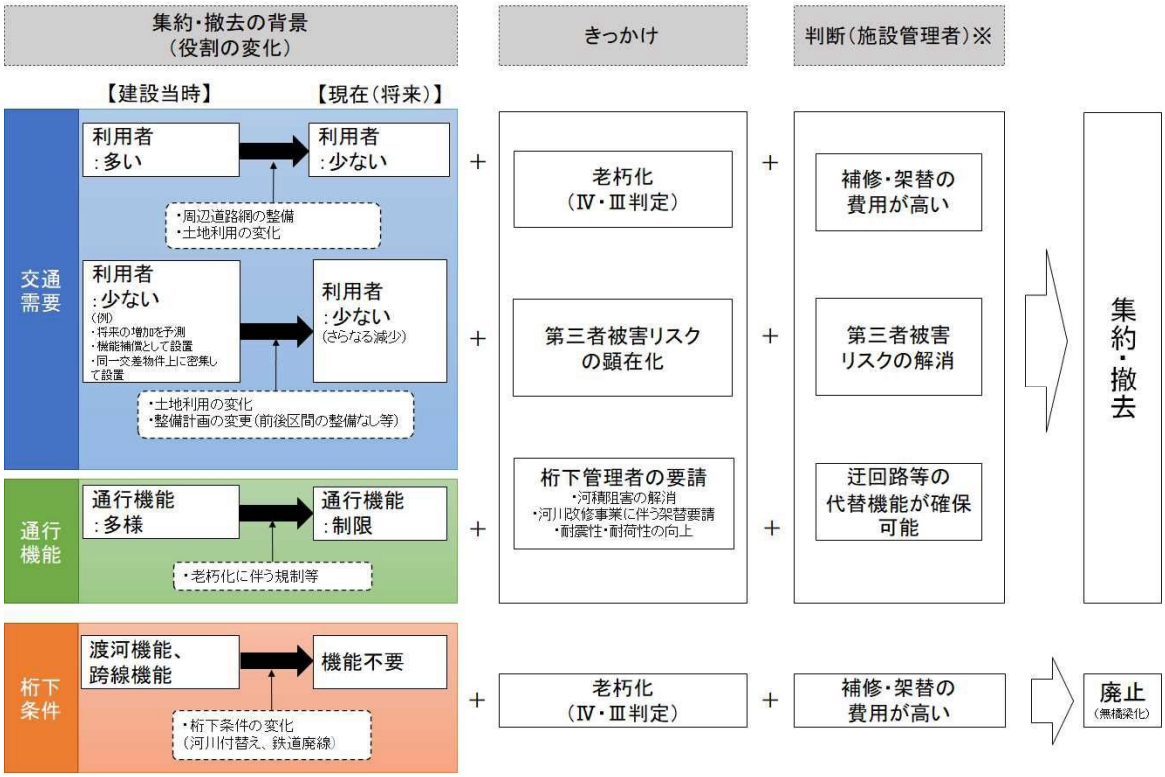
（参考）集約・撤去の対象事例

紹介した取組事例をもとに「どのような橋梁が集約・撤去の対象となっているか」について体系的に整理したものを以下に示す。

集約・撤去の対象となりうる橋梁は、「周辺道路網の整備や土地利用の変化等に伴い、交通量（利用者）が著しく減少している橋梁」や「老朽化等に伴い通行規制を実施している橋梁」等が挙げられる。

こうした橋梁について、老朽化（Ⅳ・Ⅲ判定）、第三者被害リスクの顕在化、桁下管理者の要請（河積阻害の解消）等がきっかけとなり、施設管理者として、対策費用、第三者被害リスク、迂回路の状況、また、利用者・住民との合意形成状況等を踏まえ、集約・撤去の可否を判断している。

●どのような橋梁が集約・撤去の対象となっているか



※その他、利用者・住民との合意形成状況や「歴史的価値を有する橋梁か否か」、「地域のシンボルとして保存すべき橋梁か否か」等の固有の特性に応じた判断が必要な場合がある。

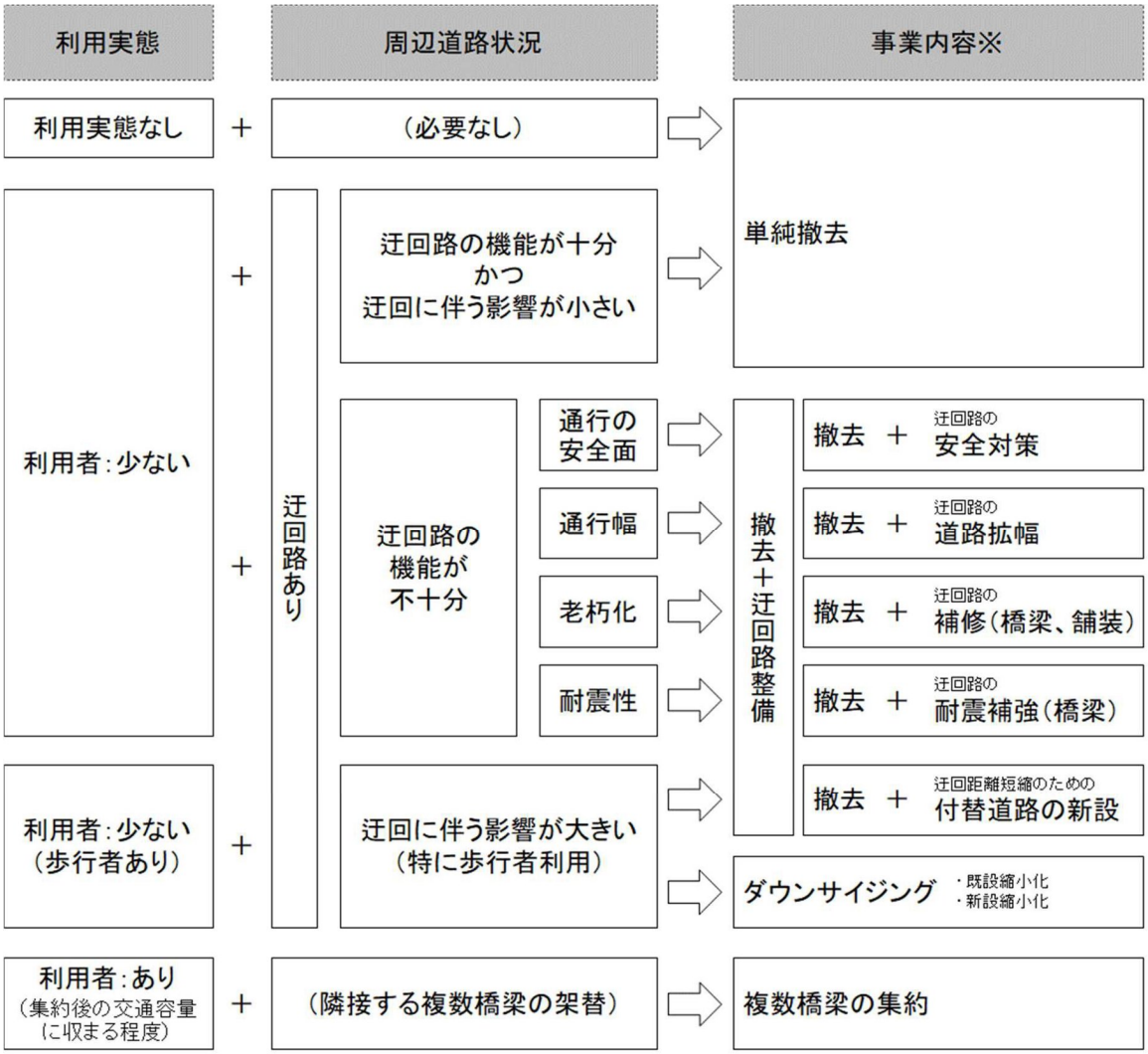
図 3-1 集約・撤去の対象事例

（参考）事業内容の選択事例

紹介した取組事例をもとに「どのような条件のときに、どのような事業内容を選択しているか」について体系的に整理したものを以下に示す。

集約・撤去の事業内容は、「単純撤去」、「撤去＋迂回路整備」、「ダウンサイジング（既設縮小化）」、「ダウンサイジング（新設縮小化）」、「複数橋梁の集約」等が挙げられ、当該橋梁の利用実態、周辺道路状況、利用者・住民との合意形成状況を踏まえて選択している。

●どのような条件のときにどのような事業内容を選択しているか



※事業内容は、利用者・住民との合意形成を進める中で方針変更したケースもある（例：「単純撤去」という方針で合意形成を図る過程において、地元からの要望を受けて「ダウンサイジング」や「撤去＋迂回路整備」に方針変更等）。

図 3-2 利用実態、周辺道路状況に応じた事業内容の選択事例

4. 集約・撤去を進めるうえでの検討項目・留意事項

4.1 主な検討項目

集約・撤去を進めるうえで、取組事例においては主に以下に示す項目について検討がなされている。

表 4-1 集約･撤去を進めるうえでの主な検討項目（検討事例）

検討段階	主な検討項目
計画・調整段階	利用状況の把握
	迂回距離（隣接橋梁との距離等）、迂回時間の把握
	集約・撤去対象候補の抽出
	集約・撤去実施時期の設定
	概算費用及びコスト効果の算出
	長寿命化修繕計画への反映
利用者・住民との合意形成	説明会等の開催による利用者・住民との合意形成
関係機関との協議	交差物件の管理者（鉄道事業者、道路管理者、河川管理者等）との協議
	占用物件の管理者との協議

なお、次頁以降について、主な検討項目ごとに□枠内に「取組事例の多くが検討・実施している事項」、□枠の下に参考事例、事例から得られた留意事項等を記載している。

4.2 計画・調整段階

（1）利用状況の把握

路線の位置付け等を踏まえた管理橋梁の利用状況の評価・整理。

＜参考事例 1＞

・ 管理橋梁の利用状況について、全管理橋梁に対して定量的な交通量を把握することは困難であるため、表 4-2 に示すように路線の位置付け等を踏まえ「多い」、「比較的多い」、「比較的少ない」、「少ない」等、定性的な評価を実施している。

表 4-2 利用状況の評価・整理事例

交通量区分	定義内容	細別方法
交通量が多い	・利用者が非常に多い道路（農業用道路除く）	・○○地域内の市街地エリアに該当する 1 級・2 級市道の橋梁
交通量が比較的多い	・生活道路および物流道路として利用が比較的多い道路	・○○市の各地域拠点の市街地エリアに該当する 1 級・2 級市道の橋梁 ・都市内連携軸（広域農道等）上の橋梁 ・○○スマート IC ランプ上の橋梁
交通量がある程度見込まれるもしくは地域上の重要橋梁	・地域住民のための生活道路 ・地域連携または交流上の重要道路	・地域内交流軸上の橋梁 ・上記以外の 1 級・2 級市道上の橋梁 ・○○地域内の市街地エリアのその他市道の橋梁（農業用道路除く）
交通量が比較的少ない	・上記以外で生活道路として使われている道路	・1・2 級市道以外で生活道路として使われている道路上の橋梁
交通量が少ない（林業用・農業用道路）	・農耕地もしくは森林に行くための道路	・農耕地もしくは森林に行くための道路上の橋梁

＜参考事例 2＞

・ 迂回路の有無、迂回距離等により、集約・撤去の対象候補を絞ったうえで、利用状況を整理している事例もある。

（2）迂回距離（隣接橋梁との距離等）の把握

管理橋梁について、当該橋梁が撤去された場合の迂回距離（隣接橋梁との距離等）、迂回時間の把握・整理。

＜参考事例 1＞

- 迂回距離について、救急車が消防署から救急現場に到達する時間に着目して閾値を設定している。
- 具体的には、図 4-1 に示すように近隣の消防署を起点に、該当橋梁を通過して車両進行方向の最も近い交差点を終点とし、迂回しない場合の距離と迂回した場合の距離を比較し、その時間差が 3 分以内（現場到着時間 10 分以内＝平均到達時間 7 分＋3 分以内）であれば救命の可能性が高いと推定し、集約・撤去の候補とする閾値を「迂回距離 2 km未満」に設定している。

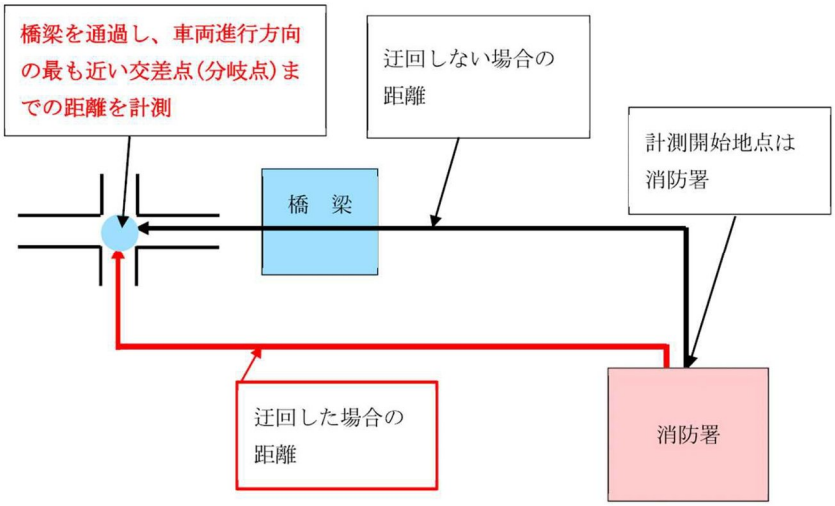


図 4-1 消防署からの迂回距離計測事例

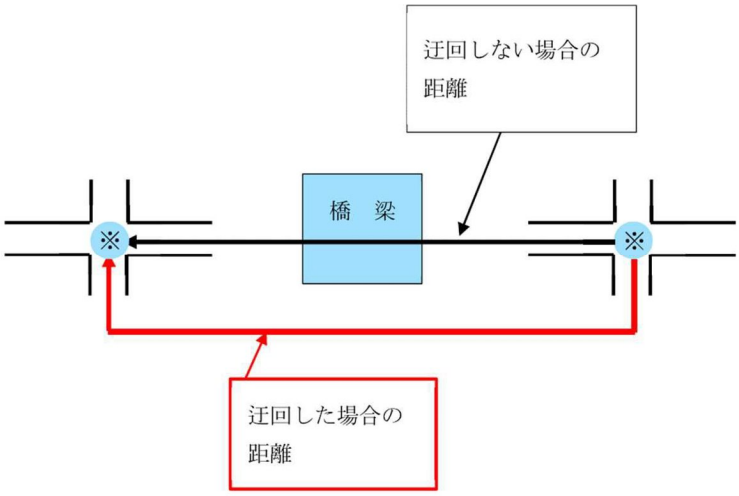


図 4-2 橋梁周辺道路の迂回距離計測事例

＜参考事例 2＞

・ 管理橋梁の緯度・経度データをもとに GIS 機能を用いて橋梁間が 30m以内の橋梁を機械的に抽出し、図 4-3 に示すように橋梁間の位置関係等の状況から集約・撤去が不可能なものを排除することで、対象候補を抽出している。



国土地理院地図（標準地図）を加工して作成

図 4-3 橋梁間の位置関係から集約･撤去が不可能と判断している事例

（4） 集約・撤去対象候補の抽出

管理橋梁全体から集約・撤去の対象候補を抽出する指標、基準（方針）の設定、対象候補の抽出。

＜参考事例 1＞

・ 集約・撤去対象候補について、図 4-4 に示す「対象橋梁選定フロー」を設定して抽出している。

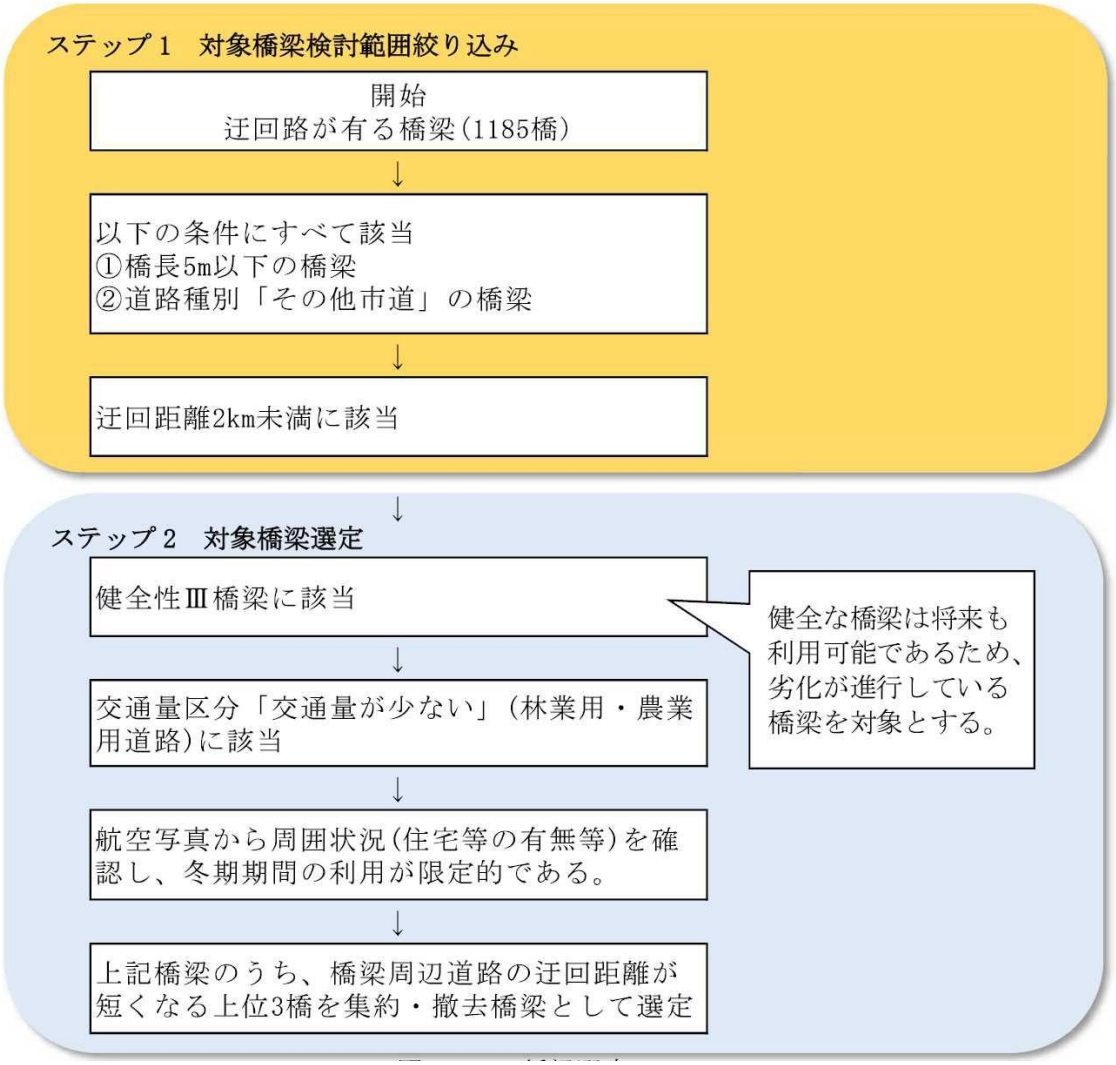


図 4-4 対象橋梁選定フロー事例

＜参考事例 2＞

- 図 4-5 に示す「架替橋梁選定フロー」に基づき、健全度がⅢ判定・Ⅳ判定の全橋梁に対し、修繕、架替、撤去等の検討を実施している。
- 具体的には「主構造に損傷があり大規模な修繕が必要な橋梁」、「耐震対策が未実施」、「機能改良が必要な橋梁」、「橋の仕様・機能の変更が困難な橋梁」全てに該当する橋梁に対して架替を検討しており、重要な橋梁は架替となり、重要な橋梁に該当しない場合は、「橋梁の必要性判定」により撤去を検討している。
- 「橋梁の必要性判定」は、個々の橋梁ごとに交通量、通学路指定の有無、迂回距離等を総合的に勘案して評価している。

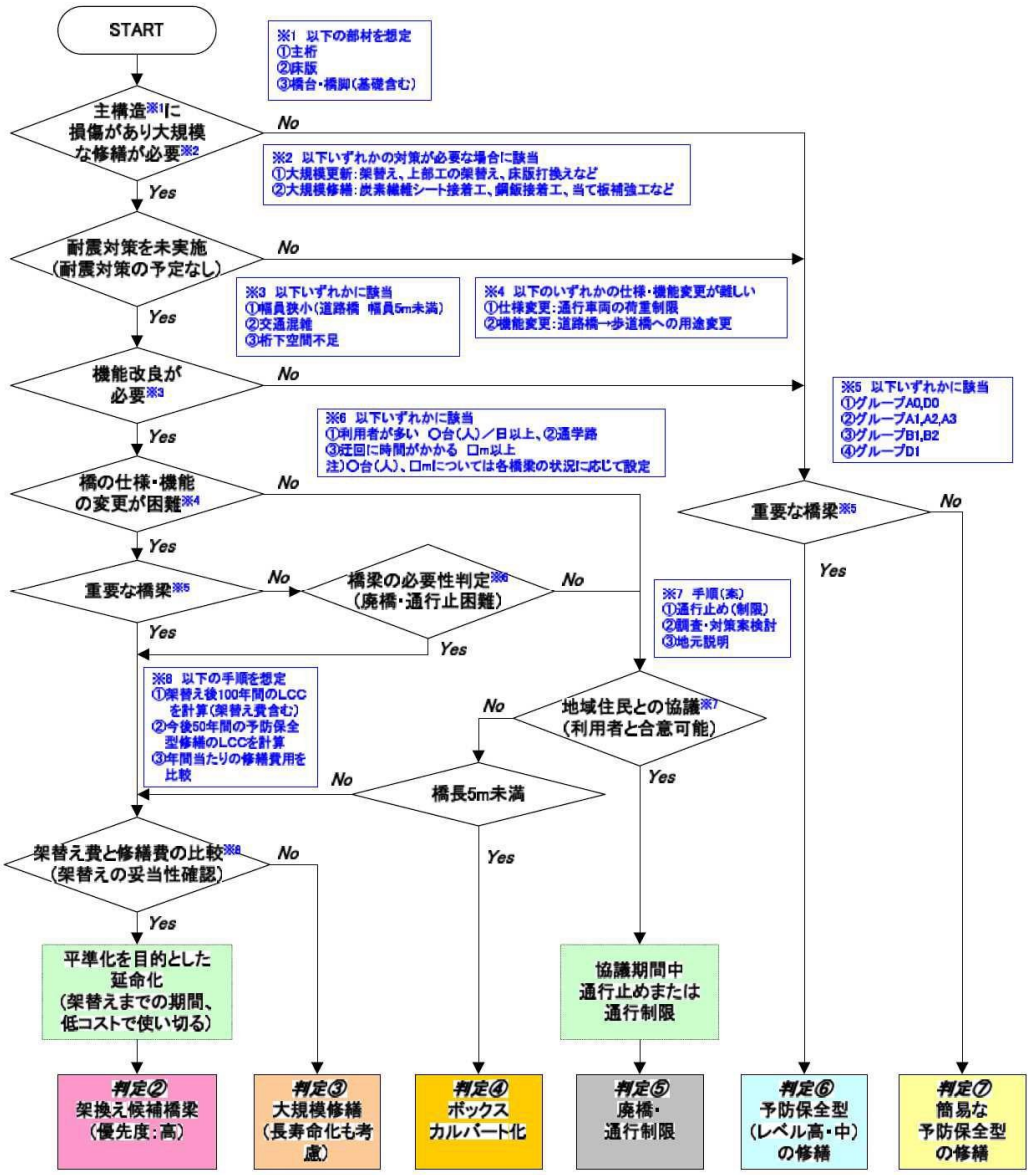


図 4-5 架替橋梁選定フロー事例

＜参考事例 3＞

- 橋梁間が 30m 以内の橋梁を機械的に抽出し、図 4-6 に示すように橋梁間の位置関係等の状況から集約・撤去が不可能なものを排除することで「集約・撤去の可能性がある橋梁」を抽出している。
- 上記で抽出した橋梁および、民家が移転し現在は橋梁が利用されていない橋梁に対し、個々の橋梁ごとに重要度や立地条件等を机上により評価し、「◎集約・撤去できる可能性が高い」、「○集約・撤去できる可能性がある（条件付）」、「△集約・撤去は難しい」の 3 つに分類することで対象候補を抽出している。



国土地理院地図（標準地図）を加工して作成

図 4-6 橋梁間の位置関係から集約･撤去が不可能と判断している事例（再掲）

＜参考事例 4＞

- 「①管理上リスクが高い（第三者被害が生じる可能性がある）橋梁」を抽出し、そのうち「②交通需要が極めて少なく近隣に迂回路がある橋梁」を対象として選定している。

＜参考事例 5＞

- 地域性や利用形態等を考慮に入れ、近隣に橋梁があり集約が可能な橋梁（便利橋）、潜水橋、将来的に断面縮小し暗渠化を図る避溢橋、迂回路がある橋梁、または、対岸が行き止まりである橋梁等を条件として選定している。

＜参考事例 6＞

- 集約化・撤去の対象候補を選定するための基準として図 4-7 に示すフロー図を作成し、「富士見町版 PEST 分析」に基づき対象候補を選定する考え方を整理している。
- 「富士見町版 PEST 分析」は、表 4-3 に示す 18 項目で評価することとしており、すべての項目に対して 1～4 点をつけ、最大 72 点を 100 点満点に換算して評価している。
- 「富士見町版 PEST 分析」の結果、80 点以上のものを「機能集約化の可能性が高い橋梁」、70 点以上のものを「機能集約化の可能性がやや高い橋梁」と評価し、これらを集約化・撤去の対象候補として抽出している。
- 評価項目は直営で定めているが、評価項目設定時に地元住民と意見交換を行っている。特に「⑪迂回路の有無（車両の場合）」、「⑫通学路迂回（歩行者・自転車含む）」、「⑬ゴミステーション迂回」などは生活に関わる部分のため、住民に対する許容範囲の聞き取りや、実際に現地で確認を重ねるなどして閾値を設定している。

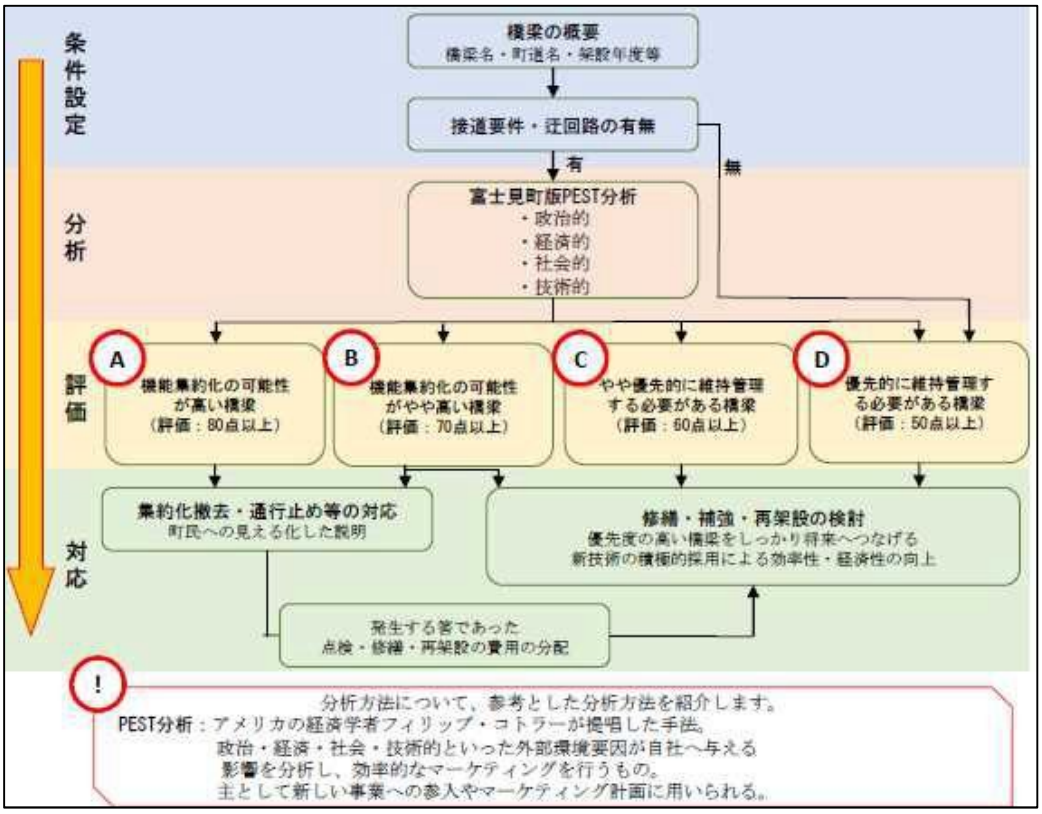


図 4-7 対象橋梁選定フロー事例

表 4-3 富士見町版 PEST 分析の分析項目

		集約の可能性低い			集約の可能性高い	
	評価項目	1	2	3	4	備考
①	町としての重要度	高い	やや高い	やや低い	低い	重要路線とのつながり、観光面等
②	接道要件	必須	―	―	不要	[illegible]
③	補助金（率）有無	ない	―	―	ある	集約化撤去のみ国・NEXCO補助有
④	点検費用概算	２０万以下	１００万以下	３００万未満	３００万以上	
⑤	補修費用 (上段)JR,NEXCO基準 (中段)一般橋梁基準：橋長15m未満 (下段)一般橋梁基準：橋長15m以上	 ３００万以下 １００万以下 ２５０万以下	 １０００万以下 ３００万以下 ５００万以下	 １億未満 ５００万未満 １０００万未満	 １億以上 ５００万以上 １０００万以上	国庫補助(55%)を受け、町単独費用としての金額で検討。
⑥	再架設費用 (上段)JR,NEXCO基準 (中段)一般橋梁基準：橋長15m未満 (下段)一般橋梁基準：橋長15m以上	 １０００万以下 ３００万以下 ５００万以下	 ５０００万以下 ５００万以下 １０００万以下	 １億未満 １０００万未満 ５０００万未満	 １億以上 １０００万以上 ５０００万以上	
⑦	通行量（町道階級で評価）	１級町道	２級町道	3級(その他)町道	特定の人のみ利用	
⑧	人命に関わるリスク	ない	―	―	ある	[illegible]
⑨	社会的障害発生のリスク	ない	―	―	ある	JR・NEXCO・河川等への影響
⑩	緊急車両通行の有無	頻繁に通る	たまに通る	場合により通る	通らないor通行不可	
⑪	迂回路の有無（車両の場合）	２km以内	１.５km以内	１ｋｍ以内	５００m以内	迂回路無い場合撤去不可
⑫	通学路迂回（歩行者・自転車含む）	１ｋｍ以内	５００m以内	３００m以内	関係がない	指定路線と迂回路線の距離の差
⑬	ゴミステーション迂回	半径２５０m以内	半径２００m以内	半径１５０m以内	半径１００m以内	
⑭	地域重要度	高い	やや高い	やや低い	低い	
⑮	橋梁年齢	１０年以下	２０年以上	３５年以上	５０年以上	
⑯	点検結果	I	II	III	IV	
⑰	補修履歴	1年以内に補修	５年以内に補修	１０年以内に補修	補修していない	緊急補修工事及び簡易的な補修は除く
⑱	作業の難易度	困難	やや困難	やや簡易	簡易	作業路・ヤード確保できるか

P	政治的	S	社会的
E	経済的	T	技術的

(3) 集約・撤去実施時期の設定

抽出した集約・撤去の対象候補に対して、現状の健全度、利用者・住民との合意形成期間等も考慮した概ねの実施時期の計画。

＜参考事例 1＞

- 現状の健全度が比較的健全な橋梁であっても跨線橋や高速道路を跨ぐ跨道橋等、今後の管理負担（点検費や補修費）が大きくなることが想定される橋梁については、早期に集約・撤去を実施するように計画している事例もある。

＜参考事例 2＞

- 集約・撤去の対象候補となった橋梁は、今後修繕等は行わず経過観察を行い、図 4-8 に示すように然るべき時期に撤去を行うものとしている事例もある。

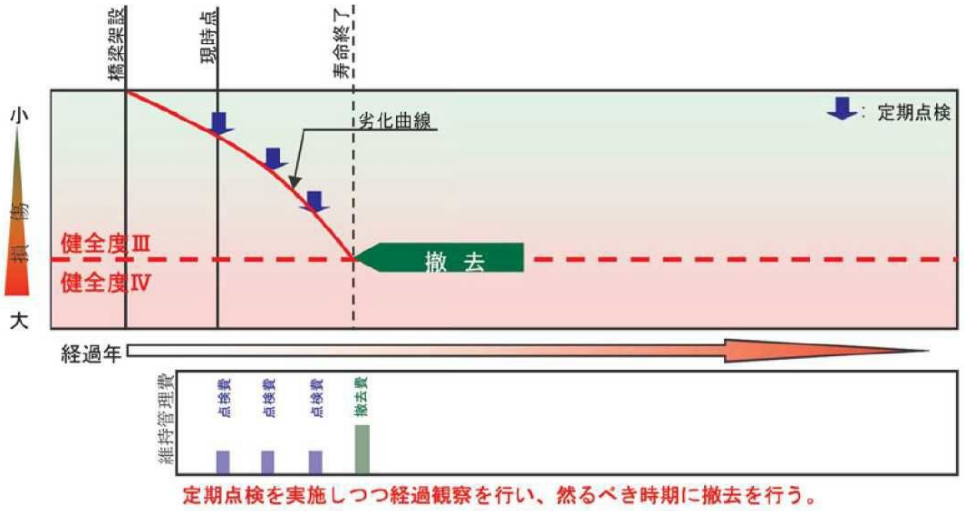


図 4-8 撤去実施時期設定事例

(4) 概算費用およびコスト効果の算出

対象橋梁に対して、集約・撤去を実施した場合と継続利用した場合（または更新を実施した場合）の概算費用の比較とコスト効果の試算。

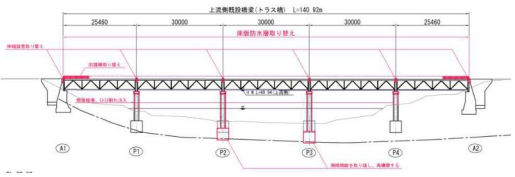
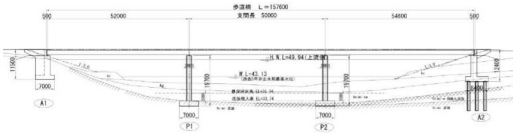
＜参考事例 1＞

- 管理橋梁全体から抽出した「集約・撤去の可能性がある橋梁」、「集約・撤去が可能な橋梁」に対して、集約・撤去を実行した場合にどれだけコストが縮減できるかを試算している。
- コスト効果の算出期間は 100 年間とし、「継続利用した場合の架替費・維持管理費」を試算している。
- 維持管理費は長寿命化修繕計画の補修サイクル・単価を適用して算出し、架替費は「国総研資料第 444 号　橋梁の架替に関する調査結果（Ⅳ）」における架替単価、仮設単価をベースに実績で補正して算出している。

＜参考事例 2＞

・　「現橋補修延命案」と「新橋架替案（ダウンサイジング）」についてライフサイクルコスト等を比較して事業内容を選定している。

表 4-4 「現橋補修延命案」と「新橋架替案（ダウンサイジング）」の比較事例

	現橋補修延命案	人道橋への架替案
概略図		
概算工事費	工種 / 概算工事費（千円） P2, P3橋脚再構築（仮受け設備含む） 130,000 P1, P4橋脚補修 105,000 伸縮装置・防護柵・防水層取り替え、下部工補修 47,000 維持管理費（100年） 813,000 概算工事費計 1,095,000 (100%) 工事費／耐用年数 ＝ 1,095,000 （千円）/100年 ＝ 10,950 （千円）/年	工種 / 概算工事費（千円） 新橋架設（上下部工、護岸工、道路工切り替え） 452,000 現橋トラス桁撤去 94,000 現橋下部工撤去 346,000 維持管理費（100年） 101,000 概算工事費計 993,000 (91%) 工事費／耐用年数 ＝ 993,000 （千円）/100年 ＝ 9,930 （千円）/年
検討結果	・P2, P3橋脚は、河床洗掘の影響から根入れ不足の状態で、また柱基部の断面欠損が著しく危険な状態にあり、橋脚の再構築が必要である。 ・P4橋脚のコンクリートは圧縮強度や静弾性係数が著しく低いため、他の下部工も物性値が低い可能性が高く、安全性が懸念される。 ・初期補修後45年で床版打ち替えや塗装塗り替えなどが重複し、大規模な補修工事が必要となる。 ⇒ 投資効果が低い △	・新設橋梁は現橋位置に架設されるため、現橋上・下部工は撤去する。 ・現橋の上流側に新橋を架橋するため、迂回路は不要である。 ・両歩道となり、歩行者の安全性が確保される。（小中学校の通学路） ・現行の設計基準に対応し耐久性・耐震性に優れる。 ・親橋橋脚を下流橋の橋脚見通し線上に合わせるため、治水上の安全性が高い。 ⇒ 投資効果が高い ○

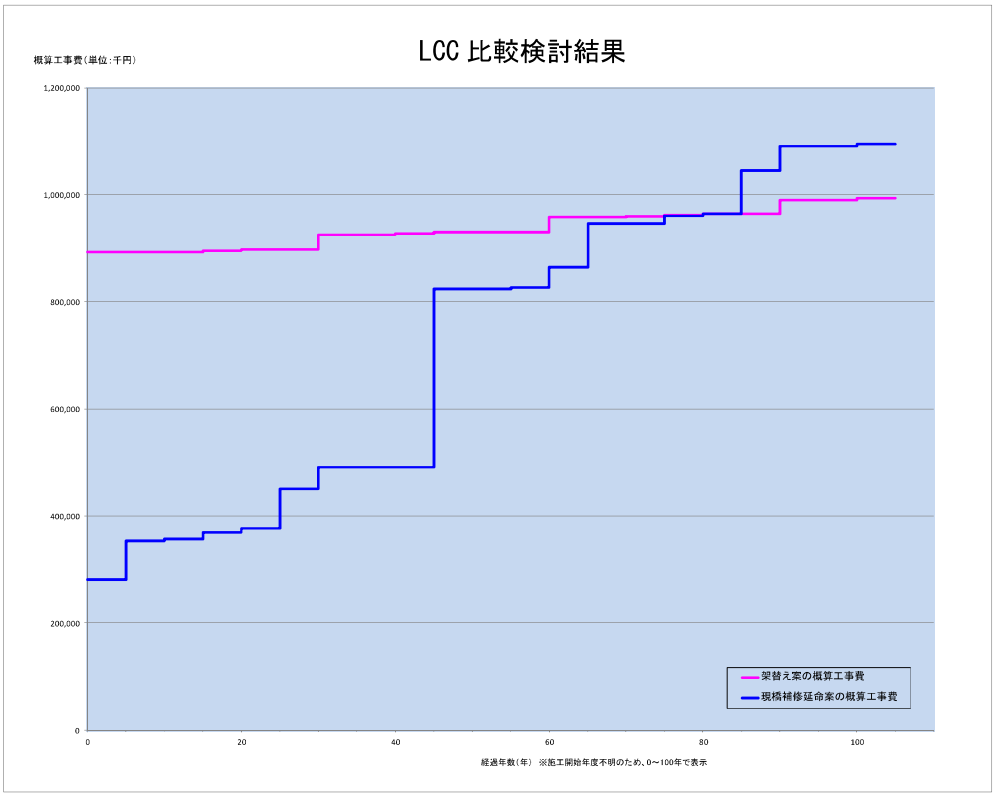


図 4-9 ライフサイクルコスト比較事例

（5）長寿命化修繕計画への反映

検討結果をとりまとめ、長寿命化修繕計画へ反映（方針、目標、コスト効果等）。

- 措置内容、実施時期を長寿命化修繕計画（個別施設計画）に反映し、橋梁名を公表することで事業を推進しやすい環境を整備している事例もある。
- また、将来的に集約・撤去を実施する方針としたが、すぐに取り組めない場合は、「将来的に集約・撤去に向かう橋梁」として位置付けて、長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定している事例もある。

4.3 利用者・住民との合意形成

集約・撤去に至る背景、検討した経緯や事業内容について、利用者・住民に対して説明を行い、合意形成を実施。

＜説明方法と対象者＞

- 説明方法は、一般住民を対象に説明会を開催している事例と、自治会長等に絞って説明し、その後に回覧板等で周知している事例がある。
- 説明会の対象者は、地域の状況によって判断することになるが、自治会長等に相談して対象者の範囲を決めている事例もある。
- 近隣に小中学校や幼稚園、保育所がある場合には、関係者、保護者にも対象を広げている事例もある。
- その他、農耕地や山林に近い場合は、農林関係者、地権者を対象にしている事例もある。

＜説明内容＞

- 説明内容は、対象橋梁の状態、利用状況、撤去した場合の迂回路、事業の必要性、今後の事業計画等を説明している事例が多い。
- これに社会情勢として老朽化に伴うインフラ維持管理費の増加、逼迫した財政状況、国内外の落橋事例等も資料に盛り込んで説明している事例もある。
- 河川改修事業や道路拡幅事業と一体になっている場合は、事業全体の説明の中で、橋梁の集約・撤去に関する説明を実施している。
- その他、定量的な交通量や迂回距離、代替案との比較結果、学識経験者からの助言内容等を示すことで合意形成に向けて有効に働いている事例もある。

表 4-5 説明会等における主な説明内容例

	主な説明内容
対象橋梁について	・対象橋梁の状態（点検結果） ・利用状況 ・撤去した場合の迂回路 ・事業の必要性 ・今後の事業計画　等
社会情勢	・老朽化に伴うインフラ維持管理費の増加 ・逼迫した財政状況（人口減少に伴う税収減、高齢化に伴う社会保障費増等） ・国内外の落橋事例　等

＜参考：説明資料例（一部抜粋）＞

対象橋梁 の状況

- 架設年度が古く(80年経過)、
  レールを利用した特殊な橋梁
- 全体的に損傷が著しく
- 構造的な問題(安定性、耐震性)
- 根本的な補修・補強が難しい
- 利用者の安全が確保できない可能性
- 第三者被害の可能性
- 交通量は少なく構造に与える影響が小さい
- 5年程度であれば状況は大幅に変わらない

損傷状況(鋼材基礎部)

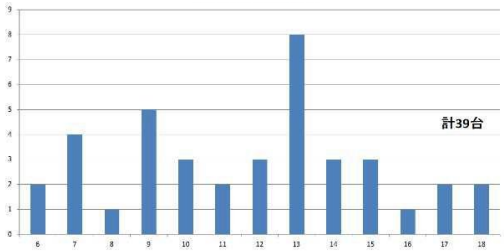


調査結果(歩行者)

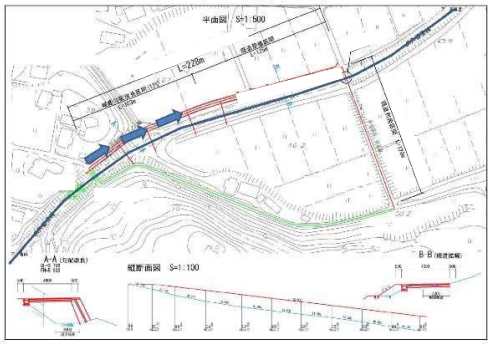


- 利用者数:10人(5人往復)
- 目的:ゴミステーション(6時～10時)

調査結果(車両)



迂回路整備(案)



迂回路現状



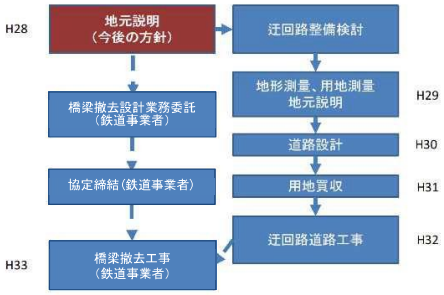
インフラの取り巻く環境

- 公共施設の老朽化に伴う維持管理費の増大
- 少子化に伴う生産人口減少と税収の減少
- 高齢化に伴う社会保障支出の増大

- すべての橋梁等インフラを安全に
  維持管理することは不可能

- 現段階から将来の道路網の安全性を確保するために
  長期を見据えて対策を考えていく必要がある

今後のスケジュール



＜合意形成＞

- 説明会の参加者からの質問がなくなるまで質疑応答を実施して、全ての質問に回答することで地元との合意を得たと判断している事例もある。
- 個別に説明した際に同意書に署名押印をもらっている事例もある。
- 地元合意を得られるまで複数回説明会を開催している事例がある。この際、開催間隔を空けると異論が再燃しやすい傾向があるとの意見が聞かれた。

＜合意形成に向けた対応・工夫事例＞

- 地元からの要望を踏まえた、事業内容の柔軟な変更（単純撤去⇒既設縮小化（人道橋）／単純撤去⇒撤去＋迂回路整備等）により合意に至った事例もある。
- 説明会の他に、「撤去に関わる方針（案）」を公表してパブリックコメントを実施している事例もある。
- 通学路に指定されている場合は、通学路の変更、安全確保に向けて PTA や学校関係者、公安委員会との現地立会等を実施している事例もある。
- 説明対象者以外に利用者がいるか確認するために、合意形成後から施工までの期間、撤去を実施する旨の看板設置を行っている事例もある。

＜参考：撤去を実施する旨の看板設置事例＞





写真 4-1 撤去を実施する旨の看板設置事例

＜参考：利用者・住民との合意形成事例＞

表 4-6 利用者･住民との合意形成事例(1/3)

	事例①	事例②	事例③
合意形成プロセス・対象者	事前に地元の市議会議員と自治会長に説明し、その後、住民に対して説明会を実施（対象橋梁がある自治会住民と隣接する２自治会長の計21名が出席）	事前に行政区の区長、副区長に説明し、その後、住民に対して説明会を実施（10名程度が出席）	自治会長、農業委員、地元の議員、森林組合に対して個別に説明を実施（一般住民は対象外）
説明方法	資料を用いて説明し、その後質疑応答 （終了時間を決めずに、質問が無くなるまで質疑応答を実施）	資料を用いて説明し、その後質疑応答 （終了時間を決めずに、質問が無くなるまで質疑応答を実施）	資料を用いて説明し、その後質疑応答（終了時間を決めずに、質問が無くなるまで質疑応答を実施）
説明内容	・対象橋梁の現状（諸元、損傷状況、利用状況） ・利用状況（交通量調査結果） ・迂回路整備案 ・インフラを取り巻く環境、維持管理の取組みなど ・今後のスケジュール	経緯、撤去が必要な理由、計画内容、どのような工事（内容、時期）を実施するかを説明	・建造経緯と現在の状況 ・撤去の必要性 ・撤去後の代替ルート ・撤去事業の今後の計画
反対意見への対応	反対意見もあった。「全てのインフラを持ち続けることができないこと」「交通量が少ないこの橋に巨額の投資ができないこと」「撤去に伴う利便性低下への対応策」などの丁寧な対話を進めて徐々に住民の理解が広がった。交通量の定量的なデータがあったことが有効に働いた。	特に反対意見はなかった。	特に反対意見はなかった。
実施回数や時間	1回 1時間半程度	1回	1回
合意方法	説明会をもって合意という認識 （全ての質問に回答することで合意）	説明会をもって合意という認識 （全ての質問に回答することで合意）	後日、同意書に署名印鑑をいただいた。
その他	―	―	「跨道橋撤去にかかわる基本方針（案）」に対してインターネット及び広報で約2ヶ月間パブリックコメントを実施したが意見はなかった。

＜参考：利用者・住民との合意形成事例＞

表 4-7 利用者･住民との合意形成事例(2/3)

	事例④	事例⑤	事例⑥
合意形成プロセス・対象者	小学校、幼稚園、保育所の関係者、保護者、地元町内会の会長に対して説明会を実施（一般住民は対象外）	自治会長、副会長、会計、地元議員の9名程度に対して説明会を実施（一般住民は対象外） ※自治会に相談して対象者を設定	該当地区の区長会（23名）に対して説明会を実施
説明方法	パワーポイントを使って説明し、その後質疑応答（終了時間を決めずに、質問が無くなるまで質疑応答を実施）	特に資料は提供していないが、点検結果を示して危険であることを説明	資料を用いて説明し、その後質疑応答
説明内容	対象橋梁の通行止めに関する経緯の説明、現状と対策、今後のスケジュールについて	点検結果の説明 集約・撤去の方針説明	対象橋梁の概要、撤去の判断に至った背景、損傷状況、今後の維持管理費や延命には限りがあることを説明
反対意見への対応	特に反対意見はなかった。	特に反対意見はなかった。	後日、地域の団体から展望台として残してほしいという意見が1件あったが、利用状況とコスト面から説明をして納得いただいた。
実施回数や時間	1回 1時間程度	点検結果報告1回（規制の必要性を説明） 意見交換会1回（事前説明会） 方針説明会1回（集約・撤去の方針説明）　1時間半程度	1回
合意方法	説明会をもって合意という認識（全ての質問に回答することで合意）	説明会をもって合意という認識（全ての質問に回答することで合意）	説明会をもって合意という認識
その他	―	―	説明会後に対象橋梁が利用されていないことを確認するため、撤去工事まで通行止め及び撤去を実施する旨の看板を設置

＜参考：利用者・住民との合意形成事例＞

表 4-8 利用者･住民との合意形成事例(3/3)

	事例⑦	事例⑧	事例⑨
合意形成プロセス・対象者	事前に該当地区の区長及び関連地権者に説明し、その後、住民に対して説明会を実施（8名が出席）	事前に3地区の区長及び区長会で説明し、その後、３地区の住民に対して説明会を実施	事前に自治会長に説明後、班長集会で説明し、その後、自治会長が各班の集会に説明に行き意見調整
説明方法	資料を用いて説明し、その後質疑応答	資料を用いて説明し、その後質疑応答	班長集会で資料を用いて説明。さらに自治会長から「①なくては困る（架替）」、「②仕方がない（廃止しても良い）」、「③代替案の提案」の中から選択する必要があることを説明。各班長から「班長の一存では決められないため、班集会を開いて意見をまとめたい」という意見が出され、これを受けて自治会長が各班の集会に説明に行き意見調整
説明内容	対象橋梁の概要、位置図、点検結果、利用頻度、今後の維持管理費や延命には限りがある旨、道路の老朽化を取り巻く状況（笹子トンネル事故、跨線橋の落下事例、NEXCOの取組み、市の取組み）、今後の方針等を説明	橋梁諸元、これまでの経緯・経過（補修履歴）、現況写真、河川占用に係る協議内容と市の方針決定までの事実を説明	・対象橋梁の現状と今後 ・対象橋梁の役割が変わった背景（土地利用の変化、周辺道路網の整備） ・利用者数 ・市の財政状況 ・費用対効果が見込めないため、架替は困難であること 等
反対意見への対応	特に反対意見はなかった。	特に反対意見はなかった。 （やむを得ず承諾）	反対意見があったが、自治会長の尽力により、各班での意見をまとめてもらい、「撤去はやむを得ない」との自治会の総意としての結論を出してもらった。 反対者には、方針決定後も粘り強く何度も説得した。
実施回数や時間	1回	1地区あたり1回 別途、区長に対する現地説明を実施	班長集会での説明（複数回） その他、各班の集会（12班）でも説明
合意方法	説明会をもって合意という認識	説明会をもって合意という認識	各班での意見調整の結果として「撤去することに同意する意見でまとまった」ことが報告され、合意に至った。 併せて、地元から要請書を受領した。
その他	説明会後に対象橋梁が利用されていないことを確認するため、撤去工事まで撤去を実施する旨の看板を設置	―	―

＜参考：合意形成プロセス事例①＞

地元の自治会長への説明・相談

＜ポイント＞
すぐに集会を開いても、撤去に対する同意が得られないことが想定されたため、まずは自治会長の協力のもと、地元の主だった者から意見を聴取し、理解を得ることからスタートした。

↓

班長集会の開催
（自治会班長と対象橋梁の今後について協議）

地元自治会の班長（12 班）に「対象橋梁の現状と今後」について説明するとともに、自治会長から自治会として「①なくては困る、②仕方がない（廃止しても良い）、③代替案の提案」から選択する必要がある旨を説明
⇒班長の一存では決められないため、**班集会を開いて意見をまとめることとなった（自治会長から班長あてに意見調整を依頼）**。

＜市として伝えたこと＞
・市の財政状況が厳しいこと。
・高度経済成長期に集中的に建設された橋梁が近い将来に一斉に架け替えの時期を迎えることが予想されること。
・対象橋梁の改修事業は費用対効果が望めないため補助事業にならないこと。
・将来を見据えた持続可能な財政運営を努めている中、安易に起債事業での実施はできないこと（市債残高を増加させ、償還を将来に伸ばすこととなる）。 等
※その他、強い反対意見があった場合も想定し、代替案（歩道橋に架け替えする場合、補強して残す場合）の課題を説明する資料も準備していた。

↓

班集会での意見調整

＜ポイント＞
・各班集会に自治会長が説明に行き、意見調整を実施（「改修してでも残してほしい」という反対意見もあったものの、自治会長の尽力により意見をまとめていただいた）。

↓

班長集会の開催（意見調整結果の報告）

各班の意見調整の結果として、「撤去することに同意する意見でまとまった」ことを報告。
⇒安全上の立場から、橋をできるだけ早い時期に通行止め、並びに**撤去することに同意するとともに、市に対して「要請書」を提出することを決定**。

＜自治会からの要請事項＞
早い時期の通行止め、撤去に加え、以下の事項を要請
① 中学校の通学路を変更し、通学者に対し自転車通学の許可を中学校にお願いして頂きたい。
② 迂回路となる橋梁への歩道橋併設を早い時期にお願いしたい。
③ 対象橋梁のルートは図面上に残す措置で対応をお願いしたい。

↓

自治会から市に「要請書」を提出

↓

市から自治会に書面にて回答

＜自治会への回答＞
① 通学路の変更について、早急に中学校と協議を実施する。
② 迂回路となる橋梁への歩道橋併設については、改修と併せて今後検討していく。
③ 道路台帳の取扱い上、図面に残す措置はできないものの、将来の社会情勢の劇的な変化により必要に迫られたときには、橋の架設を検討する。

↓

班長集会の開催（回答書の再確認）

↓

自治会総会での説明・報告

対象橋梁の撤去並びに市の回答について報告
⇒**自治会としての総意を確認**

＜参考：合意形成プロセス事例②＞

地元の自治会長、市議会議員への説明

↓

地域の回覧板（自治会経由）で説明会開催を周知

↓

第 1 回地元説明会の開催
（対象橋梁の対応方針に関する説明）

＜出席者＞
地元地区の住民及び隣接地区の自治会長（計 21 名）
＜説明内容＞
・ 対象橋梁の概要、損傷状況、交通量調査結果
・ インフラを取り巻く環境、橋梁維持管理の取組み
・ 対象橋梁の対応方針（撤去＋迂回路整備） 等を説明
⇒**対象橋梁を撤去することについて地元住民と合意**（今後、迂回路整備計画について地元と相談しながら進めていくこととなった）。

↓

第 2 回地元説明会の開催
（迂回路整備計画案の説明）

＜出席者（周知方法は第 1 回と同様）＞
地元地区の自治会長及び住民（計 11 名）
＜説明内容＞
・ 迂回路の幅員、縦断勾配等の迂回路整備計画案について説明
⇒撤去に伴う影響に関する意見も含め様々な意見・要望が挙がった。

↓

第 3 回地元説明会の開催
（迂回路整備計画案の説明）

＜出席者（周知方法は第 1 回と同様）＞
地元地区の自治会長及び住民（計 29 名）
＜説明内容＞
・ 第 2 回地元説明会の意見・要望を踏まえた迂回路整備計画案について説明（要望に対する回答含む）
⇒迂回路整備計画案について新たな意見・要望が挙がった。

↓

第 4 回地元説明会の開催
（迂回路整備計画案の説明、事業の進捗報告）

＜出席者（周知方法は第 1 回と同様）＞
地元地区の自治会長及び住民（計 13 名）
＜説明内容＞
・ これまでの地元説明会の意見・要望を踏まえた迂回路整備計画案について説明（要望に対する回答含む）
・ 事業の進捗報告
⇒**迂回路整備計画案について地元住民と合意**

＜住民からの主な反対意見とその対応＞
・「対象橋梁を渡ったところに墓地とゴミステーションがあり、撤去するとアクセスが悪くなる」という反対意見も出た。
⇒ゴミステーションを移設すること、迂回路および転回所を市が整備することを説明することで理解を得た。
・「いきなり撤去とは乱暴ではないか」といった批判もあった。
⇒全てのインフラを持ち続けることはできない、市全体で考えないといけない等、丁寧に対話を進めることで、徐々に理解が広がっていった。

＜合意方法＞
・同意書のような書面は交わしておらず、説明会（全ての質問に回答）をもって合意とした。

＜合意が得られたポイント＞
・ 迂回路整備により迂回路が確保できること、**定量的な交通量を示したことも理解が得られたポイント**となった。
・ 質問が出なくなるまで説明会を続け、この説明会で合意まで至るということが職員の決意として揺るがないようにした。

＜迂回路整備計画に関する主な意見・要望とその対応＞
・「迂回路の縦断勾配を緩くしてほしい」、「凍結に対する滑り止め対策を実施してほしい」といった要望が挙がった。
⇒縦断勾配を緩くすると用地買収面積が大きくなるため、勾配を緩くすることはできないが、凍結に対する対策として滑り止め舗装を実施する計画を説明し理解を得た。
・「交差点が曲がりづらいのではないか」、「一車線のため待避所が必要ではないか」といった意見も出た。
⇒交差点に隅切りを設置して曲がりづらさを解消するとともに、待避所を設置する計画を説明して理解を得た。

＜合意が得られたポイント＞
・ 迂回路整備計画について、計 3 回の地元説明会を重ねて議論し、**頂戴した全ての意見に対して丁寧に回答**したことが合意のポイントとなった。

4.4 関係機関との協議

（1）交差物件の管理者との協議

集約・撤去の実施に向けて、交差物件の管理者（鉄道事業者、道路管理者、河川管理者等）と施工条件、工程、費用負担等について協議。

- 跨線橋や跨道橋（特に高速道路を跨ぐ場合）は、交差物件の管理者との協議の結果、想定よりも工事費用が高額になっている事例や、想定よりも工程が延びている事例が多い。
- また、交差物件の管理者との協議（施工条件、施工方法等）が長期化している事例もある（協議が複数年にわたり、20 回を超える協議を実施している事例もある）。

＜鉄道事業者との協議に当たっての留意事項（跨線橋の場合）＞

- 施工時間がき電停止時間に限定されるため、施工に長期期間を要する可能性があることに留意が必要である。
- 特殊条件での施工となる場合が多く、工事費用が高額となる可能性があるとともに、鉄道事業者への委託工事となる場合が多いため、予算確保等で留意が必要である。

＜道路管理者との協議に当たっての留意事項（跨道橋の場合）＞

- 交差物件の条件（特に交通量）によって、交通規制の方法、仮設、撤去工法が異なり、施工期間、工事費用に大きく影響することに留意が必要である。
- 他の管理者の道路を跨ぐ場合は、交差物件の道路管理者との調整が必要で、それらを加味したスケジュールとする必要がある。

＜河川管理者との協議に当たっての留意事項（渡河橋の場合）＞

- 施工期間が、非出水期に限定される場合があり、施工期間に大きく影響することに留意が必要である。
- 架替を伴う場合は、既存不適格（河積阻害率等）により径間数、道路縦断の変更が生じる場合があることに留意が必要である。

（2）占用物件管理者との協議

電気、水道等、占用物件がある場合は、それぞれの管理者と移設等について協議。

- 占用物件が多い場合は、関係機関も多くなり、仮設、本設等の占用協議に時間を要する可能性があることから、協議・調整時期に留意が必要である。

（3）その他協議

- 集約・撤去橋梁が通学路に指定されている場合は、学校関係者等と通学路の変更について協議を行っている事例もある。
- 迂回路整備において交差点改良を伴う場合や道路拡幅を実施する場合は、接続する路線の管理者や公安委員会と協議を行っている。
- 県と市の橋梁を集約する事業の場合は、県と市で基本協定を締結して事業を進めている事例もある。

道路メンテナンス事業補助制度

補足

制度概要

道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される
道路メンテナンス事業に対し、計画的かつ集中的な支援を実施するもの

対象構造物

橋梁、トンネル、道路附属物等（横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識）

対象事業

修繕、更新、撤去※

※撤去は集約に伴う構造物の撤去や横断する道路施設等の安全の確保のための構造物の撤去、治水効果の高い橋梁の撤去を実施するもの
※修繕、更新、撤去の計画的な実施にあたり必要となる点検、計画の策定及び更新を含む
※新技術等の活用の検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに取り組むもの

優先支援事業

・新技術等を活用する事業※1

・長寿命化修繕計画に短期的な数値目標※2及びそのコスト縮減効果を記載した自治体の事業

※1 コスト縮減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業
※2「集約・撤去」や「新技術等の活用」に関する数値目標

事業イメージ

- 地方公共団体は、長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定
- 橋梁、トンネル、道路附属物等の個別施設毎に記載された計画に位置づけられた道路メンテナンス事業を支援

国費率

国費：５．５／１０×δ　（δ：財政力指数に応じた引上率）

国庫債務負担行為の活用

国庫債務負担行為を可能とし、効率的な施工（発注）の実施と工事の平準化を図る

長寿命化修繕計画



資料24

事　　務　　連　　絡
平成３１年　３月２９日

北海道開発局
　事業振興部
　　都市住宅課長　殿
　建設部
　　河川計画課長　殿
　　道路建設課長　殿
　　道路維持課長　殿
　　地域事業管理官　殿
各地方整備局
　建政部
　　都市整備課長　殿
　　都市・住宅整備課長　殿
　河川部
　　河川計画課長　殿
　　地域河川課長　殿
　道路部
　　路政課長　殿
　　道路計画（第一）課長　殿
　　地域道路課長　殿
　　道路工事課長　殿
　　道路管理課長　殿
各地方運輸局
　鉄道部
　　技術（第一）課長　殿
内閣府沖縄総合事務局
　開発建設部
　　河川課長　殿
　　道路建設課長　殿
　　道路管理課長　殿
　　建設産業・地域整備課長　殿
　運輸部
　　車両安全課長　殿
各高速道路会社
　　担当課長　殿
各指定都市高速道路公社
　　担当課長　殿

都市局
　　市街地整備課　　企画専門官
　　街路交通施設課　企画専門官
　　公園緑地・景観課緑地環境室　課長補佐
水管理・国土保全局
　　治水課　　課長補佐
　下水道部
　　下水道事業課　　課長補佐
道路局
　　路政課　　課長補佐
　　国道・技術課　　課長補佐
　　環境安全・防災課　課長補佐
　　高速道路課　　課長補佐
鉄道局
　　施設課　　課長補佐

「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ」等の再徹底について

鉄道委託工事を行う場合の透明性確保については、平成２０年１２月２５日付け「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ」（以下、「申し合わせ文書」という）等に基づき、取り組まれているところであるが、平成２９年度「道路局所管公共事業において鉄道事業者が工事を行う場合の費用等の透明性の確保に関する調査」の結果において、「資料の提出なしまたは不足」とされている工事についてその理由等の詳細を確認したところ、以下のような事例が見受けられた。

・事業実施主体が鉄道事業者に資料の提出を求めていない
・事業実施主体と鉄道事業者双方の協議、調整等が十分に行われていないこと等により、事業実施主体の必要とする資料が提出されていない

また、事業の透明性を確保することは重要な課題であり、今後とも重点的に取り組む必要があるが、近年の会計検査院の実地検査において、請負金額の「一式」計上の詳細が示されていないことについて、質疑や講評で言及されている状況にあり、今後、検査報告での指摘等につながる可能性もあることから、より一層の事業の透明性確保や説明責任が求められる。

このため、別添１から別添３のとおり、申し合わせ文書等の運用について、改めて周知するので、再徹底されたい。

本取り組みにあたっては、鉄道委託工事に係る地方連絡会議を活用し実施されたい。

なお、各地方整備局、北海道開発局においては、貴管内の都道府県、政令市へ本文書を参考までに送付されたい。また、都道府県を通じて、公社及び市町村へも参考送付されるよう、あわせて依頼する。

各地方運輸局、内閣府沖縄総合事務局運輸部においては、申し合わせがなされた鉄道事業者に対しても周知されたい。

別添１

申し合わせ文書等の運用について

１．資料の不足や不備等が見受けられたことから、申し合わせ文書、及び別添２に示す平成２０年度「鉄道委託工事に係る国土交通省と鉄道事業者との調整会議 WG 議事録」（以下、「WG 議事録」という）に従い、事業実施主体と鉄道事業者が必要かつ十分な協議、調整等を行った上で、以下のとおり対応を徹底するものとする。

１）「工事施行協定締結時」、「年度協定締結時」においては、協定書において必要な資料の添付について定めるものとする。また、鉄道事業者は、工事施行協定締結時に添付される資料の内容について、その精度に応じた根拠を説明するものとする。

２）原則として「鉄道事業者の請負契約締結後及び完了時」、「各年度協定に係る概算払い時」においては、鉄道事業者は事業実施主体に必要な資料を提出するものとする。ただし、具体の提出時期、方法は事業実施主体との協議において定めるものとする。

３）「各年度協定の精算時」においては、事業実施主体は鉄道事業者から提出された資料により、請負契約の内容及び管理費の内訳の確認を行うものとする。

４）事業実施主体及び鉄道事業者は、上記１）～３）における資料について、取扱い、管理を適切に行うものとする。

２．各段階において添付・提出する資料の内容が重複するなどの理由から、事業実施主体と鉄道事業者との協議、調整等により、申し合わせ文書における各種資料について、鉄道事業者が事業実施主体に既に提出した資料で代用する場合には、鉄道事業者は事業実施主体に対し、その旨を記した上で、関係資料を提出するものとする。

３．申し合わせ文書の別紙資料のうち、請負金額内訳書及び請負金額内訳明細書の例を別添３に再掲する。申し合わせ文書及びＷＧ議事録に従い、橋梁の上下部工事や架設工事、橋梁の点検業務をはじめとする全ての工事や業務について、申し合わせ文書の別紙３と同等の資料を事業実施主体に原則としてすみやかに提出するものとする。ただし、具体の提出時期、方法は事業実施主体との協議において定めるものとする。

別添２

平成２０年度　鉄道委託工事に係る国土交通省と鉄道事業者との
調整会議 WG 議事録（再掲）

参加者

ＪＲ北海道　工務部　専任部長兼管理課長
ＪＲ東日本　建設工事部　次長（企画）
ＪＲ東海　　建設工事部　次長
ＪＲ西日本　建設工事部　担当部長（企画）
ＪＲ四国　　工務部　保線課長
ＪＲ九州　　施設部　企画課　担当課長
ＪＲ貨物　　保全工事部　副部長
ＪＲ貨物　　用地部　副部長
（社）日本民営鉄道協会　土木部会長
国土交通省　都市・地域整備局　街路交通施設課　整備室長
国土交通省　河川局　治水課　企画専門官
国土交通省　道路局　国道・防災課　企画専門官
国土交通省　道路局　路政課　課長補佐
国土交通省　鉄道局　施設課　課長補佐

本調整会議 WG において、下記の事項を確認した。

１．国土交通省と JR７社ならびに民鉄協加盟各社は、「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ（平成２０年１２月２５日）」に基づいた取り扱いを実施するものとする。

２．透明性に関する申し合わせ１．１）工事施行協定締結時における「工事費の総額が増額となるような工事内容の変更が生じた場合」とは、増額とはならなくとも工法等の変更により工事内容に大幅な変更が生じる場合や工期延伸等も含むものであり、具体の変更の有無については、相互に協議して定めるものとする。

３．透明性に関する申し合わせ１．１）工事施行協定締結時について、添付される資料の内容については、その時点で入手可能な計画・設計等に基づく精度でよいものとし、その精度に応じた根拠については説明するものとする。また、管理費が、積み上げ計算の場合、「内訳書」は工事施行協定に添付しない。ただし、別途、鉄道事業者は事業実施主体へ内訳書を提出する。

４．　透明性に関する申し合わせ１．２）年度協定締結時について、複数年度に跨る委託工事においては、２年度目以降の年度協定は原則として年度当初に締結するものとする。

５．　透明性に関する申し合わせ１．３）鉄道事業者の請負契約締結後及び請負契約完了時について、鉄道事業者は原則としてすみやかに関係資料を提出する。ただし、具体の提出時期、方法は事業実施主体との協議において定めるものとする。

６．　透明性に関する申し合わせ１．４）「各年度協定に係る概算払い」において、概算払いにおける前渡金相当額（協定額の４割まで）については、出来高予定調書の提出を要しないものとする。

７．　透明性に関する申し合わせ１．１）～５）における「同等の資料」とは、別添資料（例）と同等の内容であることを意味し、資料の様式については任意とすることができる。

８．　透明性に関する申し合わせ１．１）～５）における資料について、事業実施主体及び鉄道事業者は当該資料の取扱い、管理を適切に行うものとする。

９．　透明性に関する申し合わせ４．における調整会議については、委託工事に係る次の項目等について継続的に意見交換・調整等を行う。

１）透明性通達に基づく協定等締結の徹底について
２）国の会計制度の周知について（概算払いの適正化、消費税の取り扱い）
３）鉄道事業者発注の請負契約にかかる入札方式について
４）請負契約にかかる積算基準について
５）施工管理について
６）協議の迅速化に向けた取り組みについて
７）事務費の定率化について
８）国、地方公共団体による直接請負発注の可能性について

なお、「申し合わせ」および「本議事録」は、上記１）及び２）の項目に」ついて、国土交通省と鉄道事業者が確認したものである。

１０．透明性に関する申し合わせ５．における地方連絡会議について、構成、連絡調整事項等については別添３を参考とするが、詳細については必要に応じ別途調整する。

なお、本地方連絡会議は、委託工事全般に渡る共通事項について、連絡、調整を図るものとし、共通事項とならない個別案件については、別途関係当事者間で調整を行うこととする。

別添３

公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ
（平成20年12月25日） 別添資料
別紙３　請負契約締結時及び精算時の資料例（再掲）

(3) 請負金額内訳書(その1)

金　0,000,000,000　円也

○○○○○○○○○○○新設他　　請負金額

内　訳

名称	工事種類	単位	数量	単価	金額	摘要
	架道橋	式	1	0,000,000,000	0,000,000,000	
	小　　計				0,000,000,000	
	取引に係る消費税等				0,000,000,000	
	合　　計				0,000,000,000	

上記のとおり。
平成○○年○○月○○日

○○都○○区○○　○丁目○番○号
○○旅客鉄道株式会社
契約責任者
○○○○　　○○　○○　殿

東京都○○区○○　○丁目○番○号
○○建設株式会社
代表取締役社長　○○○○
上記代理人
東京都○○区○○　○丁目○番○号
○○建設株式会社　東京支店
支店長　○○○○

請負金額内訳書(その2)

※明細書を添付しない場合

金　0,000,000,000　円也

○○○○○○○○○○○新設他　　請負金額

内　訳

番号	資産種目 経営科目 工種コード	名称・工事等種別	単位	数量	単価	金額	記事
【受託工事勘定】							
1	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	鋼製土留工(鋼矢板式)仮設	m2	0	00,000	00,000	
2	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	鋼製土留工(親杭式)仮設	m2	0	00,000	00,000	
3	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	薬液注入工	m3	0	00,000	00,000	
4	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	コラムジェット工	m	0	00,000	00,000	
5	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	簡易工事桁仮設	t	0	00,000	00,000	
6	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	線路防護網	m	0	00,000	00,000	
7	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	工事用列車停止装置仮設	式	0	00,000	00,000	
8	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	工事用列車接近警報器仮設	式	0	00,000	00,000	
9	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	計測工設置	式	0	00,000	00,000	
小計						0,000,000	
消費税等						0,000,000	
合計						0,000,000	

例

(4)　請　負　金　額　内　訳　明　細　書

番　　号	○○工　○○　第 ○○○○　号
件　　名	○○○○○○○○○○○○○新設

会 社 名	○○建設㈱東京支店
作 成 者	○　○　○　○
連 絡 先	○○○－○○○－○○○○
作 成 日	平成○○年○○月○○日

例

処理番号　T0071－00　　〔　内　訳　明　細　書　①　〕

工事番号　○○工　○○　第 0000 号

工事件名　○○○○○○○○○○○新設他　　請負金額　0,000,000,000 円

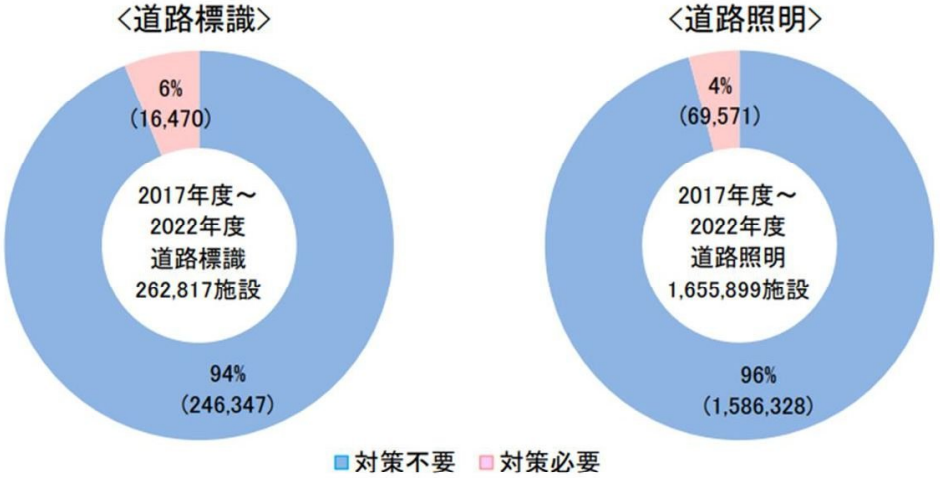
工事種類名称	内訳工種	単位	数量	単価	金額	適用
架道橋	鋼製土留工(鋼矢板式)仮設	壁㎡	0.0	0,000	00,000	
	鋼製土留工(親杭式)仮設	壁㎡	0.0	0,000	00,000	
	薬液注入工	㎥	0.0	0,000	000,000	
	コラムジェット工	m	0.0	00,000	000,000,000	
	簡易工事桁架設	t	0.0	00,000	00,000,000	
	線路防護網仮設	m	0.0	0,000	000,000	
	工事用列車停止装置仮設	式	0	000,000	000,000	
	工事用列車接近警報器仮設	式	0	0,000	000,000	
	計測工設置	式	0.0	0,000	00,000	
	仮囲い工仮設	m	0.0	0,000	000,000	
	仮設桟橋工仮設	㎡	0.0	00,000	000,000	
	作業ヤード仮設	㎡	0.0	00,000	000,000	
	作業構台仮設	㎡	0.0	0,000	00,000	
	仮通路仮設	㎡	0.0	0,000	00,000	
	空頭支障防護工仮設	箇所	0		000,000	
	計				0,000,000,000	

小規模附属物の点検に関する周知事項

資料25

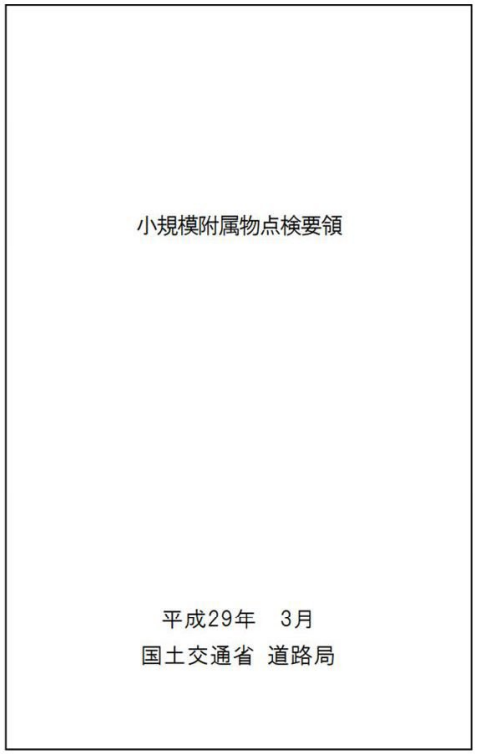
○ 国土交通省では、地方公共団体に対する技術的助言として2016年度に小規模附属物点検要領を示しています。
○ 点検要領では、目安として概ね**10年に1回**を目安として近接目視による詳細点検及び、5年に1回を目安として外観目視を基本とする中間点検を行うこととしております。
○ 地方公共団体においては、引き続き、小規模附属物の適切な維持管理をお願いします。

○地方公共団体の点検結果（令和5年3月末時点）



○地方公共団体管理道路の小規模附属物における修繕等措置の実施状況
（令和5年3月末時点）

種別	対策が必要な施設数（A）	修繕に着手済の施設数（B）（B/A）	修繕完了の施設数（C）（C/A）
道路標識	16,470	5,508（33%）	4,276（26%）
道路照明	69,571	30,411（44%）	28,806（41%）
合計	86,041	35,949（42%）	33,082（3



国土交通省HP：
https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/tenken/yobo7_12.pdf

※令和4年度道路メンテナンス年報より抜粋